○内閣府令第

号

銀 行法 (昭和 五十六年法律第五 十九号) 及び関係法律の規定に基づき、 銀行法施行規則等の 部を改正す

る内閣府令を次のように定める。

令和三年三月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

(銀行法施行規則の一部改正)

第 条 銀 行 法 施 行 規 則 昭 和 五. 十七 年 大蔵 省令第十号) 0) 部を次 \mathcal{O} ように改正する。

次 \mathcal{O} 表に よ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ Ś 規 定の 傍 線を付 L 文は 破 線 で 囲 W だ部 分をこれ に対応する改正 一後欄 に

掲げ る規定 の傍線を付 L 又は破線で囲 んだ部 分のように改め、 改正 前欄 及び 改正後欄 派に対応 して掲 げるそ

の標 記 部 分 連 、続する: 他 \mathcal{O} 規 定と記号により一括 して掲げる規定にあっては、 その 標 記 部 分に係る る 記 載

に二 重 傍 線 を付 L) た規: 定 以 下 対 象 規 定 という。 は、 その 標 記 部 分が 同 \mathcal{O} t \mathcal{O} は 当 該 対 象 が規定 を

改正 後 欄 に · 掲 げ Ź ŧ 0 \mathcal{O} ように 改め、 その 標 記 部 分が 異なるもの は 改 正 前 欄 に 撂 げ る対象に 規 流定を改一 正 後 欄

ないものは、これを加える。

資産の部合計		(資産の部) [略]	和 自 金き		第2 第 期中(年	(単)	[1~7 略]	(記載上の注意)	[第1~第5 略]	ш	のとおり報告します。	年 月 日から 年				金融庁長官 殿		株式会社	第 期中	中間米米	別紙様式第1号(第18条第1項関係)	改
負債及び純資産の部合計	(純資産の部) [略] 評価・換算差額等合計 株 式 引 受 権 [略]	世	額科目金額	(単位:百万円)	月 日現在)中間貸借対照表	§ 1 [※		月 日までの業務及び財産の状況を次	代表取締役 氏 名	株式会社 銀行	住 所		年 月 日	銀行	年 月 日から 年 月 日まで	務 報 告) (日本産業規格A4)	後
資産の部合計	1i	(資産の部) [同左]	科目金		第2 第 期中(年		[1~7 同左]	(記載上の注意)	[第1~第5 同左]		のとおり報告します。	次 年 月 日から 年				金融广長官 殿		株式会社	第 期中	中二	別紙様式第1号(第18条第1項関係)	改
負債及び純資産の部合計	(純資産の部) [同左] 評価・換算差額等合計 [同左]	(負債の部) [同左]	含額 科	=	F 月 日現在)中間貸借対照表	第1 [同左]				円次		手 月 日までの業務及び財産の状況を次	代表取締役 氏	株式会社	住所			14	年 月 日まで 月 日まで	業務報告書	(係)	正前

(記載上の注意)

- は、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について
- 2 次に掲げる会計方針に関する事項

(1 (2 . 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

四四

 $\widehat{\mathfrak{S}}$

一器

合には、記載することを要しない。) の内訳等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと

[(5)~(19) 略]

 $2 \cdot 3$ 器

徭8

徭

进日 併 伻 田 日 が か 田から 中間損益計算書

(記載上の注意)

[1~3 點]

- 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収
- (1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて 区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- 2 収益を理解するための基礎となる情報
- $\widehat{\omega}$ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解

(記載上の注意)

[同左]

1 [同左]

2 [同左]

同左]

[加える。]

[同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作 成している場合には、記載することを要しない。

[(5)~(19) 同左]

[2・3 同左]

进 併

能器

田

伻 耳 でがまりなる。 中間損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1~3 同左] [加える。]

するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

5 [器]

第 期中 【年 月 日から】中間株主資本等変動計算書

(記載上の注意)

[1~8 點]

第5 [略]

4 [同左]

第4 報 期中 【 年 月 日から】中間禁止資本等変動計算器

					株主資本	Ħ						評価·機算差額等	非接接等		新株子約 純資産合	
	資本金		資本剩余金			利益剩余金	明余金		字術已月	本基王拳	その他有	超量解干 イン野糖 基明の会 本基手拳	土地再評		畚	罕
		資本準備		資本剩余	粉粒茶は	金の他和益則余金	益則余金	利益剰余		章	価証券評 価差額金	ジ担益	価差額金	中部領等		
		ト	本则余仓	段吗平	В	金 ※ 強 対	××横位 編輯利益劑 金合平 金 余金	金合甲						3		
当期首残高	×	×	×	×	×	×	×	×	××∨	×	×	×	×	×	×	Т
当中間頻変動額																1 7
新株の発行	×	××		×						×						1 7
剰余金の配当					×		$\triangle \times \times$	$\triangle \times \times$		D××						_
中間総利益							××	××		×						
自己株式の処分									×	×						
																_
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)											×	×	×	×	×	I -
当中間病動額合計	×	×	1	×	×	_	××	××	×	×	×	×	×	×	×	
当中間期末疫苗	×	×	×	×	×	×	×	×	××	×	×	×	×	×	×	

(記載上の注意)

[1~8 同左]

第5 [同左]

	負債及び純資産の部合計	負	#	□⊳	の当	産の	資		産の部合計	負債及び純資産の部合計		□> "+"	の	資産
	[同左]	同								[略]				
								 	受 権	株 式 引	r – –			
 - - 	面・換算差額等合計								差額等合計	評価・換算				
 	[左]	<u>-</u> - - - - - - -						1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	 		-			
	(純資産の部)								の部)	(純資産				
	[同左]	同				左]	[同左]			[略]				[略]
	(負債の部)			部)	産の	(資			の 部)	(負債)		(S)	産の部)	(資
金額	₩ Ш	金額 科		ш			华	金額	ш	李	金額	Ш		华
当万円)	(単位:百万円)	=]	百万円)	(単位:百万円)			-		
•	日現在)中間貸借対照表	年 月		期中 (徭	第2	(41)	#	中間貸借対照表	月 日現在)	单	期中(窜	第2
		第1 [同左]	15%							[略]	第1			
					同左]	$1\sim7$							略]	$[1\sim7$
					注意)	(記載上の注意)	(記)						注意)	(記載上の注意)
					同左]	[第1~第5	[第1]						黙」	[第1~第5
	次	H								次	▥			
				9	串しま	のとおり報告します。	50					0,	告します	のとおり報告します。
)状況を次	日までの業務及び財産の状況を次	年 月	2,	日から	月	年)状況を次	日までの業務及び財産の状況を次	月日までの	年	日から	月	年
_	代表取締役 氏 名	143						",	氏 名	代表取締役				
銀行	株式会社	茶						銀行		株式会社				
	所	住								住 所				
				憠	叫	金融庁長官	金					骤	計	金融庁長官
Ш	年 月							ш	年 月					
	銀行	竿	株式会社	₹क्ष						銀行	竿	株式会社		
	月 日から 月 日まで)	年年	期中	徭					G U	月 日 月 日まで	, 年 年	第期中		
	中	、業務報	中三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	П					,	報告	業務	中		
!格A4)	(日本産業規格A4)	(第 18 条第 1 項関係)	8条第	(第 18	号の2	式第1-	別紙様式第1号の2	₹格A4)	(日本産業規格A4)	<i>(C)</i>	1項関係	(第 18 条第 1 項関係)		別紙様式第1号の2

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑪ 點]

 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧 客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)

[器]

(3) [略]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと の内訳等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している 場合には、記載することを要しない。)

[(5)~(19) 略]

[2・3 點]

徭8

徭

期中 (年月日から)中間損益計算書

(記載上の注意)

[1~3 器

4 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。

- (1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①~⑩ 同左] [加える。]

① [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

[(5)~(19) 同左]

[2・3 同左]

第3 第 期中 (

期中 (年 月 日から)中間損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1~3 同左]

するための情報

は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

る場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成してい

- 記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。 算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注 (2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計
- が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動

2 园园

第4 第 期中 【 年 月 日から】中間検主資本等変動計算書

	* + >		100		株主資本		>		1 100-17	16-1-20-1-		評価・機算差額等	8		**************************************	N9	茶子您
	資本金		資本剩余金			利益剰余金	余金		自己株式	株主資本 その他有		繰延へツ	土地再評	評価・機	2	-	福
		資本準備	その他資	余億本景	粉粒茶沙	その他利益剰余金		利益剰余		早		ジ担益	価差額金	神器密導		_	
		份	本馴余金	命合業	令	××積立		金合非			10 宏秘密			D)			
当期首残高	×	×	×	×	×	×	×	×	××	×	×	×	×	×	×		×
当中間頻変動額																	
新株の発行	×	×		×						×							
剰余金の配当					×		$\triangle \times \times$	⊳ × ×		$^{\triangle\times}\times$							
中間網紅							××	×		×							
自己株式の処分									××	×							
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)											×	×	×	×	×		×
当中間期変動額合計	×	×	1	×	×	_	×	×	××	×	×	×	×	×	××		×
当中間期末疫高	×	×	×	×	×	×	×	×	D××	×	×	×	×	×	×		×

(記載上の注意)

[1~8 點]

[器]

얦5

別紙様式第2号(第18条第1項関係)

噩 件 併 牃 豥 压 田 봻 E デ で 田から 山上 ₩

銀行

大店

伻 田 Ш

> 4 [同左]

第4 第 期中 【年 月 日から】中間株主資本等変動計算書

X	× × × × × ×	X	株式 株式 株式 株式 株式 株式 株式 株式		株式 株式 株式 株式 株式 株式 株式 株式								資本金	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	铃	当期首戏高 ××	当中間辨変動額	新株の発行 ××	剰余金の配当	中間参利益	自己株式の処分	自己株式の処分	自己株式の処分 ・・・・・ 株主資本以外の項目の当中間期変動類 (級額)	自己株式の総分 - ・・・・・ 株式 対小の総分 - ・・・・・ 株式 対小の項目の 当中間開発的額 (利認) - ・・・・
	海 技位	× × ×		対	対		新正原本	新上版本	新江東本	No. No.	株式現代 株式現代 株式現代 株式現代 株式現代 株式現代 株式 株式 株式 株式 株式 株式 株式 株		₩	操本準備		×		×						×
	後の平 × × × ×	× × × ********************************	X X X X X X X X X X	X	X		RELIEFE			No. No.			資本則余金			×								1

(記載上の注意)

[1~8 同左]

얦5

[同左]

別紙様式第2号(第18条第1項関係)

(日本産業規格A4)

(日本産業規格A4)

噩 併 伻 豥 圧 圧 整 日 ま か 田から

銀行

大店

併 田 Ш

8

[第1~第3 略] のとおり報告します。 (記載上の注意) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について 金融厅長官 $[1\sim5$ 2 • 3 <u>4</u> $\widehat{\omega}$ は、その関連が明らかになるように記載すること。 [(5)~(15) 略] 併 の内訳等に関する事項 合には、記載することを要しない。) [①~9 器] 次に掲げる会計方針に関する事項 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと 园园 載すること。) 客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識す 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧 る通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて [器] 器 器 田 雞2 日から 霐 伻 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場 第1 伻 Ш 圧 耳 日現在中間貸借対照表 六 甪 狡 日までの業務及び財産の状況を次 表 肥 H 名 太阳 [同左] [第1~第3 同左] のとおり報告します。 (記載上の注意) (記載上の注意) 1 [同左] 金融庁長官 $[1\sim5$ [2・3 同左] 1 $\widehat{\omega}$ 0 [(5)~(15) 同左] 併 している場合には、記載することを要しない。) $[]\sim 9$ 金融商品の時価等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成 [加える。] [同左] [同左] [同左] [同左] 同左] 继2 同左] 日から 骤 籴 併 Ш 压 [同左] 耳 日現在中間貸借対照表 东 欽 甪 表 日までの業務及び財産の状況を次 辨 严 氏 大店

別紙様式第2号の2 (記載上の注意) 金融厅長官 $\lfloor 1 \sim 4$ 2 記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。 $\widehat{\omega}$ が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注 る場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 は、記載することを要しない。 く。)を注記すること。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動 (2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計 中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成してい (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき するための情報 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収 収益を理解するための基礎となる情報 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの 继8 (第18条第1項関係) 霐 年年 銀行 팯 併 併 田 Ш 牃 箊 日 ま ぐ 圧 田 から 田 が で 日から 太阳 业 # 中間損益計算書 (日本産業規格A4) 侢 田 Ш 別紙様式第2号の2 [同左] (記載上の注意) [1~4 同左] [加える。] 金融厅長官 能8 (第 18 条第 1 項関係) 憠 年年 銀行 팶 併 伻 月 月 牃 籡 ഥ 田 日 ま ぐ 日から 盤 日 が が 日から 业 **III** 中間損益計算書 (日本産業規格A4) 併 田 Ш

甪 严

世后

表 氏

のとおり報告します。 併 田 日から 併 田 日までの業務及び財産の状況を次

_第1~第3

器

(記載上の注意)

 $1 \sim 5$

器

Ш

狹

第1

耳

併 日現在中間貸借対照表

雞2

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

は、その関連が明らかになるように記載すること。

(記載上の注意)

次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑨ 器]

客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識す 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧 載すること。) る通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

[器]

 $\widehat{\omega}$ 図

<u>(4</u>) の内訳等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと

[(5)~(15) 略]

場合には、記載することを要しない。)

 $\begin{bmatrix} 2 \cdot 3 \end{bmatrix}$

甪

严

大店

表 桝 天

のとおり報告します。 日から 併 耳 日までの業務及び財産の状況を次

侢

Ш 欽

[第1~第3 同左]

(記載上の注意)

 $\lfloor 1 \sim 5$ 同左_

얦2 伻 日現在中間貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

1 [同左]

0 [同左]

同左]

 $[]\sim 9$ [加える。]

[同左]

[同左]

している場合には、記載することを要しない。) 金融商品の時価等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成

[(5)~(15) 同左]

[2・3 同左]

別紙様式第3号 (記載上の注意) 金融厅長官 [1~4 略] 2 記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。 $\widehat{\omega}$ が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注 る場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 は、記載することを要しない。 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収 (2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動 (2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計 中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成してい (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき するための情報 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 収益を理解するための基礎となる情報 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの 继8 (第18条第2項関係) 徭 骤 併 併 株式会社 捶 豥 圧 田 併 E W V 日から 圧 压 丱 無行 日から コ ま コ ₩ 中間損益計算書 (日本産業規格A4) 伻 耳 Ш 別紙様式第3号(第18条第2項関係) [同左] (記載上の注意) 金融厅長官 [1~4 同左] [加える。] 能8 徭 霐 併 年 株式会社 进 籡 田 田 併 伻 日 ま で 日から 盤 ഥ 田 丱 無行 日 ま で 日から ₩ 中間損益計算書 (日本産業規格A4) 侢 耳 Ш

株式会社 年 代表取締役 里 名 無行

田 日から 併 田 日までの業務及び財産の状況を次

[第1〜第5 略]

Ш

狡

のとおり報告します。

併

(記載上の注意)

[1~7 點]

第1 园园

얦2 徭 期米 併 且 日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

一器 鶭 椞 產 (資 9 強の 뺤 野 $\Box \triangleright$ Ш 1111 争 盤 採 評価・換 一一 氢 园 負債及び純資産の部合計 烘 () ()) <u>É</u> 算差 債の部) 産の部) <u>J</u> 額等 Ш ⊒illi 権 争 盤

(記載上の注意)

- は、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について
- 一器
- 次に掲げる会計方針に関する事項

2

との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

株式会社 年 果

無行

代表取締役 H

のとおり報告します。 併 耳 日から 併 日までの業務及び財産の状況を次

Ш

湬

[第1~第5 同左]

(記載上の注意)

[1~7 同左]

얦2 舥 期米 併 耳 日現在) 貸借対照表

[同左]

(単位:百万円)

L						*	Ě		/≑7=	
		負債及び純資産の部合計		#	□⊳	当	0	齑	狊	
		[同左]								
		換算差額等台								
-	 	[同左]	ı							
		(純資産の部)								
		[同左]						左]	[同左]	
		(負債の部)			部()	産の		(資		
	金額	型	金額	Ш					椞	
J	日ンロノ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								

(記載上の注意)

[同左]

- <u>1</u> [同左]
- 0 [同左]

同左]

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する

- (3)次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- 可能性があるもの した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- おける当該情報の記載を要しない。) 容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一 である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式に ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内
- <u>(4)</u>
- 借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。) 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

 $(6)\sim(31)$ 园园

 $2\sim6$

器

戡 伻 併 Ш 田 のがまるなって 損益計算書

能8

舥

(記載上の注意)

[1~7 點]

- 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収
- 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- 収益を理解するための基礎となる情報

2

 $\widehat{\omega}$ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

> [加える。] [同左]

[同左]

<u>(4)</u> だし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要し 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(た

 $(5)\sim(30)$ [同左]

ない。)

 $2\sim6$ 同左]

能8 舥 戡

併 田

伻 ഥ 日まかでで

損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1~7 同左]

は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

は、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合に

きは、同様式における当該事項の記載を要しない。 記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記すると (2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注

$9\sim11$ 园园

第4 第 期 【 年 月 日から】株主資本等変動計算書

	資本金		資本剰余金	原金		45	株主資本 利益	利益馴余金		自己株式		株主資本 その他有	株主資本 その他有 繰			探主資本 その他有 繰延へ少 土地再算 評価・換	探主資本 その他有 縁延へッ 土地再評 評価・機
		資金金額	での他 資本剰 余金	也 資本剩余 則 金合計	余	利益即備 金	要等 本理等 本験×× 事労修費は叩の子	劇余金 繰越利益劇 余金	利益剩余金	14	· 아	心里 在蒸馏会	合計 個別券牌 少担益 個遊戲金	中 一 在 正 参 軍 の 型 在 影 整 を の と の に 。 に る に る に 。	合計 個別券牌 少担益 個遊戲金	中 一 在 正 参 軍 の 型 在 影 整 を の と の に 。 に る に る に 。	中 一 在 正 参 軍 の 型 在 影 整 を の と の に 。 に る に る に 。
高級星線県	×	×		×	×	×	××	×	×	××∇	××		×	×××	× × ×	× × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
当期変動額																	
新株の発行	×	×	×		×						××	××	×	××	××	×	×
剰余金の配当						×		D× ×	××△		Δ××	Δ××	△××	∆×××	∆××	Þ××	D×x
当期純利益								×	××		××	××	×	××	××	××	×
自己株式の処分										×	× × ×						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)												×	×××		×	×××	× × × × ×
当期変動部合計	×	×		1	×	×	_	×	×	×	×××		×	×××	×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××	× × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
当期末残高	×	×	×	×	×	×	×	×	×	⊳ × ×	> × × × ×		×	×××	×××××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×

刺余金の配当 新株の発行

××

(記載上の注意)

 $[1\sim 8]$ 器

얦5

別紙様式第3号の2(第18条第2項関係) 翭 機

年 田 丱 田がなる。 ₩

無行

株式会社

蓝 年

圧

徭

伻

田

Ш

金融庁長官

骤

甪

严

霐

金融庁長官

甪

严

 $8\sim10$

[同左] 第4 第 期 【 年 月 日から】検主資本等変動計算書

作の街貨 資本剩余

茶出資本 中二

その他有 価証券評 価差額金 製造への

土地再評価差額金

当期変動額合計

(記載上の注意) [1~8 同左]

얦70

[同左]

別紙様式第3号の2

(日本産業規格A4)

(第18条第2項関係)

丱

(日本産業規格A4)

田

徭

进

併

耳

銀行

株式会社

伻 田

Ш

15

株式会社 代表取締役 無行

のとおり報告します。 併 田 日から 伻 耳 日までの業務及び財産の状況を次

Ш

湬

第1~第5 器

(記載上の注意)

[1~7 點]

园园

얦2 徭 期末 件 且 日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

[略] 鶭 华 產 9 產 0 뺧 恶() Ш 1111 金 쬺 評価・ 一路 負債及び純資産の部合計 垈 (純資産の部) 共 魚 換算差額等 債の部) M Ш 1111 権 金 菑

(記載上の注意)

次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

は、その関連が明らかになるように記載すること。

- [器]
- 次に掲げる会計方針に関する事項

との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する

(記載上の注意)

[同左]

2 [同左] 1

[同左]

同左]

[加える。]

株式会社

無行

代表取締役 Ħ

日から 併 耳 日までの業務及び財産の状況を次

Ш

欻

[第1~第5 同左]

のとおり報告します。

併

且

(記載上の注意)

[1~7 同左]

[同左]

雞2 徭 期末(併 田 日現在) 貸借対照表

(計畫下分) (計畫)	資 産 の 部 合 計 負債及び純資産の部合計	[同左]	評価・換算差額等合計	. [同左]	(純資産の部)	[同左] [同左]	(資産の部) (負債の部)	科 目 金額 科 目 多
								金額

(1 (7 ...)

- 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- 可能性があるもの した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- 容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一 おける当該情報の記載を要しない。) である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式に ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内
- <u>(5)</u> 借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。) 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

园园

 $[2\sim6$

얦8

徭

期 侢 併 圧 田 日 が か 田から 損益計算書

[表略]

(記載上の注意)

 $[1\sim7]$ 器

- 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収
- をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- 収益を理解するための基礎となる情報

0

 $\widehat{\omega}$ (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

[同左]

[加える。]

[同左]

<u>(4)</u> 要しない。) (ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載すること 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(5)~(30) [同左]

[2~6 同左]

얦3

徭 戡

仲 併 压

田 日 ま ぐ 日から

損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1~7 同左]

は、記載することを要しない。

は、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合に

きは、同様式における当該事項の記載を要しない。 記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記すると (2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注

$9\sim11$ 园园

第 期 【年 月 日から】検主資本等変動計算書

当期末残高	当期変動額合計	株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		自己株式の処分	当期純利益	劇余金の配当	新株の発行	当期安勢額	当期首残高				
×	×						×		×			資本金	
×	×						×		×	備金	指本資		
×	_								×	本剰余金	その街資	資本剰余金	
×	×						×		×	金合計	資本剩余		
×	×					×			×	金	制推推储		78年36年
×	-								×	××積立 金	その他利益剰余金	利益)	W/A
×	×				×	D××			×	××積立 縁越利益 金 剩余金	差則余金	利益剰余金	
×	×				×	××			×	金合計	利益剩余		
D× ×	×			×					D× ×			自己株式	
×	×			×	×	D××	×		×		中	株主資本	
×	××	×							×	HUAS, OF AS.			
×	×	×							×		シ担益	Q	評価・機基素制等
×	×	×							×		価差額金		中型田寺
×	×	×							×		単光 部等		
×	×	×							×			387	A518
×	×	×							×			387	SK-L-MAJOR
×	×	×	×	×	×	××	×		×				相合理知识

(記載上の注意)

 $[1\sim 8]$ 器

얦5 园园

仲 併 豥 月 月 白 日から 1 太店 1

別紙様式第4号(第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

侢 耳

Ш

金融庁長官

凞

金融庁長官 礟

帝 肥

無行

太店

$8\sim10$ [同左]

第4 第 期 { 年 月 日から] 株主資本等変動計算書

				当期首残高	当期変動額	新株の	剩余:	当期	自己	:	禁止の過	当期変動額合計	
				2所	580	新株の発行	刺余金の配当	当期純利益	自己株式の処分		株主資本以外 の項目の当期変動額(純額)	物合計	当期末残高
	資本金			××		××						×	×
		資本準備金		××		××						×	×
	資本剰余金	その他資本製金金		×								-	×
		資本剩余 金合計		××		××						×	×
株主資本		利益準備金		×			×					×	×
*	利益別	その他利益剰余金 ××積立 繰越利	会	×									×
	利益剰余金	その他利益側余金 ××機立 繰越利益	剩余金	×			∆××	×				×	×
		利益剰余 金合計		×			∆××	×				×	×
	字琳已用			$\times \times \triangle$					×			××	××
	茶	D)		×		×	× ×	×	×			×	×
		信能額金		×							×	×	×
評価・換算差額等	9	シ別益		×							×	×	×
算差額等	評価	差研金		××							×	×	×
		合計		×							×	×	×
新株子約 純資産合	389			××							×	×	×
純資産合	700			×		×	∆××	×	×	×	×	×	×

(記載上の注意)

[1~8 同左]

얦5 [同左]

別紙様式第4号(第18条第2項関係) 併 豥 月月 攃 日から 业 ₩ (日本産業規格A4)

併

ま を を

太五

併

耳

Ш

甪

刑

銀行

女店

7 表 辨 H

のとおり報告します。 耳 日から 併 耳 日までの業務及び財産の状況を次

Ш

狹

併

_第1~第3 器

(記載上の注意)

 $[1\sim5$ 器

第1 [器]

伻 且 日現在 貸借対照表

얦2

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について は、その関連が明らかになるように記載すること。
- 次に掲げる会計方針に関する事項

[I~9 略]

🔟 収益の計上方法 (顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客

次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- Θ 可能性があるもの した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- 容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一 おける当該情報の記載を要しない。) である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式に ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内

7 表 華 田

のとおり報告します。 伻 瓦 日から 併 耳 日までの業務及び財産の状況を次

Ш

欽

[第1~第3 同左]

 $[1\sim5$

(記載上の注意)

同左]

얦2 侢 且 [同左] 日現在 貸借対照表

[同左]

(記載上の注意) [同左]

- 1 [同左]
- 2 [同左]

 $[]\sim 9$

[加える。] 同左]

[加える。]

[同左]

<u>(5)</u>

貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。) 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金 (ただし、 連結

 $(6)\sim(11)$ 國

 $2\sim6$ 器

徭8

伻 伻 圧 田 田から E まで 損益計算書

(記載上の注意)

 $[1\sim 8]$ 器

- 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収
- 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- 収益を理解するための基礎となる情報

2

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

は、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合に

きは、 記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記すると (2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注 同様式における当該事項の記載を要しない。

[同左]

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

ない。) だし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要し

 $(5)\sim(20)$ [同左]

 $2\sim6$

能8 同左] 併

田

伻 田 Ш 日から JH W 損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1~8 同左]

別紙様式第4号の2(第18条第2項関係) [第1~第3 のとおり報告します。 (記載上の注意) (記載上の注意) 金融庁長官 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について $[1\sim5$ は、その関連が明らかになるように記載すること 2 併 [山~⑨ 器] 次に掲げる会計方針に関する事項 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 (\frac{1}{2}\) との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 [器] 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 悉 旦 얦2 日から 憠 併 仲 併 箊 徭1 且 Ш 併 且 田 盤 日現在 图 田 7 魚 狹 田 が で 日から 丱 表 大店 日までの業務及び財産の状況を次 严 琳 貸借対照表 1 Ħ (日本産業規格A4) 侢 殆 田 大店 Ш 別紙様式第4号の2(第18条第2項関係) [同左] [第1~第3 同左] のとおり報告します。 (記載上の注意) (記載上の注意) 金融庁長官 [1~5 同左] <u>1</u> 2 [同左] 侢 [加える。] $[0~\sim 9]$ [同左] [同左] 耳 얦2 同左] 日から 憠 伻 銀行 第1 併 併 箊 田 併 Ш [同左] 田 強 耳 日現在 耳 7 宇 欽 日 が が 日から 丱 大五百五 表 日までの業務及び財産の状況を次 严 ┿ 貸借対照表 1 氏 (日本産業規格A4) 伻 ₩ 圧 支店 Ш

四四四

- 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- 可能性があるもの した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- \odot ける当該情報の記載を要しない。) 容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一 である場合において、この様式その旨を注記するときは、同様式にお ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内

<u>(5)</u> 借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金 連結貸

 $[2\sim6$ $(6)\sim(21)$ 四周

伻 併 耳 田野ななる 損益計算書

徭8

[機器]

(記載上の注意)

 $[1\sim 8]$ 器

- 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収
- をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- 収益を理解するための基礎となる情報

2

 $\widehat{\omega}$ は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

> [加える。] [同左]

[同左]

ない。) だし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要し 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(た

 $(5)\sim(20)$ [同左]

 $[2\sim 6$ 同左]

能8

併

併 田 日から

圧 でまる 損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1~8 同左]

別紙様式第5号 [第1・第2 のとおり報告します。 园园 (記載上の注意) 金融庁長官 椞 园 $[1\sim6$ きは、同様式における当該事項の記載を要しない。 記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記すると は、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 併 (2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注 連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合に (資 N 産の 器 器 旦 (第18条第3項関係) 뾼 礟 日から Ш 併 얦2 株式会社 漸 얦1 併 併 耳 (4) Ш 伻 湉 中間連結財務諸表 쬺 羰 日現在)中間連結貸借対照表 田 耳 [器] 田 図 m 株式会社 代表取締役 豥 椞 狹 日 ま で 田から 日までの業務及び財産の状況を次 報 严 魚 無行 1 債の部) # (日本産業規格A4) 伻 (単位:百万円) Ш 田 銀行 金 Ш 盤 別紙様式第5号 [第1・第2 同左] のとおり報告します。 [同左] (記載上の注意) 金融庁長官 椞 [同左] [1~6 同左] 併 (資 產 圧 9 (第18条第3項関係) 뾼 -日から 礟 侢 Ш 徭2 株式会社 闽 田 얦1 併 併 併 金 箔 Ш 中間連結財務諸表 繈 日現在)中間連結貸借対照表 牃 田 [同左] 田 [同左] 帝 代表取締役 株式会社 箊 椞 湬 田 が な 田から 日までの業務及び財産の状況を次 報 严 (負債の 無行 1 H 1 (日本産業規格A4) 恶() 仲 (単位:百万円) Ш 田 金 Ш 盤

[略] (1) 中間連結損益計算書 [表略]	3 年 月 日から 中間 (記載上の注意)	[2~5 略]	<u>の内訳等に関する事項</u> [(5)~√17) 略]	(4) 金融商品の時価等に関す	(3) [略]	<u>即・1</u> 3 [略]	(1 ~ ~)	常の時点その他重要な会	トの契約に基づく主な義	当該契約から生ずる収益	Ⅲ 収益の計上方法 (顧客	[①~(i) 略]	(2) 次に掲げる会計方針に関する事項	(1) [略]	は、その関連が明らかになるように記載すること。	1 次の事項を注記すること。	(記載上の注意)	資産の部合計				
	中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書			金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと				常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する	トの契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係ろ収益を認識すろ通	当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客	収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて		ける事項		ように記載すること。	ただし、特定の科目に関連する注記について		負債及び純資産の部合計	略]	その他の包括利益累計額合計	[(純資産の部)
[同左] (1) 中間連結損益計算書 [同左]	3 年 月 日から 年 月 日から (記載上の注意)	三三	[(5)~(17) 同左]	. 4 金融商品の時価等に関する事項	(3) [同左]	<u> </u>		•			[加える。]	[①~⑩ 同左]	(2) [同左]	(1) [同左]		1 [同左]	(記載上の注意)	資産の部合計				
	中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書			る事項														負債及び純資産の部合計	[同左]	その他の包括利益累計額合計		(純資産の部)

(記載上の注意)

- 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- 1) 当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
- (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
- (2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

2~6 [器]

中間連結包括利益計算書

2

(記載上の注意)

[1~4 略]

中間連結損益及び包括利益計算書

「(1) 中間連結損益計算書」及び「(2) 中間連結包括利益計算書」を構成する目を、単一の計算書に表示する場合]

(記載上の注意)

2 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。

- 1) 当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- 収益を理解するための基礎となる情報

(2)

(記載上の注意)

[加える。]

1~5 [同左]

(2) 中間連結包括利益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

中間連結損益及び包括利益計算書

[「(1) 中間連結損益計算書」及び「(2) 中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合]

Ā

(記載上の注意

- 3 額を理解するための情報 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金
- (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

													1				
(記載上の注意) [1~7 略 ⁻	当中間期末残高	当中間期変動額合計	株主資本以外の項目の当中間頻変 動額(純額)		自己株式の処分	親会社株主に帰属する中間純利益	刺余金の配当	新株の発行	謝傳逐飾圖中氘	游孩是解宗				2~8 [略]	変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。	(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な	は、記載することを要しない。
灣(海)	×	×						×		×	資本金			器	8)(3) _{	4
	×	×						×		×	資金本金剛				7,0	見	(1
	×	×				×	××			×	利益剰余 金	株主資本			112	3	4
	> × ×	×			×					$^{\triangle\times\times}$	自己株式				場合	事項	関し
Ω	×	×			×	×	D× ×	×		×	存 主 主 本		4 m m		には	2	ない
	×	×	×							×	かり他 女 毎別券評 額金		A 87		账	ンプ	0
器]	×	×	×							×	御高へッジ資料		# ₹ } † # Wii		車落	小野	
	×	×	×							××	土地再評価差額金	その他の包	日から 】中間連結疾主資本等変動計算書日まで		項の	i連結	
	×	×	×							×	沙 非美 算 测数器元	その他の包括利益累計額	等変動計算書		記載	松里	
	×	×	×							×	遊費給付 に保る調 機製計額		-		を要	·年度	
	×	×	×							×	その累計 の格計 を利用 を基準 を基合				1. C/3	# (0)	
	×	×	×							×	2	株式引受			, \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	27日第	
	×	×	×							×	ä	新株予約				7#7	
	×	×	×							×	王7952	非女門株					
	- 1		_	_							0)					/4 <u>म</u>	
	×	×	×	×	×	×	××	×		×	Ť	前方円)				五八	
	(2		××	×	× ×	×	D××	×			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	純資産]			東なり	
(記載上の社)	当中間期末线高	×× 当中間勝敗動館合門	株主資本以外の項目の当中間頻変動館(経額)		×× 自己株式の処分	※× 親会社族主に帰属する中間純利益	△×× 働余金の配当	×× 新株の発行	当中間期変動額	×× 当期首拠高		百万円) 純 資 産		$1\sim7$		地方	
Ĥ.	当中間期末残高	当中間期変動額合計							当中間頻変動額		第	百万円)				声な	
(記載上の注意) [1~7 同左]	当中間期未改高 ××	当中間期変動館合甲 ××						新株の発行	当中間期変動額	当期省残高 ××	游 卡命 令	6万円) 純 資 産		1~7 [同左]		州 な	
(記載上の注意) [1~7 同左]	当中間猶未後戚 ××	当中間勝変動額合甲 ××				親会社株主に帰属する中間傾利益	劉余金の配当	新株の発行	当中間期変動額	当期省投高 ×× ××	按书传 《 《					州分	
(記載上の注意) [1~7 同左]	当中間類果機構 ×× ××	出中間類疾動館合学 ××			自己株式の処分			新株の発行	当中 間頻変動館	当期省残高 ×× ×× ××	資本金 資本國金 型話題金金 会	6万円) 株主資本	, (東 な 一	
ת בי	当中間期末投資 ××× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×	当中間勝変動額合甲 ××				親会社疾主に帰属する中間純利益 ××	製余金の配当 △××	新族の発行 ×× ××	当中間頻変動領	当期省投高 ×× ××	資本金 資本組合 生国现金会 自己有关		(## H			東な	
2J	当中間類果機構 ×× ××	出中間類疾動館合学 ××			自己株式の処分	親会社株主に帰属する中間傾利益	劉余金の配当	新株の発行	当中 間期変動 館	当期省残高 ×× ×× ××	資本金 强并整合 后缀整合金 自己而在 株土資本合金 会		年 月 日から 年 月 日末で			要な	
න <u>H</u>	当中間期末投資 ××× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×	巡中開開與動物中 ×× ×× ×× ××			自己株式の処分	親会社疾主に帰属する中間純利益 ××	製余金の配当 △××	新族の発行 ×× ××	当中即夠変勢額	当期省残高 ×× ×× ×× ×× Δ××	資本金 資本要金 在国際金金 自己指式 模出資本金 人の指名 会		年 月 日から 年 月 日末で			要な	
න <u>H</u>	出生問題(株)(株)	近中間護院等額合学 ×× ×× ×× ×× ××	株主資本以外の項目の当中間頻繁 動類(前部)		自己株式の処分	親会社疾主に帰属する中間純利益 ××	製余金の配当 △××	新族の発行 ×× ××	当中 間期変動類	当期省现高 ×× ×× △×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	液体的 資本學依 在因應係做 自己所以 森出版体的 小吃酱色 建温气》 例	泰士資本	年 月 日から 年 月 日末で			要な	
H T	当中間別規模機	斯中國獲別數數中平 ×× ×× ×× ××	株出資本以外の項目の当中間開放 動館(1488)		自己株式の処分	親会社疾主に帰属する中間純利益 ××	製余金の配当 △××	新族の発行 ×× ××	当中即規定的額	当期省线高 ×× ×× ×× Δ×× ×× ××	有许多 有许重金 生国惠金物 自己再刊 医出妆件的 人名西西 基础人》 十进来算 使 化四苯酚 医脂类学 少进程 植形菌的 化二苯基甲二苯基甲二苯基甲二苯基甲二苯甲甲二苯甲甲二苯甲甲二苯甲甲二苯甲甲二苯甲甲	泰士資本	(## H			更な	
TÎ Î		September 1 September 2 September 2 <td>株田東本以外の項目の当中間構成 動態((468))</td> <td></td> <td>自己株式の処分</td> <td>親会社疾主に帰属する中間純利益 ××</td> <td>製余金の配当 △××</td> <td>新族の発行 ×× ××</td> <td>当中間期受動館</td> <td>当期省规商 ×× ×× ×× △×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××</td> <td>安本会 安井堡会 包括整合会 自己有式 装计资本台 化与高点 建指令 人 计表写字 经等级联合 化混合化 建二甲基甲基 经股份 医腹部的 经股份的 医腹部的 医腹部的</td> <td></td> <td>年 月 日から 年 月 日末で</td> <td></td> <td></td> <td>更な</td> <td></td>	株田東本以外の項目の当中間構成 動態((468))		自己株式の処分	親会社疾主に帰属する中間純利益 ××	製余金の配当 △××	新族の発行 ×× ××	当中間期受動館	当期省规商 ×× ×× ×× △×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	安本会 安井堡会 包括整合会 自己有式 装计资本台 化与高点 建指令 人 计表写字 经等级联合 化混合化 建二甲基甲基 经股份 医腹部的 经股份的 医腹部的 医腹部的		年 月 日から 年 月 日末で			更な	
HT -	新申期期	 出中間護院豊徽中草 ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	株田資本550の項目の当中間頻繁 動態((468)) ×××××××××××××××××××××××××××××××××××		自己株式の処分	親会社疾主に帰属する中間純利益 ××	製余金の配当 △××	新族の発行 ×× ××	当中間別沒動類	当期的機能 ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	按本令 班本學会 在班德令者 自己有代 森州城市会 人名德尔 建混入 刘洁斯萨 经非规则 动腹部合叶 经保险 有限 电影 医腹部外的 经基础 化二甲基苯酚 医甲基氏 医甲基氏 医甲基氏 医甲基氏 医甲基氏 医甲基氏 医甲基氏 医甲基氏	泰士資本	年 月 日から 年 月 日末で			更な	
(記載上の注意) [1~7 同左] 5 [同左]		isit中間期效數額合字 XX	株田東井以外の原田の当中間郷板 豊間(40間) ××××××××××××××××××××××××××××××××××××		自己株式の処分	親会社疾主に帰属する中間純利益 ××	製余金の配当 △××	新族の発行 ×× ××	当中間頻效動館	当期省投商 ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	現状会 校社創金 西江都全会 日口居代 東川政本会 小り名名 確認く 十市原原 計事報報 近畿名子に 小り名の 中 中 中 中 中 中 中 中 中	泰士資本	年 月 日から 年 月 日末で			更な	

別紙様式第5号の2(第18条第4項関係) ذ 併 箊 圧 且 热 日 が で 田から III; **I**# (日本産業規格A4)

別紙様式第5号の2(第18条第4項関係)

翭

箊

裝

1111

(日本産業規格A4)

金融庁長官 礟

株式会社

銀行

金融庁長官

郷

代表取締役 氏

松

銀行

株式会社

币

果

株式会社

圧 田

E W W 日から 业

無行

併

国

Ш

田 果

代表取締役 株式会社

氏

名 銀行

Ш

併

且

非支配株 主持分

とおり報告します。 伻 耳 日から 併 耳 日までの業務及び財産の状況を次の

Ш

湬

[第1・第2 器

(記載上の注意)

 $[1\sim5$ 器

第1 墨

얦2 連結財務諸表

侢 耳 日現在) 連結貸借対照表

屋屋

(単位:百万円)

國國 資 华 産 (A) 強の 9 뺤 喪(Ш 1111 金 盤 その他の包括利益累計額合計 园园 [器] 負債及び純資産の部合計 椞 (海資油の部) 負 債の部) Ш 鰲 金 菑

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について
- は、その関連が明らかになるように記載すること。
- 次に掲げる会計方針に関する事項

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

> とおり報告します。 伻 田 日から 伻 耳 日までの業務及び財産の状況を次の

Ш

狹

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1~5 同左]

얦2

第1

[同左]

連結財務諸表

[同左]

0 併 田 日現在) 連結貸借対照表

(岩井)の(岩)	資産の部					[同左]	(資産の部)	本	
	合 計							Ш	
			r					金 額	
	負債及び純資産の部合計	[同左]	その他の包括利益累計額合計	[同左]	(純資産の部)	[同左]	(負債の部)	型	(単位:百万円)
				——— 				金額	百万円)

(記載上の汪恵,

- [同左]
- 2 [同左]

1

[同左]

同左]

次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- 額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重 要な影響を及ぼす可能性があるもの 会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその
- \bigcirc 当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した
- ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内

融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金 容に関する理解に資する情報

[2~7 略] $(6)\sim (24)$ [郡]

年月月

日から 日まで 日まで 」連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

(1) 連結損益計算書

(記載上の注意)

収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる

- の性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づい て区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フロー
- 収益を理解するための基礎となる情報

0

 $\widehat{\omega}$ ための情報 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解する

> [加える。] (1) · (12) [同左]

[同左]

<u>(4)</u> 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(<u>5</u>)~(<u>3</u>) [同左] [2~7 同左]

年年

日から

できる

| 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

[同左]

(記載上の注意)

(1) 連結損益計算書

[同左] (記載上の注意)

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結包括利益計算書 : 祕『

园园

2

表略] (記載上の注意)

[1~5 略]

連結損益及び包括利益計算書

[「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合]

(記載上の注意)

- 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- 収益を理解するための基礎となる情報

 $\widehat{\omega}$

) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解する ための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2~9 [略]

10 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期 純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括 利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内 訳項目ごとに注記すること。この注記は、9の注記と併せて記載することができる。

 $1\sim 6$ [同左]

連結包括利益計算書

 $\widehat{\Omega}$

[同左]

(記載上の注意)

[1~5 同左]

連結損益及び包括利益計算書

〔「(1) 連結損益計算書」及び「(5) 連結包括利益計算書」を構成する項目 5、単一の計算書に表示する場合〕

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

1~8 [同左]

9 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期 純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括 利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内 訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記8の注記と併せて記載することができる。

別紙様式第6号(第19条第1項及び第6項関係) 当期変動額 当期省残高 親会社株主に帰属する当期傾利益 [器] (記載上の注意) 椞 (記載上の注意) [1~7 略] 併 第1 (A) 強の 資本金 瓦 中間貸借対照表(資本剩余 利益剩余 金 金 野 徭 Ш Ш 年月日から年月日まで連結株主資本等変動計算書 争 进 Ŋ 盤 - $\hat{\mathbb{H}}$ 株式会社 代表取締役又は代表執行役 図 海道へ 評価・換算差額等合計 併 园园 园园 用 华 罡 土地再評価遊戲金 () 田 魚 為替換算 調整勘定 貧 失 債の 產 日現在) 0 禪 兴 兴) 株式引受 (単位:百万円) Ш 於 天 非支配株 主持分 丱 (#) 銀行 盤 別紙様式第6号(第19条第1項及び第6項関係) 剰余金の配当 自己株式の処分 親会社株主に帰属する当期純利益 [同左] (記載上の注意) 椞 (記載上の注意) [同左] [1~7 同左] 併 第1 (資 強の 耳 資本金 中間貸借対照表(恶 資本剩余 利益剩余 Ш 徭 Ш 自己株式 年月日から 年月日まで 日まで 基結株主資本等変動計算書 金 蓝 IJ 盤 -株式会社 代表取締役又は代表執行役 甪 [同左] 評価・換算差額等合計 伻 [同左] [同左] 薬用へりの資格 椞 罡 足 田 **食** 土地再評価差額金 貧 失 債の · 為替換算 調整勘定 日現在) 産の部 退職給付 に係る調 整累計額 衅 些 (単位:百万円) Ш 於 氏 非支配核 由特分 丱 金 盤

資産の部合計		
		,
負債	[略]	
債及び浴	1	i
・ ・		<u>-</u> 5
の部合語		Aļ\$
#		蕃

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

<u>(2</u>

次に掲げる会計方針に関する事項

[①~(ii) 器]

収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する こと。)

- [路]
- (3) [器]
- () 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと の内訳等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している 場合には、記載することを要しない。)

[(5)~(20) 略]

[2・3 略]

中間損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

(記載上の注意)

[1~3 點]

- 2 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区

١	#						-
	負債及び純資産の部合計	#	빯	0	產	鶭	
	[同左]						

(記載上の注意)

1 [同左]

- (1) [同左]
- (2) [同左]
- [①~⑩ 同左]

[加える。]

⑩ [同左]

- (3) [同左]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

[(5)~(20) 同左]

[2・3 同左]

中間損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

[同左]

(記載上の注意)

[1~3 同左]

分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

- 2 収益を理解するための基礎となる情報
- $\widehat{\omega}$ するための情報 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解
- は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

る場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成してい

記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。 算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注 (2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計

が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動

雞2 [器]

併

耳 舥

Ш

 $\widehat{\mathbb{H}}$

严

株式会社

蓝 -

噩 失

鮃 於

1

(無回)

天 無行

(記載上の注意)

[同左]

中間貸借対照表(

併

耳

日現在)

代表取締役又は代表執行役

(記載上の注意)

中間貸借対照表(併 耳 日現在)

(単位:百万円又は億円)

				[略]	(2	科
					(資産の部)	
)	Ш
		-				金 額
採	評価	[略]		[器]		季
共	・換	 	(箔)資		(負)	
	\L_>	! !	産		債	
15	算差	!			9	
是與	差額等	 	雪の部)		の 部)	ш
	差額	 	0			Ħ

4 [同左]

徭

発2

併

耳

Ш

盐 -

噩 失

箅

於

1

(無四)

宇 严

株式会社

代表取締役又は代表執行役 H

(単位:百万円又は億円)

			[同左]	(資産の部)	科目
ı	Ī				金 額
評価・換算差額等合計	[同左]	(純資産の部)	[同左]	(負債の部)	目
					金 額
<u> </u>					

資産の部合計		(資産の部)[略]	型	中間貸借対照表((記載上の注意) [略]			第1 第 期 年 月 日	別紙様式第6号の2(第19条第1	[1・2 略]	[表略] (記載上の注意)	中間損益計算書	(記載上の注意) [1・2 略]	資産の部合計
負債及び純資産の部合計	漢 類 到 売 利 売 巻	(負債の部) [略] (海資産の部)		(年月日現在)(単位:百万円)		代表取締役又は代表執行役 氏 名	住 所 銀行	中間決算公告				年 月 日から年 月 日まで	,	負債及び純資産の部合計
資産の部合計	'	(資産の部) [同左]	科目金額	中間貸借対照表((記載上の狂烹)		* *	第1 第 期 年 月 日	別紙様式第6号の2(第19条第1項及び第6項関係)	[1・2 同左]	[同左] (記載上の注意)	中間損益計算書	(記載上の注意) [1・2 同左]	資産の部合計
負債及び純資産の部合計	(銀)	(負債の部)[同左] (海資産の部)	型型	年 月 日現在)		代表取締役又は代表執行役	住 所 株式会社	中間決算				年 月 日から 年 月 日まで	,	1回左 負債及び純資産の部合計

(記載上の注意)

- は、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

2

次に掲げる会計方針に関する事項

(ソ (と。) 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

四四

 $\widehat{\mathfrak{S}}$ 一器

合には、記載することを要しない。) の内訳等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと

[(5)~(20) 略]

 $[2 \cdot 3]$ 器

中間損益計算書 併 年 瓦 田 田 ま ら 日から

(記載上の注意)

 $[1\sim3$ 器

益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収

- 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの
- 収益を理解するための基礎となる情報

 $\widehat{2}$

 $\widehat{\omega}$ 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解

(記載上の注意)

[同左]

<u>1</u> [同左]

0 [][-][同左] 同左]

[加える。]

[同左]

[同左]

している場合には、記載することを要しない。 金融商品の時価等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成

[(5)~(20) 同左]

[2・3 同左]

中間損益計算書 年年 田 田 まる 日から

[同左]

(記載上の注意)

[1~3 同左]

するための情報

は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

る場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成してい

- 記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。 算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注 (2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計
- が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動

雞2

舥

蓝 -噩 於 丱 (無旨)

併 耳 Ш

争 严

株式会社

夹 禦

代表取締役又は代表執行役 H 銀行

中間貸借対照表(

併

耳

日現在)

(記載上の注意)

[器]

(単位:百万円又は億円)

図 貧 华 涶 (A) 0 産の部) 뺤 Ш ᄪ 金 盤 採 評価・ 國 [器] 器 負債及び純資産の部合計 华 (<u>常</u> (食 換算差 資具 債の部) 產 9 額等 兴 中 Ш 権 争 離

> <u>4</u> 第2 [同左]

舥

併

耳

팚

Ш

-罡

夹

於

丱

(無回)

算

株式会社 宇 严

代表取締役又は代表執行役 Ħ

(記載上の注意)

[同左]

中間貸借対照表(併 耳 日現在)

(単位:百万円又は億円)

の部合	負債及び純資産の部合計	産の部合計	涇
	同左]		
換算差額等合	評価・換		
 	[同左]		
資産の部)	(純		
	[同左]		[同左]
(債の部)	(負	(資産の部)	
ш	金額	ш	华

好

別紙様式第6号の3 図 (記載上の注意) (記載上の注意) (記載上の注意) (記載上の注意) 資 $[1 \cdot 2$ 椞 $[1 \cdot 2$ は、その関連が明らかになるように記載すること。 园园 併 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について 產 第1 (資 9 產 器 器 压 中間損益計算書 9 뺤 野 貸借対照表((第19条第1項及び第6項関係) 舥 Ш Ш =||| 金 拱 鎔 株式会社 宇 併 代表取締役又は代表執行役 年年 評価 採 器 园园 屋。 負債及び純資産の部合計 甲 华 決 耳 田 且 負 換 資 日現在) で ま で に 算差 日から 債の部) 產 <u>H</u> 眞 0 繈 兴) 楽 (単位:百万円) Ш = IIII 於 権 H 金 銀行 盤 IJ. 別紙様式第6号の3 [同左] [同左] (記載上の注意) (記載上の注意) (記載上の注意) (記載上の注意) 資 썇 [1・2 同左] [1・2 同左] [同左] 產 第1 侢 (資 [同左] 9 産 耳 9 中間損益計算書 뺤 野 貸借対照表((第19条第1項及び第6項関係) Ш 徭 Ш =#lt 金 捶 盤 株式会社 代表取締役又は代表執行役 宇 併 併 併 評価・換算差額等合計 [同左] [同左] [同左] 負債及び純資産の部合計 科 严 決 田 **含** 压 田 食 資具 日現在) 債の 産の 田 ま な 日から 緷 兴 兴 (単位:百万円) Ш 於 天 争 銀行 盤

旷

 $\widehat{\Box}$ 國

<u>(2</u>

次に掲げる会計方針に関する事項

- 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて
- 晃
- 🙆 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- 可能性があるもの した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- 容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一 おける当該情報の記載を要しない。) である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式に ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内
- <u>(2</u>
- 借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。) 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

 $(6)\sim(32)$ [器]

 $2\sim6$

損益計算書 伻 併 田 田 手でま 田から

(記載上の注意)

[1~7 略]

益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収

- $\widehat{\Box}$ [同左]
- [同左]

2

同左_

[加える。]

[同左]

[加える。]

[同左]

<u>(4)</u> ない。) だし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要し 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(た

 $(5)\sim(31)$ [同左]

 $[2\sim6$ 同左]

損益計算書 年 併 月 月 主変で 日から

[同左]

(記載上の注意)

[1~7 同左]

- く。)を注記すること。
- をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- 0 収益を理解するための基礎となる情報
- は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

は、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合に

きは、同様式における当該事項の記載を要しない。 記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記すると (2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注

9~11 [略]

徭

耳

Ш

 $\widehat{\mathbb{H}}$

里

株式会社

掛 失

禪 ×

1

(無回)

銀行 公

(記載上の注意)

[同左]

貸借対照表(

併

耳

代表取締役又は代表執行役 天

(記載上の注意)

貸借対照表(併 圧 日現在)

(単位:百万円又は億円)

		4 年 権	(路 (路)	青 6 m m m m m m m m m m m m m m m m m m	(金)	[A] [A] [A]		部()	海の	資	[器]
	会 額	Ш				烘	金 額				烘

 $8\sim10$ [同左]

얦2 Ш 徭

併

耳

戡 夹 緷

於

I

(画大学)

 $\widehat{\mathbb{H}}$

严

株式会社

代表取締役又は代表執行役 H

松

日現在)

(単位:百万円又は億円)

		!				金
	換算差額等合	[同左]	(純資産の部)	[同左]	(負債の部)	早
	幫角	垣		同		額 科
						金名
				[同左]	(資産の部)	科目

資産の部合計				[略]	(資産の部)	科目金		貸借対照表([略]	(記載上の注意)				年 月 日	第1 第 期	別紙様式第6号の4(第19条第11	[1・2 略]	(記載上の注意)	[表略]	損益計算書	[1・2 略]	(記載上の注意)	資産の部合計	
負債及び純資産の部合計	評価・換算差額等合計株 式 引 受 権[略]	[(純資産の部)	[略]	(負債の部)	· 額 和 目 金額	(単位:百万円)	年 月 日現在)			代表取締役又は代表執行役 氏 名	株式会社 銀行	住 所		决 算 公 告	(第19条第1項及び第6項関係)				年 月 目から 年 月 目まで			負債及び純資産の部合計	[略]
資産の部合計		-		[同左]	(資産の部)	和 目 金		貸借対照表([同左]	(記載上の注意)				年月日	第1 第 期	別紙様式第6号の4(第19条第1項	[1・2 同左]	(記載上の注意)	[同左]	損益計算書 年 年	[1・2 同左]	(記載上の注意)	資産の部合計	
負債及び純資産の部合計	評価・換算差額等合計[同左]		(純資産の部)	[同左]	(負債の部)	額和目	(単位:	年 月 日現在)			代表取締役又は代表執行役	株式会社	住 所		泱 算 公 告	(第19条第1項及び第6項関係)				F 月 日から F 月 日まで			負債及び純資産の部合計	[同左]

(記載上の注意)

- は、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

2

次に掲げる会計方針に関する事項

- 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて
- 一器
- 🙆 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- 可能性があるもの した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- ω 容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一 おける当該情報の記載を要しない。) である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式に ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内
- <u>(4)</u> 借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。) 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金 連結貸

 $(6)\sim(32)$ [器]

 $2\sim6$

損益計算書 併 併 月月 日 ま く 日から

[表略]

[同左]

ない。) だし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要し 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(た

 $(5)\sim(31)$ [同左]

 $[2\sim6$ 同左]

損益計算書 伻 併 且 田 田 ま る 日から [同左]

(記載上の注意)

[同左]

[][-][同左] 同左]

0

[加える。]

<u></u> [同左]

[加える。]

[同左]

(記載上の注意)

 $[1\sim7$

- 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収
- 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- 2 収益を理解するための基礎となる情報
- は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

は、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合に

きは、同様式における当該事項の記載を要しない。 記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記すると (2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注

 $9 \sim 11$ 四四

徭

拱

耳

Ш

甪

严

株式会社

銀行

(記載上の注意)

[同左]

貸借対照表(

併

耳

失 緷 於

丱 (無旨)

代表取締役又は代表執行役 开

(記載上の注意)

貸借対照表(併

田 日現在)

(単位:百万円又は億円)

図 椞 資 產 9 뾼 Ш (4) 쬺 図 椞 負 債の部) Ш 金 盤

(記載上の注意)

[1~7 同左]

[加える。]

 $8\sim 10$ [同左]

雞2 舥

年

耳

Ш

整 失

쬒

於

业

(無回)

株式会社 严

帝

代表取締役又は代表執行役 氏

日現在)

(単位:百万円又は億円)

[同左]	(資産の部)	科目
		金額
[同左]	(負債の部)	科目
		金額

		[①~⑨ 略]
(2) [同左]	次に掲げる会計方針に関する事項	(2) 次に掲げる会計:
(1) [同左]		(1) [略]
	その関連が明らかになるように記載すること。	は、その関連が明らな
1 [同左]	次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について	1 次の事項を注記する
(記載上の注意)		(記載上の注意)
[同左]		[表略]
中間貸借対照表(年月日現在)	対照表 (年 月 日現在)	中間貸借対照表
[同左]		[略]
(記載上の注意)		(記載上の注意)
代表者氏	代表者氏名	
銀行	銀行	
住 所	住 所	
年 月 日		年 月 日
第1 第 期 中間 決 算 公	期中間決算公告	第1 第
別紙様式第7号(第19条第1項及び第6項関係)	(第19条第1項及び第6項関係)	別紙様式第7号(第19条第
[1・2 同左]		[1・2 略]
(記載上の注意)		(記載上の注意)
[同左]		[表略]
損益計算書 (年 月 日から) 年 月 日まで)	事 (年 月 日から) 年 月 日まで)	損益計算書
[1・2 同左]		[1・2 略]
(記載上の注意)		(記載上の注意)
資 産 の 部 合 計 負債及び純資産の部合計	計 負債及び純資産の部合計	資産の部合語
[同左]	[略] (略)	
評価・換算差額等合計	価・換算差額等合	
[同左]	[略]	
(判資産の部)	(海貿産の部)	

当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)

(正本)

(3) [器]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと の内訳等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

[(5)~(15) 略] [2·3 略]

中間損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

(記載上の注意)

[1~4 點]

- 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- 収益を理解するための基礎となる情報

 $\widehat{\Omega}$

- (3) 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
- (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注

⑩ [同左]

(3) [同左]

金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

[(5)~(15) 同左]

[2・3 同左]

中間損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

[同左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動

徭2 园园

別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係

併 第1 耳 蓝 -噩 抉 箅 於

业

甪 肥

銀行

太五百五

 $\hat{\kappa}$ 表 ┿ 天

中間貸借対照表(併 田 日現在) (記載上の注意)

[器]

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について は、その関連が明らかになるように記載すること。
- 次に掲げる会計方針に関する事項

2

[山~⑨ 器]

(\frac{1}{2} \cdot \frac{1}{2 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

- $\widehat{\omega}$
- 合には、記載することを要しない。) の内訳等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと

얦2 [同左]

別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係

第1 田 徭 戡 \oplus 噩 换 緷 於 业

甪

Ш

伻

严

7 表 * 田

無行

支店

(記載上の注意)

[同左]

中間貸借対照表(

併

耳

日現在)

(記載上の注意)

[同左]

- [同左]
- 0 [同左]

<u>1</u>

[同左]

- $[]\sim 9$ 同左]

[加える。]

[同左]

- $\widehat{\omega}$ [同左]
- している場合には、記載することを要しない。) 金融商品の時価等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成

(記載上の注意) $[2 \cdot 3$ [1~4 器] が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 (2) 収益を理解するための基礎となる情報 (1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの 記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。 算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注 る場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 は、記載することを要しない。 く。)を注記すること。 $[(5)\sim(15)$ 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収 (2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動 (2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計 中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成してい (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であると するための情報 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解 器 中間損益計算書 器 併 併 园园 Ш 田 田 ま く 日から [同左] (記載上の注意) [1~4 同左] [2・3 同左] [加える。] [(5)~(15) 同左] 中間損益計算書 併 併 [同左]

別紙様式第7号の3(第19条第1項及び第6項関係) 第1 第 期 決 算

於

业

別紙様式第7号の3(第19条第1項及び第6項関係)

部年1

耳

Ш

Ĥ

严

決

箅

於

业

Ш

併

耳

住所

のがまりなる。

表 無行 ₩ 天 女店 殆

7

(記載上の注意)

國

貸借対照表 併 耳 日現在)

(記載上の注意)

は、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について [器]

次に掲げる会計方針に関する事項

[D~9 器]

客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識す 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧 る通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記 載すること。) 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

一园

(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- Θ す可能性があるもの した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼ 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- \bigcirc 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- \odot 容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同 式における当該情報の記載を要しない。) 一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内 回様

<u>(5)</u> <u>融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸</u> 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

(記載上の注意)

7

表

銀行 桝 H

女店

[同左]

貸借対照表 併 圧 日現在)

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

<u>1</u> [同左]

0 [同左]

 $[]\sim 9$ | 同左]

[加える。]

[同左]

[加える。]

[同左]

(3)だし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要し 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(た

別紙様式第7号の4 (記載上の注意) $[1\sim 8]$ $[2\sim6$ 2 (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 きは、同様式における当該事項の記載を要しない。 記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記すると は、記載することを要しない。 は、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収) () (2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合に をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。) 収益を理解するための基礎となる情報 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性 器 耳 园园 損益計算書 (第19条第1項及び第6項関係) 徭 Ш 戡 年年 [器] 失 月月 甪 のがまりなって 無行 肥 1> 业 汝店 別紙様式第7号の4 [同左] (記載上の注意) [1~8 同左] $[2\sim6$ [加える。] $(5)\sim(20)$ 第1 ない。) 仠 同左] 耳 損益計算書 (第19条第1項及び第6項関係) 徭 Ш 年年 [同左] 夹 Ш 田 甪 まる。 덽 無行 肥 K 业 女店

鱼

(記載上の注意)

一路

貸借対照表(併 圧 日現在)

[表點]

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について その関連が明らかになるように記載すること。
- 次に掲げる会計方針に関する事項

[型~© 器]

客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識す 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧 載すること。) る通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

[器]

- <u>③</u> 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- Θ す可能性があるもの した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼ 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- ω \bigcirc 容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同 式における当該情報の記載を要しない。) - である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内
- <u>(5)</u> 貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。) 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金 (ただし、

 $(6)\sim(11)$

[器]

(記載上の注意)

[同左]

貸借対照表 仲 耳 日現在)

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

- <u>1</u> [同左]
- 0 [同左]
- [①~9 同左]

[加える。]

⑩ [同左]

- [同左]
- <u>(4)</u> ない。) だし、連結貸借対照表を作成している場合には、 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 記載することを要し
- $(5)\sim(20)$ [同左]

別紙様式第8号 (記載上の注意) (記載上の注意) $[2\sim 6$ [1~4 略] $[1\sim 8]$ 2 (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 きは、同様式における当該事項の記載を要しない。 記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記すると は、記載することを要しない。 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 は、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収 (2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合に をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 収益を理解するための基礎となる情報 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性 器 田 (第19条第2項及び第6項関係) 損益計算書 舥 Ш 整 併 併 株式会社 甪 -代表取締役又は代表執行役 圧 严 三 手でま 日から 夹 鮃 於 天 旷 殓 別紙様式第8号 [同左] (記載上の注意) (記載上の注意) $1 \sim 8$ $[2\sim6$ [1~4 同左] [加える。] 第1 侢 同左] 同左] 田 (第19条第2項及び第6項関係) 損益計算書 Ш 掛 併 併 株式会社 -[同左] 代表取締役又は代表執行役 田 严 ᆵ 日 ま で 日から 夹 禅 於 H 业 经

中間連結貸借対照表(年月日現在)

(単位:百万円)

科 目 金額 (資産の部) (負債の部) [略] (純資産の部) (純資産の部) (純資産の部) (純資産の部) その他の包括利益累計額合計 株式引受権 (下格) (下格)							1.7	(44)	1	(LE)	
目 会額 科 目 会 (資産の部) <td (<="" right="" td=""><td></td><td></td><td>負債及び純資産の部合計</td><td></td><td>\ddagger</td><td></td><td>当</td><td></td><td>産</td><td>狊</td></td>	<td></td> <td></td> <td>負債及び純資産の部合計</td> <td></td> <td>\ddagger</td> <td></td> <td>当</td> <td></td> <td>産</td> <td>狊</td>			負債及び純資産の部合計		\ddagger		当		産	狊
目 会額 科 目 会 (資産の部) [略] (純資産の部) [略] との他の包括利益累計額合計 株 式 引 受 権											
日 金額 科 目 金 (資 産 の 部) (資 産 の 部) [略] (純 資 産 の 部) [略] (地 資 産 の 部) [略] (地 資 産 の 部)			式 引 윷	,							
日 金額 科 目 金 (資産の部) (資産の部) [略] (純資産の部)			その他の包括利益累計額合計								
日 会額 科 目 会額 (資産の部) (負債の部) [略] (純資産の部) (純資産の部)	-	! ! ! ! !		1							
資産の部)金額科目金(資産の部)(負債の部)(時]			(純資産の部)								
資産の部)会額科目金			[略]							[略	
金額科目金額			(負債の部)			部)	9	產	美)		
					Ш				•	供	

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について
- は、その関連が明らかになるように記載すること。
- 次に掲げる会計方針に関する事項
- [①~① 器]
- □ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する こと。)
- <u>(12)・(13)</u> [略]
- 2) 「版]
- 4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと

の内訳等に関する事項

[(5)~(18) 略] [3~6 略]

中間連結貸借対照表(年月日現在)

[同左] 貧 椞 產 (資 9 産 0 些 뾼 Ш 1111 金 盤 その他の包括利益累計額合計 [同左] [同左] 負債及び純資産の部合計 椞 (<u>常</u> **食** 資 債の 産の部 恶((単位:百万円) Ш 金 盤

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 [同左]
- (1) [同左]
- (2) [同左]
- [①~⑩ 同左]

[加える。]

- (3) [同左]
- 4) 金融商品の時価等に関する事項

[(5)~(18) 同左]

[3~6 同左]

中間連結損益計算書 併 伻 田 田 日 ま で 日から

(記載上の注意)

- 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収
- て区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 一の性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づい 当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フロ
- 2 収益を理解するための基礎となる情報
- $\widehat{\omega}$ 額を理解するための情報 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金
- は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき
- 変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な

$2\sim7$

中間連結損益及び包括利益計算書

年年 月 月 でまる 田から

記載に代える場合 〔「中間連結損益計算書」について、 「中間連結損益及び包括利益計算書」の

(記載上の注意)

- 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収
- て区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 一の性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づい 当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フロ
- 2 収益を理解するための基礎となる情報

中間連結損益計算書 年 田

年 圧 日 ま で 日から

[同左]

(記載上の注意

[加える。]

 $1\sim6$ [同左]

中間連結損益及び包括利益計算書

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」 年年 月 月 までで

9

記載に代える場合

[同左]

(記載上の注意)

 $\widehat{\omega}$ 額を理解するための情報 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金

は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な

 $2\sim7$ 雞2 园园

田 Ш

伻

舥

期

-

盟 失 箅 於

(無回)

甪

严

株式会社

ΠĤ

代表取締役又は代表執行役

果

(記載上の注意)

 $[1\sim3$

器

中間連結貸借対照表(

伻

耳

日現在)

単位:百万円又は億円)

园园 資 椞 產 (算 9 強の 뺧 恶(Ш 1111 (4) 盤 採 その他の包括利益累計額合計 园园 負債及び純資産の部合計 瑟 椞 () ()) 負 債の部) 産の部) 鰲 争 盤

(記載上の注意)

 $[1 \cdot 2]$ 器

中間連結損益計算書

[器表]

伻 併 Ш 田 田 ま く 日から

> (記載上の注意) [1・2 同左]

資

強

中間連結損益計算書

[同左]

年年 用 用 田 ま か

 $1\sim6$ [同左]

얦2 耳 徭 Ш

伻

期

-噩

夹 算 於 业

(要旨)

代表取締役又は代表執行役 凩 株式会社

銀行

严

(記載上の注意)

[1~3 同左]

中間連結貸借対照表

併 耳

日現在)

(単)
: :
百万円又は億円
は億円

;; ;	の部合計						資産の部)	Ш
			ı <u>,</u>	1				金 額
	負債及び純資産の部合計	[同左]	その他の包括利益累計額合計	[同左]	(純資産の部)	[同左]	(負債の部)	科
				 				金 額

[同左]

华

別紙様式第8号の2(第19条第2項及び第6項関係) 記載に代える場合〕 四四 [「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の (記載上の注意) (記載上の注意) (記載上の注意) 鶭 椞 $[1\sim3$ $\lfloor 1\!\sim\!4$ [1~3 點] 中間連結損益及び包括利益計算書 産 併 (算 9 産の 器 器 耳 連結貸借対照表 뺤 恶() Ш Ш 1111 戡 争 失 盤 代表取締役又は代表執行役 魚 株式会社 併 棌 その他の包括利益累計額合計 禪 晃 园 严 負債及び純資産の部合計 华 (落)資 耳 **A** 1> 年年 債の部) 産の部) 日現在) 月 月 业 日まつ 日から (単位:百万円) Ш 権 Ħ 金 無行 鎔 別紙様式第8号の2(第19条第2項及び第6項関係) [同左] 記載に代える場合] [同左] [「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の (記載上の注意) (記載上の注意) (記載上の注意) 資 椞 [1~3 同左] [1~4 同左] [1~3 同左] 中間連結損益及び包括利益計算書 産 侢 (資 0 強の 耳 뺤 連結貸借対照表 Ш Ш =||| 争 釆 盤 Ĥ 代表取締役又は代表執行役 株式会社 併 その他の包括利益累計額合計 [同左] 緷 _[同左]_____ [同左] 負債及び純資産の部合計 科 严 耳 年年 魚 D 資 債の 産の部 日現在] 圧 田 业 兴 日まで 日から (単位:百万円)

天

Ш

金

(記載上の注意)

- 园园
- は、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

2

次に掲げる会計方針に関する事項

[D~(I) 器]

当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧 載すること。) る通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記 客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識す 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

园园

- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- ① 会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその 額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に 重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- (V) 当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した
- ω 容に関する理解に資する情報 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内
- <u>(4)</u> 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

 $(6)\sim(25)$ [器]

 $3 \sim 8$ 器

連結損益計算書

年 侢 耳 日 ず ん 日から

(記載上の注意)

- [同左]
- [同左]
- 1 [同左]

[同左]

0

同左]

[加える。]

加える。 $(1) \cdot (12)$ [同左]

[同左]

<u>(3)</u> 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

 $(5)\sim(24)$ [同左]

 $[3\sim 8$ 同左]

連結損益計算書 併 併 田 田 日まへ 日から

[同左]

(記載上の注意)

- 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収
- 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの
- 2 収益を理解するための基礎となる情報
- $\widehat{\omega}$ めの情報 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するた
- は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

 $2\sim 8$ 図

連結損益及び包括利益計算書

併 併 耳 田 から で で で で

[「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代

える場合 [表點]

(記載上の注意)

- 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収
- 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの
- 収益を理解するための基礎となる情報

 $\widehat{2}$

 $\widehat{\omega}$ めの情報 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するた

は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

 $2\sim 8$ 器

(記載上の注意)

[加える。]

 $1\sim7$ [同左]

連結損益及び包括利益計算書

伻 併

田

日から

[「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代 圧 日まん

える場合

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

 $1\sim7$ [同左]

える場合〕 [表略] [機器] [器] [「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代 (記載上の注意) (記載上の注意) (記載上の注意) 資 $[1\sim3$ 华 $\lfloor 1 \sim 3$ $[1 \cdot 2$ 産 併 얦2 (算 連結損益及び包括利益計算書 9 強の 器 器 器 瓦 連結損益計算書 뺤 連結貸借対照表(些(徭 Ш Ш 1111 捶 金 決 盤 代表取締役又は代表執行役 株式会社 年年 併 茶 その他の包括利益累計額合計 [魯] 园园 衅 國 負債及び純資産の部合計 椞 (落資産の部) 月月 耳 年年 負 於 債の部) 田 で で 迌 日から 日現在) 圧 田 単位:百万円又は億円) 1 (四畑) 日 が ぐ 日から Ш 権 氏 争 盤 える場合〕 [同左] [同左] [「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代 [同左] (記載上の注意) (記載上の注意) (記載上の注意) 資 椞 [1~3 同左] $\lfloor 1 \sim 3$ [1・2 同左] 얦2 產 侢 (資 連結損益及び包括利益計算書 9 產 同左] 压 連結損益計算書 9 뺤 連結貸借対照表() 徭 Ш Ш =## 进 金 夹 盤 株式会社 魚 代表取締役又は代表執行役 併 件 併 その他の包括利益累計額合計 算 [同左] [同左] [同左] 負債及び純資産の部合計 椞 () () () () 田 田 耳 魚 年年 於 債の 産の部 日まつ 日から 日現在) (単位:百万円又は億円) 圧 压 些 (四大) 田また 日から Ш Ħ 金 盤 松

(資産の部) (負債の部) [略] (純資産の部) (純資産の部) [略] -[略] その他の包括利益累計額合計	科 目 金額 科 目 金	 1 [略] 2 第 期中 (年 月 日現在)中間連結貸借対照表 (単位:百万円) 	第1 [略]	(記載上の注意)	[第1·第2 略]	目	を次のとおり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況	代表取締役 氏 名	会社名	住所	金融庁長官 殿	年月	銀行持株会社名	第 期中(年 月 日から) 年 月 日まで)	中間業務報告書	別紙様式第 11 号(第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本産業規格A4)	[1~3 略]	(記載上の注意)
(資産の部) (負債の部) [同左] (純資産の部) (河左] [同左] その他の包括利益累計額合計 その他の包括利益累計額合計	A 目 金額 科	1 [同左]	第 1	(記載上の注意)	[第1·第2 同左]	目 次	を次のとおり報告します。	の状況 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況	代表取締役 氏 名	会 社 名	住所	金融庁長官 殿	日 年月日	銀行持株会社名	第 期中(年 月 日から)	中間業務報告書	·A 4) 別紙様式第 11 号(第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)	[1~3 同左]	(記載上の注意)

鶭 產 9 뺤 1111 採 暴 負債及び純資産の部合計 共 AJA 権 資 産 9 뺧 ᄪ [同左] 負債及び純資産の部合計

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について その関連が明らかになるように記載すること。
- 次に掲げる会計方針に関する事項

[I]~(I) 器]

° (1 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

 $12 \cdot 13$ 一路

 \mathfrak{S}

晃

の内訳等に関する事項 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと

[(5)~(17) 略]

 $[2\sim 6]$ 器

舥

年 日から

进于 併 国 田まで 中間連結損益計算書及び

中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

(1) 中間連結損益計算書

(記載上の注意)

除く。)を注記すること。 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる

(記載上の注意)

[同左]

- [同左]
- 0 [同左]

 $[]\sim []$ 同左]

[加える。]

 $(1) \cdot (12)$ [同左]

- $\widehat{\omega}$ [同左]
- (4)金融商品の時価等に関する事項

[(5)~(17) 同左]

[2~6 同左]

ယ 舥 **进** 併 併 圧 田 日まで)中間連結損益計算書及び 日から

中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[同左]

(1) 中間連結損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

- 1 ローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基 づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フ
- 収益を理解するための基礎となる情報
- $\widehat{\omega}$ 金額を理解するための情報 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の
- は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき
- な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要

园

中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[1~4 略]

中間連結損益及び包括利益計算書

する項目を、単一の計算書に表示する場合 [「(1) 中間連結損益計算書」及び「(2) 中間連結包括利益計算書」を構成

(記載上の注意)

- 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
- 2 ローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基 グいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フ
- 収益を理解するための基礎となる情報
- ω 金額を理解するための情報 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の
- きは、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であると

$1\sim 6$ [同左]

中間連結包括利益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

中間連結損益及び包括利益計算書

する項目を、単一の計算書に表示する場合 [「(1) 中間連結損益計算書」及び「(2) 中間連結包括利益計算書」を構成

[同左]

(記載上の注意)

な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要

园

4 第 期中 (年 月 日から)中間連結核主資本等変動計算書

			株主資本					その他の	その他の包括利益累計額	80		禁戌引	株式引受 新株予約		
	資本金	資本剩余金	資本剩余 利益剩余 自己株式金	自己株式	奈 士 資本	その他有 価配券群 価差額金	海瓜 ツ海路	由 ・ 由 ※ 額 会	本	海 追債治女 に余る 観 教界計算	単規の部の書学を対象を	の様の	義	王學分	7
單務具儲氘	×	$\times \times$	×	$\times \times \triangledown$	×	×	×	××	×	×	×	×	×		× × ×
腺傳逐備間中氘															
新棟の発行	×	××			×										×
刺余金の配当			××		> × ×										D × ×
親会社株主に帰属する中間純利益			×		×										××
自己株式の処分				×	×										××
															×
(解論) (解論) (解論)						×	×	××	×	×	×	×	×		×××
当中間期変動額合計	×	×	××	×	×	×	×	×	××	××	×	×	×		×××
当中間期末残高	×	×	×	D × ×	×	×	×	××	××	×	×	×	×		×××

(記載上の注意)

[1~7 略]

Ŋ 國

別紙様式第12号(第34条の24第2項関係) 牃 豥

年 機 田 业 目から 1111

椛 伻 採 圧 4K 田 が が 徃

無

行

舥

蓝

併 耳

Ш

金融庁長官

憠

金融庁長官 憠

宇 严

水 社名

代表取締役 果

おり報告します。 且 日から 件 田 日までの業務及び財産の状況を次のと

併

[第1・第2 略]

狹

Ш

$1 \sim 8$ [同左]

4 第 期中 (年 月 日から)中間連結核主資本等変動計算書

	資本會	資本 会 全	標主資本 利益剰余 金	自己來式	集主資本 合計	その他有 毎屈拳臂 価差額金	海原へッ 火鉄路	その他の包括利益累計額 土地再算 為 特級算 価差額金 調整勘定	5利益累計館 為 替 美質 調整勘定	追責給 在 で 係 る 選 整 果 計 館	その他の 色括 巻数 学 課業 整合	新 茶 本 彩	25	約 非支配株 稍資蛋白
当期首戏高	×	×	×	⊳ × ×	×	×	×	×	×	×	×		×	× × ×
当中間頻変動網														
新株の発行	×	×			$\times \times$									
刺余金の配当			$\overset{\vee}{\nabla}\times$		$\times \times \nabla$									
親会社株主に帰属する中間純利益			×		××									
自己株式の処分				×	××									
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (終額)						×	×	××	××	××	×		×	×
当中間朔変動額合計	×	××	××	××	××	×	××	××	××	××	××	<	×	×
当中間期末残高	×	×	×	⊳ ××	$\times \times$	×	××	××	$\times \times$	××	××	×	$_{\times}^{\times}$	××

(記載上の注意)

[1~7 同左]

IJ [同左]

別紙様式第 12 号(第 34 条の 24 第 2 項関係)

(日本産業規格A4)

翭 併 報 业 日から) 1

行 拱 椊 併 田 田 まるが

徭

採 ÚK 徃 鱼

鉙

併

耳

Ш

甪 严

会社名

天

日までの業務及び財産の状況を次のと 代表取締役

Ш 欽

[第1・第2 同左]

おり報告します。

併

耳

日から

併

耳

(日本産業規格A4)

(記載上の注意)

[1~6 點]

第1 园园

얦2 連結財務諸表

[器]

舥 期末 併 圧 日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

ì	資						[器]		华
	強							(資)	
;	9							董	
ļ	獣							産の部)	
								訊)	
	#								Ш
									*
			۲		ı				額
	負	[略]	· 茶!	64			[器]		华
	負債及び純資産の部合計	ٺ	ᅫ	その他の包括利益累計額合計	[累]	(資	ب	美)	+-
	バ純資		<u></u> - <u>-</u> 5	知哲	 	(純資産の部)		(負債の部)	
	資産の		<u> </u>	当鮮界	 	HTT C		D 7	
)部合		AM	計額	 	些()		(沿	
	#		権		 				Ш
			 	•	! ! !				*
			i		i				額

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について は、その関連が明らかになるように記載すること。
- 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~① 器]

- 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて
- 🗿 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- 会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその

(記載上の注意)

[1~6 同左]

第1 [同左]

继2 連結財務諸表

[同左]

0 舥 期末 併 田 日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

	資産の					[同左]	(資産	季
1	部合						産の部)	
	#							金金
			[\psi \	<u> </u>				額
	負債及び純資産の部合計	[同左]	その他の包括利益累計額合計	[同左]	(純資産の部)	[同左]	(負債の部)	平
	"			 				★
			!	! ! !				額

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 [同左]

<u>1</u>

[同左]

[①~⑩ 同左]

[加える。]

 $11 \cdot 12$ [同左]

要な影響を及ぼす可能性があるもの 額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重

- 0 当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した
- \odot 容に関する理解に資する情報 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内

(<u>4</u>)

融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

 $(6)\sim(24)$ [器]

 $[2\sim 8]$ 併

併 田

圧 日まないで |連結損益計算書及び連結包括利益計算書

园园

(記載上の注意)

(1) 連結損益計算書

[表點]

(記載上の注意)

収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる

- (1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フロー の性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づい て区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- 収益を理解するための基礎となる情報

 $\widehat{\omega}$ 2

ための情報 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解する

は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

$2\sim 8$ 园园

(<u>4</u>) [同左]

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

 $[2\sim 8]$ $(5)\sim(23)$ 同左] [同左]

伻 耳 田

田から 田 ま ぐ

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(記載上の注意) [同左]

(1) 連結損益計算書

[同左]

(記載上の注意) [加える。]

 $1\sim7$ [同左]

0 連結包括利益計算書

(記載上の注意)

 $[1\sim5$

連結損益及び包括利益計算書

を、単一の計算書に表示する場合) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目

(記載上の注意)

- 除く。)を注記すること。 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
- (1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フロー いて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 の性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づ
- 2 収益を理解するための基礎となる情報
- $\widehat{\omega}$ ための情報 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解する
- は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であると

园

訳項目ごとに注記すること。この注記は、10の注記と併せて記載する 利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内 純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括 ことができる。 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期

0 連結包括利益計算書

[同左]

(記載上の注意)

連結損益及び包括利益計算書 $[1\sim5]$ 同左]

[「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 単一の計算書に表示する場合] 連結包括利益計算書」を構成する項目

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

$1\sim 9$ [同左]

訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記9の注記と併せて記載す 利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内 ることができる。 純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期

別紙様式第 13 号 当期変動額 新株の発行 当期変動額合計 当期省残高 株主資本以外の項目の当期変動額 (終額) 自己株式の処分 親会社株主に帰属する当期純利 [器] (記載上の注意) 椞 $\lfloor 1 \sim 4$ (記載上の注意) [1~7 點] (資 併 第1 強 器 資本金 中間連結貸借対照表 9 田 (第34条の25第1項及び第4項関係) 資本剩余 꽖(徭 Ш 利益剩余 Ш 整 第 期 【 年 月 日から 】連結核主資本等変動計算書 争 S 쬺 -园园 その他の包括利益累計額合計 [器] 住銀 퍨 併 代表取締役又は代表執行役 氏 垈 土地再評価差額金 (<u>常</u> 行 魚 決 肥 為替後算 資 耳 椛 熏 產 退職給付 に係る調 整累計額 9 採 禪 9 日現在) 喪) 恶(気 養 茶 式 引 受 於 Ш (単位: 徃 新株子約 権 业 百万円) 非支配株 主持分 (#) 鎔 (万円) 純資産合 ₩ 別紙様式第13号 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) 当期変動額合計 当期変動額 新株の発行 親会社株主に帰属する当期純利益 自己株式の処分 [同左] (記載上の注意) 椞 [1~4 同左] (記載上の注意) [1~7 同左] (資 第1 侢 産 中間連結貸借対照表 9 压 資本金 (第34条の25第1項及び第4項関係) 喍 資本剩余 利益剩余 企 企 Ш Ш 4 第 期 【 年 月 日から 】連緯株主資本等変動計算書 蓝 (#) IJ 盤 -[同左] その他の包括利益累計額合計 [同左] [同左] 銀 壨 甪 併 代表取締役又は代表執行役 垈 薬用へ: (箔)資 行 魚 失 土地再評 為替換算 価差額金 調整勘定 严 田 莋 湩 產 9 梊 쬒

64

於

昕

その他の 包括利益 実早額合

非支配株 主持分

企業 企業 資 選

9

왕)

兴)

Ш

争

鎔

(単位:百万円)

日現在)

水

往

殆 Ħ

₩

		I OF I	7.074	7)		_	Ι	Į	3	Ή.)I
	11111	の単心	流浴浴	害及が	血		11111	Į>	些	9	併	容
					[黑							
 	蕃	MA MA	<u>-</u> ===	井	桨	r						

(記載上の注意)

- [器]
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) [略]

2

次に掲げる会計方針に関する事項

[①~① 器]

収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)

[2]・13 [略]

(3) [略]

金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの の内訳等に関する事項

[(5)~(18) 略]

[3~7 點]

中間連結損益計算書 (年月日から)

(記載上の注意)

顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。

1) 当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

			·-	-	-
ÎI.	資				
学生 一种学	渐				
) F	9				
j.	鴠				
	□⊳				
	쁘				
	負債及び純資産の部合計	[同左]			

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 [同左]
- (1) [同左]
- (2) [同左]
- [①~⑩ 同左]

[加える。]

<u>(1)・(1)</u> [同左]

(3) [同左]

(4) 金融商品の時価等に関する事項

[(5)~(18) 同左]

[3~7 同左]

中間連結損益計算書 (年月日から)

[同左]

(記載上の注意)

- 0 収益を理解するための基礎となる情報
- $\widehat{\omega}$ 額を理解するための情報 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金
- は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき
- 変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な

$2\sim 8$ 园园

中間連結損益及び包括利益計算書

田 日から

年年 田 日まん

記載に代える場合) [「中間連結損益計算書」について、 「中間連結損益及び包括利益計算書」の

(記載上の注意)

- 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収
- て区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 一の性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づい 当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フロ
- 2 収益を理解するための基礎となる情報

 $\widehat{\mathfrak{S}}$

- 額を理解するための情報 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金
- は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき
- 変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な

[器]

第2 徭 些 \oplus 罡 夹 衅 1 业 (無)

併 耳 Ш

田

严

$1\sim7$ [同左]

中間連結損益及び包括利益計算書

年年 圧 田 日まん 日から

記載に代える場合) [「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」 9

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

 ~ 7 [同左]

雞2 整 -噩 失 褌 於 丱

(無回)

併 耳 Ш

H 严

鍛 代表取締役又は代表執行役 氏 仁 椊 採

(記載上の注意)

 $[1\sim3$

中間連結貸借対照表(併 耳 日現在)

単位:百万円又は億円)

[器] 資 椞 產 (河 9 産 9 뺧 퍙() Ш 1111 金 盤 その他の包括利益累計額合計 [暴] 一器 負債及び純資産の部合計 椞 놰 (純資産の部) (負債の部) ATA Ш 鰲 争 盤

(記載上の注意)

[1~3 點]

中間連結損益計算書 年年 ഥ 田 日まで 日から

(記載上の注意)

[1~4 略]

中間連結損益及び包括利益計算書

年年 田からへ

記載に代える場合〕 [「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の

[1~4 點]

(記載上の注意)

水 徃 殓 松

銀

仁

椊

採

4K

徃 经

代表取締役又は代表執行役 氏

松

(記載上の注意)

 $[1\sim3$ 同左]

中間連結貸借対照表 併 耳 日現在)

(単位:百万円又は億円)

		只良久〇:范凤)用º/即口即			П	<u>-</u>		H	Œ
		1年では一世の世界17年11年		HI.	Þ	¥	9	州	Ñ
		[同左]							
•			ſ						
		その他の包括利益累計額合計							
		[同左]							
		(純資産の部)							
		[同左]						五	[同左]
		(負債の部)			部)	産の部)		(資	
	金 額	型目	金 額	Ш					体

(記載上の注意)

[1~3 同左]

中間連結損益計算書 併 併 ഥ 圧 田歩らく

[同左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

中間連結損益及び包括利益計算書

田

年年 圧 田また 日から

記載に代える場合〕 [「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の

[同左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

別紙様式第13号の2(第34条の25第1項及び第4項関係) 絕1 舥

耳 Ш

併

甪

严

失

业

銀

行

椊

茶

钬

往

松

代表取締役又は代表執行役

氏名

(記載上の注意)

 $\lfloor 1\!\sim\!4$ 器

連結貸借対照表 伻 田 日現在)

[器] 資 华 產 (A) 9 產 9 뺤 野 $\square \triangleright$ Ш 1111 争 離 栋 その他の包括利益累計額合計 [略] 一層 器 負債及び純資産の部合計 华 (純資産 負 債の部) 4 の 戦) 単位:百万円) Ш 権 ④ 額

(記載上の注意)

- は、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について
- 0 次に掲げる会計方針に関する事項

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

別紙様式第13号の2(第34条の25第1項及び第4項関係)

徭

第1 侢

耳

Ш

进 釆

緷 於

宇 严 1

銀

行

存

茶

伙

往

代表取締役又は代表執行役

氏名 经

(記載上の注意)

[1~4 同左]

連結貸借対照表 伻 耳 日現在)

ı									1
 	資					[同左]		华	
(母状の1 (時)	至					<u>#</u>]	資		
されて	9								
学)	惑						産の部)		
							野)		
	1							Ш	
								li).	
								金 額	
			<u> </u>	<u>. </u>				,,	
	負債及び純資産の部合計	[同左]	その他の包括利益累計額合計	[同左]	(純資産の部)	[同左]	(負債の部)	科目	(単位:百万円)
			 	 				金 額	百万円)
	1	1	'	i					j

(記載上の注点

- [同左]
- [同左]
- 2 1 [同左]

[同左]

同左]

國國

(3)次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- \bigcirc 要な影響を及ぼす可能性があるもの 額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重 会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその
- \bigcirc 当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した
- \odot ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内

<u>(5)</u>

金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金 容に関する理解に資する情報 屋

 $(6)\sim (3)$ [器]

融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

 $[3\sim9]$ 器

連結損益計算書

併 併 田 圧 日からく

(記載上の注意)

益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収

- 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの
- 収益を理解するための基礎となる情報

2

 $\widehat{\omega}$ めの情報 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するた

は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

 $2\sim9$ 园园

> $(1) \cdot (12)$ [同左]

[加える。

<u>(4)</u> [同左]

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

 $(5)\sim(24)$ [同左]

 $[3\sim 9$ 同左]

連結損益計算書

田

併

併 圧

田まで 日から

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

 $1\sim8$ [同左]

69

連結損益及び包括利益計算書 年年 压 はずる 日から

[「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代え

(記載上の注意)

- 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収
- 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの
- 2 収益を理解するための基礎となる情報
- $\widehat{\omega}$ めの情報 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するた

は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

屋

徭 掛

併 얦2

耳

Ш

严

失 쬒 於 丱 (無回)

住銀 代表取締役又は代表執行役 行 椊 採 钬 徃 松 田

殓

(記載上の注意)

 $[1\sim3$

連結貸借対照表(併 田 日現在)

(単位:百万円又は億円)

	(負債の部)	[略]	[略]
金 額		金額和	

連結損益及び包括利益計算書 伻

併 田 日まで 日から

る場合] 〔「連結損益計算書」について、 「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代え

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

 $1 \sim 8$ [同左]

雞2 徭

併

耳

Ш

进 失

鮃 於 业

(無回)

甪 严

行 椊 採 钬 徃

鉙

代表取締役又は代表執行役 H 殓

(記載上の注意)

 $[1\sim3$ 同左]

連結貸借対照表(併 耳 日現在)

(単位:百万円又は億円)

[同左]	(資産の部)	科目
		金 額
[同左]	(負債の部)	科
		金 額

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	[1~4 略]	(記載上の注意)	[表略]	る場合〕	[「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代え	連結損益及び包括利益計算書 (年月日から)	[1~4 略]	(記載上の注意)	[表略]	連結損益計算書 (年月日から) 中 月 日まで)	[1~3 略]	(記載上の注意)	資産の部合計 負債及び純資産の部合計	[本	の他の包括利益累計額合	[略] (常 寅 屈 の 部)	ř H
除く全体に付した傍線は注記である。	[1~4 同左]	(記載上の注意)	[同左]	る場合]	団献に代え [「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代え	連結損益及び包括利益計算書 (年月日から) 生活損益及び包括利益計算書 (年月日まで)	[1~4 同左]	(記載上の注意)	[同左]	連結損益計算書 (年月日から) 事結損益計算書 (年月日まで)	[1~3 同左]	(記載上の注意)	資産の部合計 負債及び純資産の部合計	[同左]	その他の包括利益累計額合計	(湘 賞 風 の 部)	

(無尽業法施行細則の一部改正)

無尽業法 施 行 細 則 昭昭 和六年大蔵省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の 表により、 改正 前 欄 に 掲 げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正 後 欄 に 掲げる規定の傍

線を付 L た部 分の ように 改め、 改 正 前 欄及 び 改 正 後欄 に . 対 応して掲げる対象 規定 は、 そ \mathcal{O} 標 記 部 分 が 異 な

るも 0 は 改正 前 欄 に 掲げ る対象規定を改正 後 欄に · 掲 げ る対象規定として移動 Ĺ 改 正 後欄 に · 掲 げ る対象規

定で改 正前欄にこれに対応するものを掲げてい ないものは、 これを加える。

(1) [略] (2) 次に掲げる会計方針に関する事項 [①~⑥ 略] ① 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客	[表略](記載上の注意)1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	(1) 今四 (2) (1) 十二 (2) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (6) (7) (7) (8) (7) (9) (7) (1) (2) (1) (1) (2) (1) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (3) (1) (4) (1) (4) (1) (2) (1) (2) (1) (3) (1) (4) (1) (5) (1) (6) (1) (7) (1) (8) (1) (1) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (4) ([一~四 略] 目次 金融庁長官 殿	(業務報告書雛形) (業務報告書雛形) (業務報告書雛形) 年 月 日ヨリ 年 月 日二至ル間ノ業務ノ成績左ノ通及報告候 何 何 何 何 何 何番地 県 郡 村 県 郡 村 県 郡 村 名 取締役 氏 名
(1) [同左] (2) [同左] [①~⑥ 同左] [加える。]	[同左] (記載上の注意) 1 [同左]	[1~四 同斗] [0 1 [0 1 [0 1 [0 1 [0 1 [0 1 [0 1 1 [0 1 1 [0 1	[一~四 同上] 目次 金融庁長官 殿	(業務報告書雛形) (業務報告書雛形) (業務報告書雛形) (業務報告書雛形) (業務報告書雛形) (業務報告書雛形) (業務報告書雛形) (業務報告書雛形) (業務報告書雛形) (業務報告書雛形) (業務報告書雛形) (業務報告書雛形) (業務報告書雛形) (東郡村 何無尽株式会社 り、何何何何何一個番地 県郡村 何無尽株式会社 名 り、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通

次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- 可能性があるもの した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- 容に関する理解に資する情報 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内

融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

 $[2\sim5$ $(6)\sim(24)$ 器 [器]

第何期 自至 併 年 月 月 Ш 損益計算書

[1]

(記載上の注意)

[1~6 點]

- く。)を注記すること。 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収
- 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- 収益を理解するための基礎となる情報
- (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

[同左]

[加える。]

[同左]

<u>(4)</u> 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

 $(5)\sim(23)$ [同左]

 $[2\sim5$ 同左] ||併

第何期 自至 伻 月月 шш 損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1~6 同左]

は、記載することを要しない。	
8~10 [略]	7~9 [同左]
四四四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	四 [同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(船主相互保険組合法施行規則の一部改正)

船主 相 互 保険 組 合法施 行 規則 (昭和二十 五 年 運大蔵 省省 令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改 正 前 欄 に 撂 げる規定の 傍線を付 L た部 分をこれに対応する改正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍

るも \mathcal{O} は 改 正 前 欄 に 撂 げ る 対 象 規 定 を 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象規定 とし て 移 動 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象規 線を付

L

た部

分の

ように改め、

改正

前

欄及

Ű

改正

後

欄

に

対応

して掲

げ

Ś

対象規定は、

その

標

記

部

分

が

異

な

定で 改 Ē 前 欄 にこ れ 12 対 応するものを掲げて 7 ない ŧ \mathcal{O} は、 これを加える。

改正後	加加前
別紙様式第1号(第27条関係)	別紙様式第1号(第27条関係)
(日本産業規格A4)	(日本産業規格A4)
年度 (年 月 日から)業務報告書	年度 (年 月 日から)業務報告書
年 月 日	年 月 日
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿
生 所	住 所
組 合 名	組合名
代表理事	代表理事
組合長 氏 名	組合長 氏 名
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の	刀 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
とおり報告します。	とおり報告します。
目 次	目次
[第1~第8 略]	[第1~第8 同左]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
[1・2 略]	[1・2 同左]
第1 [略]	第1 [同左]
第2 年度(年月日現在)貸借対照表	第2 年度(年月日現在)貸借対照表
[表略]	[同左]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、	、 1 [同左]
その関連が明らかになるように記載すること。	
(1) [附各]	(1) [同左]
(2) 次に掲げる会計方針に関する事項	(2) [同左]
[①~⑨ 略]	[①~⑨ 同左]
◎ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて	[加える
当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客	本
医マナギによればなれない、低子のなれたトングサンタはらい	<u> </u>

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する

- 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- 能性があるもの した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- に関する理解に資する情報 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容
- 商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融

 $(6)\sim(20)$ 园园

徭8 [器]

 $[2\sim5$

第4

年度 年年 月月 日日かまか 損益計算書

[機器]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この 限りでない。

[(1)~(5) 略]

- 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
- 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性

[同左]

[加える。]

[同左]

(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

 $(5)\sim(19)$ $[2\sim5]$ 同左] [同左]

第4

部8

[同左]

年庚 年年 月月 日まからで 損益計算書

[同左]

(記載上の注意) [同左]

 $[(1)\sim(5)$ 同左]

発2 第1 別紙様式第3号(第48条関係) おり報告します。 金融庁長官 [表表] [第1~第4 略] (記載上の注意) (記載上の注意) [1・2 點] [2・3 黙] [器] 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については \odot は、記載することを要しない。 田 园园 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 霐 収益を理解するための基礎となる情報 年庚中 年度中(当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情 日から 併 併 年年 |第5~第8 耳 耳 月月 日現在) 半期貸借対照表 日までの業務及び財産の状況を次のと 日からくりで 組合長 縚 代表理事 甪 器 . ₩ 严 半期報告書 天 (日本産業規格A4) 殆 侢 且 Ш 얦2 第1 おり報告します。 金融庁長官 別紙様式第3号 [同左] [第1~第4 同左] (記載上の注意) (記載上の注意) 併 [1・2 同左] [2・3 同左] (6)[同左] [同左] 耳 [同左] 凞 年度中 年度中((第 48 条関係) 日から 伻 併 年年 [第5~第8 耳 耳 月月 日現在) 半期貸借対照表 日までの業務及び財産の状況を次のと 日からべらで 同左] 箔 年 代表理事 . 合名 严 半期報告書 H (日本産業規格A4) 併 耳 Ш

、その関連が明らかになるように記載すること。

- 次に掲げる会計方針に関する事項

[D~5

点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。) 契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時 該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との 収益の計上方法 (顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当

<u>③</u> [略] [(3)~(10) 略]

 $[2 \sim 4$ 略]

얦8

年年 月月 日かりつででして 半期損益計算書

[機器]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限 りでない。

[(1)・(2) 略]

- 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
- 区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて 当中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの
- 収益を理解するための基礎となる情報
- 当中間会計期間及び当中間会計期間の末日後の収益の金額を理解す

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

<u>1</u> [同左]

2 [同左]

[D~5 同左]

[加える。]

徭8

[(3)~(10) 同左] [同左]

[2~4 同左]

年)

年年

月月

日かりでいるで

半期損益計算書

(記載上の注意)

[同左]

[同左]

[(1)・(2) 同左]

備考4					
表中の[]の記載は注記である。 [[2・3 略]	<u>(4)</u> [略]	が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。	②及び③に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動	は、記載することを要しない。
第4 [同左]	[2・3 同左]	(3) [同左]		<u></u>	

(証券金融会社に関する内閣府令の一部改正)

第 四条 証 券 金融会社に関する内 閣府令 昭 和三十年大蔵省令第四十五号) の 一 部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表により、 改正 前 欄 に 掲 げる規定の 破 線で 囲 んだ部分をこれに対応する改正 後欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 破

線で 囲 λ だ 部 分の ように 改 め、 改正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 に 対 応 して 掲 げ Ź 対 象 規定 は、 そ \mathcal{O} 標 記 部 分 が 異 な

るも \mathcal{O} は 改 正 前 欄 に 撂 げ る対 象 3規定をi 改正 後 欄 12 掲 げ る 対 象 規定とし て 移 動 Ļ 改 Ē 後欄 に 掲 げ る 対 象

規

定で改 Ē 前欄 にこれ に対応するものを掲げてい ない ものは、 これを加える。

(注) [1. ~V. 略] (2)	資産合							[幕] / 一件田	科目金額	資産の部		(1) 貸借	2 経 理	[(1)~(17) 略]	1 業 務					年	第 期事業報告書	1 年	(別紙様式1)	改
[略]	負債・純資産合計	純 資 産 合 計	4. [略]	3. 株式引受権	[1. • 2. 略]	絶資産の部	負債合計	[器] - 一十円	科目金額	負債の部	年 月 日現在	対 照 表	の状況		の状況	代表者の役職氏名	所在地	会社名	年 月 日	月日まで		Я Вから		後
(注) [1. ~V. 同左](2) [資産合							[同左] 千円	科目金額	資産の部		(1) 貸借	2 経 理	[(1)~(17) 同左]	1 業 務					年	第 期事業報告書	年	(別紙様式1)	改元
[同左]	負債・純資産合計	純 資 産 合 計	3. [同左]	[加える。]	[1. ・2. 同左]	純資産の部	負債合計	[同左] 千円	科目金額	負債の部	年 月 日現在	対 照 表	の状況		の状況	代表者の役職氏名	所在地	会社名	年 月 日	月日まで		月日から		前

	*	器		Γ	 _	_	_	_	A	XI	Τ		Æ	100	130	3 2	ŧ			N	苹	浦	在	A														>	Ġ:	H	ш	n	* \#i	Т	Τ
中早	別利益等	諸引当金戻入差額	経常収入計						の歯の	取中教料							N. II. S. Marriera St. Al.	命等有面質機能	貸付有価証券	その他の固定資産	資有価証券	形 固 后 資 <u>施</u>	有形固定資産	その他の流動資産	借入有価証券代り金	子会社・その他の貸付	買現先取引勘定	整的城中	學道實在	1000 英 1000 1000 1000 1000 1000 1000 10	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	排 通 ゆ キ	一市中	題 谷 耸 仁	公社債流通金融	公社賃貸付	英语 82 51 英世	4 4 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	4	値 群 巻 俳	ール・ローン	通知的	現金・無利思預け金	*	
																																												期末残高	H
																																												平均费高	
																																												収入金額	
																																												半劫世回	
♪ **	未払税金繰入差額 特別損失等	請引当金繰入差額	経常支出計	その他の支出	路路	1 1 1	÷:	ir me	教管理	支払中数料	-	4X 7 83	土地門評価的数	部 その他有個問券評価券額金	III	1 1 1 1 1 1		母 本 世 少	,	캬			照 借入有価証券			(未払税金を除へ)		その他の負債	信取引担保	たら あらばり 封		年 田 福 n 今	音音巻代の金	資禁等代り金	売 現 先 取 引 勘 定	コマーシャル・ベーバー	から知ら恒へ割	19A59#19	その他の銀行供入会	日本銀行借入金	売 蕨 丰 澎	-*4.	借入金	*	200
																																												期末残高	
																																												平均强高	
																																												支田金蟹	H
1											t	t																																平均原価	1

						株主資本	и					評価・複	算差額等		株式引	新株子	
	資本	407	資本剰余金	15,		利益	利益剩余金		自己株式	株主資	その街	7	事			沙南	
	18	資金	その他資	歩 本 現	斯索 吞住	事の子	その他利益剰余 金	利益制		0)	分類	ジュは	独自合	群 額 海 市 中 合			
		R	本余割金	º 6	16	×額金 ×立	操起利 益剰余 金	<u> 1</u>									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	×	× ×	×××	× ×	×	×	× × ×	× ×	× ×	×××	
当期変動額																	
新株の発行	××	××		××						× × ×							
刺余金の配当					××		× ×	× × × ×		×××							
当期純利益							× ×	× × ×		× ×							
自己株式の処分									× ×	×××							
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)											× ×	×××	× ×	× ×	× ×	× ×	
当期変動額合計	××	××	-	××	××	_	× ×	× ×	× ×	× ×	×	××	× ×	× ×	× ×	×××	
当期末残高	××	××	××	××	××	××	× × ×	× ×	× × ×	× ×	× ×	× ×	× × ×	× × ×	× ×	× ×	

合 計	45.001-F1.000-64	請引当金戻入差額	経常収入計						の他の	7 手 数	**		771)	***************************************	選	滩	保管有価証券等	資付有值語券	10年 日 日 東 25	李 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	無法田好婚婦	有影图宗資産	その他の流動資産	信人有価証券代り金	十大日、七の田の東古	201 - 201 -	明	開料	器 型 略 本	極天常女	非 淄 葆 夲	一贯第二	鹽等減年	公社資源通金額	公社價質付	資信 取 51 黃竹	## 12 FM	© ii # # # # # # # # # # # # # # # # # #	一	コード・ローン	普通預金等	無利息預け	*					
																																											期末残高 平均	K				
																																											残高 収入金額	1		1	Ħ	
> 0	*	請引当金繰入遊館	経常支出計	その他の支田	貸倒引当金	TP:	4	卒	表略	支払手数	1			di S	一	土井	W)	***				照 借入有份	対 預り担保有価証券		(大学など)の まくし	(++/@/+#	10000000000000000000000000000000000000	半の書の命	貸借取引担	- 小の街の街	財団預り金	貸債券代り	貸茶等代り	元规元取引	ロケーツャグ・ペーペー	れの街の抽入街	たの前の概二首へ到	ドラかう音	日本銀行借入会		ートケ・ハーロ	借入	平均利回 季			1		
	20		7	Œ	- 大樂	(A)	# ·		坤	**	ŀ	**	掛體令	平田総體市	来	* *	金金	H	27.6	in i	**	語券	西証券		-	H	> 3	THE STATE OF THE S	架 쉠	り命	除	100	ト	用注	1	入街	一個人用	11年7~	3.4	悉	*1	冷	目期未残高	Digital Control of the Control of th		72		
																																											平均聚萬 支田					
								_	_						_	_	_					_	_				_	_		_													日 金 糖 平均原価		(単位:十円、%)			

						株主資本	n					評価・換算差額等	算差額等		新株子	純資産
	資本金	wex	資本剰余金	19.		利益	利益刺余金		自己株式	株主資	その街				西南	II)
		海本衛衛金	その危険本剰	資本剰余金合	利益準 備金	かの他	その他利益剰余 金	利益剰		本	有価証 券評価 差額金	ジュは明り	部 額 全	割 額算法		
			余金	nin dia				nin.								
				!		文文 令公費	禁度型									
							*									
当期首残高	× ×	× ×	× ×	××	××	× ×	× × ×	×	×××∇	×	× ×	××	×	× ×	××	××
当期変動額																
新株の発行	× ×	× ×		×						× × ×						× × ×
剰余金の配当					×××		$\times \times \times \nabla$	$\times \times \times \nabla$		$\times \times \times \nabla$						$\times \times \times \nabla$
当期鲍利益							× ×	× ×		× ×						×××
自己株式の処分									× ×	× ×						×××
																×××
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)											×××	× ×	× ×	× ×	×	× ×
当期変動額合計	× ×	××	_	×××	×××	_	××	×××	×××	×××	××	×××	××	×××	×××	×××
	××	×	×	××	×××	×××	×××	×××	$\times \times \times \nabla$	××	××	×××	××	××	×××	×××

[3・4 [略]		資産合計							[略]	(資産の部)	Ì	<u>#</u> II			
器]											期	第〇〇			
											期	第〇〇			事業
	(2)										(\triangle)	増減		(1)比較貸	報告
	[略]	負債・純資産合計	純資産合計	新株予約権	株式引受権	[略]	(純資産の部)	負債合計	[略]	(負債の部)	Î	<u>#</u>		(1)比較貸借対照表	書付属
				 - - - -	 						期	第〇〇			表
				 - - - - - -	 						期	第〇〇	(単位:		
				 - - - -	J						(△)	増減	(単位:百万円)		
[3・		資産													
 4		資産合計							[同左]	(資産の部)	Ī	<u>#</u>			
•		E合計							[同左]	資産の部)	期	第日 第〇〇			
4 同左		E合計							[同左]	資産の部)					事業
4 同左	(2)	芒合計							[同左]	資産の部)	期	第〇〇		(1)比較貸	
4 同左	(2) [同左]	百分計 負債・純資産合計	純資産合計			[同左]	(純資産の部)	負債合計	[同左] [同左]	資産の部) (負債の部)	期 期 (△)	第〇〇第〇〇		(1)比較貸借対照表	業報告書付
4 同左			純資産合計	- 新株子約権		[同左]	(純資産の部)	負債合計			期 期 (△)	第〇〇 第〇〇 増減		(1)比較貸借対照表	業報告書
4 同左			純資産合計	新株子約権		[同左]	(純資産の部)	負債合計			期 期 (△)	第〇〇 第〇〇 増減 割日	(単位:百万円)	(1)比較貸借対照表	業報告書付属

	資産合計		(資産の部) [略]	科目金	[(1)・(2) 略]	(別紙様式2) 第 期中間決算状況表
				額前期	12 L	 状況表
(2)				増減	(1)比較貸	
[略]	負債・純資産合計	(純資産の部) [略] 株式引受権 新株予約権 純資産合計	(負債の部) [略] 負債合計	科目		年月月
		11113		金額) 役職氏名	は は な な の の の の の の の の の の の の の
				前期	(単位:百万円)	
				増減	5万円)	
	資産合計		(資産の部) [同左]	季	[(1)・(2) 同左]	(別紙様式2)第 期中間
			罚)		司左	(2)
			好)	金額	司左〕	(2) (2) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
			報()	金	22 1	(式2) 期中間決算状況表
(2)			好()	金額	2 2 ※ ※ ※	『 決算状況表
(2) [同左]	負債·純資産合計	(純資産の部) [同左] <u>・新株子約権</u> - <u>新株子約権</u> 	(負債の部)(同左](負債合計	金額前期	1 業務の 2 経理の (1)比較貸借対	(2) 中間決算状況表 年 月
	負債・純資産合計	(純資産の部) [同左] <u>新株子約権</u> 純資産合計		金額 前期 增減	会社名 <u>所在地</u> <u>代表者の役職氏名</u> 1 業務の状況 2 経理の状況 (1)比較貸借対照表	明決算状況表 年 月
	负债·純資産合計	(純資産の部) _[同左] <u>新株予約権</u> 		会額 科目 前期 增減	1 業務の 2 経理の (1)比較貸借対	¶決算状況表 (年

器		48	- THE				4)())		ř	根据	温温		40	类目	作金	48=	F 41	796					K	n)	政立	ŧч	4 指	
Ť	神中	特別利益等	経 常 収 人 計 請引当金展入差額			の曲の女人	· · · 世 · 世	uh				保管 有信 門 茅	の他の固定資産	資本個問券	杜 悉 园 所 資 網	旧人智国武学にも対の他の流動資産	・その他の質の質用性素をある	質規先取引勘	群	南海山	非常知识	題俗資本	公社機流通金融	食借取引食付	自 本 样 体 4	トラ・ローツ	現在・無利息間に由 番 通 資 会 等	· 本
												48 4	*				34	所										期未残高平
																												均幾萬 収入
																												、金 糖 平均利回
	□	米払稅金繰入返額 特別損失等	経 第 支 出 請引当金繰入差額	資明引当金繰入その他の支出	新 作 表 未 会 妻	一次可证期	女	9	所來 代 巴 必 描	接 その他有価証券幹価	世 祖 世 四 日 華 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	東海 · 大 · 生	*		聚 借入有值阻券		(未払税金を除く)	器 5 当 6	東海長の西条	その他の扱う	野田 猫 り 会	解茶様代り食	光規先取引動	その他の借入金	中央新口信人製	光 瀬 半 形	コール・マネー	***
			*					į	恭燕	推動	出海	(A)	>	Ští s	**	*				市			一年		入金		' H	遊米後高
																												平均浸漉
																												支出金額 平
																												平均原值
[同左]		特別利益等	経 常 収 入 賭引当金戻入差額			S 記 S	が、			世份		\$ 16 MG	さい はっぱい	第 志 田 本 語	有場面	借入有	子会性	画	**	南	 	jeti i	, ii	TG:	ng 1	1117.	単・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #
	₽	48	Siles.								0	84	器 1	用用	高品	自由	di.	and other	-	海首	ii iii	舜	(本)	型	本 開	t .	36 Z	
	nh Dò	48	収入計			>	教育	шþ				貸付有価証券	四川東	(正) (資) (明) (明)	たの間の記製資産有 形 囲 定 資 権	借入有価証券代り金	その街の食台	で 東 二 華 戸	(東)	商网络本	教育 在 本	題俗資本	内 寅 寅 吋 江村衛鴻道金属	貨借取引貸付	本 学 华	****	現別・無利用取ご組 者 道 質 会 等	蓝
		4					教育					本用	国	所所 資料 用 利	6. 原資電	(領語券代り会) 注戦後後	小の毎の菓子		- A	海道	湖 放	6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	有)	· 取引貸付	本	1:01/	利息(東) (中華)	期末残高平均
		4					教育	TOP TOP				本用	国定資係	用 所 演 報 樹 著 著 番 善 善 善 善 善 善 善 善 善 善 善 善 善 善 善 善 善	() () () () () () () () () () () () () (値証券代り全	・小の街の旗字	東 本	- A	海的城市	湖 東京 本	6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	古	取引貸付	本開本	1 + + +	对 医复数 多	期末残高平
			500			>	音 聚萃	mp.	201	Ref to	4	非 版				(A)									立 甲 中	1		期末残高 平均残高 収入金額 平均利回
		.等 米拉假金繰入蓝额 特別損失等	500	受到引当金額 人	答 年 東部 完 全	>	1 大		定 土地再評価協商 紫 茶 予 約	(株) 四、口、茶、屮	瀬			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	※ 本	P	(未対数金を)	からあら 単 単	女	から街の街で	(解 報 水 で の で) を は に は に は に は に は に に は に に に に に に に	食業報会の金					##	期末残落 平均残落 収入金額 平均利回 科
	₽		部 經常支出 語引当金繰入差額	受到引当金額 人	等 卒 夢	>	1 大		定 土地再評価遊戲会 解 挟 予 約 権	一種 ここの 一年 火 一番 ここの 本 大 の 大 の 大 の 大 の 大 の 大 の 大 の 大 の 大 の	演 生 相 生 相 生			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		P	(未対数金を)	からあら 単 単	食信取引担保	から街の街で	(解 報 水 で の で) を は に は に は に は に は に に は に に に に に に に	食業報会の金	北京 子 東 田 雄		算 挙 争 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		##	期末残落 平均残落 収入金額 平均利回 科
	₽		部 經常支出 語引当金繰入差額	受到引当金額 人	羅	>	1 大		度 土地再評価記憶金	一般 四 日 茶 犬 一般 四 日 茶 犬	瀬			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	※ 本	P	(未対数金を)	からあら 単 単	食信取引担保	から街の街で	(解 報 水 で の で) を は に は に は に は に は に に は に に に に に に に	食業報会の金					##	如末残落 平均残落 収入金額 平均利回 科 目 如末级
	₽		部 經常支出 語引当金繰入差額	受到引当金額 人	第 卒 寒	>	1 大		定 土地再評值遊戲金	新一旦 7年 円 7年	瀬			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	※ 本	P	(未対数金を)	からあら 単 単	食信取引担保	から街の街で	(解 報 水 で の で) を は に は に は に は に は に に は に に に に に に に	食業報会の金					##	期末機能 平均機能 促入金髓 平均利回 科 目 期末機能 平均

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第 五条 信 用 金 庫 法 施 行 規 則 昭 和 五 + 七 年大蔵省令第十五号) *Ø*)
— 部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表に により、 改 正 前 欄 に 掲 げる 規定の 傍 線を付 L た部 分をこれ に 順 次 対 応する改正 後 欄 12 掲 げ つる規定

 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ように 改 め、 改 正 前 欄 及 T 改 正 後 欄 に 対 孞 L 7 掲 げ る 対 象 規 定 は、 そ \mathcal{O} 標 記 部 分 が

異 な る ŧ \mathcal{O} は 改 正 前 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定を 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象 規定とし 7 移 動 し、 改 Ē 前 欄 に 掲 げ る 対

象規定で改正後欄 にこれ に対応する ŧ のを掲 げて 1 な 7 ŧ \mathcal{O} は、 これを削 り、 改 正 後欄 に 掲 げ る 対 象規· 定

で改正 前 欄 にこれに対応するもの を掲げ げ É V ない ŧ \mathcal{O} は、 これを加える。

(型) 「略」 [削る。] (<u>5)</u> 金融商品に関する事項	こと。) ② [略] ③ 次に掲げる会計上の見積りに関する事項 ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上 1 た項目であつて 翌重要任度に係る財務諸表にもの額を計上	□ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する	(2) 次に掲げる会計方針に関する事項 [①~⑩ 略]	1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	[表略] (記載上の注意)	年 月 日 備付 信用金庫名 理 事 長 氏 名 印	第 期(年 月 日現在)貸借対照表年 月 日 作成 住 所	別紙様式第2号(第25条第1項関係)	改 正 後
 □ 「同左」 ④ 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。) 「加える。] 	<u>・</u> [同左] [加える。]	[加える。]	(2) [同左]	 1. [同左]	[同左] (記載上の注意)	年 月 日 備付 信用金庫名 理 事 長 氏 名 印	第 期(年 月 日現在)貸借対照表年 月 日 作成 住 所	別紙様式第2号(第25条第1項関係)	改正前

- Θ 金融商品の状況に関する事項
- (V) 代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法につい ても記載すること。) 金融商品の時価等に関する事項(簡便な計算により算出した時価に
- 証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の 定に用いた評価技法の説明を記載すること。 項第3号へに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算 務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1 信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財 取引法第 27 条において準用する同法第 24 条第1項の規定により有価 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(金融商品

园园

 $[2. \sim 9.$ 器

別紙様式第3号(第25条第1項関係)

徭 旦 併 併 田 田 三米で 日から 損益計算書

蒲付 作成 往

併 併

耳

Ш Ш

型 信用金庫名 ## An

肥

H

哥

[機器]

(記載上の注意)

 $[1. \sim 6.$ 器

る同法第 24 条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 しなければならない信用金庫以外の信用金庫は、(1)及び(3)に掲げる事項を く。)を注記すること。ただし、金融商品取引法第 27 条において準用す _顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収

質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性

> $(5)\sim(25)$ [同左]

 $[2. \sim 9.$ 同左]

別紙様式第3号(第25条第1項関係)

侢 匠 圧 日まんべいがましょうない 損益計算書

侢 侢 Ш 作成

田 Ш

備付

甪

信用金庫名 甲

Ħ H

型

프

[同左]

(記載上の注意)

 $\lfloor 1. \sim 6.$ 同左]

をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

- $\widehat{2}$ 収益を理解するための基礎となる情報
- $\widehat{\omega}$ は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

図

51 項に規定する遡及適用をいう。以下 13. において同じ。)、修正再表 計処理の確定を行った場合には、繰越金(当期首残高)に対する累積的影 示(同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 13. において同 区分表示すること。 る吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金(当期首残高)を 響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度におけ じ。)又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会 _遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第

別紙様式第6号 (第25条第1項関係)

蓝 併 田 日現在) 貸借対照表

信用金庫連合会名

Ш 舗付

侢 併

耳 田

Ш

作成

畑 Ħ

哥

(記載上の注意)

- 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について は、その関連が明らかになるように記載すること。
- 次に掲げる会計方針に関する事項

2

器

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

[同左]

51 項に規定する遡及適用をいう。以下 12. において同じ。)、修正再表 響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度におけ 計処理の確定を行つた場合には、繰越金(当期首残高)に対する累積的影 示(同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 <u>12.</u>において同 区分表示すること。 る吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金(当期首残高)を じ。)又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会 - 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第

別紙様式第6号 (第25条第1項関係)

連 (件 且 日現在) 貸借対照表

侢 伻 且 田

Ш Ш 編付

作成

信用金庫連合会名

Am. H 鱼 卫

型

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

- $\widehat{\mathbf{1}}$ [同左]

2

[同左] 同左]

(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- 可能性があるもの した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- \odot 容に関する理解に資する情報 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内

融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

(6)~(26) [略]

[2.~9. 點]

別紙様式第7号(第25条第1項関係)

徭

年年 月 月 田から 損益計算書

田 ま る

信用金庫連合会名

刑

型

畑 氏

正

[器操]

伻 年

旦 耳

Ш Ш

備付 作成

(記載上の注意)

 $[1. \sim 6.$

益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 _繭客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収

- 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報

[同左]

[加える。]

(3)[同左]

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(5)~(兆) [同左]

 $[2. \sim 9. 同左]$

別紙様式第7号 (第 25 条第 1 項関係)

併 田

Ш 作成

併 侢

月 月 Ш 備付

侢 瓦

損益計算書

信用金庫連合会名 用

뻮 天 名 哥

型

[同左]

(記載上の注意)

 $\lfloor 1. \sim 6.$ 同左]

は、記載することを要しない。 $\widehat{\omega}$ (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

园园

51 項に規定する遡及適用をいう。以下 13. において同じ。)、修正再表 計処理の確定を行った場合には、繰越金(当期首残高)に対する累積的影 示(同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 13. において同 る吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金(当期首残高)を 響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度におけ 区分表示すること。 じ。)又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会 _遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第

別紙樣式第10号(第25条第1項関係)

類(件 且 日現在) 貸借対照表

侢 耳 且 Ш Ш 作成 備付

伻

宇

平

信用金庫連合会名

An

型

#

H 殆

田

(記載上の注意)

- 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について は、その関連が明らかになるように記載すること。
- 园
- 次に掲げる会計方針に関する事項

<u>(2</u>

器

('C') 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

 \bigcirc [器]

[同左]

51 項に規定する遡及適用をいう。以下 12. において同じ。)、修正再表 爿 計処理の確定を行つた場合には、繰越金(当期首残高)に対する累積的影 区分表示すること。 る吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金(当期首残高)を 響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度におけ じ。)又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会 _遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第 (同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 12. において同

別紙様式第10号(第25条第1項関係)

期(年 耳 日現在) 貸借対照表

伻 田 Ш 作成

侢

且

Ш

蒲江

Ĥ

信用金庫連合会名

型

加 H 殆 丑

[同左]

(記載上の注意)

- [同左]
- $\widehat{\mathbf{1}}$ [同左]
- 2 [同左]

 $[] \sim []$ 同左]

[加える。]

[同左]

- (3)次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- Θ 可能性があるもの した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- \odot 容に関する理解に資する情報 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内
- 园
- <u>(5)</u> 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

 $(6)\sim(26)$ 园园

 $2. \sim 9.$ 器」

別紙樣式第 11 号(第 25 条第 1 項関係)

伻 田 耳 日 が ぐ 日から 損益計算書

備付 作成 信用金庫連合会名 甪 严

伻 併

田 田

Ш Ш

畑 H

型

프

(記載上の注意)

 $[1. \sim 6.$ 器

益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収

分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性

- 2 収益を理解するための基礎となる情報
- $\widehat{\omega}$ (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

[加える。]

[同左]

<u>(4)</u> 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

 $(5)\sim(25)$ [同左]

 $2. \sim 9.$ 同左

別紙様式第11号 (第25条第1項関係)

舥 併 田 耳 日 ぞ で 日から

Ш 作成 宇

肥

併 侢

田

Ш

備付

信用金庫連合会名

型

XIII

프

天

[同左]

(記載上の注意)

 $[1. \sim 6.$ 同左]

[加える。]

損益計算書

は、記載することを要しない。

51 項に規定する遡及適用をいう。以下 13. において同じ。)、修正再表 示 (同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 <u>13.</u>において同 響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度におけ 計処理の確定を行った場合には、繰越金(当期首残高)に対する累積的影 区分表示すること。 る吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金(当期首残高)を じ。)又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第

別紙様式第 13 号(第 131 条第 1 項関係)

機

业

#

[日本産業規格A4)

年年 压 田 所 (信用金庫名 田まづ 日から1 在 芝

徭

整

伻 田

Ш

憠

(信用金庫名)

An **厌**名

田 日から 併 田 日までの事業の成績を次のとお

り報告いたします。

籡 Ш 狖

[第1~第5 悉

(記載上の注意)

 $[1. \sim 5.$ 器

併 田

徭

盚

伻 田 できまし 日から1

#

牃

[同左]

51 項に規定する遡及適用をいう。以下 12. において同じ。)、修正再表 る吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金(当期首残高)を 響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度におけ 計処理の確定を行つた場合には、繰越金(当期首残高)に対する累積的影 示 (同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 <u>12.</u>において同 区分表示すること。 じ。)又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第

別紙様式第 13 号 (第131条第1項関係)

[日本産業規格A4)

舥 籡 年年 戡 旦 耳 业 (所在 (信用金庫名 田まん 日からい ₩ 地

憠

(信用金庫名)

升

耳

Ш

An 开名

り報告いたします。 日から 伻 田 日までの事業の成績を次のとお

Ш 報 湬

[第1~第5 同左]

(記載上の注意)

 $\lfloor 1. \sim 5.$ 回左

年年 月 月 日から、 牃 淣

ラポロ

徭

ച

① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上 した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす	(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項 [加える。]	<u></u> [兩左] <u></u> [同左]	(た。)	常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する	との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通	当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客	◎ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて	(2) 次に掲げる会計方針に関する事項 (2) [同左]	(1) [略] (1) [同左]	は、その関連が明らかになるように記載すること。	1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について 1. [同左]	(記載上の注意) (記載上の注意)	[表略] [同左]	第 2 貸 借 対 照 表	[10. ~15. 略] [10. ~15. 同左]	[[m·W	습 計	[略] [同左]	3,000 万円以上 <u>5,000 万円</u> 未満 3,000 万円以上 <u>5,000 億円</u> 未満	[略] [同左]	類 即 と 数 合 類 しうち会員外	II 金額別 II 金額別	I [略] I [同左]	当期末残高内訳	9. 貸出金 9. 貸出金 9. 貸出金	[1.~8. 略] [1.~8. 同左]
														借					-		* 					

可能性があるもの

- ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。)

4) [略]

[削る。]

- 金融商品に関する事項
- 金融商品の状況に関する事項
- ② 金融商品の時価等に関する事項(簡便な計算により算出した時価に 代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。)
-) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号へに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。)

連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。

(6)~(%) [略]

[2.~9. 點]

第 3 損

[表點]

5 3 損 益 計 算 書

3) [同左]

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)「加える。]

(5)~(恋) [同左]

 $[2. \sim 9. 同左]$

3 損 益 計 算 書

[同左]

(記載上の注意)

[1.~6. 略]

7. 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。ただし、金融商品取引法第 27 条において準用する同法第 24 条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫は、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。

- (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

3. ~13. [略]

[第4・第5 略]

別紙様式第13号の2(第131条第2項関係)

箈

継

豥

昕

(日本産業規格A4)

年 月 日から) 年 月 日まで)

(信用金庫名)

(所 在 地)

年月

Ш

礟

(記載上の注意)

[1.~6. 同左]

[加える。]

7. ~12. [同左]

[第4·第5 同左]

別紙様式第13号の2(第131条第2項関係)

31米光/以图图

(日本産業規格A4)

年 月 日から) 年 月 日まで)

(信用金庫名)

地)

年 月

Ш

骤

とおり報告いたします。 [第1・第2 略] (記載上の注意) (記載上の注意) 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について $[1. \sim 4.$ は、その関連が明らかになるように記載すること。 [器] 🔟 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 次に掲げる会計方針に関する事項 [①~① 器] 次に掲げる会計上の見積りに関する事項 計上した項目であつて、翌事業年度に係る連結財務諸表に重要な影響 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 を及ぼす可能性があるもの との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 会計上の見積りにより当該事業年度に係る連結財務諸表にその額を 当該事業年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 0 侢 [器] 器 旦 日から 結 얦2 併 Ш 牃 連結財務諸表 耳 (信用金庫名) 园园 狹 日現在)連結貸借対照表 且 1 畑 日までの事業の成績を次の 氏名 とおり報告いたします。 [同左] [第1・第2 同左] (記載上の注意) (記載上の注意) [同左] $\lfloor 1. \sim 4.$ <u>1</u> 0 [加える。] $[]\sim[]$ [加える。] [同左] [同左] [同左] 回左] 同左] 田 日から 結 얦2 併 Ш 揣 連結財務諸表 耳 侢 (信用金庫名) [同左] 봻 狹 日現在) 連結貸借対照表 山上 田 加 日までの事業の成績を次の **开**名

③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

4) [略]

[削る。]

] 金融商品に関する事項

- ① 金融商品の状況に関する事項
- ② 金融商品の時価等に関する事項(簡便な計算により算出した時価に 代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。)
- ③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(金融商品取引法第 27 条において準用する同法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の5の2第 1 項第 3 号へに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。)

<u>()~(2.2)</u> [略]

[2. ~8. 器]

 ω

 (年月日から)

 (年月日から)

 連結損益計算書

(記載上の注意)

1. 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。ただし、金融商品取引法第 27 条において準用する同法第 24 条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫は、(1)及び(3)に掲げる事項を省略することができる。

当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性

(3) [同左]

』 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 (簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。)

[加える。]

(<u>5)~(21)</u> [同左] [2.~8. 同左]

2. ~8. 同年」

(年月日から)連結損益計算書 (年月日まで)

[同左]

(記載上の注意)

おり報告いたします。 別紙様式第14号(第131条第1項関係) [第1~第6 (記載上の注意) (記載上の注意) 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について $[1. \sim 5.$ 2 は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 収益を理解するための基礎となる情報 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 器 霐 [器] 器 田 舥 日から 拱 Ш 豥 田 (信用金庫連合会名) 厘 信用金庫連合会名) 併 借效 件 撰 併 [器] [器] 在 且 狹 \mathbb{H} 呏 田 洇 An 日までの事業の成績を次のと 当 表 日まで、 日から **开**名 (日本産業規格A4) 侢 耳 Ш おり報告いたします。 別紙様式第 14 号 [同左] [第1~第6 同左] (記載上の注意) (記載上の注意) $[1. \sim 5.$ [同左] 併 (第131条第1項関係) 骤 [同左] 同左] 田 舥 舥 日から 戡 Ш 豥 (信用金庫連合会名) 严 (信用金庫連合会名) 併 借対 [同左] 併 伻 難 [同左] 在 田 狖 田 圧 昕 洇 An 日までの事業の成績を次のと 当 日 ま ぐ 日から 1 氏名 (日本産業規格A4) 併 田 Ш

- は、その関連が明らかになるように記載すること
- 次に掲げる会計方針に関する事項

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

一器

次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- 可能性があるもの した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- 容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一 おける当該情報の記載を要しない。) である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式に ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内
- (5) 借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。) 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金 連結貸

 $[2. \sim 9.$ 器

描

(記載上の注意)

 $[1. \sim 6.$ 器」

益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 _顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収

- 1 [同左]
- 2 [同左]

同左]

[加える。]

① [同左]

[加える。]

<u>(4)</u> [同左]

(\) () だし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しな 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(た

 $(5)\sim(25)$ [同左]

 $[2. \sim 9.$ 同左.

[同左]

(記載上の注意)

 $\lfloor 1. \sim 6.$ 同左]

別紙様式第 14 号の 2 [第1・第2 報告いたします。 きは、同様式における当該事項の記載を要しない。 記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記すると 2 は、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 は、記載することを要しない。 く。)を注記すること。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 併 (2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注 連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合に 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 収益を理解するための基礎となる情報 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性 器 田 熈 一题 (第131条第2項関係) 日から 連 湉 [第4~第6 併 併 牃 Ш 牃 田 (信用金庫連合会名) 河 (信用金庫連合会名) 篜 田 箊 圧 耳 撰 # 在 狹 器 でまる 日から 1 日までの事業の成績を次のとおり XIII 地) **#** (日本産業規格A4) 伻 且 Ш 別紙様式第14号の2(第131条第2項関係) [第1・第2 報告いたします。 侢 同左] 熈 [同左] 日から 闽 連 湉 澔 第4~第6 併 件 牃 年 Ш 業 田 (信用金庫連合会名) 闸 (信用金庫連合会名) 落 且 田 耳 # 在 同左] 報 狹 日 ま ぐ 日から、 日までの事業の成績を次のとおり 丱 业 XIII 地) 氏名 ₩ (日本産業規格A4) 併 Д

Ш

(記載上の注意) (記載上の注意) 园园 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について $\lfloor 1. \sim 4.$ $[2. \sim 9.$ は、その関連が明らかになるように記載すること。 $(6)\sim(21)$ 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る連結財務諸表にその額を Ⅲ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて [路] 次に掲げる会計上の見積りに関する事項 [①~⑤ 器] 次に掲げる会計方針に関する事項 計上した項目であって、翌事業年度に係る連結財務諸表に重要な影響 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金 容に関する理解に資する情報 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 を及ぼす可能性があるもの との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内 当該事業年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 0 [器] 器 器 얦2 併 連結財務諸表 耳 屋屋 日現在) 連結貸借対照表 [同左] (記載上の注意) (記載上の注意) [同左] $[1. \sim 4.$ $[2. \sim 9.$ $(5)\sim(20)$ 1 (<u>4</u>) <u>(2</u> [加える。] (I) • (I2) [加える。] [①~⑩ 同左] 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 [同左] [同左] [同左] [同左] 0 [同左] [同左] 同左 同左] 徭2 併 連結財務諸表 瓦 [同左] 日現在) 連結貸借対照表

耳 Ш 1まで 125 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(記載上の注意) 园园

連結損益計算書

(記載上の注意)

益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 _顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収

- 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

屋

 $\widehat{\Omega}$ 园

連結損益及び包括利益計算書

 $\widehat{\omega}$

を、単一の計算書に表示する場合) [「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目

(記載上の注意)

益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること ■顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収

- をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- 2 収益を理解するための基礎となる情報

 ω 併 侢 耳

(記載上の注意)

[同左]

[同左] 連結損益計算書

(記載上の注意)

[加える。]

 $1. \sim 8.$ [同左]

 $\widehat{2}$ [同左]

連結損益及び包括利益計算書

 $\widehat{\omega}$

を、単一の計算書に表示する場合] [「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目

[同左]

(記載上の注意

 $\widehat{\omega}$ は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

に注記すること。この注記は、11.の注記と併せて記載することを妨げな まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごと 損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含 _親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純

 $[4 \cdot 5]$ 器

別紙様式第 15 号(第 131 条第 1 項関係) 豥 莊

(日本産業規格A4)

捶 併 件 且 田まぐ 日から

1

#

舥

厘 (信用金庫連合会名)

在 当

Ш

伻

田

(信用金庫連合会名)

憠

Am 氏名

耳 日から 併 耳 日までの事業の成績を次のと

おり報告いたします。

Ш 籡 湬 1

[第1~第6 器

(記載上の注意)

 $[1. \sim 5.$ 器

徭

兵具

普

洇

表

一器 찯

同左]

舥

おり報告いたします。 別紙様式第 15 号 [第1~第6 同左] (記載上の注意) $[1. \sim 5.$

[同左]

まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごと 損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含 に注記すること。この注記は、<u>上記 10.</u>の注記と併せて記載することを _ 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純

 $[4 \cdot 5]$ 同左] 妨げない。

(第131条第1項関係)

(日本産業規格A4)

戡 併 件 機 国 业 日から/ で ま が ₩

舥

(信用金庫連合会名)

在

数

仲 耳 Ш

礟

(信用金庫連合会名)

加 开名

且 日から 升 耳 日までの事業の成績を次のと

Ш 籡 虫 狹

[同左]

[同左]

貨 借対 洇 表

(記載上の注意)

- 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について は、その関連が明らかになるように記載すること。
- 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑤ 器]

当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

- 🙆 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- 可能性があるもの した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- 容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一 おける当該情報の記載を要しない。) である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式に ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内

(<u>4</u>) 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

 $(6)\sim(26)$

 $[2. \sim 9.$ 器

[表界]

(記載上の注意)

[同左]

 $\widehat{\Box}$ [同左]

2 [同左] 同左]

[加える。]

[加える。]

[同左]

い。) だし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しな 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(た

 $(5)\sim(25)$ [同左]

 $[2. \sim 9.$ 同左.

单

[同左]

備考 表中の []の記載は注記である。	[第4~第6 略]	8. ~13. [略]	きは、同様式における当該事項の記載を要しない。	記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記すると	(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注	は、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。	連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合に	は、記載することを要しない。	(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき	(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報	(2) 収益を理解するための基礎となる情報	分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項	質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区	(1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性	く。)を注記すること。	益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除	7. 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収	[1. ~6. 略]	(記載上の注意)
	[第4~第6 同左]	7. ~12. [同左]															[加える。]	[1.~6. 同左]	(記載上の注意)

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 協 同 組 合による金 融 事 業に関する法律 施 行 規 則 平 成五 年大蔵省令第十号) の <u>ー</u> 部を次のように改

正する。

次 \mathcal{O} 表 E ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ Ś 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 し 又 は 破 線 で 拼 W だ 部 分をこれ に 順 次 対 応 す る 改 正 後

欄 に 撂 げ Ź 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L 又 は 破 線 で囲 λ だ 部 分 0 ように 改め、 改正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 12 対 応 L 7 掲 げ

る対 象 規定は、 その 標 記 部 分が 異なるものは 改 正 前 欄 12 掲 げ る対象規定を改正 後 欄 に 撂 げ る 対 象 規 定とし

て移 動 Ļ 改 正 前 欄 に 掲 げ る 対 象規 定 で改改 正 後 欄 に これに 対 応するもの を掲 げ - 7) な 1 t \mathcal{O} は、 これを削

り、 改 正 後 欄 に 撂 げ る対 象規: 定 で改改 正 前 欄 にこれ に 対 応す るもの を掲げて 1 な 1 ŧ 0 は これを加 える。

明能性があるもの ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 [削る。]	こと。) ② [略] ③ 次に掲げる会計上の見積りに関する事項 ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす	(2) 次に掲げる会計方針に関する事項 [①~⑩ 略] 迎 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する	【表略】(記載上の注意)1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。(1) [略]	年 月 日 備付 住 所 信用組合名 理事(組合)長氏名 印	2号 (第15条) 第 期 (月 日	改 正 後
(3) [同左] (4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(簡 便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合に	<u>⑩</u> [同左] [加える。]	(2) [同左] [①~⑩ 同左] [加える。]	[同左] (記載上の注意) 1. [同左] (1) [同左]	年 月 日 備付 住 所 信用組合名 理事(組合) 長 氏名 印	2号 (第15条) 第 期 (月 日	改正前

(5)金融商品に関する事項

[加える。]

は、その旨及び算定方法についても記載すること。)

- 金融商品の状況に関する事項
- (V) いても記載すること。) 代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法につ 金融商品の時価等に関する事項(簡便な計算により算出した時価に
- 証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の 取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価 定に用いた評価技法の説明を記載すること。 項第3号へに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算 信用組合にあっては、当該事項を省略することができる。ただし、財 務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(金融商品

一路」

[2. ~9. 點]

別紙様式第3号 (第15条関係)

併 併 耳 田 まる。 日から 損益計算書

田 田 作成

併 併

Ш 用

严

信用組合名

理事(組合)長 氏名

프

(記載上の注意) $[1. \sim 6.$ 器

益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 る同法第 24 条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出 く。)を注記すること。ただし、金融商品取引法第 27 条において準用す ■顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収

> $(5)\sim (25)$ [同左] 同左]

 $[2. \sim 9.$

別紙様式第3号 (第 15 条関係)

併 圧 田 日まない

損益計算書

併 併 田 Ш 作成

耳 Ш

住所組合名

理事(組合)長 天名

[同左]

 $[1. \sim 6.$ 同左」 (記載上の注意)

[加える。]

프

省略することができる。 しなければならない信用組合以外の信用組合は、(1)及び(3)に掲げる事項を

- をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- <u>(2</u> 収益を理解するための基礎となる情報
- (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 記載することを要しない。 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

51 項に規定する遡及適用をいう。以下 13. において同じ。)、修正再表 示 (同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 13. において同 響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度におけ 計処理の確定を行った場合には、繰越金(当期首残高)に対する累積的影 区分表示すること る吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金(当期首残高)を じ。)又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会 _遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第

別紙様式第6号 (第15条関係)

併 耳 日現在) 貸借対照表

田 \square 作成

期

Ш 備付

併 併

田

严

甪 信用協同組合連合会名

加 开 名

出

프

(記載上の注意)

- 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について ĵţ, その関連が明らかになるように記載すること。
- [器]

[同左]

51 項に規定する遡及適用をいう。以下 12. において同じ。)、修正再表 計処理の確定を行った場合には、繰越金(当期首残高)に対する累積的影 示 (同条第 53 項に規定する修正再表示をいう。以下 <u>12.</u> において同 区分表示すること。 る吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金(当期首残高)を 響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度におけ じ。)又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会 _遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第

別紙様式第6号 (第 15 条関係)

戡 併 耳 日現在) 貸借対照表

併 併 田 Ш 作成

田 Ш 備付

信用協同組合連合会名 加 **开**名

프

型

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

 $\widehat{\Box}$ [同左]

別紙様式第7号 (記載上の注意) [2.~9. 略] 2 ω (S) 併 併 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 次に掲げる会計上の見積りに関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 次に掲げる会計方針に関する事項 容に関する理解に資する情報 可能性があるもの との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 一路 田 田 [器] (第15条関係) 舥 Ш Ш 備付 作成 型 信用協同組合連合会名 併 耳 田 畑 肝 で楽田 日からい 开名 損益計算書 正 別紙様式第7号 [同左] (記載上の注意) $[2. \sim 9.$ $(5)\sim(25)$ <u>(4)</u> <u>(2</u> [加える。] 併 併 [加える。] 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 [同左] [同左] [同左] 圧 田 [同左] (第 15 条関係) 同左] 同左] Ш Ш 蒲付 作成 型 信用協同組合連合会名 侢 伻 压 田 Am 三米で 开 名 損益計算書

山

[1. ~6. 略]

[加える。]

同左]

2. 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。

- (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

. ~12. [略]

3. 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51 項に規定する遡及適用をいう。以下 13. において同じ。)、修正再表示(同条第53 項に規定する修正再表示をいう。以下 13. において同じ。)又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金(当期首残高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金(当期首残高)を区分表示すること。

7. ~11. [同左]

2. 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51 項に規定する遡及適用をいう。以下 12. において同じ。)、修正再表示(同条第53 項に規定する修正再表示をいう。以下 12. において同じ。)、修正再表示(同条第53 項に規定する修正再表示をいう。以下 12. において同じ。)又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金(当期首残高)に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金(当期首残高)を区分表示すること。

別紙様式第9号 (第68条第1項関係) 熈 舥 戡 年年 圧 田 业 汧 (信用組合名) 日からい 田まぐ 在 # 푌 (日本産業規格A4) 傔 旦 Ш

> 別紙様式第9号 (第68条第1項関係) 舥 整 併 併 攃 田 田 业 竔 (信用組合名) 日まで 日からい ₩ 地 (日本産業規格A4)

骤

併

旦

Ш

(信用組合名)

(信用組合名) (理事(組合) 長

氏名

(理事(組合)長 氏名

9. 貸出金 $[1. \sim 8.$ [第1~第5 略] 当期末残高内訳 とおり報告します。 Ⅲ 組合員以外の者に対する資金の貸付け [I・II 點] (記載上の注意) $[1. \sim 5.$ 捶 併 器 器 国 年年 牃 日から 旦 圧 務 Ш 田また 事業 日からい 併 敷 炎 旦 況 **#** 卌 日までの事業の成績を次の 9. 貸出金 $[1. \sim 8.$ [第1~第5 同左] 当期末残高内訳 m 組合員以外の者に対する資金の貸付け とおり報告します。 [I・II 同左] (記載上の注意) 舥 $[1. \sim 5. 同左]$ 件 同左] 旦 併 併 牃 田から 月 月 Ш 日まで 日から/ 辮 併 類 湬 1 圧 況 1 卌 日までの事業の成績を次の 115

			<u></u>																					
	[10.	\mathbf{W}	! ! !			(注	□⊳	15	15	10	ο ο ₁	οί κ	ą Ļ	5,000 万円以上 1 億円未満	3,000 万円以上 5,000 万円未満	1,000 万円以上 3,000 万円未満	500 1,000	300 500	300	100	30 50	30		(A)
[$\overline{}$	<u> </u>	15 億円以上	10億円以上 15億円未満	8億円以上 10 億円未満	5億円以上 8億円未満	3億円以上 5億円未満	1億円以上 3億円未満)0 万円以上 1 億円未満	万円以 万円未	1, 000 万円以上 3, 000 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 300 万円未満	50 万円以上 100 万円未満	30 万円以上 50 万円未満	30 万円未満		額
<u> </u>	\sim 15.	[器]	21 	vol.	2.	1.		F	上海	上汇	上櫃	上摘	上摘	土権	上牆	上牆	上牆	土龍	上牆	上植	土櫃	離	光教	合第号の第1にも
	_		3/13	7	白旗	_																刊	金額	合第14条 第1項第1 第1で第1 号に該当す
	器		深	業務	回維																		光数金	令第14条 第1項第2 第1の 多もの
			かれ	の種	小	とは、																土田	金額 先	全部出作 2年 2年 3年
舥			おいて除かれるもの」	[類]	76																	计	金額	令第14条 第1項第3 第1で第5 等に該当す
2			ě	はな		1/1/2																Д	光教	金部中の第二にも
兵			· : :	方法	独事	業																土	金額	令第14条 第1項第4 第1項第4 号に該当す
			欄に記載する	を変	業に	築協																11	光数金金	令第14条 合第14条 合第14条 合第14条 合第14条 第1項第1第1項第2第1項第3第1項第4第1項第4 号に該当寸号に該当寸号に該当寸号に該当寸号に該当寸号に該当寸号に該当寸号に該当寸
借			歩す	風	関する	回維																土	金額 券	条件的
举			7	たま	₩ ₩																	廿	金額	令第 14 条第 当するもの
洇				する業務の種類又は方法を変更した場合には、	法律结	5施/																3	光教	
表			! ! !	これ	形と	小																	金額	11 項第6号に該 うち同条第2項 において除かれるもの
			 		協同組合による金融事業に関する法律第3条第1項第4号に規定	中小企業等協同組合法施行令をいう																上	領券先	
			 -	\rangle '\tau'	1 項	٥																土	金額	令第14条第 1項第7号 に該当する もの
			! ! !	回	第																	直	光教	
			 	無無	是																	千円	金額	令第14条第 1項第8号 に該当する
			 	「うち同条第2項に	ご規																	- 11	先教	U-6
			! ! !	F)	定																	出	金額	令第14条第 1項第9号 に該当する
					!										ຫ ພ	ω ₋								
														, 0	• •									P
चा	[10.	\mathbf{N}				(<u>#</u>)	□⊳	15 億	10億	8億10億	5億	3億 5億	1億3億	00万 1億	000 万 000 万	000万 000万	500 万 000 万	300 万 500 万	100万 300万	50 万 100 万	30 万 50 万	30 Ђ		
同左					 	(注)	中	15億円以上	10 億円以上 15 億円未満	8億円以上 10億円未満	5億円以上 8億円未満	3億円以上 5億円未満	1億円以上 3億円未満	5,000 万円以上 1億円未満	000 万円以上 000 万円未満	1,000 万円以上 3,000 万円未満	500 万円以上 000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 300 万円未満	50 万円以上 100 万円未満	30 万円以上 50 万円未満	30 万円未満		額別
[同左]	10. \sim 15.				 			15億円以上	10 億円以上 15 億円未満	8億円以上 10億円未満	5億円以上 8億円未満	3億円以上 5億円未満	1億円以上 3億円未満	100 万円以上 1億円未満	3,000 万円以上 5,000 万円未満	1,000 万円以上 3,000 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 300 万円未満	50 万円以上 100 万円未満	30 万円以上 50 万円未満	30 万円未満	光教	額別
[同左]	\sim 15.	W [同左]			1			15 億円以上	10 億円以上 15 億円未満	8億円以上 10億円未満	5億円以上 8億円未満	3億円以上 5億円未満	1億円以上 3億円未満	00 万円以上 1 億円未満	000 万円以上 000 万円未満	000 万円以上 000 万円未満	500 万円以上 000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 300 万円未満	50 万円以上 100 万円未満	30 万円以上 50 万円未満	30 万円未満 千円	先 金額	額別
[同左]					1			15億円以上	10 億円以上 15 億円未満	10億円未満	5億円以上 8億円未満	3億円以上5億円未満	1 億円以上 3 億円未満	1億円未満	000 万円以上 000 万円未満	000 万円以上 000 万円未満	500 万円以上 000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 300 万円未満	50 万円以上 100 万円未満	30 万円以上 50 万円未満		金額券	額別
.同左]	\sim 15.					「令」とは、		15 億円以上	10 億円以上 15 億円未満	8億円以上10億円未満	5億円以上 8億円未満	3億円以上5億円未満	1億円以上 3億円未満	100 万円以上 1億円未満	000 万円以上 000 万円未満	000 万円以上 000 万円未満	500 万円以上 000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 300 万円未満	50 万円以上 100 万円未満	30 万円以上 50 万円未満		金額	額別
<u>第</u> .同左]	\sim 15.					「令」とは、		15 億円以上	10億円以上 15億円未満	8億円以上 10億円未満	5億円以上 8億円未満	3億円以上 5億円未満	1億円以上 3億円未満	1. 億円未満	000 万円以上	000 万円以上 000 万円未満	500 万円以上 000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 300 万円未満	50 万円以上 100 万円未満	30 万円以上 50 万円未満	千円	金額 数 金額 数	額別
	\sim 15.					「令」とは、		15億円以上	10億円以上 15億円未満	8億円以上 10億円未満	5.億円以上 8.億円未満	3億円以上 5億円未満	1億円以上 3億円未満	1 億円未満	000 万円以上	000 万円以上 000 万円未満	500 万円以上 000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 300 万円未満	50 万円以上 100 万円未満	30 万円以上 50 万円未満	千円	金額 券 金額	額別
棄	\sim 15.					「令」とは、		15億円以上	10.億円以上 15.億円未満	8.億円以上 10.億円未満	5.億円以上 8.億円未満	3 億円以上 5 億円未満	1 億円以上 3 億円未満	1.億円未満	000 万円以上 000 万円未満	000 万円以上 000 万円未満	500 万円以上 000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 300 万円未満	50 万円以上 100 万円未満	30万円以上 50万円未満	千円千円	金額 数 金額 数 金額 数	額別
第 2 貸	\sim 15.					「令」とは、		15 億円以上	10.億円以上 15.億円未満	8 億円以上 10 億円未満	5億円以上 8億円未満	3億円以上 5億円未満	1億円以上 3億円未満	00 万円以上 1 億円未満	000 万円以上 000 万円未満	000 万円以上 000 万円未満	500 万円以上 000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 300 万円未満	50万円以上 100万円未満	30万円以上 50万円未満	千円千円	金額 炭 金額 炭 金額 炭 金額	額別
第 2 貨 借	\sim 15.					「令」とは、		15億円以上	10.億円以上 15.億円未満	8.億円以上 10.億円未満	5.億円以上 8.億円未満	3.億円以上 5.億円未満	1億円以上 3億円未満	1億円未満	000 万円以上 000 万円未満	000 万円以上 000 万円未満	500 万円以上 000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 300 万円未満	50 万円以上 100 万円未満	30 万円以上 50 万円未満	千円 千円 千円	金額 裝 金額 裝 金額 裝	額別
第 2 貨 借 対	\sim 15.					「令」とは、		15億円以上	10.億円以上 15.億円未満	8.億円以上 10.億円未満	5億円以上 8億円未満	3.億円以上 5.億円未満	1億円以上 3億円未満	00万円以上 1億円未満	000 万円以上 000 万円未満	000 万円以上 000 万円未満	500 万円以上 000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 800 万円未満 800 万円 大満 800 万円	50 万円以上 100 万円未満	30 万円以上 50 万円未満	千円 千円 千円	金額 炭 金額 炭 金額 炭 金額 炭 金額	額別
第2貨借対照	\sim 15.					「令」とは、		15億円以上	10億円以上 15億円未満	8億円以上 10億円未満	5 億円以上 8 億円未満	3.億円以上 5.億円未満	1億円以上 3億円未満	1億円未満	000万円以上 000万円未満	000 万円以上 000 万円共満	500 万円以上 000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 300 万円未満	50 万円以上 100 万円未満	30 万円以上 50 万円未満	千円 千円 千円	金額 炭 金額 炭 金額 炭 金額 炭	額別
第 2 貨 借 対	\sim 15.)「令」とは、中小企業等協同組合法施行令をい		15億円以上	10 億円以上 15 億円未満	8億円以上 10億円未満	5.億円以上 8.億円未満	3.億円以上 5.億円未満	1億円以上 3億円未満	1億円未満	000万円以上 000万円未満	000 万円以上 000 万円未満	500 万円以上 000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 300 万円未満	50 万円以上 100 万円未満	30 万円以上 50 万円未満	千円 千円 千円	金額 裝 金額 裝 金額 裝 金額 裝 金額 裝 金額	額別
第2貨借対照	\sim 15.					「令」とは、		15億円以上	10億円以上 15億円未満	8億円以上 10億円未満	5.億円以上 8.億円未満	3.億円以上 5.億円未満	1億円以上 3億円未満	1億円未満	000万円以上 000万円未満	000 万円以上 000 万円共満	500 万円以上 000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 800 万円未満	50万円以上 100万円未満	30 万円以上 50 万円未満	千円 千円 千円 千円	金額 裝 金額 裝 金額 裝 金額 裝 金額 裝	額別
第2貨借対照	\sim 15.) 「令」とは、中小企業等協同組合法施行令をいう		15億円以上	10億円以上 15億円未満	8億円以上 10億円未満	5.億円以上 8.億円未満	3.億円以上 5.億円未満	1億円以上 3億円未満	1億円未満	000万円以上 000万円未満	000万円以上 000万円未満	500 万円以上 000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 800 万円未満	50 万円以上 100 万円未満	30 万円以上 50 万円未満	千円 千円 千円 千円	金額 裝 金額 裝 金額 裝 金額 裝 金額 裝 金額 裝	額別
第2貨借対照	\sim 15.) 「令」とは、中小企業等協同組合法施行令をいう		15億円以上	10 億円以上 15 億円未満	8億円以上 10億円未満	5億円以上 8億円未満	3.億円以上 5.億円未満	1億円以上 3億円未満	1億円未満	000万円以上 000万円未満	000 万円以上 000 万円未満	500 万円以上 000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 800 万円未満	50 万円以上 100 万円未満	30 万円以上 50 万円未満	千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円	金額 裝 金額 裝 金額 裝 金額 裝 金額 裝 金額 裝	額別
第2貨借対照	\sim 15.) 「令」とは、中小企業等協同組合法施行令をいう		15億円以上	10億円以上 15億円未満	8億円以上 10億円未満	5 億円以上 8 億円未満	3.億円以上 5.億円未満	1億円以上 3億円未満	1億円未満	000万円以上 000万円未満	000 万円以上 000 万円未満	500 万円以上 000 万円未満	300 万円以上	100 万円以上	50万円以上 100万円未満	30 万円以上 50 万円未満	千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円	金額 裝 金額 数	額別
第2貨借対照	\sim 15.) 「令」とは、中小企業等協同組合法施行令をいう		15億円以上	10億円以上 15億円未満	8億円以上 10億円未満	5億円以上 8億円未満	3.億円以上 5.億円未満	1億円以上 3億円未満	1億円未満	000万円以上 000万円未満	000万円以上 000万円未満 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	500 万円以上 000 万円未満	300 万円以上	100 万円以上	50 万円以上 100 万円未満	30 万円以上 50 万円未満	FM FM<	金額 裝 金額 裝 金額 裝 金額 裝 金額 裝 金額 裝	合第 14条第 自 14条第 14条第 自 14条第 自 14条第 14条第 14条第 14条第 14条第 14条第 14条第 14条第

(記載上の注意)

- 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について は、その関連が明らかになるように記載すること。
- 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑤ 器]

° (1 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

一人

- 🙆 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- 可能性があるもの した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- 0 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- ω 容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一 おける当該情報の記載を要しない。) である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式に ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内

[割る。]

(5)金融商品に関する事項

- 金融商品の状況に関する事項
- いても記載すること。) 代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法につ 金融商品の時価等に関する事項(簡便な計算により算出した時価に

(記載上の注意)

[同左]

 $\widehat{\Box}$ [同左]

0 [同左] 同左]

[加える。]

[加える。]

[同左]

[加える。] 照表を作成している場合には、記載することを要しない。) は、その旨及び算定方法についても記載すること。ただし、連結貸借対 便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合に 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(簡

 \odot 定に用いた評価技法の説明を記載すること。 項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算 証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の 取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価 務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1 信用組合にあっては、当該事項を省略することができる。ただし、財 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(金融商品

の記載を要しない。 連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項

 $\lfloor 2. \sim 9.$ $(6)\sim(26)$ 國 器

[機器]

(記載上の注意)

[1.~6. 點]

描 綨

益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 省略することができる。 る同法第 24 条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出 く。)を注記すること。ただし、金融商品取引法第 27 条において準用す しなければならない信用組合以外の信用組合は、(1)及び(3)に掲げる事項を _繭客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収

- 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- 収益を理解するための基礎となる情報
- (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 記載することを要しない。 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

連結損益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載

(2)に掲げる事項が連結損益計算書に注記すべき事項と同一である場合に

 $(5)\sim (25)$

 $\lfloor 2. \sim 9.$ 同左]

ω 描 綨

算

[同左]

(記載上の注意)

 $[1. \sim 6.$ 同左]

[加える。]

別紙様式第9号の2 を次のとおり報告します。 [第1・第2 [機器] (記載上の注意) (記載上の注意) 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について $\lfloor 1. \sim 4.$ は、その関連が明らかになるように記載すること。 記載を要しない。 おいて、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の 一题 器 2 四四 器 伻 (第68条第2項関係) 雞2 憠 田 併 結 漸 連結業務報告書 [第4・第5 併 侢 田から Ш 牃 田 湉 箊 月 月 (理事 (組合) 野 园园 日現在) 窽 用組合 報 豥 田まで 器 日から1 (所 併 (信用組合名) 巾 架 連結貸借対照表 在 、 無 **III 险** 表 耳 当 (日本産業規格A4) 氏名 日までの事業の成績 伻 田 Ш 別紙様式第9号の2 を次のとおり報告します。 [第1・第2 同左] [同左] (記載上の注意) (記載上の注意) $[1. \sim 4.$ [同左] \sim 12. [同左] 2 [同左] 同左] 併 (第68条第2項関係) 얦2 涶 霐 田 併 箈 [第4・第5 漸 連結業務報告書 徭 年 併 Ш 日から 田 箈 箊 (信用 月月 [同左] (理事 (組合) 严 日現在) 連結貸借対照表 欽 攃 箊 同左] 治治 日まで 日から/ 厘 併 (信用組合名) ΠĤ 掘 在 **#** 無 後 表 耳 去 (日本産業規格A4) 氏名 日までの事業の成績 併 田 Ш

) [器]

2

収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)

♪ 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- 会計上の見積りにより当該事業年度に係る連結財務諸表にその額を 計上した項目であって、翌事業年度に係る連結財務諸表に重要な影響 を及ぼす可能性があるもの
- ② 当該事業年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
-) ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

4) [略]

[判る。]

金融商品に関する事項

-) 金融商品の状況に関する事項
- ② 金融商品の時価等に関する事項(簡便な計算により算出した時価に 代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法につ

いても記載すること。)

③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合にあっては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の5の2第1項第3号へに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価

- (1) [同左]
- (2) [同左]

[①~⑩ 同左] [加える。]

1)・(2) [同左]

[加える。

[同左]

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。)「加える。]

120

別紙様式第10号 (記載上の注意) $[2. \sim 8.$ $(6)\sim (22)$ $\widehat{\omega}$ (2) 収益を理解するための基礎となる情報 省略することができる。 る同法第 24 条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 は、記載することを要しない。 (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性 しなければならない信用組合以外の信用組合は、(1)及び(3)に掲げる事項を く。)を注記すること。ただし、金融商品取引法第 27 条において準用す _顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。 园园 (第68条第1項関係) 园园 器 徭 熈 伻 併 圧 Ш 豥 (所 (信用協同組合連合会名) 年 伻 Ш 虫 できる 國 ㅠ 連結損益計算書 田まな 日から ₩ 地) (日本産業規格A4) 併 耳 Ш 別紙様式第10号 [同左] (記載上の注意) [加える。] $(5)\sim(21)$ $2. \sim 8.$ [同左] (第68条第1項関係) [同左] 同左] 舥 熈 伻 併 戡 耳 П 箊 囲 信用協同組合連合会名 伻 併 日 ま く 報 [同左] 耳 ㅠ 連結損益計算書 田まつ 日から、 ₩ 地 (日本産業規格A4) 伻 田 Ш

おり報告します。 [第1~第6 略] 伻 田 日から 型 (信用協同組合連合会名) Ш 併 봻 × 宇 日までの事業の成績を次のと 뺒 天名 おり報告します。 侢 旦 日から Ш

[機器]

徭

借

洇

表

一器 찯

(記載上の注意)

 $[1. \sim 5.$

器

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について は、その関連が明らかになるように記載すること。

- [器]
- 次に掲げる会計方針に関する事項

[D~(I) 器]

('C') 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- Θ 可能性があるもの した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- \odot 容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内

(信用協同組合連合会名)

开名

併 田 日までの事業の成績を次のと

攃 狹 宇 甽

[第1~第6 同左]

(記載上の注意)

 $\lfloor 1. \sim 5.$ 同左

[同左]

舥

貨具

[同左]

洇

表

(記載上の注意)

1. [同左]

- 1 [同左]
- 2 [同左]

[①~⑩ 同左]

[加える。]

[加える。]

122

おける当該情報の記載を要しない。) である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式に

- $(6)\sim(26)$ 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、 借対照表を作成している場合には、 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金 园园 記載することを要しない。) 連結貸

(記載上の注意)

[1.~6. 器]

 $[2. \sim 9.$

器

 ω 描 益 =## 算

徭

卌

益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。

_繭客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収

- 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- 2 収益を理解するための基礎となる情報
- ω は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

は、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合に

きは、同様式における当該事項の記載を要しない。 記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記すると (2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注

[瑟]

別紙様式第10号の2

(第68条第2項関係)

(日本産業規格A4)

器

_第4~第6

[同左]

 $[2. \sim 9.$

同左.

ω

描 益

算 眦 $(5)\sim(25)$ い。)

[同左]

だし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しな 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

[同左]

(記載上の注意

 $[1. \sim 6.$ 回左

[加える。]

7. ~ 12 . [同左]

_第4~第6 同左]

| 別紙様式第10号の2(第68条第2項関係)

(日本産業規格A4)

とおり報告します。 [第1·第2 略] (記載上の注意) (記載上の注意) 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について $\lfloor 1. \sim 4.$ は、その関連が明らかになるように記載すること。 一器 [①~① 器] 次に掲げる会計方針に関する事項 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 併 2 霐 器 田 漸 日から 件 箈 第2 連結財務諸表 (信用協同組合連合会名) 連<u>結業務報告書</u> 且 翭 (信用協同組合連合会名) 赘 併 园园 日現在) 連結貸借対照表 蕻 田 日 が が 日から I **III** 長) 氏名 日までの事業の成績を次の 伻 匠 Ш とおり報告します。 [第1・第2 同左] [同左] (記載上の注意) (記載上の注意) [1.~4. 同左] <u>1</u> 0 [同左] [加える。] [①~⑩ 同左] [同左] [同左] [同左] 霐 耳 闽 日から 件 얦2 箈 (信用協同組合連合会名 連結業務報告書 牃 田 Ш 伻 (信用協同組合連合会名) 連結財務諸表 豥 [同左] 併 日現在) 連結貸借対照表 耳 田 報 耳 田 ま ぐ 日から 昕 **IIII** 日までの事業の成績を次の 長) 氏名 仲 田 Ш

- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- 計上した項目であって、翌事業年度に係る連結財務諸表に重要な影響 を及ぼす可能性があるもの 会計上の見積りにより当該事業年度に係る連結財務諸表にその額を
- 当該事業年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- \odot 容に関する理解に資する情報 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内
- 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

 $(6)\sim(01)$ [略] $[2.\sim7.$ 略] [3. 年 月 日から 日まで)連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[器]

(1) 連結損益計算書

(記載上の注意)

益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 __繭客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収

- 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- 収益を理解するための基礎となる情報
- は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

[同左]

[加える。]

[同左]

(3)金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(5)~(20) [同左]

[2.~7. 同左] 3. (年 月 4 月 田まんの) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[同左]

(1) 連結損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

- 連結損益及び包括利益計算書
- を、単一の計算書に表示する場合 [「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目

(記載上の注意)

- 1._顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。
- をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

[晃]

に注記すること。この注記は、10. の注記と併せて記載することを妨げな 損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含 まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごと _親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純

[器]

年年 月 月 田まで 連結キャッシュ・フロー計算書

(直接法により表示する場合)

財務活動によるキャッシュ・フロー 一路 账 (単位:百万円)

[同左]

- 連結損益及び包括利益計算書
- を、単一の計算書に表示する場合) [「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

[同左]

まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごと 損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含 に注記すること。この注記は、<u>上記9.</u>の注記と併せて記載することを妨 _ 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純

[同左]

年年 耳 日からい 田まん 連結キャッシュ・フロー計算書

(直接法により表示する場合)

(単位:百万円)

<u></u>		
財務活動によるキャッシュ・フロー	[同左]	
		出
		期

前から		ı											1				1					
グー・受力の「コーは自己である。	[1.・2. 略]	(記載上の注意)	[略]	[略]	の売却による収入	連結の範囲の変更を伴わない子会社株式	の取得による支出	連結の範囲の変更を伴わない子会社株式	[略]	財務活動によるキャッシュ・フロー	[略]		(間接法により表示する場合)	[1. • 2. 略]	(記載上の注意)	[略]	[略]	の売却による <u>収入</u>	連結の範囲の変更を伴わない子会社株式	の取得による支出	連結の範囲の変更を伴わない子会社株式	[昭]
												当										
												期	(単位:百万円)									
-													<u>၂</u>									
	[1. • 2. 同左]	(記載上の注意)	[同左]	[同左]	の売却による支出	連結の範囲の変更を伴わない子会社株主	の取得による支出	連結の範囲の変更を伴わない子会社株主	[同左]	財務活動によるキャッシュ・フロー	[同左]		(間接法により表示する場合)	[1. ・2. 同左]	(記載上の注意)	[同左]	[同左]	の売却による <u>支出</u>	連結の範囲の変更を伴わない子会社株主	の取得による支出	連結の範囲の変更を伴わない子会社株主	[同左]
												当										
												期	(単位:百万円)									

保 険 業法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正

第七条 保 険 業 法 施 行 規 則 平 成 八 年 大 蔵 省令第五 五 号) \mathcal{O} 部 を次 \mathcal{O} ように改正する。

次 \mathcal{O} 表に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線を: 付 L 又 は 破 線 で 囲 N だ 部 分をこれ に 対 応 す る改 正 後 欄 12

掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を付 L 又 は 破 線 で 拼 ん だ 部 分 \mathcal{O} ょ う 12 改 め、 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 に 対 応 L 7 掲 げ る 対

象規 定 は そ \mathcal{O} 標 記 部 分 が 同 \mathcal{O} t \mathcal{O} は . 当 該 対 象 規 定 を 改 正 後 欄 に 掲 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ように 改 め、 そ \mathcal{O} 標 記 部

る対象規定で 改 正 前 欄 に これ に対応す るも \mathcal{O} を掲げ て 1 な 1 t \mathcal{O} は これを加 える。

分が

異なるも

 \mathcal{O}

は

改

正

前

欄

12

掲

げ

Ś

対

象規

定

を改

正

後

欄

に 掲

げ

る

対

象

規定とし

て

移

動

Ļ

改

Ī

後

欄

に

掲

げ

評価・換算差額等合計 株 式 引 受 権 [略] 純資産の部合計			[[] [] [] [] [] [] [] [] [] [科 目 金額 科 目 金額	(損害保険株式会社) (単位:百万円) (損害保険株式会社)	資 産 の 部 合 計 負債及び純資産の部合計 資 産 の 部 合 計 負債及				評価・換算差額等合計		負債の部合計	[略] [略] [阿左] [同左]	科 目 金額 科 目 金額	(生命保険株式会社) (生命保険株式会社) (生命保険株式会社)	貸借対照表 (年 月 日現在)の要旨 貸借対照表 (年 月	代表取締役 氏 名 代表取締役	会社名 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	住 所	年度(又は期)決算公告年度(又は期)	第1 貸借対照表の要旨 第1 貸借対照表の要旨	(日本産業規格A4)	
			[同左]	額	_	負	并	[同左]	1		[同左]		[同左]	額		(年月	代表取締役	会社名		度(又は 期)決算公告			(第17条の10関係)

[略] [略] [略] (略] (略] (略] (略] (略] (略] (略] (略] (略] ((損害保険株式会社) 科 目 金額 科	株 式 引 [略] 資 産 の 部 合 計 負債及び純資産	[略] [略] [略] [略] [略] [m] [m] [m] [m] [m] [m] [m] [m] [m] [m	和 目 金額 科	資 底 の 部 合 計 負債及び純資 (記載上の注意)
負債の部合計 横算差額等合計	(単位:百万円) 金 額	式 引 受 権 純資産の部合計 、び純資産の部合計	負債の部合計 換算差額等合計	金金	債及び純資産の部合計 (日本産業規格A4) 期)決算公告 所 比名 長取締役 日現在)の要旨 (単位:百万円)
-=	(上)			館	<u>4</u>)
[同左]	(損害保険株式会社) 和 目	資産の部	[同左]	型型	(記載上の注意) (記載上の注意) [1・2 同左] 第2 [同左] 別紙様式第2号の2 (第 別紙様式第2号の2 (第 第1 貸借対照表の要旨
	(社)			Ш	(第17条6件)
	金 額			金額	<u>ト</u> 7010関係) (又 <i>は</i>
[同左] 負債の部合計 [同左] 評価・換算差額等合計	科 目 (単位:	[同左] 純資産の部合計 負債及び純資産の部合計	[同左] 負債の部合計 [同左] 評価・換算差額等合計	型型	負債及び純資産の部合計
	百万円) 金額			命	- A A A A A A A A A A A A A A A A A A A

(記載上の注意) [1・2 略] 第2 [略]	資 産 の 部 合 計 負債及び純資産の部合計	施資産の部	株式引受権	評価・換算差額等合計	[略]	負債の部	[略]	資 産 金 額 負債及び純資産	(少額短期保険株式会社)	貸借対照表 (年月日現在)	代表取締役 氏	外	本店の所在地	年度(又は期)決算公告	第1 貸借対照表の要旨		別紙様式第2号の3(第17条の10関係)	第2 [略]	(記載上の注意) [1・2 略]	資産の部合計 負債及び純資	[略] 和資産	
	室の部合計	中		頂等合計				吨資産 金額	(単位:千円)	の要旨	各					(日本産業規格A4)				貧産の部合計	純資産の部合計	
(記載上の注意) [1・2 同左] 第2 [同左]	資産の部合計						[同左]	資 産 金	(少額短期保険株式会社)	貸借対照表(年度(又は	第1 貸借対照表の要旨		別紙様式第2号の3(第17条の10関係)	第2 [同左]	(記載上の狂意)[1・2 同左]	資産の部合計		
	負債及び純資産の部合計	(同左) 総資産の部 合計		評価・換算差額等合計	[同左]	負債の部合計	[同左]	額 負債及び純資産	(単)	年 月 日現在)の要旨	代表取締役 氏 名	会 社 名	本店の所在地	又は期)決算公告		(日本産業	関係)			負債及び純資産の部合計	[同左] 純資産の部合計	
					- 1 1 1 1 1 1			金 額	(単位:千円)							(日本産業規格A4)				-y		

1 75.7 h	(指重促除烘汁 全計)	거 되	/)			(捐害保除株式会計)
計 負債及び純資産の部合計	資産の部合		負債及び純資産の部合計	計	部合	資産の
[同左]		1	[略]			
			株式 引 受 権			
評価・換算差額等合計			評価・換算差額等合計			
[同左]		 - - - - - - -	,			
(純資産の部)			(純資産の部)			
[同左]	[同左]		[略]			[略]
(負債の部)	(資産の部)		(負債の部)		の 部)	(資 産
金額 科 目 金	型	金 額	科目	金額	Ш	型
(単位:百万円)	(生命保険株式会社)	百万円)	(単位:		式会社)	(生命保険株式会社)
年 月 日現在)中間貸借対照表	年度中(] 日現在)中間貸借対照表	年月	年度中(
	第2					第2
	第1 [同左]					第1 [略]
	[1~7 同左]					[1~7 略]
	(記載上の注意)				<u> </u>	(記載上の注意)
	[第1~第7 同左]				器]	[第1~第7
用			次	ш		
3り報告します。	務及び財産の状況を次のとおり報告します。		4	3り報告しま	況を次のとお	務及び財産の状況を次のとおり報告します。
日から 年 月 日までの業	年 月	日までの業	年 月 日	日から	月	年
代表取締役 氏 名			代表取締役 氏 名			
会社名			会社名			
住 所			住 所			
	金融庁長官 殿					金融庁長官 殿
年 月		Ш	年 月			
年 月 日から) 中間業務報告書 年 月 日まで)	年度中(日から) 中間業務報告書	年年	年度中(£
(日本産業規格A4)		(A4)	(日本産業規格A4)	3		2
※)	別紙様式第6号(第59条関係)			<u>~</u>	(第59条盟烃)	出の場子鉄地温

		資						[器]		
1	(記載上の注意)	産						<u> </u>	(資	华
(の事	の注	9							莲	
頃を治	衝	兴							0	
注記す		□⊳							部)	Ш
(1 9)		1111								
7.										金 *
ただし		\m\	ı	茶	 	I				額
次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について		負債及び純資産の部合計	[略]		評価・換算差額等合	园园		[略]	(
三の科		が び 3		共	・検	 	(純資産の部)		(負 {	科
三 [7]		拉資店		15	算差	 	海		債の	
関連す		音の選		AJA	額等	! ! !	の警) 部)	Ш
- 6注		彩合語		→	中	 	Ŭ)	
記にく		+		藩	+	: - -				A
2110						 				? 額
		資								
1	(記載							[同左]	〔〕	7
1 [同2	(記載上の)	資産の						[同左]	(資産	型型
1 [同左]	(記載上の注意)	産の						[同左]	(資産の	型
1 [同左]	(記載上の注意)	産の部						[同左]	産	科目
1 [同左]	(記載上の注意)	産の部合						[同左]	産の	
1 [同左]	(記載上の注意)	産の部						[同左]	産の	
1 [同左]	(記載上の注意)	産の部合						[同左]	産の	Ш
1 [同左]	(記載上の注意)	産の部合計			郭価				産の	自金
1 [同左]	(記載上の注意)	産の部合計	[同左]			[同左]	(治	[同左] [同左]	産の	自金
1 [同左]	(記載上の注意)	産の部合計	[同左]		換算				産の部)(負債	金額
1 [同左]	(記載上の注意)	産の部合計	[同左]		換算差額	[同左]			産の部) (負債の	金額和
1 [同左]	(記載上の注意)	産の部合計	[同左]		一模	[同左]	(純資産の部)		産の部)(負債	金額

(#) 鎔

は、その関連が明らかになるように記載すること。 次に掲げる会計方針に関する事項

[D~(I) 器]

🔟 収益の計上方法 (顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて ° (1 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通

[器]

ω 四四

の内訳等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場 合には、記載することを要しない。) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと

 $[(5)\sim(25)$

 $[2\sim5$

(生命保険相互会社)

(損害保険相互会社)

1

[同左]

<u>(2</u> [同左]

[①~⑪ 同左]

[加える。]

[同左]

 $\widehat{\mathfrak{S}}$ [同左]

している場合には、記載することを要しない。) 金融商品の時価等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成

[(5)~(25) 同左]

 $[2\sim5$ 同左]

(生命保険相互会社)

(損害保険相互会社)

[国左]

徭8 [機器] [赉黙] (記載上の注意) (記載上の注意) (損害保険相互会社) (損害保険株式会社) (生命保険株式会社) (生命保険相互会社) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について $[2\sim5]$ 3 は、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(4</u>) 2 $[(5)\sim(22)$ 合には、記載することを要しない。) の内訳等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場 ° (1 [①~① 器] 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ご 次に掲げる会計方針に関する事項 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 四四 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 区器 器 年度中 器 年年 月月 日でかま 中間損益計算書 経8 [同左] [同左] [同左] [同左] [同左] (記載上の注意) (記載上の注意) (損害保険相互会社) (損害保険株式会社) (生命保険株式会社) (生命保険相互会社) [2~5 同左] $\widehat{\omega}$ $\widehat{\Omega}$ 1 [(5)~(22) 同左] している場合には、記載することを要しない。 [同左] 金融商品の時価等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成 [加える。] $[]]\sim (]]$ [同左] [同左] [同左] [同左] 年度中 同左] 年年 月月 ながいるまれ 中間損益計算書

① 当中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項② 収益を理解するための基礎となる情報 ② 収益を理解するための基礎となる情報 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、①及び③に掲げる事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。②及び③に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 ③及び③に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。	この限りでない。 [(1)~(3) 略] (<u>4</u>) 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除	1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、
(4)~(6) [同左] 「2・3 同左] 第4 [同左]	[(1)~(3) 同左] [加える。]	1 [同左]

第4

別紙様式第6号の2 (第59条関係) [第6・第7 略] [第1~第7略] (記載上の注意) 金融庁長官 を次のとおり報告します。 期変動額合計 (記載上の注意) [1~7 略] 併 骤 年度中 田 そ資金の本金 全 全 全 合 合 日から 年年 利益剰 その他利益剰余金 余金合 Ш 月月 併 日からで 会社名 住所 代表取締役 氏 # \$ 湬 田 中間株主資本等変動計算書 大 京 中 学 日までの業務及び財産の状況 2 作券班 2 信評額 信証金金 中間業務報告書 郷へ担当っ姓の (日本産業規格A4) 公 侢 評 換 額 計 信 算 等 ・ 差 合 耳 新校本 Ш 別紙様式第6号の2 (第59条関係) [第1~第7 同左] [第6·第7 同左] (記載上の注意) を次のとおり報告します。 金融庁長官 株主資本以外の項目のi 中間胡麥虧額(純額) (記載上の注意) [1~7 同左] 併 霐 年度中 資金本金組 田 や資金 の本金 由産 日から 資金計 本金 剛合 年年 性 音 音 音 その他利益剰余金 ○○楷 線越利益 立金 剰余金 月月 Ш 併 田がつが田 会社名 代表取締役 氏 日まで 窽 田 日までの業務及び財産の状況 中間業務報告書 6 在 孝 岩 名 信 罪 額 名 信 首 首 省 (日本産業規格A4) ₩

併

耳

Ш

土 野 地 田 老 田 米

評換額計 信算等 · 老合

新松本 治資産 合計産

				1								7		1						,		1		1-1	1-1	
(1)	, '	1 (計	資						[器]			(((((((((((((((((((鶭						一器			(生		第2	第1	[1
	64	(記載上の注意) 次の事項を注記する	イが							(資	华	(損害保険株式会社)	描							(資	椞	(生命保険株式会社)			[器]	\sim 7
[器]	関連が	の注意	9							革		浜株式	9							羞		浜株式	牟		_	器
	悪で		兴							Ø ₩	Ш	涂社	呰							中 (O)	Ш	会社	年度中(
	かれてた	() み	□⊳							部()	ш		□▷							部)	ш					
	707	Ů.	1								1.5		7								1.5		千			
	その関連が明らかになるように記載すること。	ただし、					,				金額				۲		·				金 額		月			
	で手手		負債	[器]	\;	評価	[墨]		[器]				負債	[器]	茶:	評価	[器]		[器]				Щ			
	(1)	世の巻	債及し		井	•	i	(淮		(椞		債及て		洪	•		(資		(負	季		日現在)中間貸借対照表			
	0]	[7]	が経済		月	換算		資産		貢			び純資		<u></u>	換算	!	資産		債			世三			
	Ì	関連す	資産の部			差額		9		9			産の			換算差額等	! ! !	9		9			貨借太			
	Ē	- 6年	部合		枫	等合		部)		部()	Ш	(単位	部合		MI	等合	! ! !	些()		部(Ш	(単	t照表			
	[記 (こ)	#		瀚	#	!					位: 百	4		촒	====						(単位:音				
	•	特定の科目に関連する注記については			 						金 額	<u>(万円)</u>					 				金 額	百万円)				
	9)		L !			;				/ш,						<u> </u>				/ш,					
																				1		1		石区	和	
(1)	-	· 信 記	資						[同差			(損	資						[同差			(生		第2	第1	[1
(1)		1 [同t] 0 (記載上の	産						[同左]	(資	华	(損害保)	涶						[同左]	(資	华	(生命保险		第2	1	$[1 \sim 7]$
(1) [同左]		(記載上の注意	産の						[同左]	涶	李	(損害保険株式	産の						[同左]	捶	华	(生命保険株式	年	第2		\sim 7 同
			産の部						[同左]	産の		(損害保険株式会社)	産の部						[同左]	産の		(生命保険株式会社)	年度中	第2	1	~ 7
		(記載上の注意)	産の部合						[同左]	涶	型型	(損害保険株式会社)	産の部合						[同左]	捶	田本	(生命保険株式会社)	年度中(第2	1	\sim 7 同
		(記載上の注意)	産の部						[同左]	産の	ш	(損害保険株式会社)	産の部						[同左]	産の	ш	(生命保険株式会社)	年度中(年	第2	1	\sim 7 同
		(記載上の注意)	産の部合						[同左]	産の		(損害保険株式会社)	産の部合						[同左]	産の		(生命保険株式会社)		第2	1	\sim 7 同
		(記載上の注意)	産の部合計	<u>[]</u>						産の	1 金	(損害保険株式会社)	産の部合計	[]) 本				産の	金金	(生命保険株式会社)	年月	第2	1	\sim 7 同
		(記載上の注意)	産の部合計	[同左]			[(箱	[同左] [同左]	産の部)	1 金	(損害保険株式会社)	産の部合計	[同左]	1		[同左]	(治	[同左] [同左]	産 の 部)	金金	(生命保険株式会社)	年月	第2	1	\sim 7 同
		(記載上の注意)	産の部合計	[同左]			[同左]	(純資)		産の	金額	(損害保険株式会社)	産 の 部 合 計 負債及び純	[同左]	1	評価・換算	[同左]	(純資)		産の	金額	(生命保険株式会社)	年月	第2	1	\sim 7 同
		(記載上の注意)	産の部合計	[同左]			[同左]	產		産の部) (負	金額	(損害保険株式会社)	産の部合計 負債及び純資産	[同左]		評価・換算差額	[同左]	(純資産の		産の部) (負	金額	(生命保険株式会社)	年月	第2	1	\sim 7 同
		(記載上の注意)	産の部合計	[同左]			[同左]			産の部) (負債	金額		産 の 部 合 計 負債及び純資産の	[同左]		換算差額	[同左]	資産		産の部) (負債	金額		年月	第2	1	\sim 7 同
		(記載上の注意)	産の部合	[同左]		milli	[同左]	産の		産の部) (負債の	金額 科	(単位:	産の部合計 負債及び純資産	[同左]		評価・換算差額等合計	[同左]	資産の		産の部) (負債の	金額		年	第2	1	\sim 7 同
		(記載上の注意)	産 の 部 合 計 負債及び純資産の部合	[同左]			[同左]	産の		産の部) (負債の	金額 科		産 の 部 合 計 負債及び純資産の部合	[同左]		換算差額	[同左]	資産の		産の部) (負債の	金額	(生命保険株式会社) (単位:百万円)	年月	第2	1	\sim 7 同

-)、次に掲げる会計方針に関する事項
- ② 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)
- ③ [略]
- (3) [略]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの 内訳等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

[(5)~(25) 略]

[2~5 點]

(生命保険相互会社)

(損害保険相互会社)

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
-) [器]
- 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~① 點]

- 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)
- [器]
- (3) [器]
-)<u>金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの</u> <u>内款等に関する事項</u>(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合に

- (2) [同左]
- [①~⑪ 同左]

[加える。]

- [回左]
- (3) [同左]
- 金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

[(5)~(25) 同左]

[2~5 同左]

(生命保険相互会社)

[同左]

(損害保険相互会社)

[同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- (2) [同左]

<u>1</u>

[同左]

- [①~⑪ 同左]
- [加える。]
- <u>即</u> [同左]
- (3) [同左]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

徭8 [機器] $[2\sim5$ [機器] [機器] (記載上の注意) (損害保険相互会社) (損害保険株式会社) (生命保険相互会社) (生命保険株式会社) 1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは [(5)~(22) 略] (5) 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ず この限りでない。 は、記載することを要しない。) [(1)~(4) 器] いる場合には、①及び③に掲げる事項の記載を要しない。 \odot \bigcirc 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 は、記載することを要しない。 中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成して ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき るための情報 区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて 当中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの 収益を理解するための基礎となる情報 当中間会計期間及び当中間会計期間の末日後の収益の金額を理解す 年庚中 年年 月月 りでかまり 中間損益計算書 経8 $[2\sim5$ [同左] [同左] [同左] [同左] (損害保険相互会社) (記載上の注意) (生命保険相互会社) (損害保険株式会社) (生命保険株式会社) $[(5)\sim(22)$ [(1)~(4) 同左] [加える。] [同左] 同左] 年度中 同左] 年年 月月 日日かまか 中間損益計算書

計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨 を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。 ②に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益

動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 ②及び③に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変

 $\frac{(6)\sim(8)}{[2\cdot 3]}$ 图 [器]

第4

から 中間株主資本等変動計算書 まで

海会工作 資金 全会 些企 その他利益剰余金 女 4 日本 有 相 性 性 性 性 的 的 的 整 開 占 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 的 型模型 等等的 形 新棋 治権 企 業 期

(記載上の注意)

[1~7 略]

[第6・第7 略]

別紙様式第6号の3(第59条関係)

年年

月月 日本からかまりで

年庚中

中間連結業務報告書

(日本産業規格A4)

伻 Д Ш

金融庁長官

礟

严

宇

金融庁長官

骤

 $(5)\sim(7)$ [同左]

 $[2 \cdot 3$ 同左]

発4 [同左]

第5

	斯 社 由	(2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		資本無余金子の市場を本地の市場を	資金学 本会 生命	型	株出資本利益		生企业 相会 生企	世 己 樂	70	本 生 音 音	株主資 その他 本合計 有価証 参評価 差額金	株主資 その他 本合計 有価証 参評価 差額金	東主資 その他 線延 土地再 木合計 有価配 ヘッジ 評価部 参評価 損益 額金 差額金	探主資 その他 発症 地質経験体 大合甲 有価証 ヘッジ 評価派 装実施 参評価 遊荘 類金 類等合 総額金	東主資 その他 線延 土地再 木合計 有価配 ヘッジ 評価部 参評価 損益 額金 差額金
				į	-		金の金	一一 一一 一一一	学说								
当期首残高	×	×	×	×	×	×	×	×	××	$^{\times}$	×	×××		×	×××	×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
当中間期変動額																	
新株の発行	×	×	×		××							×	×	××	××	××	××
剰余金の配当						×		$\times \times \triangledown$	$\times \times \triangledown$			$^{\times}$	∆××	∆××	D×××	D×××	∆××
中間純利益								×	×			×	×	×	××	××	××
台三株式の処分										××	^	×					
株主資本以外の項目の当 中間期変動額 (純額)	卌												×	×××		×	× × ×
当中間期変動額合計	×	×	×	1	××	×		×	×	×	×	×		×	×××	×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
							< <			, ,			< <	< < <	×× ××	V	

(記載上の注意)

[1~7 同左]

[第6·第7 同左]

別紙様式第6号の3(第59条関係)

年年 月月 ながまるなが

年度中

中間連結業務報告書

(日本産業規格A4)

併 田

Ш

甪

严

徭2 [第1~第3 (記載上の注意) の当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 (1) 子会社等数の増減 (2) 子会社等の概況 [表略] $\lfloor 1\!\sim\!4$ (記載上の注意) (記載上の注意) 子会社等の状況 中間連結貸借対照表 $[1 \cdot 2$ 一器 中間連結財務諸表 の届出年月日又は設立年月日を記載すること。 条第1項第2号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載するこ っては、同条第7項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第 127 と。また、子法人等及び関連法人等にあっては、保険業法施行規則(以下 「規則」という。) 第85条第1項第7号の4の規定に基づく金融庁長官へ 园园 「認可又は届出年月日等」は、法第106条第1項各号に掲げる会社にあ 器 年庚中 器 器 旦 年年 日から 月月 炒 代表取締役 徃 日子から 中間事業概況書 侢 田 殆 田 Ш Ж d 얦2 徭1 0 [第1~第3 同左] (記載上の注意) (1) 子会社等数の増減 の当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 (2) 子会社等の概況 [同左] [1~4 同左] [同左] (記載上の注意) (記載上の注意) 子会社等の状況 中間連結貸借対照表 [同左] [同左] [1・2 同左] の届出年月日又は設立年月日を記載すること。 中間連結財務諸表 と。また、子法人等及び関連法人等にあっては、保険業法施行規則(以下 条第1項第2号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載するこ っては、<u>同条第4項</u>の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第 127 「規則」という。) 第85条第1項第7号の4の規定に基づく金融庁長官へ [同左] [同左] 「認可又は届出年月日等」は、法第106条第1項各号に掲げる会社にあ 年度中 年年 月月 代表取締役 ИÞ 往 Ш 鱼 中間事業概況書 年 天 鱼 旦 Ш H S

					刊上	[加える。]	14]		がにて	8の履行の状況に	デー 暗』 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて	質客との	上方法(属	収益の計点		
					<u>]</u>		(2)				事項	関する	次に掲げる会計方針に関する事項のよの「略」	に落げる。	(2)	
						[同左]	(<u>1</u>)							[器]	(1)	
											その関連が明らかになるように記載すること。	らよるよう	明らかにた	の関連が	7t, 25	
						[同左]		2	7170	2関連する注記に	ただし、特定の科目に関連する注記について	たただ	次の事項を注記すること。	事項を注		2
						[同左]	冒	_							[略]	
)注意)	(記載上の注意)	(計						注意)	(記載上の注意)	(iii
	及び純資産の部合計	負債及		#		の 部	産(資		産の部合計	負債及び純資			当	産の	河
		[同左]									[略]					
										段離	來 式 引	,				
 	その他の包括利益累計額合計	その街								益累計額合計	その他の包括利益累計額合計					
1 		[同左]	_						 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	[略]					
	(純資産の部)	<u></u>								(の部)	(純資産					
		[同左]					在]	[同左]			[略]					[略]
	(負 債 の 部)	(-			部(産の	(資)			の 部)	(負債		部()	竜の 音	(資 産	
金額	科目		金 額		Ш		华		金額	ш	举	金 額		m	本	
 写万円)	(単位:百万円)	注社等)	険株式会社及びその子会社等)	- 及び-	式会社	保険株	(損害保	(2)	万円)	(単位:百万円)	社等)	での子会	(損害保険株式会社及びその子会社等)	保険株式	(損害	(2)
	とび純資産の部合計	負債及		#	□⊳	の当	産の	資		産の部合計	負債及び純資		合計	部	産の	資
		[同左]														
1		1							 	一段	株式 引	,				
	その他の包括利益累計額合計	その街								益累計額合計	その他の包括利益累計額合計					
 		[同左]							 	 	[略]					
	(純資産の部)	<u></u>								(の 部)	(純資産					
		[同左]					左]	[同左]			[略]					[略]
	(負債の部)	(:			部(産の	(資)			の 部)	(負 債		部()	産の音	(資 産	
金額	四		金額		Ш		厍		金額	Ш	华	金 額		,,,,	椞	
ョ万円)	(単位:百万円)	注社等)	(生命保険株式会社及びその子会社等)	及び	式会社	保険株	(生命	(1)	万円)	(単位:百万円)	社等)	での子会	(生命保険株式会社及びその子会社等)	保険株式	(生命	(1)
	日現在)中間連結貸借対照表	日現在	月	升	年度中(年度				日現在)中間連結貸借対照表	日現在)中間通	上	1 (年	年度中(
_									_							-

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客

 $13 \cdot 14$ 國

一器

の内訳等に関する事項 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと

[(5)~(20) 略]

 $[3\sim7]$ 器

[機器] (生命保険相互会社及びその子会社等)

(4) (損害保険相互会社及びその子会社等)

(記載上の注意)

、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については

次に掲げる会計方針に関する事項

[①~① 器]

点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。) 契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時 該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当

墨

金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの

内訳等に関する事項

[3~7 點]

[(5)~(17) 略]

 $12 \cdot 13$ [同左]

 $\widehat{\omega}$ [同左]

金融商品の時価等に関する事項

<u>(4)</u>

[(5)~(20) 同左]

[3~7 同左]

[同左] (生命保険相互会社及びその子会社等)

(4) (損害保険相互会社及びその子会社等)

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[同左]

1 [同左]

0 [同左]

[①~⑪ 同左]

[加える。]

[同左]

 $\widehat{\omega}$ [同左]

金融商品の時価等に関する事項

[(5)~(17) 同左]

[3~7 同左]

		ω
\frac{1}{2}	年唐中 (中間連結損益計算
年	年	算書及び中
且	月	間連結
日まで)	日から)	語及び中間連結包括利益計算

#

中間連結損益計算書及び

(記載上の注意)

中間連結包括利益計算書

[大器] (生命保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益計算書)

[機器] (損害保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益計算書)

(記載上の注意)

- は、この限りでない。 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したもの
- 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
- ① 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フロ いて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 一の性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づ
- 収益を理解するための基礎となる情報

 \odot \bigcirc

を理解するための情報 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額

きは、記載することを要しない。 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であると

な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 ②及び③に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要

园

 $[3\sim5$

(保険株式会社及びその子会社等―中間連結包括利益計算書)

 $\widehat{\omega}$

 ω 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中 中間連結包括利益計算書 Ш 目 日かまらって 中間連結損益計算書及び

(記載上の注意)

[同左]

[同左] (生命保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益計算書)

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益計算書)

[同左]

(記載上の注意)

- [同左]
- [同左]

(1) [同左]

[加える。]

 $(2) \cdot (3)$ [同左]

 $3 \sim 5$ (保険株式会社及びその子会社等―中間連結包括利益計算書) 同左]

 $\widehat{\omega}$

[機器] (記載上の注意) (記載上の注意) 単一の計算書に表示する場合 [「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を $[3 \sim 7]$ (損害保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書 [2] 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる は、この限りでない。 (生命保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したもの ① 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フロ 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 きは、記載することを要しない。 いて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 を理解するための情報 ②及び③に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要 一の性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づ ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であると 収益を理解するための基礎となる情報 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額 [器] (5) (損害保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書 [同左] [同左] [同左] (記載上の注意 単一の計算書に表示する場合ご [「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を (記載上の注意) $\frac{(2)\cdot(3)}{3\sim7}$ [1~4 同左] (1) [同左] (生命保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書 [加える。] [同左] [同左] 同左] [同左]

(6) (生命保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益計算書)「ま略」

)) (損害保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益計算書:「≒w~

(記載上の注意)

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したもの はこの限りでない。

[]

■ 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

① 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

) 収益を理解するための基礎となる情報

 \odot

) 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとは、記載することを要しない。

②及び③に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合にには、当該事項の記載を要しない。

3) [黙]

[3~5 累]

3) (保険相互会社及びその子会社等―中間連結包括利益計算書)

(記載上の注意)

[1~4 點]

[「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を 単一の計算書に表示する場合]

(9) (生命保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書

(6) (生命保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益計算書) [同左]

(7) (損害保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益計算書)[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

「加える。」

2) [同左]

[3~5 同左]

(保険相互会社及びその子会社等―中間連結包括利益計算書)

[同左]

 $\widehat{\infty}$

(記載上の注意)

[1~4 同左]

[「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を 単一の計算書に表示する場合]

(生命保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書

9

4 [略]	[3~7 略]	(3) [略]	な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。	②及び③に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要	は、記載することを要しない。	①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき	を理解するための情報	③ 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額	② 収益を理解するための基礎となる情報	いて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項	一の性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づ	① 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フロ	^∘)	収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除	(2) 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる	(1) [昭子]	はこの限りでない。	2 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したもの	1 [略]	(記載上の注意)	[表略]	(10) (損害保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書	[表略]	
4 [同左]	[3~7 同左]	(2) [同左]													[加える。]	(1) [同左]		2 [同左]	1 [同左]	(記載上の注意)	[同左]	(10) (損害保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書	[同左]	

徭3 別紙様式第7号(第17条の5、第25条の2及び第59条関係) 0 金融庁長官 [第1~第13 略] 中間連結株主資本等変動計算書 及び財産の状況を次のとおり報告します。 当中間期末残高 ·間期変動額合計 器 株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額) 観会社株主に帰属する中 開純利益 (記載上の注意) [器] [1~7 點] 霐 年度 資本金 耳 金姓金金 Ш 年減中 日から 年年 本 中 音 音 で有券売 の信評額 同間自会 月月 会社名 線へ損延り益減で益 代表取締役 年 平 土計額地值金 4 ç шш シップが **必算勘容置定数** 中間連結株主資本等変動計算書 伻 狹 H その利針 の包掛額 他招票合 業務報告書 名 (日本産業規格A4) 耳 伻 新株 約権 予 Ш 压 · 株 土 井 までの業務 純資産 合計 \square 徭8 金融广長官 別紙様式第7号(第17条の5、第25条の2及び第59条関係) 6 [第1~第13 同左] 中間連結株主資本等変動計算書 及び財産の状況を次のとおり報告します。 4中間期変動額合計 4中間期末残高 中間期変動額 新株の発行 期首残高 [同左] 親会社株主に帰属する中 関純利益 株主資本以外の項目の当 中間期変動額 (純額) (記載上の注意) 自己株式の処分 [同左] [1~7 同左] 霐 伻 年度 資本金 金米金金 田 担益 余金 年度中 Ш 日から 年年 茶 十 合 学 を有券班の の 由 詳 額 色 前 由 合 会社名 月月 甪 代表取締役 線へ損延り並がはいまった。 4 ° 严 日まないのまれ 土 詳 額 地 祖 金 祖 祖 祖 祖 祖 祖 祖 祖 中間連結株主資本等変動計算書 伻 狡 冷算 整理 沒 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 氏 退付の課職に調評 発発 整額 (日本産業規格A4) 压 業務報告書 その利計3 の包基額 他搭票合 伻 新株子 日までの業務 圧 非支配 株主持 純資産 合計 Ш

(1) [略](2) 次に掲げる会計方針に関する事項	(記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科 、その関連が明らかになるように記載すること。	資産の部合計						[路]	(資産の部)	型	(損害保険株式会社)	資産の部合計						[略]	(資産の部)	型	(生命保険株式会社)	第4 年度(年	[第1~第3 略]	[1~6 略]	(記載上の注意)
事の名	ただし、 こうに記載									金 額						- .				金 額		Fi H			
項	、特定の科目に関連する注記については .載すること。	負債及び純資産の部合	[略]	式 引 受	• 換算差額等合		(純資産の部)	[略]	(負債の部)	型	(単位:	負債及び純資産の部合	[略]	式 引 承	評価・換算差額等合		(純資産の部)	[略]	(負債の部)	和目	(単位:	日現在)貸借対照表			
	だったる	#		権	#	! ! !				金額	(: 百万円)	#		権	#	 				金額	:: 百万円)				
(2)		資産	-					同左	(資	科	(損害)	資産						[同左]		<i>₩</i>	(生命)	第 4	[第1~第3	$[1\sim 6$	(記載上の注意)
[同左]	(記載上の注意) . [同左]	の部合計							産 の 部)	II I	(損害保険株式会社)	の部合計							(資産の部)	田型	(生命保険株式会社)	年度(3 同左]	同左]	の注意)
[同左]	上の注意) 同左]	部合							9	金	保険株式会社)	の幣合							産の	争	保険株式会社)	年		同左]	の注意)
[同左]	上の注意)	部合計	[同左]				(純資産の部)	[同左]	9	目	保険株式会社) (単位:百	の幣合	[同左]	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	評価・換算差額等合計	[同左]	(純資産の部)] [同左]	産の	ш	保険株式会社) (単位:百万円)	$\widehat{}$		同左]	の注意)

該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との 契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時 点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。) 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当

次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- た項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能 性があるもの 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上し
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- 当該情報の記載を要しない。) る場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一であ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容

照表を作成している場合には、記載することを要しない。) 商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸借対 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融

[器]

 $[2 \sim 7$

(生命保険相互会社)

[器器]

(損害保険相互会社)

(記載上の注意)

次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

は、その関連が明らかになるように記載すること。

- 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~① 器]

[加える。] [①~① 同左]

[同左]

[加える。]

 \Im [同左]

し、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(ただ

[同左]

 $\frac{(5)\sim(32)}{[2\sim7]}$ 同左]

(生命保險相互会社)

[同左]

(損害保険相互会社)

[同左] (記載上の注意)

- [同左]
- 0 [同左]

1

[同左]

 $[]]\sim (]]$ 同左]

얦5 [表界] [赉黙] (損害保険相互会社) (損害保険株式会社) (生命保険株式会社) (生命保険相互会社) $[2\sim7]$ (5)借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。) 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、 次に掲げる会計上の見積りに関する事項 容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一 可能性があるもの 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金 おける当該情報の記載を要しない。) との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式に した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 器 园 年庚 年年 月月 いいがまりらって 損益計算書 連結貸 얦5 [同左] [同左] [同左] (損害保険相互会社) (損害保険株式会社) (生命保険株式会社) (生命保険相互会社) $[2\sim7$ (3) $(5)\sim(27)$ (°, [加える。] だし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しな [加える。] 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 [同左] [同左] 同左] [同左] 年東 年年 月月 шш ながらなる 損益計算書 (7:

<u>(8)~(10)</u> [略] [2~4 略] [第6~第8 略]	には、少久ので何での事気の記載を安しない。 ②に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に 注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。	報 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。 連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合 には、①みが③に掲げる事項の記載を両しない	く。) ① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ② 収益を理解するための基礎となる情報 ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情	限りでない。 [(1)~(6) 略] [<u>7</u> 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除	[表略] (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この
$\frac{(7)\sim(9)}{[2\sim4]}$ [同左] $[2\sim4]$ 同左] [第6~第8 同左]				[(1)~(6) 同左] [加える。]	[同左] (記載上の注意) 1 [同左]

別紙様式第7号の2(第17条の5、第25条の2及び第59条関係) [第1~第13 略] [第10~第13 略] (記載上の注意) (記載上の注意) 金融庁長官 [1~7 略] [1~6 略] 併 及び財産の状況を次のとおり報告します。 年庚 礟 資 会 会 合 合 合 Ш 日から 年年 その他利益剰余金 年 月 日 から 株主資本等変動計算書 年 月 日 まで 月月 利益劑 会社名 用 代表取締役 田まかで 平 そ年券売の価評額 H 湬 業務報告書 (日本産業規格A4) 且 土地再 評価差 額金 松 侢 英女马 受養 日までの業務 耳 新株子 治権 Ш 別紙様式第7号の2(第17条の5、第25条の2及び第59条関係) [第1~第13 同左] [第10~第13 同左] (記載上の注意) (記載上の注意) 金融庁長官 [1~6 同左] [1~7 同左] 及び財産の状況を次のとおり報告します。 併 年庚

で資金の本金

資余。 本金 剛合

林台門

線へ機関・基準を基準を表する。

数型 用 的 的 的 形 表

計模額を 価値等等・主要の

新株子 約権

株主資本等変動計算書

〇〇個 樂勘利祖 公会 剩余会 その他利益剰余金

骤

年年

月月

おかまからで

業務報告書

併

田

Ш

田

日から

会社名 住所

代表取締役

开名

压

日までの業務

Ш

湬

153

(日本産業規格A4)

(記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目(は、その関連が明らかになるように記載すること。(1) [略] (2) 次に掲げる会計方針に関する事項 [①~⑪ 略]	資産の部合計				, 1 1	<u>)</u>	・ 強	型	(損害保険株式会社)	資産の部合計					[略]	(資産の部)	型 型	(生命保険株式会社)	年度(年	第4	[第1~第3 略]
ただし、 るように 関する事で		<u> </u>	·	·				金額							<u> </u>		金額	_	上		
、特定の科目に関連する注記について -記載すること。 事項	負債及び純資産の部合計	株 式 引 妥 権 [略]	評価・換算差額等合計		(純資産の部)	Ī	番の	型	(単位: 同	負債及び純資産の部合計	略]	式 引 受	[略]	(純資産の部)	[略]	(負 債 の 部)	科目	(単位:	日現在)貸借対照表		
ر پر				! ! !				金額	百万円)				 				金 額	(単位:百万円)			
(記載上の注意) 1 [同左] (1) [同左] (2) [同左] [①~⑪ 同	資産の部			<u> </u>	<u>.</u>	[同左]	帮	承	(損害保険株式会社)	資産の	-				[同左]	(資産(举	(生命保険株式会社)		第4	[第1~第3 同左]
同左]	合計					可以		ш	式会社)	部合計						の 部)	Ш	会社)	年度(4		
左]								自 金額	式会社)	□⊳							金額	会社)	年度 (年月		
左]	1	[同左]	評価・換算差額等合計) 	(純資産の部)		型 信	金	式会社) (単位	□⊳	[同左]	一年宣、农半月度4日年	李	(純資産の部)	[同左]		金	会社) (単位:百万円)	年		

当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて [加える。]

晃

次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- 可能性があるもの した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- 容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一 おける当該情報の記載を要しない。) である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式に ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内

借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。) 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金 連結貸

四四

 $[2\sim7$ 器

(生命保険相互会社)

(損害保険相互会社)

(記載上の注意)

次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については その関連が明らかになるように記載すること。

次に掲げる会計方針に関する事項

[①~① 器]

[加える。]

[同左]

<u>(4)</u> [同左]

(،) だし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しな 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(た

 $(5)\sim(32)$ [同左]

 $[2\sim7$ 同左]

(生命保険相互会社)

[同左]

[同左]

(損害保険相互会社)

[同左]

(記載上の注意)

 $\widehat{\Box}$ [同左]

(2)

[同左]

 $[] \sim (]]$ 同左]

155

얦5 $[2\sim7$ [機器] [赉略] <u>(4)</u> [赉縣] (損害保険相互会社) (損害保険株式会社) (生命保険株式会社) (生命保険相互会社) \odot 0 照表を作成している場合には、記載することを要しない。) 商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸借対 次に掲げる会計上の見積りに関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融 該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との 当該情報の記載を要しない。) る場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一であ 契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時 性があるもの た項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能 点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。) 墨 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上し ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当 器 [器] 年度 年年 月月 шш かまりて 損益計算書 얦5 $[2\sim7$ [同左] [同左] [同左] [同左] (損害保険株式会社) (損害保険相互会社) (生命保険相互会社) (生命保険株式会社) $(5)\sim (27)$ (3)[加える。] し、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。) [加える。] 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(ただ [同左] [同左] 同左] [同左] 年庚 年年 月月 шш いなまりりで 損益計算書

(記載上の注意)

次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この 限りでない。

[(1)~(6) 器]

- [7] 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除
- 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- ② 収益を理解するための基礎となる情報
- 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情

は、記載することを要しない。 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

には、①及び③に掲げる事項の記載を要しない。 ②に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に 連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合

 $(8)\sim(10)$ [器]

るときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記す

[第6~第8 $[2\sim 4$ 器

(記載上の注意)

[同左]

[(1)~(6) 同左] [加える。]

 $(7)\sim(9)$

[同左]

[第6~第8 $[2\sim 4$ 同左] 同左]

第1 金融庁長官 別紙様式第7号の3(第25条の3及び第59条関係) [第1~第3 略] [第10~第13 略] (記載上の注意) (記載上の注意) 及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額) [1~7 略] $[1 \sim 3$ 骤 年庚 併 器 /資余 /本金 |制 資金 本金 生命 年年 Ш 日から 月月 その他利益剰余金 日からで 往会 代表取締役 徃 茶 件 合 学 連結業務報告書 所名) 在泰州 (田智雄 (田智) Ħ 性質 動用 基 形 形 形 形 (日本産業規格A4) 侢 計模額・売合 東 東 基 基 耳 日までの当社 Ш 第1 金融庁長官 別紙様式第7号の3(第25条の3及び第59条関係) [第1~第3 同左] [第10~第13 同左] (記載上の注意) (記載上の注意) 及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 [1~3 同左] [1~7 同左] 株主資本以外の項目の 期変動額(純額) 年東 礟 伻 田 た資金 2 本金 向産 年年 資金 本金 新合 Ш 日から 月月 その他利益剰余金 整 排 植 生 全 全 柱 年 月 日 から 年 月 日 まで 株主資本等変動計算書 日からくりでくりてく 全会 代表取締役 徃 所名 連結業務報告書 來 士 合 計 た作券 形 の 信 評 徴 句 開 信 合 Ħ 線へ損能で益まり 压 ₩ (日本産業規格A4) 伻 七評 額 地面 後 耳 ※ 旦 日までの当社 Ш

얦2 \sim $\widehat{\Box}$ [器] (1) 子会社等数の増減 (2) 子会社等の概況 (記載上の注意) (記載上の注意) 子会社等の状況 連結貸借対照表 [1・2 略] 园园 連結財務諸表 の届出年月日又は設立年月日を記載すること。 条第1項第2号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載するこ っては、<u>同条第7項</u>の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第 127 と。また、子法人等及び関連法人等にあっては、保険業法施行規則(以下 資 科 (生命保険株式会社及びその子会社等) 「規則」という。)第 85 条第1項第7号の4の規定に基づく金融庁長官へ 「認可又は届出年月日等」は、法第106条第1項各号に掲げる会社にあ 産 年庚 年度 0 恶 Ш 侢 年年 金 盤 月月 その他の包括利益累計額合計 日現在) [器] шш 負 箔 科 連結貸借対照表 資 嶣 産 9 0 事業概況書 恶 뾼 Ш (単位:百万円) 金 盤 얦2 0 2 [同左] (1) 子会社等数の増減 \Box (2) 子会社等の概況 [同左] [同左] (記載上の注意) (記載上の注意) 子会社等の状況 連結貸借対照表 [同左] [同左] [1・2 同左] 連結財務諸表 の届出年月日又は設立年月日を記載すること。 条第1項第2号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載するこ (資 と。また、子法人等及び関連法人等にあっては、保険業法施行規則(以下 っては、<u>同条第4項</u>の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第 127 科 「規則」という。) 第85条第1項第7号の4の規定に基づく金融庁長官へ (生命保険株式会社及びその子会社等) [同左] 「認可又は届出年月日等」は、法第106条第1項各号に掲げる会社にあ 年庚 9 野 Ш 年年 争 田 盤 月月 その他の包括利益累計額合計 日現在) [同左] [同左]_____ 食 (2) 椞 連結貸借対照表 篒 湩 產 9 9 事業概況書 뺤 뾼 Ш (単位: 百万円) 争 盤

																	Т		1			_
							2	1	清)	資						[略]			(2)	資		
	->	(12)	\Box	2	1)	J., .		모	(記載上の注意)	産							(資	椞	(損:	産		
(回・(回・(で。) (型・(回・)) (型・(対では、)) (型・()) ()) () () () () () () () () () () ()	当 と 説 談 の よ が あ の ま り ま み の ほ い	· 垃圾		欠に掲	园园	その関	次の事項を注記するこ	园园	の注意	0							産		害保険	0		
(略) [略] らがる4 ド上の見	総治に続きて、	をの計	[路]	がる		動連が	を注			部							O #		株式	部		
· · · · · · · · · · · · · ·	が、単ののでは、一般のでは、一般のでは、これをは、これをは、これをは、これをは、これをは、これをは、これをは、これを	上方治		会計力		明らな	記する										部)	Ш	会社及			
上の見よいであってある	がおれて、主な、一般など、	法(顧		5針に		かにな	° (1			#									そびそ	計		
に で で で で 、 の 当 が で 、 の に 。 に の に 。 。	が	を入って		関する		7 L												金 額	074			
・迎 [略] 次に掲げる会計上の見積りに関する事項 会計上の見積りにより当連結会計年度 を計上した項目であって、翌連結会計年	当該契約から生ずる収益を認識するとの契約に基づく主な義務の内容、 との契約に基づく主な義務の内容、 常の時点その他重要な会計方針に倉	り契約		次に掲げる会計方針に関する事項		その関連が明らかになるように記載するこ) Už			食		<u></u> 桨	ψ,	<u></u>		<u></u>			(損害保険株式会社及びその子会社等)	負債	<u> </u>	床
会計(年)	る、含まる。	に基~		, ,		大手	特定の			負債及び純資産の部合	[略]	川	その他の包括利益累計額合計	器	(純	[略]	(負	华	3)		[略]	判
東に京で	がは、然様終めたろろと	グへ				\sim	り科目			び 箱)包括		鶭		責	—		び組		i I
通るが通	主要7年の第二年の第二年の第二年の第二年の第二年の第二年の第二十年の第二十年の第二十年	務の帰				0	に関ジ			資産(뤈	利益界		産の		9			及び純資産の		5
格 財務 連結財	がは、単独の方も	夏行の					るか単			の部で		AK	 計額		部()		部()	Ш	(単	の部合		M.
5諸表	になる。認を記るを記る	状況~					注記≀			<u> </u> 하 하		権	□ □						(単位: 1) 하라		権
	当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する、よい	収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて					ただし、特定の科目に関連する注記について						; ; ;					金額	百万円)			
盤 殿	客通る	<u> </u>					4											, ALLK] 			
							2	1	(計	資						[同左]			(2)	資		
		[]		(2)	(1)		[同]		(記載上の注意)	華						ഥ	(資	椞	(損害	産		
% ⊗ ©		[加える。]		[同左]	[同左]		五二	[同左]	り注意	9							産(皆保険	0)		
[同左]		ů) 同左]	ت	ب												の 部)	Ш	株式会	部		
H																	33		会社及			
										7								金	呆険株式会社及びその子会社等)	中		
												г						含額	り子会			
										負債		 	64			回			社等)	負債		
										及て	[同左]	: : : :	色の	[同左]	(2)	[同左]	食	椞		及	[同左]	
										バ純貨		 	包括系		資産		責			バ純貨		
										資産の		! ! !	三		9		9			(産)		
																				7		
										部台		 	計額行		部)		部()	Ш	(単1	の部合		
										債及び純資産の部合計		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	その他の包括利益累計額合計		部()		部()		(単位: 百	び純資産の部合計		
												1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	計額合計		部()		部()	自 金額	(単位:百万円)	の部合計		

な影響を及ぼす可能性があるもの

- 当連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- 容に関する理解に資する情報 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内

融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

$3 \sim 8$ [基]

(生命保険相互会社及びその子会社等)

(4) (損害保険相互会社及びその子会社等)

[西崇] (記載上の注意)

は、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について 國

次に掲げる会計方針に関する事項

[①~① 器]

🔟 収益の計上方法 (顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客

园园

 \mathfrak{S} 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要 な影響を及ぼす可能性があるもの 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額

当連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

(<u>4</u>) [同左]

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

 $(5)\sim$ (23) [同左]

 $\frac{1}{3}$ $\frac{3}{8}$ 同左]

(生命保険相互会社及びその子会社等)

[同左]

(4) (損害保険相互会社及びその子会社等)

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[同左]

<u>1</u> [同左]

2 [同左]

[①~⑪ 同左]

[加える。]

<u>取・取</u> [加える。]

161

 \odot 容に関する理解に資する情報 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内

- 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

 $[3\sim 8]$

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

用 用 のがまりなって 連結損益計算書

及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書)

(記載上の注意)

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書)

- この限りでない。 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、
- 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
- 区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの
- 収益を理解するための基礎となる情報
- めの情報 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するた

- [同左]
- <u>(4)</u> 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

 $(5)\sim$ (21) [同左]

 $3 \sim 8$ 同左]

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

 ω

併 田 田野りかりで 連結損益計算書

及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[同左]

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書) [同左]

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益計算書:

[同左] (記載上の注意)

- [同左]
- [同左]

(1) [同左

[加える。]

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

3)·(4) [累] 3~5 累]

(保険株式会社及びその子会社等―連結包括利益計算書) +------

[1~5 點]

(記載上の注意)

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

- (4) (生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書) [表略]
- (5) (損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書)

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものはこの限りでない。
- 1) [略]
- [2] 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
- ① 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- 収益を理解するための基礎となる情報
- 》 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
- ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
- ·(4) [略]

•(3) [同左]

3~5 同左]

(保険株式会社及びその子会社等―連結包括利益計算書)

[同左]

(記載上の注意)

[1~5 同左]

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕 (4) (4)を原除性学会社界がその7会社等、事法掲光界が与技術学社等事)

- (4) (生命保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書) [同左]
- (5) (損害保険株式会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書: [同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 [同左]
- (1) [同左]

[加える。]

(2)・(3) [同左]

 $[3\sim 8$

(生命保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書)

(損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書)

(記載上の注意)

この限りでない。 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、

収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる

① 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの 区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて

0 収益を理解するための基礎となる情報

めの情報 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するた

は、記載することを要しない。 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

一器

 $[3\sim5]$

(保険相互会社及びその子会社等―連結包括利益計算書)

[器操]

(記載上の注意)

 $[1\sim5$

計算書に表示する場合] [「連結損益計算書] 及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の

(生命保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書)

 $[3 \sim 8]$ 同左]

6 [同左] (生命保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書)

(7) (損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益計算書)

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[同左]

(1) [同左]

[加える。]

[同左]

[3~5 同左]

(保険相互会社及びその子会社等―連結包括利益計算書)

[同左]

8

(記載上の注意)

 $[1\sim5]$ 同左]

計算書に表示する場合] [「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、 単一の

(9) (生命保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書) [同左]

[3~8 同左]	[3~8 略]
(2) [同左]	(3) [略]
	は、記載することを要しない。
	①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき
	るための情報
	③ 当連結会計年度及び翌連結会計年度年度以降の収益の金額を理解す
	② 収益を理解するための基礎となる情報
	区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
	性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて
	① 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの
	^°)
	収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除
[加える。]	(2) 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
(1) [同左]	(1) [略]
	この限りでない。
2 [同左]	2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、
1 [同左]	1 [略]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
[同左]	[表略]
(10) (損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書)	(10) (損害保険相互会社及びその子会社等―連結損益及び包括利益計算書)

徭8 別紙様式第11号(第143条関係) における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 [第1~第5 連結株主資本等変動計算書 金融庁長官 当期末残高 (記載上の注意) 年度中 (期変動額合計 [器] $[1 \sim 7]$ 株主資本以外の項目の 期変動額(純額) 親会社株主に帰属する当 期純利益 [器] 器 器 礟 年年 圧 利益剰 余金 月月 Ш 日から 日まり、いかましょうで、 会社名 日本における代表者 で有券売 の 信評額 信評価 金 線へ損難が益が 日本における中間業務報告書 七評額 地質 再差 為無勘替調定機整 連結株主資本等変動計算書 狹 Ħ その生計 の包油額 名花駅 全 耳 松 (日本産業規格A4) 伻 新松林 日までの日本 非 來 來 來 走 齊 由 田 Ш 徭8 における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 別紙様式第11号(第143条関係) 6 [第1~第5 連結株主資本等変動計算書 金融庁長官 当期変動額 当期末残高 4期変動額合計 (記載上の注意) 年度中 [同左] [1~7 同左] 株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額) 親会社株主に帰属する当 期純利益 新株の発行 [同左] 同左] 骤 資本金 年年 田 全 全 全 全 月月 Ш 日から 日からくりでく 会社名 住所 日本における代表者 で有券班 の毎評額 に証価金 線へ損延っ並びは 日本における中間業務報告書 土地耳 珍華城 評価班 導調點 額金 勘定 4 % 連結株主資本等変動計算書 欽 Ħ 退付さる 銀に調計 給保整額 压 松 その利計4 の包基額 他搭票合 (日本産業規格A4) 併 新株子 田までの日本 非 大配 株土持 田 純資産 合計 Ш

年庚中 徭8 얦2 第1 借対照表 [表點] (外国生命保険会社等) (外国損害保険会社等) (外国生命保険会社等) (記載上の注意) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について $[1\sim3$ $[2\sim5$ は、その関連が明らかになるように記載すること。 $\widehat{\omega}$ [(5)~(22) 略] の内訳等に関する事項 次に掲げる会計方針に関する事項 [①~① 器] 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ご 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 [略] との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 年度中(器 屋屋 器 年年 月月 併 日でかまり 且 日現在)の日本における保険業の中間貸 日本における保険業の中間損益計算書 年度中 能 第 2 徭8 [同左] [同左] 借対照表 [同左] (記載上の注意) (外国損害保険会社等) (外国生命保険会社等) (外国生命保険会社等 (記載上の注意) 1 [同左] [1~3 同左] $[2\sim5$ 1 $\widehat{\omega}$ 0 [同左] [(5)~(22) 同左] 金融商品の時価等に関する事項 $[]\sim []$ [加える。] [同左] [同左] [同左] 年度中(同左] [同左] 年年 回左」 月月 併 E E かまりで 且 日現在)の日本における保険業の中間貸 日本における保険業の中間損益計算書

住所会社名会社名日本における代表者氏名日本における代表者氏名日本における代表者氏名日本における代表者氏名	年度中 (年 月 日から)日本における中間業務報告書	別紙様式第11号の2(第143条関係) (日本産業規格A4)	[表略] [1~4 略] [1~4 略] [1~4 略] [1~4 略] [1~4 略] [1~4 略] [1)
住所会社名会社名日本における代表者氏名日本における代表者氏名日本における代表者氏名日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年度中 (年 月 日から) 日本における中間業務報告書	別紙様式第11号の2(第143条関係) (日本産業規格A4)	(記載上の注意) [1~4 同左] [項を加える。]

年度中 経8 얦2 第1 [機器] [第1~第5 対照表 (外国損害保険会社等) (外国生命保険会社等) (記載上の注意) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について $[1\sim3$ $[2\sim5$ $\widehat{\omega}$ 2 は、その関連が明らかになるように記載すること。 园园 [(5)~(22) 略] の内訳等に関する事項 [①~① 器] (1 (2 °) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ご 次に掲げる会計方針に関する事項 年度中(常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 一器 园园 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 园园 器 器 年年 月月 伻 шш らでがある 圧 Ш 日現在)の日本における保険業の中間貸借 日本における保険業の中間損益計算書 狹 年庚中 総 1 2 経8 [同左] [同左] [第1~第5 対照表 (外国損害保険会社等) (記載上の注意) (外国生命保険会社等) (記載上の注意) [1~3 同左] $[2\sim5]$ 0 $\widehat{\mathbf{1}}$ $\widehat{\omega}$ [同左] [(5)~(22) 同左] [同左] 金融商品の時価等に関する事項 [加える。] 年度中([同左] [同左] [同左] [同左] 同左] 同左] 年年 同左] 月月 併 шш いなまりしかま 匠 Ш 日現在)の日本における保険業の中間貸借 日本における保険業の中間損益計算 湬 ... 卌

別紙様式第12号(第137条及び第143条関係) [第4・第5 金融庁長官 [基表] [累累] (外国損害保険会社等) (外国生命保険会社等) (記載上の注意) 年展 [1~4 略] $\widehat{\omega}$ が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 2 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。 記載することを要しない。 を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収 (2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ための情報 収益を理解するための基礎となる情報 当中間会計期間及び当中間会計期間の末日後の収益の金額を理解する 当中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性 器 霐 年年 用 田 のお明らなまりで 会社名 日本における代表者 甪 日本における業務報告書 K 殆 (日本産業規格A4) 併 耳 Ш 別紙様式第12号(第137条及び第143条関係) [第4・第5 金融庁長官 [同左] [同左] (外国損害保険会社等) (外国生命保険会社等) (記載上の注意) 年展 [項を加える。] [1~4 同左] 同左] 霐 年年 月月 のでなりなって 会社名 宇 日本における代表者 肥 日本における業務報告書 H 经 (日本産業規格A4) 併 耳 Ш

② [略] ② (略] ③ 次に掲げる会計上の見積りに関する事項 ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る計上の見積りの内	[①~⑩ 略] 型 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する	 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 [1] [略] 次に掲げる会計方針に関する事項 	表 (外国損害保険会社等) [表略] (外国生命保険会社等) [表略] (記載上の注意)	1 次	「おける業務及び財産の状況を炎のとおり勘告」、手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◎ [同左] [加える。]	[①~⑩ 同左] [加える。]	1 [同左] (1) [同左] (2) [同左]	外国損害保険会社等) 左] 外国生命保険会社等) 左]	第1~第6 同左] (記載上の注意) [第1~第6 同左] (記載上の注意) [1~3 同左] [第1・第2 同左] 第3 年度(年月 日現在)の日本における保険業の貸借対照	「はいいは、

第4 別紙様式第12号の2(第137条及び第143条関係) [第5・第6 [表點] 年東 (記載上の注意) (外国損害保険会社等) [機器] (外国生命保険会社等) $[2\sim6$ [1~4 點] $\widehat{\omega}$ 2 $\widehat{\mathbf{1}}$ 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収 を注記すること。 記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 した場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 収益を理解するための基礎となる情報 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質 金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分を 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金 容に関する理解に資する情報 园园 年年 月月 E E かまらて 日本における保険業の損益計算書 (日本産業規格A4) 第4 別紙様式第12号の2(第137条及び第143条関係) [第5・第6 [同左] [同左] (外国損害保険会社等) (外国生命保険会社等) 年度 (記載上の注意) [1~4 同左] [項を加える。] $2 \sim 6$ <u>(3)</u> $(5)\sim(25)$ 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 [同左] 同左] 同左] [同左] 年年 月月 EEかまりりで 日本における保険業の損益計算書 (日本産業規格A4)

[第1・第2 (外国損害保険会社等) [機器] [第1~第6 び財産の状況を次のとおり報告します。 金融庁長官 (外国生命保険会社等) (記載上の注意) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について $[1\sim3$ は、その関連が明らかになるように記載すること。 年度(年度 [①~① 器] 次に掲げる会計方針に関する事項 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 器 器 器 霐 件 年年 旦 旦 月月 日から 日まからで 日現在)の日本における保険業の貸借対照表 会社名 日本における代表者 甪 件 日本における業務報告書 田 日までの日本における業務及 湀 Ħ **₩** 併 耳 Ш 얦3 [同左] [同左] [第1~第6 同左] (外国損害保険会社等) [第1・第2 び財産の状況を次のとおり報告します。 金融庁長官 (記載上の注意 (外国生命保険会社等) (記載上の注意) $[1\sim3$ 年度(1 2 [同左] 年寅 [加える。] [同左] [同左] 同左] 同左] 凞 弁 年年 同左] 田 田 月月 日から Ш 日からからりて 日現在)の日本における保険業の貸借対照表 会社名 年 日本における代表者 併 严 日本における業務報告書 耳 日までの日本における業務及 狹 氏 併 耳 Ш

얦4 年東 [|| 表略] (外国損害保険会社等) (外国生命保険会社等) (記載上の注意) [1~4 略] $[2\sim6$ $(6)\sim(26)$ <u>(2</u> 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収 を注記すること。 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 収益を理解するための基礎となる情報 した場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 (\frac{1}{2}) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質 金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分を 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金 可能性があるもの 容に関する理解に資する情報 した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 园 年年 月月 でできましくのか日 日本における保険業の損益計算書 発4 年度 [同左] [同左] (外国損害保険会社等) (外国生命保険会社等) (記載上の注意) [項を加える。] [1~4 同左] $[2\sim6$ $(5)\sim(25)$ (<u>4</u>) [加える。] 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 [同左] [同左] 同左] [同左] 年年 月月 E E かまりりで 日本における保険業の損益計算書

科目金額 会額	(単位:百万円)	主たる事業とする保険持機			1	第2 中間連結財務諸表	第1 [略]	[1~4 略]	(記載上の注意)	[第1~第3 略]	田	を次のとおり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況	代表取締役 氏 名	会 社 名	住 所	金融厅長官 殿	年 月 日	年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書	(日本産業規格A4)	別紙様式第14号(第210条の10関係)	(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは 、記載することを要しない。 [第5・第6 略]
		事業とする保険	Ш											\	孙	住			且且		0関係)	る事項が会計方ない。
华		持株会社及びその	在) 中間浦結督/								於			果		严		15	\smile			針に関する事項。
金		7分余社等)	非										業務及び財産の制	130				Я	:務報告書	日本産業規格A4		と同一であるとき
質]]]	<u> </u>	ı	2	1	(部)	徭					~~	沈				17)				別糸	
华		(1) (生命保険	1 記入による。	中間連結貸借対照表	[同左]	2 中間連結財務諸表	1 [同左]	[1~4 同左]	(記載上の注意)	[第1~第3 同		を次のとおり報告します。	年				金融 庁長		年月		別紙様式第14号	[第5・第6 同
Ш		1	在一个 任	当 対照表				린		同左]	ш	報告します。	月 日え				南豐		年度中 (年		(第210条の10関係)	同左]
金額		アイマ業は	Ш										日から生						 E E		関係)	
华		5保険持株会社	日現在)中間浦結貸供執昭表										年 月	代表取締役	公 社 公	住用			日 り り り り り し り り り り り り り り り り り り り			
		生及びその-	引油盆合件な								狡		日までの業務及び財産の状況	没 氏 名	名	所		年	中間業務報告書	(日本産業規格A4)		
Ш	(単位:	子会社等	米昭卡										及び則					月	叶	業規		

選 水血の用土がな、腰骨での大部の 当該契約から生ずる収益を認識する との契約に基づく主な義務の内容、	$\overline{\Box}$	(2) 次に掲げる会計方針に関する事項	(1) [略]	は、その関連が明らかになるように記載するこ	2 次の事項を注記すること。	1 [略]	(記載上の注意)	資産の部合計						[略]	(資産の部)	型 皿		(2) (損害保険業を主たる事業	資産の部合計					[略]	(資産の部)
、東京の日上のは、原存での大部であって数数の展刊の水のであって当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通	7米の半下寸注(扇を下の想答で丼ぐへ業務の隔弁の守治で示でケー〜(11) 略]	関する事項		るように記載すること。	。ただし、特定の科目に関連する注記について			負債及び純資産の部合計	[略]	株式 引 受 権	その他の包括利益累計額合計	[四各]	(純資産の部)	[格]	(負債の部)	金額 科 目	(単位:	(損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)	負債及び純資産の部合計	 咯]	本 式 引 承 権	「略]	(純資産の部)	[略]	(負債の部)
がたる 関格 いましん 通常 おおん 通	デ マ マ マ				パとしいて						, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					金額	: 百万円)	***				 			
	[①~⑪ 同左]	(2) [同左]	(1) [同左]		2 [同左]	1 [同左]	(記載上の注意)	資産の部合計						[同左]	(資産の部)	科		(2) (損害保険業を主たる事	資産の部合計					[同左]	(資産の部)
												- -				金額		やく業			,	;			
								負債及び純資産の部合計	[同左]		その他の包括利益累計額合計	[同左]	(純資産の部)	[同左]	(負債の部)	型	(単位:	保険業を主たる事業とする保険特株会社及びその子会社等	負債及び純資産の部合計	[同左]		との神の中は、日本の中では、「一、「一、」 「一、「一、」 「一、「一、」 「一、「一、」 「一、「一、」 「一、「一、」 「一、「一、」 「一、「一、」 「一、「一、「一、」 「一、「一、「一、「一、「一、」 「一、「一、「一、「一、」 「一、「一、「一、「一、「一、」 「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「	(純資産の部)	[同左]	(負債の部)

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する こと。)

[略]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ご の内訳等に関する事項

[(5)~(20) 略]

[3~7 點]

 ω

中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中 (年 月 日から) 中間連結損益計算書

及び中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

盂

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益計算書)

[器景]

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険特株会社及びその子会社等―中間連結損益計算書)

[表界]

(記載上の注意)

次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

1) [點]

2 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く)

① 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

<u>即・</u>13 [同左]

(3) [同左]

金融商品の時価等に関する事項

(4)

[(5)~(20) 同左]

「3~7 同左]

中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

 ω

年度中 (年 月 日から) 中間連結損益計算書

及び中間連結包括利益計算書 &上の注意)

(記載上の注意)

東上の在記[同左]

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益計算書)

[同左]

2

・ (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益計算書)

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

[加える。]

- (V) 収益を理解するための基礎となる情報
- \odot を理解するための情報 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額
- きは、記載することを要しない。 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であると
- な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 ②及び③に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要

[器]

 $3 \sim 5$

(保険持株会社及びその子会社等―中間連結包括利益計算書)

(記載上の注意) [1~4 略]

単一の計算に表示する場合] [「中間連結損益計算書] 及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を

結損益及び包括利益計算書) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連

結損益及び包括利益計算書) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連

(記載上の注意)

- は、この限りでない。 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したもの
- 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
- Θ 一の性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づ 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フロ

 $(2) \cdot (3)$ [同左]

 $3 \sim 5$

同左]

(保険持株会社及びその子会社等―中間連結包括利益計算書)

[同左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

単一の計算に表示する場合 「「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を

(4) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連

[同左] 結損益及び包括利益計算書、 (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連

[同左]

結損益及び包括利益計算書、

(記載上の注意 [同左]

[同左]

(1) [同左]

[加える。]

いて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

- 収益を理解するための基礎となる情報
- 額を理解するための情報 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金
- は、記載することを要しない。 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき
- な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 ②及び③に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要

 $[3\sim7$ $(3) \cdot (4)$ 國

5 中間連結株主資本等変動計算書

[器]

中間連結株主資本等変動計算書

	資本合	資金本無	禁出資本 利益患	由 口 察	株本 生命 資料	から 自 言	業へ高い	の他の包括 土地再 詳価格	その他の包括型描述字数 土地用 ※替数 送 財産者 質量表 午	報が治療		必条と5		参 套	新來了 非文語 褐質風 約編 來主持 合計 分
	ì	金	金	1) 有券班 : 值評額 ! 訂面會	13		牌)の利計計 (包括額 (格集合				¥
当期首残高	×	×	×	$\overset{\triangle}{\sim}\times$	×	×	×	×	×	×	×		×		×
当中間規変動額															
新株の発行	×	×			×										
剰余金の配当			$\times \times \triangle$		$\times \times \triangle$										
親会社株主に帰属する中 間純利益			×		×										
自己株式の処分				×	×										
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)	1					×	×	×	××	×	×		××		×
当中間期変動額合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	l	×		×
	×	×	×	××	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×

(記載上の注意)

 $[1\sim7$ 器

徭8 园园

別紙様式第15号(第210条の10関係)

(日本産業規格A4)

 $(2) \cdot (3)$ [同左]

 $[3\sim7$ 同左]

5 中間連結株主資本等変動計算書 [同左]

		(+ 2 = 9/)	 	
		+	Ħ	疳
		3	ш	ш
4		ī	п	ш
1		9	H L	\$
4 分品 分析技术 田中柳			于国籍指挥出属年李炎题目 详 审	TE 195 346 347 14 346 14 344 14 344 1111 14
排棋七			年時	#
半산택	(単位			
*				

	資本	資金本金	推 性	自 内 中 中	本 禁 台 計 章	や本巻 の自詳 名詞自	準へ機 弾シ袋 グラス	の名の包井 田 田 田 田 瀬 田 瀬 田 瀬	その他の包括利益累計額 土地再 為替換 退 評価差 算調整 付 額金 物定 る	銀行調路保護	** O A:		沙 森	
						遊額金	i	i		i	恕。		恕。	恕。
当期首残高	×	×	×	D × ×	×	×	×	×		×	× × ×	×	×	× × × ×
当中間期変動額														
新株の発行	×	×			××									
刺余金の配当			$\overset{\triangleright}{\times} \times$		$^{\times}^{\times}$									
親会社株主に帰属する中 間純利益			×		×									
自己株式の処分				×	$\times \times$									
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)	100					×	×	×		×	×××		×	× × ×
当中間期変動額合計	×	×	×	×	×	×	×	×	-	×	××××		×	×××
当中間期末残高	×	×	×	D × ×	×	×	×	×		×	× × ×		×	× × ×

(記載上の注意)

[1~7 同左]

徭8

[同左]

別紙様式第15号(第210条の10関係)

(日本産業規格A4)

				[略]	(資産の部)	母		(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)	年度(年	2 連結貸借対照表	1 [略]	第2 連結財務諸表	第1 [略]	[1~3 略]	(記載上の注意)	[第1~第3 略]	ш	及び財産の状況を次のとおり報告します。	年 月				金融庁長官殿		年度 (年
ı		!				金 額		まとする	月									歌出しま	はない	代表	ИÞ	帝			E E
[格]	の他の包括利益累	[界]	(純資産の	[略]	(負債の	本		保険持株会社及びその	日現在)連結貸借対照表								次	4	年月	代表取締役 氏 名	社 名			年	日から) 業務報告書日まで)
※	計額合計	! ! ! !	部()		部)	Ш	(単位:百)子会社等	照表										ш Ж					F A	p+
		 				金額	百万円)	Ü											日までの業務					Ш	
				[同左]	(資産の部)	型		(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)	年度(年	2 連結貸借対照表	1 [同左]	第2 連結財務諸表	第1 [同左]	[1~3 同左]	(記載上の注意)	[第1~第3 同左]	ш	及び財産の状況を次のとおり報告します。	年 月				金融庁長官殿		年度 (年
	1	•				金額		まとする 業計	月									報告しま	田から	1	ИÞ	帝			月月
[同左]	+]_[同左]	(純 資	[同左]	(負債	科		5保険持株会社及	日現在)連結貸借対照表								14	ं	年	代表取締役 氏 4	社 名				日から) 業系
	その他の包括利益累計額合計		産の部)		(の部)	Ш	(単位:百万円)	及びその子会社等	貸借対照表								次		月 日までの業務	名				年月	業務報告書
	中市	i																	444						

								湾											資
			(2)	(1)	J.	2	(記載							图	(}	~!!		(2)	: 産
	当と常				Ÿ.	次の重	(記載上の注意)	9							(資産	举		損害低	9
(3-21) (3-21) (3-22) (3-22) (4-22) (4-22) (4-22) (5-22)	が繋が、一様を表し、実験の関係を表して、実験の関係を表して、関係の関係を表して、関係を表して、関係を表して、関係を表して、関係を表して、関係を表して、関係を表して、関係を表して、関係を表して、関係を表して、		に越げ	图图	り関連	事項を		兴							9			呆険業	部
。) 「略] 掲げる会請 計上の見料 上した項[撃を及ぼ・ 車結会計4	はなり、地でである。		文文		が明	注記~		□⊳							部()	Ш		を主7	□⊳
計画画の上のこれでした。	当り、出り、また。	方洪	計方金		うかに	700		ᄪᆙ										事のご	#
こと。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	は収録が、選挙なが、	(副	次に掲げる会計方針に関する事項		225											(A)		ディス業	
関いのの関連を登りませる。	調認があるのである。	体のイ	する事		だって	ただし				ι ->+		!				離		する保	14
こと。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	るが、名のによる。		項		その関連が明らかになるように記載するこ	、特別		負債及	[器]	茶	その他の包括利益累計額合計	[器]	([器]				(損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)	負債及び純資産の部合計
事項 ・	いるが、独談が、機能を表現しても、関係を表現している。	押 へ			100	世の科		及び純資		料	の包	 	(純 資		(負 1	举		朱会社	足び翁
京系の原名を表現して、	、 注頭 () 対 (蒜 茶(°	[7]		西資産	1	<u></u> <u> </u>	括利益	 	産		債の			及びる	屯資菌
5 連結財 番	要系列のの	カ履行				関連す		色の部	;	EK	[無計	! ! !	の 部)) 部()	ш	()	703	音の音
表情 表 表 書 表 書 表 書 き ま き ま き ま き ま き ま き ま き ま き ま き ま き	業益のではなる。	· ・ 分栄》				る注言		3合計		:	額合計	 					位: 1	会社等	百合計
こと。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する	収益の計下方法(顧客トの契約に基づく義務の履行の状況に応じて)〜⑪(略)				・- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について		,		I I I	+	! ! !				★	(単位:百万円)	#4)	•
の興路、政策を	顧るす発退さ	<u>ੋ</u>				2				! ! !		!				盤			
	O, 124 44	<u> </u>				• ,			· i	L		•					_		
	O. III. 34	<u> </u>				•		資				•]	(2)	資
			(2)	(1)		2	(記載上			L = = =				[同左]	(資	型			資産
<u>(</u>) () () () () () () () () ()						2	(記載上の注: 1 [同左:			L				[同左]	(資 産	华			
<u>⑫・⑬</u> [同			(2) [同左]	(1) [同左]		2	(記載上の注意) 1 [同左]			L				[同左]	産の	华			産
<u>⑫・⑬</u> [同左] [加える。]						2	(記載上の注意) 1 [同左]	産の						[同左]	描	季			産の
						2	(記載上の注意) 1 [同左]	産の部		•				[同左]	産の				産の部
						2	(記載上の注意)	産の部合						[同左]	産の				産の部合
						2	(記載上の注意) 1 [同左]	産の部合計			\hat{\partial}				産の	目金			産の部合計
						2	(記載上の注意) 1 [同左]	産の部合計	[同左]		への名の		(純	[同左] [同左]	産の	全額			産の部合計
						2	(記載上の注意) 1 [同左]	産の部合計 負債及び純			その他の包括		(純資)		産の部)	目金			産の部合計
						2	(記載上の注意) 1 [同左]	産の部合計 負債及び純資産			その他の包括利益界				産の部) (負	全額			産の部合計
						2	(記載上の注意) 1 [同左]	産の部合計 負債及び純資産の			その他の包括利益累計額	. [同左]	資産		産の部) (負債	全額	(単位		産の部合計
						2	(記載上の注意) 1 [同左]	産の部合計 負債及び純資産			その他の包括利益累計額合計		資産の		産の部) (負債の	金額和	(単位:百)	(2) (損害保険業を主たる事業とする保険特株会社及びその子会社等)	産の部合計
						2	(記載上の注意) 1 [同左]	産 の 部 合 計 負債及び純資産の部合			その他の包括利益累計額合計		資産の		産の部) (負債の	金額和	(単位:百万円)		産の部合計

- \odot 容に関する理解に資する情報 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内
- 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

四四

 $[3\sim 8]$

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

侢 压 日から 日 ま ぐ 連結損益計算書

及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損 [基表] 益計算書)

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損 益計算書)

(記載上の注意)

- この限りでない。 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、
- 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
- 区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの
- (S) 収益を理解するための基礎となる情報

<u>(4)</u> [同左]

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

 $(5)\sim(23)$ [同左]

 $[3 \sim 8]$ 同左]

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

 ω

伻 田 田 Ш Ш _ ₩ 246 連結損益計算書

及び連結包括利益計算書

(記載上の注意) [同左]

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損 益計算書)

[同左]

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損 益計算書)

[同左]

(記載上の注意

- [同左]
- [同左]
- (1) [同左]

- \odot 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するた
- は、記載することを要しない。 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

一器

(保険持株会社及びその子会社等―連結包括利益計算書)

(記載上の注意)

[1~5 點]

算書に表示する場合〕 [「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計

益及び包括利益計算書) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損

益及び包括利益計算書) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損

[表點]

(記載上の注意)

- この限りでない。 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、
- 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
- 区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの
- 収益を理解するための基礎となる情報
- 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するた

 \odot

 $(2) \cdot (3)$ [同左]

 $[3\sim5$ 同左]

(保険持株会社及びその子会社等―連結包括利益計算書)

[同左]

(記載上の注意)

[1~5 同左]

計算書に表示する場合] [「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の

(4) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結携 益及び包括利益計算書)

[同左]

(5) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損 益及び包括利益計算書、

[同左]

(記載上の注意

- [同左]
- [同左]

(1) [同左] [加える。]

徭8 連結株主資本等変動計算書 当期末残高 (記載上の注意) 当期変動額合計 当期首残高 当期変動額 $[3 \sim 8$ [1~7 略] 园园 株主資本以外の項目の 期変動額 (純額) 親会社株主に帰属する当 期純利益 图 きは、記載することを要しない。 めの情報 ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一である 資本金 資金 本金 全性生命 自式 口 禁 併海 株 士 資 計 ル 本 来 祖 の 面 罪 酸 由 面 面 面 面 面 面 面 面 面 面 面 面 面 線へ損産ッ益 土計額 地名 金 名 名 名 名 名 名 4 2 **必算勘容置定數數** 連結株主資本等変動計算書 その利計 の包括額 他搭票合 受禁 養 養 非支配 純資産 株主持 合計 (単位:百万円) \sim 徭3 4 連結株主資本等変動計算書 当期末残高 当期変動額 (記載上の注意) 当期変動額合計 親会社株主に帰属する当 期組利益 自己株式の処分 $[3 \sim 8$ [1~7 同左] [同左] 株主資本以外の項目の 期変動額 (純額) $(2) \cdot (3)$ [同左] 同左] [同左] 全 金 金 利益剰

自式 口 茶 茶 生 生 資 料

その利針4の白盆額 の白盆額 色括果合

禁 禁 主 持

×

計	負債及び純資産の部合計	र्याच	部合計	資産の		#	負債及び純資産の部合計	負債		部合計	産の	資
	[同左]							[略]				
					 	 	株式引受権	茶以				
	評価・換算差額等合計	д ііі.					j·換算差額等合計					
 	[同左]	- - -			! ! ! ! ! ! !	! !	[略]					
	(純資産の部)						(純資産の部)					
	[同左]			[同左]				[略]			[略]	_
	(負債の部)		の 部)	(資 産			(負債の部)			の 部)	(資 産	
金 額	科目	金額	Ш	本	額	金	科目	額	金	Ш	华	
(単位:千円)		_	_		: 千円)	(単位:		_				
			保険株式会社)	(少額短期保						(少額短期保険株式会社)	(少額短期)	
ΧTT	日現在)貸借対照表	年月	年度(•	日現在) 貸借対照表	月日	平	年度(
			照表	第4 貸借対照表						照表	貸借対照表	第4
			同左]	[第1~第3						略]	1~第3	館
			同左]	$[1 \sim 7]$						略]	$[1 \sim 7]$	
			注意)	(記載上の注意)						注意)	(記載上の注意)	
			3 同左]	[第1~第13						略]	[第1~第13	窜
	次		TITT				次		Ш			
		場告します。	を次のとおり報告します。	び財産の状況を				्री	報告しる	び財産の状況を次のとおり報告します。	産の状況	超込
日までの業務及	年 月	田から	年 月		日までの業務及	Ш Ж	年 月	日から	Ηγ	年 月		
	代表取締役 氏 名	代表					締役 氏 名	代表取締役				
	社 名	₩					名	公社				
	所	住					所	Ĥ				
		局長) 殿	官(財務(支)	金融庁長官				骤) 周長)	官(財務(支)	金融庁長官(財務	
年 月 日	Ť.				Ш	II J	年					
業務報告書	月 日から 業務幸 月 日まで	() 件件	年度			? 告書	日から) 業務報告書日まで)	年年	年度	年		
(日本産業規格A4)	1)				(日本産業規格A4)	本産業	(_日					
₹の 36 第 1 項関係)	別紙様式第16号の17 (第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項関係)	7条の5、第25	3号の17 (第1:	別紙様式第 16	1 項関係)	の 36 第	別紙様式第 16 号の 17 (第 17 条の 5、第 25 条の 2 及び第 211 条の 36 第 1 項関係)	5、第25条	17条の!	号の17 (第	様式第 16	別紙

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について その関連が明らかになるように記載すること。
- 园园
- [①~⑤ 器] 次に掲げる会計方針に関する事項
- 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて
- 🙆 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- 能性があるもの した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一であ 当該情報の記載を要しない。) る場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容
- (<u>4</u>) 対照表を作成している場合には、記載することを要しない。) 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (ただし、連結貸借 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

[器]

 $[2\sim6]$

(少額短期保險相互会社)

(記載上の注意)

次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

(記載上の注意)

[同左]

<u>1</u> [同左]

 $[]\sim 5$ [同左] 同左]

2

[加える。]

[同左]

[加える。]

[同左]

 $(5)\sim(23)$ い。) だし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しな 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(た [同左]

[同左]

(少額短期保険相互会社)

 $2\sim6$

同左]

(記載上の注意

[同左]

- J, その関連が明らかになるように記載すること $\widehat{\mathbf{1}}$ [同左]
- 次に掲げる会計方針に関する事項
- との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載す

ること。)

(3)

- 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- す可能性があるもの 上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼ 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計
- 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- 容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一 おける当該情報の記載を要しない。) である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式に ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内
- (5) 借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。) 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金 連結貸

 $(6)\sim(21)$ 一器

 $[2\sim6$

徭5

損益計算書

年度 年年 月月 日からで 損益計算書

(少額短期保険株式会社)

(少額短期保険相互会社)

- [同左]
- \`_°) だし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しな 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(た

 $(5)\sim(20)$ [同左]

 $[2\sim6$ 同左]

徭5 損益計算書

年度 年年 月月 りでいるかり

損益計算書

(少額短期保險株式会社)

[同左]

(少額短期保険相互会社)

[D~5 次に掲げる会計方針に関する事項 同左]

0

[加える。]

[同左]

[機器]

(記載上の注意)

- 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
- た場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をし 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、
- 収益を理解するための基礎となる情報
- 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情

は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合

注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記する には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 (2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に

[器]

ときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

[第6~第8

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

[加える。]

[第6~第8 $2\sim4$ 同左]

[同左]

	当期未残	当期変動	株本 会以以下の を を の の の の の の の の の の の の の の の の の	::	自己株 式の処	当期純 利益	剰余金 の配当	新株の 発行	当期変動	当期首残高					9
(記載上の沿 [1~7 [第10~第13	: 		資外目期額可	• •	茶鸟	為	金辿		墨				資金		株王資本等変動計算書
記載上の注意) [1~7 略] 10~第13 略	× × ×	×××						××		×		資準金本編			大等 ※ 第
27	×							×		×		や他本余の資産	資本剰余		5計算書
河 格 [格	i ×	××						×		×		資剩金計 本備合	**		年度
	×	×					×			×		杜举金 排稿		_	
	×									×	・積金・立	その他利益剰 余金	世本	株主資本	年年
	× ×	×				×	Δ××			×	推 基 地 型 全 全	当詳	利益剰余金		- H - H - H
	× ×	×				×	××			×		生余 毕			日から
		×			×					Δ××			自式记录) 熱
	×	×			×	×	××	×		×			本 生 生 生 生 生 生 生		株主資本等変動計算書
	×	×	×		×	×	×	×		×		加券信额 証辞差金		Н	题制第
	× × ×	×	×							×			様く	評価・	i q# !
	×	×	×							×		章 額 術 領	土再产档群	袋算差額等	
	××	×	×							×		早額合 走等計	評・語	排	
	i ×	×	×							×			· 输	来	
	×	×	×							×				茶物	(華位:千円)
	×	×	×	×	×	×	> × ×	×		×			=	純資産	千円)
															- - \mathred \mathr
	· 👊 E	発派							器脈	耐胀					1 1
[語]] 第 10	当期未残高	当期変動額合計	株土 本 本 本 以 を の の の の の の の の の の の の の	::	申しませるの分	当規維	刺余金 の配当	新株の 発行	当期変動	当期首残高					第9 株主
(記載上 [1~ 第10~第	当期未残 高 ぶ × ×	当期変動 額合計 ××	株士 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本) (本)	::	申己株分の大	当期組	刺余金の配当	断株の 発行 ××	当期変動	当期首残 高			軍衛		1
上の注 ~7 第 13	期未残		本本生生を受ける。		申し井水の党	当期結	刺余金の配当		当期変動	×		資準金本籍	100		1
(海 (迪 (国	期未機 ×× ×× ×× ××	×	株士 本土 大 大 大 大 大 の で の の の の の の の の の の の の の	:::	自己株 共の処	当期純	剰余金 の配当	×	当期変動 額	×		そ他本余の資剰金	資本剰余		株主資本等変動計算書
	期未機 ×× ×× ×× ××	×××	株士政 本土政 大 大 の の の の の の の の の の の の の		当日 日本 分の 危	当期純利益	刺灸金の配当	×	当期変動	× × ×		そ他本余の資利金の資利金を利益を利金利金利金利金計	資本剰余金		株主資本等変動計算書
(海 (迪 (国	短 × × × × ×	××××	株土政 本 大 以 の の の の の の の の の の の の の		東口自 水	当期組制推	憲余命 の配当 ××	× × ×	当期変動	× × × × × ×		の名他本会の強利を強利を発展を計る合金を計量を合合を指揮を	資本剰余金		株主資本等変動計算書 年度 (
(海 (迪 (国	期未獲 ×× ×× ×× ××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	株土資 ・ 大以夕 の 以月 の 以毎 の 当期 の 当期 の 当期 の 当期 の 当期 の 当期		共自の世界を表現の	当期第	×	× × ×	当期変動	× × × × × ×	・・・教会を会会を	の名他本会の強利を強利を発展を計る合金を計量を合合を指揮を	資本剰余金	株主資本	株主資本等変動計算書
(海 (迪 (国 (国	期未幾 ×× ×× ×× ××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	株土資 ・ 大以外 の 以月 の 当期 の 当期 (新額)		自己茶りの地	世 姓 姓 英 義 X X	××	× × ×	当期交動	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	・・ 樂超利 報立 益剰余 金 - 金	本の 資本 利益 治療 製余 準備 その他利益製 ・ 大型 合中 会 会会	資本剰余金		株主資本等変動計算書 年度 (年月
(海 (迪 (国	類末機 ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	株土資 ・ 大以外 の 以月 の 当期 の 当期 (新額)		自己株分の地外の地域の地域の地域の地域の地域の地域の地域の地域の地域の地域の地域の地域の地域の	×	×	× × ×	当期変動 額	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		の名他本会の強利を強利を発展を計る合金を計量を合合を指揮を	資本剰余金	株主資本	株主資本等変動計算書 年度 (年
河河 河河	類末機	X	株主資 水以外 の 項目 の 当期 の 当期 (新額)		×	××	××	× × ×	類別	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		本の 資本 利益 治療 製余 準備 その他利益製 ・ 大型 合中 会 会会	資本剰余金	株主資本	株主資本等変動計算書 年度 (年月日から)
画 回 2	類末機 ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	X	株主資 水以外 の 項目 の 当期 の 当期 (新額)		×××	×××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × ×	類別	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		本の 資本 利益 治療 製余 準備 その他利益製 ・ 大型 合中 会 会会	資本剰余金 利益剰余金 式	株主資本	株主資本等変動計算書 年度 (年月日から)
画 回 2	類 未 漢 × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	X			××	××	××	× × ×	類類類	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		本の 資本 利益 治療 製余 準備 その他利益製 ・ 大型 合中 会 会会	資本剰余金 利益剰余金 式 本合計	株主資本	株主資本等変動計算書 年度 (年月
画 回 2	類	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	×		×××	×××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × ×	類類類	x x x x x x x x x x x x x x x x x x x		への 資本 当権 その危利益制 余金合 米評 大道 命令 令 余金 半 (数会) を (でんしょう (でんしょう) (でんしょんしょう) (でんしょんしょんしょんしょんしょんしょんしょんしょんしょんしょんしょんしょんしょん	資本剰余金 利益剰余金 式 本合計	株主資本	株主資本等変動計算書 年度 (年月日から)
河河 河河	類	X	×××		×××	×××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × ×	類類類類	x x x x x x x x x x x x x x x x x x x		本の 資本 三雄 26 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	資本剰余金 利益剰余金 共 株主賞 その 大 本合計 他有	株主資本	株主資本等変動計算書 年度 (年月日から)
河河 河河	類	X	× × × × ×		×××	×××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × ×	·	x x x x x x x x x x x x x x x x x x x		本の 資本 三雄 26 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	資本剰余金 利益剰余金 月己株 株主賞 その 練選 土地 大台計 他者 ヘッ 再評	株主資本	株主資本等変動計算書 年度 (年月日から)
画 回 2	-	X	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		×××	×××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × ×	·	x x x x x x x x x x x x x x x x x x x		への 資本 三姓 音頭 かん 音韻 その毛色描刻 余金や 非難 合命 会 余名 単	資本剰余金 利益剰余金 引益剰余金 式 本合計 他有 ヘン 再群 ・美	株主資本	株主資本等変動計算書 年度 (年 月 日から) 株主資本等変動計算書
画 回 2	編	X	× × × × ×	××	×××	×××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × ×	·	x x x x x x x x x x x x x x x x x x x		への 資本 三姓 音頭 かん 音韻 その毛色描刻 余金や 非難 合命 会 余名 単	資本制余金利益制余金、利益制余金、共・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	株主資本	株主資本等変動計算書 年度 (年 月 日から) 株主資本等変動計算書 年度 (年 月 日まで) 株主資本等変動計算書

(純資産の部) [略] 評価・換算差額等合計 株式引受権 [略]		金額科	(単位:千円)	(少額短期保険株式会社)	年度中 (年 月 日現在)中間貸借対照表	第2 中間貸借対照表	第1 [略]	[1~8 略]	(記載上の注意)	[第1~第7 略]	目 次	び財産の状況を次のとおり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの業務及	代表取締役 氏 名	公 社 名	生 所	金融庁長官(財務(支)局長) 殿	年月日	年度中 年 月 日から 中間業務報告書	別概体込舟 10 万0/18(舟 211 余0/30 舟 2 曳渕筺) (日本産業規格A4)
i			<u> </u>			第2	第1		(計	[第]		び財								万山水区
	(資産の部)[同左]	+		(少額短期保険株式会社	年度中(中間貸借対照表	[同左]	[1~8 同左]	(記載上の注意)	[第1~第7 同左]		産の状況を次のとお	年月				金融庁長官(財務(5		年度中	力1/並以来 10 方 少 10 (年
	画 S	+		(少額短期保険株式会社)	年度中 (年月	中間貸借対照表	[同左]		2載上の注意)		ш	笙の状況を次のとおり報告します,		代表	AK	住	官(財務(支)局長)		年度中(年 月 年 月	依 八 光 10 6 70 10 (岩 211 米 70 30 H
(純 賞 産 [同左] 評価・換算差 評価・換算差	(具 恒 の 部) (目 恒 [同左] (<i>は 添</i>	金額科		少額短期保険株式会社)	年 月 日現在)	中間貸借対照表	[同左]		2載上の注意)		目次	び財産の状況を次のとおり報告します。	Д	代表取締役 氏 2	会 社 名	住所	金融庁長官(財務(支)局長) 殿		/ 年 月 日から) (年 月 日まで)	EXAMPLE OF VIOLENCE AND THE WASHINGTON
(純 賞 産 の 部) [同左] 評価・換算差額等合計 [同左]	(具 質 の) (目 質 の) (同左] (は ※ 本 の) (は	金額科	(単位:	(少額短期保険株式会社)	年月	中間貸借対照表	[同左]		1載上の注意)			室の状況を次のとおり報告します。	月 日から		华		官(財務(支)局長)	年 月	一 年 月	像八岩 10 5~10(岩 211 米~ 30 岩 2 曳風彫) (日本産業規格A4)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項 [①~⑤ 略] [①~⑤ 略] ⑤ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したもの	d	(記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について	[表略]	(少額短期保険相互会社)	[2~5 略]	[(5)~(15) 略]	には、記載することを要しない。)	の内訳等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合	(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと	(3) [略]	② [略]	「た。)	常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する	との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通	当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客	◎ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて	[①~⑤ 郡]	(2) 次に掲げる会計方針に関する事項	(1) [略]	は、その関連が明らかになるように記載すること。	1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について	(記載上の注意)	資産の部合計 負債及び純資産の部合計
(2) [同左] [①~⑤ 同左] [加える。]		(記載上の注意)1 [同左]	[同左]	(少額短期保険相互会社)	[2~5 同左]	[(5)~(15) 同左]		ている場合には、記載することを要しない。)	(4) 金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成し	(3) [同左]	⑥ [同左]					[加える。]	[①~⑤ 同左]	(2) [同左]	(1) [同左]		1 [同左]	(記載上の注意)	資 産 の 部 合 計 負債及び純資産の部合計

を記載すること。)

 \bigcirc 四

 $\widehat{\omega}$ 一器

<u>4</u> 場合には、記載することを要しない。) <u>との内訳等に関する事項</u> (ただし、中間連結貸借対照表を作成している 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ご

[(5)~(14) 略]

 $2 \sim 5$ 器

中間損益計算書

年度中(

能8

年年 月月 日から)中間損益計算書 日まで)

(少額短期保險株式会社)

(少額短期保険相互会社)

(記載上の注意)

- を注記すること。 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。) 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収
- をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 当中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- 収益を理解するための基礎となる情報

 $\widehat{\omega}$ 2

ための情報 当中間会計期間及び当中間会計期間の末日後の収益の金額を理解する

は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

いる場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。 中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成して

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益

[同左]

[同左]

している場合には、記載することを要しない。) 金融商品の時価等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成

[(5)~(14) 同左]

 $2\sim5$ 同左]

中間損益計算書

第8

年度中(年年 月月 ロロ かま つり 中間損益計算書

(少額短期保險株式会社)

[同左]

(少額短期保険相互会社)

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

発4 第5 中間株主資本等変動計算書 当中間期 末残高 当中間期 変動額合 当期首残 高 自己技 分の数 会 [第6・第7 (記載上の注意) $[1 \sim 7$ が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を 注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前事務年度の末日に比して重要な変動 × × × 园园 × 資剩金計本余合 × × × × 株主資本 利益剰 その他利益期 余金合 余金 計 (基金) × × 利益剩余金 操艇利 益剰余 ×× ×× 中間株主資本等変動計算書 ∆×× D_×× × × ×× × × × × × × × × × × × 土馬価額 地評差金 × × × × 許・算額合価機差等計 × × × 朱引権式受 × × × × 株引権式受 × × × × ×× 当期首残 徭 当中間期 変動額 株本のの問動(主以項当期額) 全以項当期額額<資外目中変 自式分 己の 株処 中間熱 科斯 剰余金 の配当 新株の 発行 [第6・第7 4 中間株主資本等変動計算書 (記載上の注意) [1~7 同左] 資金本 [同左] × 資準金本備 × × × × 同左] [同左] 資本剰余金 × × 年度年 資剩金計本余合 × × × 利準金 強備 × × × × 株主資本 年年1 荷金金 × 利益剰余金 繰越利 盐剩余 ×× I | 역 장 | 표 표 | × × × ×× × 中間株主資本等変動計算書 D×× ×× × × × そ他価券価額の有証評差金 × × × × × × × × × × 詳・算額合価機差等計 × × × × × × × × ×× × × × × × ×

第1 別紙様式第 16 号の 19(第 211 条の 36 第 4 項関係) 第2 中間連結財務諸表 び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 [第1·第2 略] (1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等 金融庁長官(財務(支)局長) [器] (記載上の注意) 中間連結貸借対照表 [1~5 點] 烘 [器] 產 年度中(年度中 9 먨 Ш 年年 併 金 日から 月月 川 憠 盤 代表取締役 氏 いりなまな。 徃 日現在)中間連結貸借対照表 [略] その他の包括利益累計額 合計 晃 严 **含** 負 썇 中間連結業務報告書 資具 广 産 9 9 田 (日本産業規格A4) 빯 뺤 Ш 日までの当社及 (単位:千円) (4) 田 Ш 額 雞2 第1 別紙様式第16号の19 (第211条の36第4項関係) び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 [第1·第2 同左] (1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等 金融庁長官(財務 [同左] (記載上の注意) 中間連結貸借対照表 [同左] 資 中間連結財務諸表 [1~5 同左] 椞 [同左] 産 年度中 年度中(9 뾼 Ш \mathbb{A} 年年 周長) 併 Ш 金 日から 月月 田 憠 盤 代表取締役 氏 炒 甪 日日かまりつで 日現在)中間連結貸借対照表 [同左] その他の包括利益累計額 合計 [同左] 葅 严 箔 魚 歩 中間連結業務報告書 資 嶣 產 ₩ 9 9 压 (日本産業規格A4) 뺤 먨 Ш 日までの当社及 (単位:千円) 金 田 Ш

は、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) [略] (2) 次に掲げる会計方針に関する事項 [①~④ 略] ⑤ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通		⑤ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載す ること。) ⑥・⑦ [略] (3) [略]	 (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) [略] (2) 次に掲げる会計方針に関する事項 (①~④ 略] 	資産の部合計 [略] 資産の部合計
(1) [同左] (2) [同左] [①~④ 同左] [加える。]	[(5)~(13) 同左] [2~5 同左] (2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等 [同左] (記載上の注意) 1 [同左]	[加える。] <u>⑤・⑥</u> [同左] (3) [同左] (4) 金融商品の時価等に関する事項	(記載上の注意) 1 [同左] (1) [同左] (2) [同左] [①~④ 同左]	資産の部合計 [同左] 資産の部合計

ること。) 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載す

展

の内訳等に関する事項 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと

[(5)~(10) 略]

[2~4 點]

 ω

中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年年 月月 日から) 中間連結損益計算書

年度中 |

及び中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等-中間連結損益計算書

(記載上の注意)

収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる

- の性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて 区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フロー
- 収益を理解するための基礎となる情報
- $\widehat{\omega}$ を理解するための情報 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

は、記載することを要しない。

変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な

 $2\sim4$ [器]

[同左]

金融商品の時価等に関する事項

(4)

[(5)~(10) 同左]

[2~4 同左]

中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

ω

年度中 年年 月月 日から)中間連結損益計算書 日まで)中間連結損益計算書

及び中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[同左]

(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等-中間連結損益計算書 [同左]

(記載上の注意)

[加える。]

 $1\sim3$ [同左]

(2) 少額短期保険株式会社及びその子会社等-中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

 $\lfloor 1 \sim 4$

単一の計算書に表示する場合 [「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、

(3) 少額短期保険株式会社及びその子会社等-中間連結損益及び包括利益計書

(記載上の注意)

- 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
- (1) 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フロー の性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて 区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- 収益を理解するための基礎となる情報

 $\widehat{\omega}$

を理解するための情報 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額

は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であると

変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な

(4) 少額短期保険相互会社及びその子会社等-中間連結損益計算書

(記載上の注意)

- く。)を注記すること。 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
- の性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フロー

<u>(2</u> [同左] 少額短期保険株式会社及びその子会社等-中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[1~4 同左]

単一の計算書に表示する場合) [「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、

(3) 少額短期保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計書 [同左]

(記載上の注意)

[加える。]

[同左]

(4) 少額短期保険相互会社及びその子会社等-中間連結損益計算書 [同左]

(記載上の注意)

区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

収益を理解するための基礎となる情報

2

- $\widehat{\omega}$ を理解するための情報 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額
- は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき
- 変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な

少額短期保険相互会社及びその子会社等-中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[1~4 略]

単一の計算書に表示する場合〕 「「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、

(6) 少額短期保険相互会社及びその子会社等-中間連結損益及び包括利益計算書

(記載上の注意)

- 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フロー
- の性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて 区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- 収益を理解するための基礎となる情報
- $\widehat{\omega}$ を理解するための情報 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額
- は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であると
- 変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な

$1\sim3$ 同左

(5) 少額短期保険相互会社及びその子会社等-中間連結包括利益計算書 [同左]

(記載上の注意)

単一の計算書に表示する場合] 「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、 [1~4 同左]

(6) 少額短期保険相互会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書 [同左]

(記載上の注意)

0	2世	聖 附 斯 亚	€#		20 HI III	素が赤い金	0 ##	44.88	海屿	辿幅			<u> </u>		5	4		
	当中間期 未残高	当中間期 変動縦合	株本のの問動統主以項当期額額 資外目中変	::	申に存める名	総会 株 株 は に に に る の に に る に に る に は る は は は は な は は は る は は な は は は は は は	剰余金の配当	発発の	当中間期	当期首残高	10				中間連		2	
[福] (記載上 (福]	××	×						×		×	資金本				結株主)	器	$2\sim6$	
上の注意) ~7 略]	×	×						×		×	資本剰 余金				資本等多			
極極	×	×				× ×	× ×			×	利益剰 余金	禁士資		海	中間連結株主資本等変動計算書		器	
	××	×			×					××∇	力。	Ħ		年年	畊			
	×	×			×	×	> × ×	×		×	來主 合計 計							
	×	×	×							×	その の 角 解 発 角 角 角 角			# 5°				
	×	×	×							×	線へ損 り益 延ジ	Ąı		$\overline{}$				
	×	×	×							×	土地地 評価語 金金	その他の包括利益累計額		凱連結移				
	×	×	×							×	為算 勘 格職 定 聚器	.括利益累		主資本等3				
	×	×	×							×	本 を を を を を を を を を を を を を	計額		芝動計算語				
	×	×	×							×	学型 のの のの 数 数 数 の の の の の の の の の の の の の の			upp .				
	×	×	×							×		株司株式安						
	×	×	×							×	Ř	新子棒株約						
	×	×	×							×	\$\frac{1}{2}	非配支灰体	(単位:					
	×	×	×	×	×	×	> ×	×		×		維資産 合計	制					
													<u> </u>					
\sim	· 								* N						Ö	. N		
0,	当中間期未残高	当中間期 変動額合計	株本 主 水 本 主 ス の を の の の の の の の の の の の の の の	::	自己株 分の処	親妹婦の縦 会主属中和 社にす 閏基	剰余金 の配当	新株の 発行	当中間期 変動額	当期首残高					5 中間連	4	Ľ	
0,	当中間期 未残高 ××	当中間期 変動額合 ××	株 本 株 本 を を を の の の の の の の の の の の の の		自己株 式の処	親体保存の対象を対して関係を対して関われて、対して関係を対して、関連を対して、関係を対して、対して、関係を対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	剰余金 の配当	新株の 発行 ××	当中間期 変動額	当期首残 高	資金本		-				$1\sim 5$	
0,	当中間期 未残高 ×× ××	×	株士 本 大 の の の の の の の の の の の の の		自己株 式の処 分	親妹婦名ろ統合主属は内別にする「する」という関連を	剰余金 の配当	×	当中間期 変動額	×	資本 資本剰 余金						0 1	
(記載上の注 (記載上の注 [1~7 3 [同左]	当中間期 来残高 ××	×××	株主資 ウ海回 の場中 回場級 関場級 動態 (組数)		自己株式の処分	の の の の の の の の の の の の の の	剰余金 の配当	×××	当中間期 変動額	×××	*	株主資		年度中	中間連結株主資本等変動		5 <u>=</u>	
(記載上の注意) [1~7 同 [同左]	生中間期 来残高 ×× ×× ×	× × ×	株主資 ・ 本以外 ・ の項目 ・ の当中 ・ 間別を ・ 動態 ・ (純額)		自己株 式の処 分	×		×××	当中間期 変動額	× × ×	本 資本剰 名金金 余	株主資本		年度中 (年			5	
(記載上の注 (記載上の注 [1~7 3 [同左]	当中間期 ×× ×× ×× △×× ×	× × × × × × × ×	株土資 外以外 の場口 の当日 間類変数 動館 (編数)		×××	×	△ × ×	× × × × ×	当中間期 変動額	× × × × × × × × × × × × × × × ×	本 資本劑 利益剰 自己余金 余金 余金 余金 大	株主資本		年	中間連結株主資本等変動		5 <u>=</u>	
(記載上の注 [1~7 [同左]	当中間期 米 × × × × Δ × × × × × × × × × × × × × ×	x x x x x x x x x x x x x x x x x x x	×		×	×		×××	当中間期 変動額	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	本 資本劑 利益劑 自己株 保余金 余金 余金 六 木	株主資本		年	中間連結株主資本等変動		5 <u>=</u>	
(記載上の注 [1~7 [同左]	当中間期 米残高 XX XX XX XX XX XX XX XX XX XX XX XX XX	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	×××		×××	×	△ × ×	× × × × ×	当中間期 変動額	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	本 資本劑 利益劑 自己株 株主資 余金 余金 大 本合計			度中 (年月日から)	中間連結株主資本等変動		5 <u>=</u>	
(記載上の注 [1~7 [同左]	当中間期 ×× ×× ×× Δ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × ×		×××	×	△ × ×	× × × × ×	当中間期 変動類	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	本 資本劇 利益劇 自己株 株主資 その他 繰 延 余金 余金 式 本合計 有価証 ヘッジ 券評価 損益 送額金	*		度中 (年月日から)	中間連結株主資本等変動		5 <u>=</u>	
(記載上の注 [1~7 [同左]	当中間期 米茂高 ×× ×× ×× Δ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × ×		×××	×	△ × ×	× × × × ×	当中間期 変動額	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	本 資本制 利益制 自己株 株主資 その他 繰 延 土地再 余金 余金 式 本合計 有価記 ヘッジ 評価送 参評価 損益	*		度中 (年月日から)	中間連結株主資本等変動		5 <u>=</u>	
(記載上の注 [1~7 [同左]	当中間期 米残高 ×× ×× Δ×× ×× ×× ×× ×× ××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		×××	×	△ × ×	× × × × ×	当中間頻 変動鏡	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	本 資本割 利益割 自己株 株主資 その他 縁 毎 土地井 込香袋 余金 余金 式 本合計 有価語 ヘッジ 評価差 算調整 季評価 担益 類金 脚定 芝類金			度中 (年 月 日から) 中間連結株主資本等	中間連結株主資本等変動		5 <u>=</u>	
(記載上の注 [1~7 [同左]	当中間期 米残高 ×× ×× ×× Δ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	x x x x x x x x x x x x x x x x x x x	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		×××	×	△ × ×	× × × × ×	当中間頻 変動鏡	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	本 資本劇 利益劇 自己株 株主資 その他 機 短 土地川 為特徴 辺環結 糸金 余全 六 本合計 有価証 ヘッジ 評価差 算調整 付に気 大 大 大 大 大 大 大 大 大	*		度中 (年月日から)	中間連結株主資本等変動		5 <u>=</u>	
(記載上の注 [1~7 [同左]	当中間期 米残高 ×× ×× ×× Δ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		×××	×	△ × ×	× × × × ×	当中間頻 変動鏡	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	本 資本制 利益制 自己株 株主資 その他 繰 延 土地坪 為群後 退職給 その他 余金 犬 本合計 有価証 年間 インジ 評価差 算調整 付に係 の包括 多評価 損益 額金 勘定 る調整 利益果 利益果 割割合 日本県 日本県	その他の包括利益累計額		度中 (年月日から)	中間連結株主資本等変動		5 <u>=</u>	
(記載上の注 [1~7 [同左]	当中間期 米茂高 ×× ×× ×× Δ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	x x x x x x x x x x x x x x x x x x x	x x x x x x x x x x x x x x x x x x x		×××	×	△ × ×	× × × × ×	当中間頻 変動館	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	本 資本劇 利益制 自己株 株主資 その他 繰 須 土地坪 込酵袋 退職給 その他 代	新株 その他の包括利益累計額 予約		度中 (年月日から)	中間連結株主資本等変動		5 <u>=</u>	
(記載上の注 (記載上の注 [1~7 3 [同左]	当中間期 ×× ×× ×× Δ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	x x x x x x x x x x x x x x x x x x x	x x x x x x x x x x x x x x x x x x x		×××	×	△ × ×	× × × × ×	当中間頻 変動館	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	本 資本劇 利益制 自己株 株主資 その他 繰 須 土地坪 込酵袋 退職給 その他 代	その他の包括利益累計額	(単位	度中 (年月日から)	中間連結株主資本等変動		5 <u>=</u>	

얦1 別紙様式第16号の20 (第211条の36第4項関係) 第2 連結財務諸表 [第1・第2 <u>1</u> 業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 [器] (記載上の注意) 連結貸借対照表 金融庁長官 (<u>)</u> [1~5 點] 椞 少額短期保険株式会社及びその子会社等 [器] 産 器 0 年度((財務 年庚 먨 Ш 田 (支) 局長) 日から 侢 年年 争 月月 盤 代表取締役 併 日現在) その他の包括利益累計額合計 日本ならでかま [器] [器] 所名 負 华 H 連結貸借対照表 嶣 連結業務報告書 産 湬 日までの当社及び子会社等の 公 0 9 뺤 账 Ш (日本産業規格A4) (単位:千円) 争 耳 繈 Ш 얦2 第1 別紙様式第16号の20(第211条の36第4項関係 [第1・第2 同左] 業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 [同左] (記載上の注意) 連結貸借対照表 金融庁長官 (A) [同左] [同左] [1~5 同左] 少額短期保険株式会社及びその子会社等 連結財務諸表 椞 産 仲 0 (財務 年
東 뾼 Ш \rightarrow\frac{1}{2} 日から Ш 併 年年 局長) **(H)** 国 月月 盤 4K 代表取締役 件 日現在) その他の包括利益累計額 合計 日日かまり [同左] [同左] 田 咎 魚 (2) 歩 貧 K 連結貸借対照表 湩 連結業務報告書 日までの当社及び子会社等の 産 湬 9 9 뺤 账 Ш (日本産業規格A4) (単位:千円) 争 瓦 Ш

	1 次の事項を注記すること。だだし、特定の科目に関連する注記について
(計量・の注音)	(記載上の注音)
[同左]	[表略]
(2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等	(2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等
[2~6 同左]	[2~6 略]
(5)~(16) [同左]	(6)~(17)
	融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項	(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金
(3) [同左]	(4) [略]
	容に関する理解に資する情報
	③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内
	額
	② 当連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した
	要な影響を及ぼす可能性があるもの
	額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重
	① 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその
[加える。]	(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
◎ [同左]	② [略]
	め にた。)
	常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載す
	との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通
	当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客
[加える。]	◎ 収益の計上方法 (顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて
[①~⑤ 同左]	
(2) [同左]	(2) 次に掲げる会計方針に関する事項
(1) [同左]	(1) [略]
	は、その関連が明らかになるように記載すること。
1 [同左]	1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について
(記載上の注意)	(記載上の注意)
	良 座 ツ 即 口 即 只頃久い湘貝座の即口即

は、その関連が明らかになるように記載すること。

1 [器]

2

- 次に掲げる会計方針に関する事項
- 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 ること。) 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載す との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて
- 一路
- 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- の額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に 重要な影響を及ぼす可能性があるもの 会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にそ
- 0 た額 当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上し
- ω 容に関する理解に資する情報 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内
- 融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

 $(6)\sim(16)$ [器]

 $[2\sim6$ 器

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

 ω

年庚 月月 **心で** できずる 日日 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

园园

(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等-連結損益計算書

[表表]

(記載上の注意)

顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる

- $\widehat{\Box}$ [同左]
- [同左]

2

[D~5 同左]

[加える。]

6 [同左]

[加える。]

[同左]

<u>(4)</u> 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

 $(5)\sim(15)$ [同左]

 $[2\sim6$

同左]

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

 ω

年東 年年 月月 日日かまり 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[同左]

(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等-連結損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。

- 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの
- 収益を理解するための基礎となる情報
- めの情報 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するた

は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であると

$2\sim4$ 园园

(2) 少額短期保険株式会社及びその子会社等-連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[1~5 點]

算書に表示する場合、 [「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計

(3) 少額短期保険株式会社及びその子会社等-連結損益及び包括利益計算書 [表界]

(記載上の注意)

- 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
- をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- 収益を理解するための基礎となる情報
- めの情報 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するた

は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であると

$1\sim3$ [同左]

(2) 少額短期保険株式会社及びその子会社等-連結包括利益計算書

[国左] (記載上の注意)

[1~5 同左]

算書に表示する場合 「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計

(3) 少額短期保険株式会社及びその子会社等-連結損益及び包括利益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[器]

- 益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項 純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利 目ごとに注記すること。この注記は、6の注記と併せて記載することがで 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期
- (4) 少額短期保険相互会社及びその子会社等-連結損益計算書

(記載上の注意)

[機器]

- 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
- (1) 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性 をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- $\widehat{\omega}$ めの情報 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するた
- (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であると 記載することを要しない。

 $2\sim4$

少額短期保険相互会社及びその子会社等ー連結包括利益計算書

[表界]

(記載上の注意)

 $[1\sim5$

[表點] 少額短期保険相互会社及びその子会社等ー連結損益及び包括利益計算書

(記載上の注意)

収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる

$1\sim5$ [同左]

- 純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括和 ができる。 目ごとに注記すること。この注記は、上記5の注記と併せて記載すること 益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期
- 少額短期保険相互会社及びその子会社等ー連結損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

 $1\sim3$ [同左]

少額短期保険相互会社及びその子会社等ー連結包括利益計算書

[同左]

5

(記載上の注意)

 $[1\sim5]$ 同左]

<u>6</u>

[同左] 少額短期保険相互会社及びその子会社等ー連結損益及び包括利益計算書

(記載上の注意

- (1) 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項(c) 「ドチャロのナスキスで甘味しなる情報
- 収益を理解するための基礎となる情報
- 3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2~6 [略]

翌 親会社に帰属する当期純剰余金額又は親会社に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、6の注記と併せて記載することができる。 [略]

1~5 [同左]

6 親会社に帰属する当期純剰余金額又は親会社に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記5の注記と併せて記載することができる。 [同左]

4

(記載: 11~ 6 [編	当期未残	当期変動	株 本 注 を	::	申己本の名	親妹婦の紅田屋の祖祖とは、「本本」と「本本」と、「本本」と、「本本」と、「本典」と、「本典」と、「「本典」と、「「本典」と、「「本典」と、「「本典」と、「「は、「もまま」と、「「は、「は、」と、「は、「しょう」と、「は、「しょう」と、「しょう」」と、「しょう」と、「しょ」と、「しょ」」と、「しょ」と、「しょ」と、「しょ」」と、「しょ」と、「しょ」と、「しょ」」と、「しょ」と、「しょ」と、「しょ」」と、「しょ」と、「しょ」と、「しょ」と、「しょ」」と、「しょ」と、「しょ」と、「しょ」」と、「しょ」と、「しょ」」と、「しょ」と、「しょ」と、「しょ」と、「しょ」と、「しょ」」と、「しょ」と、「しょ」」と、「しょ」と、「しょ」と、「しょ」」と、「しょ」と、「しょ」と、「しょ」と、「しょ」と、「しょ」」と、「しょ」と、「しょ」」と、「しょ」と、「しょ」」と、「しょ」」と、「しょ」と、「しょ」」と、「しょ」」と、「しょ」」と、「しょ」、「しょ」」と、「しょ」」と、「しょ」、「しょ」、「しょ」」、「しょ」、「しょ」」、「しょ」、「しょ」、「し	剰余金の配当	要素の発行	当期変動	当期首残高		5 連結株
	×	×						×		×	御金本	主資本等
上の注意) - 7 略] S]	×	×						×		×	資本剰余金	連結株主資本等変動計算書
	×	××				×	××			×	株主資本 利益期 旧 余金 世	中
	××	×			×					××	本 _{由 犬} り 来	
	×	×			×	×	> × ×	×		×	块主資 本合計	年年!
	×	×	×							×	その他 有面記 券評価 差額会	田から
	×	×	×							×	を を を が が が が	
	×	×	×							×	か他の包括 土地再 評価差 額金	連結株主)
	×	×	×							×	その他の包括利益累計額 正 土地再 為替換 退職 ジ 評価差 算調整 付む 影 額金 勘定 ろ調 果計	連結株主資本等変動計算書
	×	×	×							×	循係關鍵	
	×	×	× ×							×	その他 の包括 計数解 計額合	
	×	×	×							×	珠 克権 式 炎]
	×	×	×							×	新予權株約	
	×	×	× ×							×	非配主分类件特	
	×	×	× ×	×	×	×	××	×		×	合計 連	
	<u> </u>											
6	业框整	当 類 合	株本のの変像		自式分	親株偏る純	悪の	新発発	遊遊	期 世		5
(記載) [1~	当期未残高	当期変動 額合計	本本本 を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	::	自式分 ごの 株 処	親体 母の統分主属 写る 社に す 男子 関 土 足 利 工 内 男 土 工 に す 男 注	剰余金 の配当	新株の 発行	当期変動額	当期首残高	E2, with	1 !
(記載) [1~	当期未残 高 ×	当期変動 額合計 ××	株本 を を を を の の の の の の の の の の の の の		中に大の名を	親朱峥の純仕主属当利社にす期益	剰余金の配当	新株の 発行 ××	当期変動額	当期首残 ×× 高	資本 分 分	1 !
(記載上の注意) [1~7 同左 [同左]	×	×	本本 (新樹) 登場 (東海) 東京 (東海) 東京 (東南) 東京 (東東) 東東) 東東 (東東) 東東) 東東 (自己体大の名	銀体の発生には、一般では、一般では、一般では、一般では、一般である。		×	当期変動額	×	本資本剩不余金	連結株主資本等変動計算書
(記載上の注 [1~7 [同左]	×××	X X	株士政 本以文 の の 場 田 関 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 3 3 3 3 3 3		申己存 対の名	競争会議会 を担任を を担当されて を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	剰余金 の配当 Δ××	×××	当期変動 額	×××	株主資2本期 利益期 余金 余金	連結株主資本等変動計算書 年度
(記載上の注意) [1~7 同左 [同左]	×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××	× × ×	株士資本以外 本以外 の項目 の類類 数数数 (新数)		自己来 功の危 ××	×	D _×	×××	当期変動 額	× × ×	株主資本 本 資本類 利益則 自己株 会金 会金 式	連結株主資本等変動計算書
(記載上の注意) [1~7 同左 [同左]	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × ×	疾主資 本以 ク の 項目 の の の の の の の の の の の の の		×	×	D _×	×××	当期変動 額	× × × × × × × ×	株主資本	連結株主資本等変動計算書 年度 (年月
(記載上の注意) [1~7 同左 [同左]	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × ×	株主資 本以外 の項目 の当期 変動額 (新部)		××	×	> × ×	×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××	当期変動 額	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	株主資本	連結株主資本等変動計算書 年度 (年月
(記載上の注意) [1~7 同左 [同左]	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	×		××	×	> × ×	×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××	当期変動	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	株主資本 (株主資本	連結株主資本等変動計算書 年度 年月日から 年度 年月日まで
(記載上の注意) [1~7 同左 [同左]	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× ×		××	×	> × ×	×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××	当期変動	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	株主資本 (株主資本	連結株主資本等変動計算書 年度 年月日から 年度 年月日まで
(記載上の注意) [1~7 同左 [同左]	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × ×		××	×	> × ×	×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××	当期変動	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	株主資本	連結株主資本等変動計算書 年度 年月日から 年度 年月日まで
(記載上の注意) [1~7 同左 [同左]	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × ×		××	×	> × ×	×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××	当期変動	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	株主資本	連結株主資本等変動計算書 年度 (年月
(記載上の注意) [1~7 同左 [同左]	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		××	×	> × ×	×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××	当 規変動 類	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	株主資本 その他の包括利益與計額 本 資本制 利益制 自己株 株主資 その他 繰 延 上地再 為特優 辺鏡稿 その他 会金 大金 大合計 有価証 ヘッジ 評価差 算調整 付に係 の包括 券評価 担益 額金 勘定 気調整 利益駅 引益駅 引益駅 引益駅 引益駅 計額合	連結株主資本等変動計算書 年度 (年 月 日から) 連結株主資本等変動計算書
(記載上の注意) [1~7 同左 [同左]	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		××	×	> × ×	×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××	当期変動 類	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	株主資本	連結株主資本等変動計算書 年度 (年 月 日から) 連結株主資本等変動計算書
(記載上の注意) [1~7 同左 [同左]	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		××	×	> × ×	×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××	当期変動 額	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	株主資本 その他の包括利益與計額 本 資本制 利益制 自己株 株主資 その他 繰 延 上地再 為特優 辺鏡稿 その他 会金 大金 大合計 有価証 ヘッジ 評価差 算調整 付に係 の包括 券評価 担益 額金 勘定 気調整 利益駅 引益駅 引益駅 引益駅 引益駅 計額合	連結株主資本等変動計算書 年度 (年 月 日から) 連結株主資本等変動計算書 「単位

第1 別紙様式第16号の24 (第211条の81第1項関係) 第2 中間連結財務諸表 とおり報告します。 [第1・第2 略] 1 [器] 中間連結貸借対照表 (記載上の注意) 金融庁長官 (<u>)</u> [1~4 點] 椞 屋园 (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) 産 年度中(田 0 (財務(支)局長) 먨 Ш 日から 年度中 (併 争 併 且 年年 Ш 冬 盤 代表取締役 田 社名 日現在)中間連結貸借対照表 月月 その他の包括利益累計額合計 [器] [器] 憠 狹 用 () () () () () 負 日までの業務及び財産の状況を次の 华 Ħ 日から) 中間業務報告書 日まで) 嶣 產 0 9 (日本産業規格A4) 账 账 Ш (単位:百万円) ④ 圧 盤 Ш 얦2 第1 別紙様式第16号の24 (第211条の81第1項関係) とおり報告します。 [第1・第2 同左] 1 [同左] (記載上の注意) 中間連結貸借対照表 金融庁長官 (A) [同左] 中間連結財務諸表 [1~4 同左] [同左] 椞 併 (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) 産 年度中(田 0 (財務 뾼 Ш 日から 年度中(\frac{\frac{1}{2}}{2} 併 国域 **争** 伻 旦 Ш 钬 年年 盤 代表取締役 且 日現在)中間連結貸借対照表 芒名 その他の包括利益累計額 合計.... 月月 [同左] [同左] 湬 日までの業務及び財産の状況を次の (2) 魚 椞 珉 資 日から)中間業務報告書 鰔 産 9 9

账

账 Ш

> (単位:百万円) 争

(日本産業規格A4)

圧

Ш

資 2 [器] (記載上の注意) (河) 炸 $[3 \sim 8]$ 産 2 $\widehat{\omega}$ は、その関連が明らかになるように記載すること。 資産の部合計 [(5)~(16) 略] (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) の内訳等に関する事項 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について [①~(12) 器] 次に掲げる会計方針に関する事項 產 9 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと 园园 ること。) 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載す 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 园园 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて [器] 9 뺤 뺤 Ш 1111 金 盤 [略] その他の包括利益累計額合計 採 負債及び純資産の部合計 負債及び純資産の部合計 [器] 國 (2) 食 歩 資具 貢 產 旦 9 9 枫 빯 喍 (単位:百万円) 権 ④ 潞 資 2 [同左] (記載上の注意) (<u>資</u> 炸 [3~8 同左] 産 <u>1</u> 2 資産の部合計 [(5)~(16) 同左] (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) [同左] [同左] 9 $\boxed{1} \sim \boxed{12}$ 痽 [加える。] 金融商品の時価等に関する事項 [同左] [同左] [同左] [同左] 9 뺤 同左」 $\Box \triangleright$ 兴 Ш ## ④ 盤 その他の包括利益累計額合計 _____ 負債及び純資産の部合計 負債及び純資産の部合計 [同左] [同左 [同左] 魚 (2) 类 資 嶣 產 9 0 뾼 뺧 Ш (単位:百万円) (4) 潞

 ω 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中 (年月日から)中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

一器

[大大]

 $\widehat{\Box}$ 中間連結損益計算書) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等-

(記載上の注意)

0 中間連結損益計算書) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等ー

- 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
- (1) 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フロー の性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて 区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- 2 収益を理解するための基礎となる情報

 $\widehat{\omega}$

を理解するための情報 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

は、記載することを要しない。

変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な

 $\widehat{\omega}$ (少額短期保険持株会社及びその子会社等ー中間連結包括利益計算書)

[秀秀]

(記載上の注意)

[1~4 點]

 $\widehat{\omega}$

年度中 (年月日から)中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

 ω

中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[同左]

<u>(1</u>) 中間連結損益計算書) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等ー

[同左]

2

中間連結損益計算書) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等ー

[同左]

(記載上の注意

[加える。]

[同左]

(少額短期保険持株会社及びその子会社等ー中間連結包括利益計算書)

(記載上の注意)

[同左]

[1~4 同左]

単一の計算書に表示する場合] 「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、

<u>4</u> 中間連結損益及び包括利益計算書) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等ー

- 中間連結損益及び包括利益計算書) (記載上の注意) 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
- (1) 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フロー の性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて 区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

く。)を注記すること。

収益を理解するための基礎となる情報

 $\widehat{\omega}$

を理解するための情報 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額

は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であると

変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。 (2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な

 $2\sim 8$

國國

(損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等-

単一の計算書に表示する場合] 〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、

中間連結損益及び包括利益計算書 (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等

[同左]

<u>5</u>

<u>4</u>

中間連結損益及び包括利益計算書 (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等ー

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

 $1\sim7$ [同左]

4

[同左]

	当中間期末残高	当中間期変動額合計	株土 本 本 ル の の の の の の の の の の の の の		申己夫の名	親朱婦の統 会主属中科社に すませ	剰余金 の配当	新味の発行	当中間期変動額	当期首残高				5 中間連
記載上の注意) [1~7 略]	×	×						×		×	資金本			中間連結株主資本等変動計算書
の注	×	×						×		×	資 全本 無			[本等変動
海(海区	×	×				×	> ×			×	株主資本 利益剰 金金金	1	年	計算書
	D × ×	×			×					××	*]]]	(年年	
	×	×			×	×	××	×		×	来 出合 資 型	 	ш ш	
	×	×	×							×	や 作業 遊 の 角 解 強 角 質 角 質 角 質 角 質 角 質 角 質 角 質 角 質 角 質 角	!	() () () ()	
	×	×	×							×	線へ開 り柱 と 延ジ	1,	$\overline{}$	
	×	×	×							×	の名の包 土地再 群角施 会	1	間連結株	
	×	×	×							×	その他の包括利益累計額 日 土地井 多幹族 ほ 野価差 関調整 付	1	中間連結株主資本等変動計算書	
	×	×	×							×	計 窓 退付る 職に調計 経体整額	 	変動計算	
	×	×	×							×	ルル の 利 生 生 の の の 立 社 雑 名 名 名 社 経 名 名 名 社 ス も 名 社 ス も と ま ら も た ま ら も た ま ら し き さ き き き き き き き き き き き き き き き き き	1	щ и	
	×	×	×							×	來 民級	 		
	×	×	×							×	新予權株約	Ω		
	×	×	×							×	非配出 女	1 (位: 1		
	×	×	× ×	×	××	×	> × ×	×		××	色色 資料 用	(単位:百万円)		
	r											. – ,		
1	¥ 11€	草溶黑							(A) III	화바		i i		51
· []	当中間期 未残高	当中間期 変動額合 計	株土政 本以2 の項目 の当年日 の当年日 の当年日 (純額)	::	自己株 式の処 分	銀株県 の総会 主属 中尾 はいまた 間 社 に す 間 柱	剰余金 の配当	新株の 発行	当中間期 変動額	当期首残 高				
(記載上の	当中間期 未残高 ××	当中間期 変動額合 ×× 計	株本本のの 国典以 資料 を の の の の の の の の の の の の の の の の の の	::	自己株 式の処 分	我会報 大主主 大主 大三 大三 大三 大三 大三 大三 大三 大三 大三 大三	剰余金 の配当	新株の 発行 ××	当中間期 変動額	当期首残 ×× 高	深 争			
(記載上の注意 [1~7 同	:		株土政 本 本 本 及 の み の の の 当 田 田 田 の の の の の の の の の の の の の	::	自己株 式の処 分	銀鉄本本企業を企業を対しては関本には、本産を発生を関本による。	剰余金の配当		当中間期 変動額		資 本 無			
(記載上の注意) [1~7 同左]	×	× ×	株土政 株土政 の 坂口 の 近日 の 当日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	::	自己株 式の処 分	競会社 森無出た 海原す する のも日函 総利担函	剰余金 の配当	×	当中間期 変動額	××	株主資2 資本期 利益期 余金 余金		年度中	5 中間連結株主資本等変動計算書
(記載上の注意) [1~7 同左]	×××××	× × × × ×	株土政 株土政 の項目 の当中 同期報 (対額)	::	自己株 式の処 分		D	×	当中間期 変動額	×××	株主資本 資本則 利益期 自己株 余金 余金 式	,	年度中 (年	中間連結株主資本等変動計算
(記載上の注意) [1~7 同左]	× × × × × × × ×	× × × × × ×	株主政 株主政 の項目 の当日 同題教 (純額)	::	×		D	×	当中間期 変動額	× × × × × ×			中 (年 月	中間連結株主資本等変動計算
(記載上の注意) [1~7 同左]	× × × × × × × × × ×	x x x x x x x x	株主資 株主資 为項目 の項目 の当中 問期效 動館 (純額)	::	×××	××	> × ×	×××	当中間期 変動額	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×			中	中間連結株主資本等変動計算
(記載上の注意) [1~7 同左]	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×			×××	××	> × ×	×××	当中間期 変動額	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×			中(年月日から)	中間連結株主資本等変動計算
(記載上の注意) [1~7 同左]	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	××		×××	××	> × ×	×××	当中間期 変動額	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×			中(年月日から)	中間連結株主資本等変動計算
(記載上の注意) [1~7 同左]	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × ×		×××	××	> × ×	×××	当中間期交動籍	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×			中(年月日から)	中間連結株主資本等変動計算
(記載上の注意) [1~7 同左]	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × ×		×××	××	> × ×	×××	当中間期 変動類	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	次主資本 大主資本 その他の包括利益累計額 次本制 利益制 自己採 株主資 その他 株 短 上地再 為替数 退職給余金 余金 式 本合計 存価証 ヘッジ 評価差 算調整 付に保 付に保 後報金 勘定 る調整 名調整 現計額		# (# 月 日 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用	中間連結株主資本等変動計算
(記載上の注意) [1~7 同左]	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		×××	××	> × ×	×××	当中間期 変動類	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×			中(年月日から)	中間連結株主資本等変動計算
(記載上の注意) [1~7 同左]	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		×××	××	> × ×	×××	当中間期 変動類	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×			中(年月日から)	中間連結株主資本等変動計算
(記載上の注意) [1~7 同左]	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	x x x x x x x x x x x x x x x x x x x	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		×××	××	> × ×	×××	当中間期 変動類	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	次本質 大主資本 その他の包括利益累計額 次株 非支 資本制 利益期 自己体 株主資 その他 繰 延 上地市 海特強 退職給 その他 千約 五株 土村 大会 会会 式 本台計 有価証 ヘッジ 評価差 算価差 算価差 算価差 対正係 の包括 権 土村 土村 大会 表記条 対正名 表記条 対面合 対面合 表記条 対面 表記条 対面 表記条 対面 表記条 対面 表記条 表記条	(単位)	中(年月日から)	中間連結株主資本等変動計算

얦2 第1 別紙様式第16号の25 (第211条の81第2項関係) [第1・第2 器 1 び財産の状況を次のとおり報告します。 金融庁長官(財務 (記載上の注意) 連結貸借対照表 (<u>)</u> [1~3 點] 連結財務諸表 椞 [器] (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) 産 器 侢 0 年度(먨 Ш 年
東 田 併 周長) 争 日から 年年 田 Ш 骤 盤 日現在)連結貸借対照表 月月 钬 币 茶 _[略] その他の包括利益累計額 合計 代表取締役 [晃] [器] がまかでで 狹 魚 往 华 併 資 严 嶣 産 業務報告書 H 0 9 田 Æ **₩** (日本産業規格A4) 뺤 账 Ш (単位:百万円) 権 日までの業務及 ④ 瓦 盤 Ш 얦2 第1 別紙様式第16号の25 (第211条の81第2項関係) [第1・第2 同左] [同左] $\widehat{\Box}$ び財産の状況を次のとおり報告します。 金融庁長官(財務 (記載上の注意) 連結貸借対照表 [同左] [1~3 同左] 椞 連結財務諸表 [同左] (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) 産 0 年度(뾼 Ш 年度 \hf 耳 併 周長) **(H)** 年年 日から 田 Ш 礟 盤 月月 日現在) 連結貸借対照表 その他の包括利益累計額 合計..... 钬 用 代表取締役 [同左] [同左] 日からでいてで 欽 (2) 魚 科 併 貧 殆 严 湩 產 業務報告書 K 9 9 田 (日本産業規格A4) 经 兴 먨 Ш (単位:百万円) 伻 までの業務及 瓦 Ш

鶭 2 産 9 뺤 $\Box \triangleright$ 1111 負債及び純資産の部合計

(損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等)

(単位:百万円)

/	資						[器]		
(- (' - ' ' ' ' '	産							(資	科
	0							齑	
ŀ	部							9	
								部(Ш
	#								
									金
		1	·						額
	負債及び純資	[略]	茶	その他の包 j 合計	[_唇]	(海)	[略]	(負 債	华
	負債及び純資産の部合計		引 受 権	その他の包括利益累計額合計		産 の 部)		の 部)	П
									金
					 				額

(記載上の注意)

一器

- は、その関連が明らかになるように記載すること。 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について
- 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~(12) 器]

- 🔟 収益の計上方法 (顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通

(3)

- 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- 要な影響を及ぼす可能性があるもの 額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその
- 当連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した

主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等
負債及び純資産の

資 [同左] (算 椞 産 0 産 뺧 9 뾼 Ш 1111 (4) 盤 「その他の包括利益累計額 合計 負債及び純資産の部合計 [同左] [同左] [同左 **室** 魚 椞 貧人 嶣 産 9 0 뾼 먨 Ш (4) 万円) 額

(記載上の注意)

- [同左]
- [同左]
- <u>1</u> [同左]
- 2 [同左]

[①~⑫ 同左]

[加える。]

<u>③</u> [同左]

- \odot 容に関する理解に資する情報 ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内
- (<u>4</u>) 商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融

 $(6)\sim(20)$ 园

 $[3\sim9]$

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

 ω

年年 月月 のでならっている。 連結損益計算書

年)

及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

园园

(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等-連結損益計算書)

[機器]

2 連結損益計算書) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等-

(記載上の注意)

- 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる
- 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性
- 収益を理解するための基礎となる情報

2

めの情報 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するた

> (3)[同左]

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

 $(5)\sim(19)$ [同左]

 $[3\sim9]$ 同左]

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

ω

年) 年年 月月 いなまりらでなる。 連結損益計算書

及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[同左]

(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等 連結損益計算書)

[同左]

2

連結損益計算書) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等-

[同左]

(記載上の注意)

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であると 記載することを要しない。

(少額短期保険持株会社及びその子会社等ー連結包括利益計算書

(記載上の注意)

 $[1\sim5$ 器」

連結損益及び包括利益計算書) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等-

(記載上の注意) 連結損益及び包括利益計算書、 (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等-顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる

(1) 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分 をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除

く。)を注記すること。

収益を理解するための基礎となる情報

<u>(2</u>

 $\widehat{\omega}$

めの情報 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するた

は、記載することを要しない。 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であると

益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項 純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利 目ごとに注記すること。この注記は、8の注記と併せて記載することがで 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期

[同左]

 $\widehat{\omega}$ (少額短期保険持株会社及びその子会社等ー連結包括利益計算書)

[同左]

(記載上の注意)

[1~5 同左]

連結損益及び包括利益計算書、 (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等

[同左]

<u>5</u> 連結損益及び包括利益計算書 (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

$1\sim7$ [同左]

純損失金額を構成する項目のうち、 目ごとに注記すること。この注記は、上記7の注記と併せて記載すること 益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期 当連結会計年度以前にその他の包括利

7.11.																		
備考		·:- ::: :::	当期末残高	当期変動物合計	株主資本以外 本以外 の項目 の当期 の当期 後野額	::	自己株 共の処 分	魏株 帰る統 会主 属当利 社 に す 期 益	剰余金 の配当	新株の 発行	当期変動 額	当期首残 高				5 連結树	4	
表中	1]載上	×	×						×		×	資金本	1	 	主資本	器	₩ 80
0	6	9 :	×	×						×		××	資本剰 余金		! ! !	連結株主資本等変動計算書		0,
	器	注意)	×	×				×	××			×	宋 出 理 理 全 里	# +	華	一算書		
及び			×	×			×					×× A	自大切以外	*				
及び対象規定			×	×			×	×	> × ×	×		×	、株主資 本合計		年年			
定の			×	×	×							×	ド 本 本 名 の 色 本 来 土 色 自 計 産 産 産 産 産 産 産 産 産 産 産 産 産 産 産 産 産 産		(4.2) 유유 교육			
二重			×	×	×							×	様へ描述が	ķ	$\overline{}$			
の二重傍線を付			×	× ×	×							×	り で の で の で の で の で の で の で の で の で の で	4	옯标主资			
し			×	× ×	×							×	一	**	連結株主資本等変動計算書 			
た標記部分を除く全体に付			×	×	×							×	路体整額	44	神			
部分			×	×	×							××	その利計計の包 の包 性額 他 性 発		! ! !			
を除っ			×	×	×							×	5. 引権 3. 安	¥ 4				
全			×	×	×							×	5. 5.約	*	 			
体に			×	×	×							×	5.配主分文株特	(単位:	! ! !			
			×	×	× ×	×	×	× ×	> × ×	×		×	合 計 1	単位:百万円)	! ! !			
12		Г.																
一一一一			71.00	40										- -	!	5	4	
た傍線の記	ı î	记書)	当期末残高	当期変動	株 本 本 以 本 の の の の の の の の の の の の の	::	自共のの存	総株帰る純会主属当利 会主属当利 社にす期益	刺余金の配当	発生の	当期変動	当期首残]			4 []	7.
傍線の記載は		丁葎띊) 	当期末残 高	当期変動 額合計 ××	株土資 本以上 の 項目 の 単期 の 動数 数数数 変動数数	• •	自共の のの存 条	総 発生 発生 発生 発生 発生 発生 発生 発生 発生 発 発 発 発 発 発	剰余金 の配当	磐森の 発行 ××	当期変動	*	(資金)]	 			がで
傍線の記載は注記	6	段の子	期末残 ×× ××	×	株土資 本以外 の 単型 の 単型 の 単型 の 割数 の 割数 の 割数	• •	中国自己を表	総余 保証 名を という という という という という という は という は と に と に い に い に い い に い い に い り に り に り に り に	剰余金の配当	×	当期変動	首残 ×	本資本期		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		4 [同左]	ができる。
傍線の記載は注記であ	6	6년	期末残 ×× ××	× ×	株士資 本以外 の項目 の当期 原動類 (純額)	• •	中口は大の大の大の名を	総殊権 発金 発生 発達 を を を を を を を を を を を を を	剰余金 の配当	×××	当期変動 額	ii X X	本 資本期 利益期 余金 余金	· 有十将十	年度	5 連結株主資本等変動計算書		ができる。
傍線の記載は注記である。	6	段の子	期末残 ×× ×× ×	× × ×	株士翰 本以外 の項目 の当期 別 別 動 類 類 (統約)	• •	自己権 大の危 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	×	Δ×	×××	当期変動 額	首残 ×× ×× ×	*** **		1			ができる。
傍線の記載は注記である。	6	段の子	期末残 ×× ×× Δ×	× × × × ×	株主資 本以外 の項目 の当期 の当期 (純節)	• •	×	×	Δ×	×××	当期変動 額	首残 ×× ×× ×× A×	本 資本期 利益期 自己株 株主資 余金 余金 大金 大 本合計		年 月 日 年)			ができる。
傍線の記載は注記である。	6	段の子	期末残 ×× ×× ×× Δ×× ×	× × × × × × × ×	株士翰 本以外 の項目 の当期 別 別 制 制 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 の の の の の の	• •	×××	×	Δ×× Δ×	× × × × ×	当期変動	首残 ×× ×× ×× A×× ××	本 資本製 松工県本 会会 余金 式 本合計 有価能 券評価 差数会		(年月			ができる。
傍線の記載は注記である。	6	段の子	期末技 ×× ×× ×× Δ×× ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	×	• •	×××	×	Δ×× Δ×	× × × × ×	当期变動	首残 ×× ×× Δ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	本 資本製 松井県本 松井県本 松井県本 松井県 日己株 株主賞 その他 様 道 休全計 有個語 ヘッジ 券評価 損益 巻数会	H	(年月日から) (年月日まで)			ができる。
傍線の記載は注記である。	6	段の子	期末残 ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	××	• •	×××	×	Δ×× Δ×	× × × × ×	当期変動	首残 ×× ×× Δ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	本 資本製 松井県本 松井県本 松井県本 松井県 日己株 株主賞 その他 様 道 休全計 有個語 ヘッジ 券評価 損益 巻数会	H	(年月日から) (年月日まで)			ができる。
傍線の記載は注記である。	6	段の子	期末 _持 ×× ×× ×× Δ×× ×× ×× ×× ××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × ×	• •	×××	×	Δ×× Δ×	× × × × ×	当期変動 額	firetal X X X X X X X X X X X X X X X X X X X	本 資本製 私主 本本 本本 本 本 本 本 本 本 本	H	(年月日から)連結株主資本			ができる。
傍線の記載は注記である。	6	段の子	期末 _持	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × ×	• •	×××	×	Δ×× Δ×	× × × × ×	当期变動		本 資本期 利益期 自己株 株主資 その他 繰 延 上地県 50本町 20基準 大田 20本町 20x1 2	H	(年月日から) (年月日まで)			ができる。
傍線の記載は注記である。	6	段の子	期末接 ×× ×× Δ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × ×	• •	×××	×	Δ×× Δ×	× × × × ×	当期変動		本 資本制 10 元	がうをうち 古井 生 木田 大子 大子 ちょうしょう	(年月日から) (年月日まで)			ができる。
傍線の記載は注記である。	6	段の子	期末 _持	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	• •	×××	×	Δ×× Δ×	× × × × ×	当期変動	i	本 資本制 No Tender No Tende	海本 カラボー なましき あった おまま 一選本	(年月日から)連続株主宣本等変動計算者 			ができる。
傍線の記載は注記である。	6	段の子	期末 _持	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	• •	×××	×	Δ×× Δ×	× × × × ×	当期変動	i 機 ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×	本 資本制 No Tender No Tende	李洋 茅姫	(年月日から)連続株主宣本等変動計算者 			ができる。

(信託業法施行規則の一部改正)

第八条 信託業法施行 規則 (平成十六年内閣府令第百七号) の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表により、 改正 前欄 に掲げ る規定の 破線で 囲 んだ部分をこれに対応する改正 後欄 に掲げる規定の破

線で囲んだ部分のように改める。

[表略]	(年 月 日まで)	/ 年 月 日から /	(2) 損 益 計 算 書	資 産 合 計 負債・純資産合計	14	株式引受権	土地再評価差額金		(純資産の部)	[略]	(資産の部) (負債の部)	科目金額料目	年 月 日現在	(1) 貸借対照表	2 経 理 の 状 況	1 [略]	[略]	(記載上の注意)	代表者の役職氏名	所在地	商号	年 月	年度事業報告書 (年月 日から) 年度事業報告書 (年月 日まで)	別紙様式第10号(第42条第1項関係) (日本産業規格A4)	改 正 後
						 		! ! ! !				金額										日提出		格A4)	
[同左]			(2)	資産合計						[同左]	(資産の部)	型目		(1)	2 経	1	[同左]	(記載上の注意)					年度事業報告書	別紙様式第10号(第42条第1項関係)	
	、年 月	、年 月	損益				<u></u>	ı ı				金額	年 月	貸借	埋の状	[同左]								項関係)	改
			計算書	負債・純資産合計	[同左]		土地再評価差額金	! !	(純資産の部)	[同左]	(負債の部)	型	日現在	対 照 表	状 淣				代表者の役職氏名	所在地	商号	年月	年 月 日から) 年 月 日まで)	(日本産業規格A4)	正前
				ĺ			!	! !				(A)												格	

(資産の部) (負債の部) ([略] (私資産の部) ((私資産の部) (科 目 金額 科 目 金額	年 月 日	(1) 貸借対照表	2 経 理 の 状 況	1 [略]		(記載上の注意)	日本における代表者の氏名	主たる支店の所在地	商 号	年 月 日提出	事業報告書 年月日から 年月日まで	別紙様式第10号の2(第42条第1項関係) (日本産業規格A4)	(4) [略]	M	株主資本以外の項目の	112/H2/C/H2/2	S拼凑机的	要得の他刊 xxx xxx xxx	41 41<	1	禁 生 資 木 評価 機能態度	図 森 出 液 木 皋 例 郷 平 輝 維
(資産の部) (負債の部) [同左] [同左] (純資産の部) (純資産の部)	A 日 金額 科 日 金額	年 月 日	(1) 貸借対照表	2 経 理 の 状 況	1 [同左]	[同左]	(記載上の注意)	日本における代表者の氏名	主たる支店の所在地	商 号	年 月 日提出	年度事業報告書 (年 月 日から 年 月 日まで	別紙様式第10号の2(第42条第1項関係) (日本産業規格A4)	(4) [同左]	XX	Tangengape Xax	自己株式の扱分 xxx xxx	XXX XXX	要称の部庁 xxx xxx xxx xxx	4th 4th <td>東京 東京 東</td> <td>井 生 資 木 評価・機構送額等</td> <td>(2) 菜 出 液 木 路 焱 郷 平 輝 蟾 衛 用 用 和 50-5)</td>	東京 東	井 生 資 木 評価・機構送額等	(2) 菜 出 液 木 路 焱 郷 平 輝 蟾 衛 用 用 和 50-5)

備考		当期末残高	株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		自己株式の処分	世代後の5門当 当世紀世祖	新株の発行	当期変動額		当期首残高						[表界]				資				
表中の			1個(日の)		B															Į.				
<i>の</i>		XX XX					xxx		千円	XXX	資本金									猫				
ш		XX XX					XXX		千田	XXX	資本準備金	資本								□⊳				
の記		XXX							†⊞	XXX	その他 資本機 会 会 会 会 音	憲余	莱											
の記載は注記である。		XXX					XXX		书田	XXX	資本剰 利 余金合 計 個	金			(3)					=				
注		XX XX				XXX			千田	XXX	444年	利	#		菜				2					
記で	(4)	XXX							ŤΗ	XXX	その他利益剰余金 ××槽 繰越利益 立 金 剰 余 金	益剰	凝	申申	岩		平	平	描					
ある		XXX				X XX			书田	XXX		余金	Ħ	pa ya	*		Д	月	縙			<u></u>		<u></u>
0	[略]	XXX				XXX XX			ŤĦ	XXX	利益期 余金合 神			20 20	76 76		ш	ш	=##	魚	[器]	栋	<u> </u>	一题
		∆xxx xxx			xxx				书田	∆xxx	1			## 75 50 EB	85 FF		Ш	Ш	禪	責		共	土	
		××××			×	x xx	××××		千田	XXX	株主資 有 本合計 券				Ħ		日 ま ぐ	日から	□	•			具	
		XX XX	XXX						ŤB	XXX	有価証 券評価 差額金				₩		~	ン	74	館		<u>-</u> 5	掣	
		XX XX	XXX						千田	XXX	対の対		評価・換算差額等							資産		 	角	
		× ×	×						千田	XXX	工地特評価差額金		差額等									βK	差着	
		XX XX	XXX						千田	X XX	換算差 額等合 計	弾笛・								#		権	額金	,
											受 権	株式引										I tust	NY	<u> </u>
		XXX XX	XXX						Ť⊞	XXX	治	新株子										 		
		XXX	XXX		xxx	D XXX	xxx		₹Ħ	XXX	中	純資産										<u>.</u> 		
														1										
		当期末残高	株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		自己株式の処分	選出後のの問題	新株の発行	当排资勤额		当期省残高						[同左]				資				
			9				+				瓣									海				
		XXX					XXX	_	千円 1	XXX	資本金 資本準 備 金													
		XXX XXX					XXX		刊 刊	xxx	海 受本剰 会 余 会	資本剰								□⊳				
		××× =					×			xxx	能 資本類 類 余会合	余金	菜											
		XXX XXX				XXX	XXX		円 千円	XXX	金 型		**		(3)		_	_	(2)	#				
		XXX				X	l		H	×	E ×	利	₩		禁出		h	<u> </u>	造					
	(4)	XXX I					-		重	XXX	その他利益剰余金 ××積 繰越利 立 金 剰 余	益差	湖	##	斯		平	件						
		XXX XXX				xxx Dxxx			千円	XXX	E剩余金 綠越利益 剩 余 金	余金	*	4	*		且	月	益				<u></u> !	<u> </u>
	[同左]	XX XX				DXXX	T			XXX	利益剰 余金合				浴				1111	負	[同左]		+	[同左]
						* *			4円	×××	禁 四 式			1 # T O	野野		01(月 大	算	漸	左]		土地再評価差	五]
					XXX	Þ					株主資本合計				華		日 ま く	日から、	11111	· 箔			世	:
		XX X			XXX	X X	×××	-	刊	XXX								/		資			型 /	
		XX XX	XXX				-			XXX	有価証 参評価 差額金		38							華				į
				1 1					Ŧ	XXX	対が対		評価・換算差額等										和打 i	į
		XXX	XXX					1			20 TR H												· 発	1
		XXX XXX							书用	×××	部 名 差		差額等							#			領金	
			xxx						千円 千円	xxx	換算差 額等合 計	発音・	光額等							平			額金	
		XXX XXX	XXX								換算差 約 権 額等合 計		光額等							#			I I I I	

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第 九条 金 融 商 品 取引業等に関する内閣 府令 (平成十九年内閣府令第五十二号) の一部を次のように改正す

る。

次 \mathcal{O} 表によ り、 改 正 前 欄 に 掲 げる規・ 定 \mathcal{O} 傍線、 を 付 L 又 は 破 線 で 井 W だ部 分をこれ に対応す る改 正 後 欄 12

掲げ る 規定 の傍: 線 を付 L 又 は 破 線 で 囲 λ だ 部 分のように改 め、 改 正 前 欄 及 Ţ 改正 後 欄 に対・ 応 L て 掲 げ る 対

象規定は、 その 標記 部 分が異なるも 0 は改 Ē 前 欄 に 掲げる対象規定を改正 一後欄 に掲 げ る対象規定とし て移

動

Ĺ

改正

前

欄

12

掲げ

`る対象!

規

定で

改

正

後

欄

にこれ

に対応するも

 \mathcal{O}

を掲げ

7

۲,

ない

t

のは、

これ

を削

り、

改正 後 欄 に 掲 げ る対 象 規 定で改 正 前 欄 にこれ に対応するも \mathcal{O} を掲げ げ て 7 な 1 ŧ \mathcal{O} は、 これ を加える る。

(注意事項)(注意事項)[1~3 略][1~3 同左]4 リスク相当額の計(E) 欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額[加える。]及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号資産等による控除額(一の暗号)	[隋]	計 (E) 計 (E	暗号資産等による控除額	リスク相当額, 基礎的リスク相当額 リスク相当額	取引先リスク相当額 取引先リスク相当額	市場リスク相当額 市場リスク相当額	[略]	当期末 ————————————————————————————————————	(1) 自己資本規制比率の状況 (1) 自己資本規制比率の状況 (1) 自己資本規制比率の状況 (1) 自己資本規制比率の状況 (1) 自己資本規制比率の状況 (1) 自己資本規制と率の状況 (1) 自己資本規制と(1) 自己資本規則と(1) 自己規則と(1) 自己資本規則と(1) 自己資本規則と(1) 自己資本規則と(1) 自己資本規則と(1) 自己資本規則と(1) 自己規則と(1) 自己規則と(1	[(1)~(10-3) 略] [(1)~(10-3) 同左]	1 業務の状況 1 業務の状況	[略] [同左]	(注意事項) (注意事項)	代表者の役職氏名	所在地	商号又は名称	年 月 日提出	第	年月日から 年月 日から 年月	(日本産業規格A4)	別紙様式第十二号(第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係)	正
		(E)		3当額]当有	· 有		当期	兄					代表者の役職氏名	所在地	商号又は名称				、日本産業		改正前
		1						*									日提出			(日本産業規格A4)		

0 (様式A) (記載要領) [器] [1~7 略] $[(12)\sim(26-2)$ 経理の状況 椞 。 い い ろ い ろ 額の合計額が当該暗号資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額か ら控除している場合における当該控除額をいう。)を控除した金額を記載す 資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当 **資** 資 産 産 9 \Box 器 喪(ᄪ <u>1</u> Ш 眞 侢 争 $\widehat{2}$ 垂 潞 耳 [器] 評価・換算差額等 株式引受権 华 园园 园园 [略] [器] 土地再評価差額金 科 日現在 負債・純資産合計 魚 洇 資 嶣 表 産 9 (日本産業規格A4) 9 恶 꽖(Ш (単位:千円) (#) 盤 0 (様式A) (記載要領) [同左] $[1 \sim 7]$ $[(12)\sim(26-2)$ 経理の状況 椞 (資 資 同左] 産 產 9 $\Box \triangleright$ 同左] 111 兴 <u>(1)</u> Ш 貨 伻 (4) $\widehat{2}$ 垂 盤 [同左] 耳 評価・換算差額等 埮 [同左] [同左] [厄左] [同左] 土地再評価差額金 (<u>常</u> 科 日現在 負債·純資産合計 負 洇 貧 瘇 產 表 9 (日本産業規格A4) 0 兴 兴 Ш (単位:千円) 金 盤

	資 産							[略]	更	华				(様式B)		当期未改高	当期変動類合計	á	株主資本以外の項目の当時を手動(結	日に外に心の地の方	当規約利益	刺余金の配当	新株の発行	当期変動額	当期省残高			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		-,
	崔 合 計								色の部)	ш		(1) 貸				× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	: x : x : x : x : x : x : x : x : x : x	××××				×××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	余金計	資本 その 資本 判権 治痛 名演 製余 治痛 合演 製余 治痛	資本剩余金	株主資本	
(2) [略]	負債・純資	[略]	土地再評価差額金		評価・換算差額等	[略]	(純 資 産	[略]	(負債)	金 額 科	年 月 日現在	借対照表			(4) [略]	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×)	××× ×××	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		\(\times	×××		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	(中)	利益制 余金合 計	自己株式 株主資本合計		(3) 株主資本等変動計算書
	純資産合計		額金		# 		の 部)		の 部)	自 金額			(日本産業規格A4)			× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	33	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × ×	×××	D××××	×××		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		類全 類等合	文稿	評価・換算差額等 株式引 新株子 純資産	(団士:- 切束)
	資 适							[同左]	資 資	华				(様式B)		当期末残高	**	株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)		自己株式の処分	当期終利益	要様の発行 と を の を の を の を の を の を の を の を の の の の の の の の の の の の の					,	聯		
	資産合計							[同左]	(資産の部)	世		(1) 貸		(様式B)		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	当期変動額合計 ××× ××× - ××× ×××	株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)		自己株式の処分		生命をつきます。 ※※ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	副	余金 計	資本準 その他 資本剰 利益準 ほん ※ナギ 今かか ほか	海村市	事 世	
(2) [司左]	産 合 計	[司左			· 型型	[同去	(分		産の部)		年月日			(様式B)	(4) [同左]	××× ××× ××× ××× ×××	計 ××× ××× - ××× - ××× ××× - ××× ××× ×××	株主資本以外の項目 の当期後動割 (減額)		自己株式の処分 ×××	× 1	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	上班 北 河州	余金 計	資本権 その他 資本制 利益準 その他利益剰余 利益剰 はん ※大利 ふんん ほん		本 音音	(3) 株主資本等変動計算書
	産合	[同左]	平価差		評価・換算差額等	[同左]	(純資産の部)	[同左] [同左]	産の	金額		貸借	(日本産業規格A4)	(様式B)		××× ××× ××× ×××	計 ××× ××× - ××× - ××× ××× - ××× ××× ×××	株主資本以外の項目 の当原液動館 (総額)		45	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	上版 比图列	関本制 深坂市 神坂 奥 宗城市 宗城市 一 宗城市 会会 計 ××線 縁ばり 計	資本権 その他 資本制 利益準 その他利益剰余 利益剰 はん ※大利 ふんん ほん	資本整合会 超級整合会 自己株式 株出資 その店 機能へ 七番目		(3) 株主資本等変動計算書

河	Ť							[器]	(資	华				(様式C)	当期未残高	当期変動額合計	を出現するである。 の当場変動館(第一館)		自己株式の処分	当期德利益	剰余金の配当	新株の発行	当期変動額	当期首残高			
産	†								渐						××	××						××		××		章 令	ř
□⊳	>								9						××	××						××	$\overline{}$	××	会 林豊 余金	資業 林 編 文 小 全	ř
=##	Ī								部(_			× × ×	××						××	$\overline{}$	× × × ×	金金。	75	>
										Ш		1			××	××					×	××	\neg	××		4 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	
												貨			××	1							-	××	※ ※ ななる	かの書	株主資本
											平	普			×××	× × ×				× × ×	D××			× ×	機起利 試剩余 金	利益制宗金その他利益制余	
										盤	月	ш;т			×××	×××					D × ×			× × ×	뿌	2000年金	
	-	蕉] 🖃		[器]	14	<u>_</u>					Ш	举			D × × ×	×××			×××					D×××		E CASA	
	. :	株式引受権 [略]	十本	密	∄	图	(2)	[略]		类	Ш				×	×				×	> × × ×	×××		×		林台里	_
負債	 	例¦ 確¦	再增	!	換算		資		(負		日現在	洇			×	××××	×××		×	Ŷ	Ŷ	Ŷ		×××	店搬	本有質問	
·	÷	I I I	土地再評価差額金		評価・換算差額等		海		責		,,,	贵			××××	×××	××××			+			+	×××	18	地質値を選択して	_
純資産	**************************************	1 1 1	三額金	į	半				9			NH.	$\widehat{\exists}$		×	×	×						+	×		世界個部	- 23
中	>	!	N/	 			9		部)				本産		×	×	×							×	핵	中 評価・	
		; ;					兴))	Ш			業		×	×	×							×			疾式(5) 受權
				<u> </u>									日本産業規格A4)		×	×	×							×			老案十
		! !		!						*			4			×××	××××	×××	×××	×	> × × ×	× × ×					r 純資紙 合計
		 		<u> </u>						額			$\overline{}$		××	×	×	×	×	×	×	×		× ×			96
		 		i ! ! -				[同左		額] 			(様式(新株の発行	× 当期変動額	当期首残高	×)#S
河	<i>*************************************</i>			i ! ! !				[同左]	(資]			(様式C)				× HCMxx002by		剰余金の配当			当期首残高	×			#s
資産		! !		i ! ! !				[同左]	(資産					(様式C)	当期末機高	当期変動額合計 ×××					新株の発行 ×××		×××	×		資本金	## T
	‡			i i i -				[同左]						(様式C)	当期未费高	当期変動額合計					新株の発行		××××	×	海外政 (中) (全)	資本金	
涶	†			<u>;</u>				[同左]	産の					(様式C)	当期末機高 ××× ×××	当期受動組合計 ××× ×× —					新株の発行 ××× ×××		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	×		資本金	150
至	†			-				[同左]	描			(1)		(様式C)	当期末機高 ××× ××× ×××	当 <i>据没</i> 數額合計				剰余金の配当	新株の発行 ×××		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	×	その他 資本剰 余金合 余金 計	資本金 資本制金企	165
至	†	<u> </u>						[同左]	産の	华		(1) 貸		(様式C)	当期末胰癌 ××× ××× ××× ×××	当期受動組合計 ××× ×× —					新株の発行 ××× ×××		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		その他 資本期 利益準 資本剰 余金合 備金 余金 計	資本金 資本剩余金	
至	†	-						[同左]	産の	型目金	年	眞		(様式C)	当場所※※※※※	当			上	搬余金の配当 ×××	新株の発行 ××× ×××		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	社會	その他 資本期 利益準 資本剰 余金合 備金 余金 計	資本金 資本剩余金	※ 株主資本
産合	†							[同左]	産の	华田				(様式C)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	近期漫場動合中			斯·蒙蒙之群 ×××	想余金の配当 ××× Δ×××	新株の発行 ××× ×××		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		その超 資本網 対磁性 その超利磁制余 資本制 余金台 備金 金 余金 計 ××積 鎌超和	資本金 資本制会金 利益剰余金	
産合計					1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1				産の	科目金額	年月	眞		(様式C)		当海灣藝術中 ××× ××× - ××× - ×××× - ××××××××××××××		ECHANO207		搬余金の配当 ×××	新株の発行 ××× ×××		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	社會	その他 資本期 利益準 資本剰 余金合 備金 余金 計	資本金 資本額合金 利益額合金	
産 合 計	+ + +		土地和		非価・ き	[同左]	(治		産の部)	型目金	月	貸 借 対		(様式C)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	近期漫場動合中				選出を Manual XXX AXX	新株の発行 ××× ×××		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	社會	本の西 (東本朝) 対域様 木の西川道敷炎 対域期 (東本朝) 教会 (東本朝) 教会 (東会会) (東会会) (東会会) (東会会) (東会会) (東会会) (東会会) (東会会会会会会会会会会	資本金 資本額余金 利益額余金 自己株式	
産 合 計	+ + +		土地再評			[同左]	(名 資	[同左] [同左]	産の部) (負	科目金額	月	貸借		(様式C)		当海灣藝術中 ××× ××× - ××× - ×××× - ××××××××××××××		ECHANO207	当 場 務 の 社 × × × × × × × × × × × × ×	想余金の配当 ××× Δ×××	新株の発行 ××× ×××		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	社會		資本金 資本剩余金 科益剩余金 自己扶式 扶主資	
産 合 計 負債・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		土地再評価差	! !	評価・換算差額	[同左]	鶭		産の部) (負債	科目金額		貸 借 対 照		(様式C)	当期共廃	- Single and a s		H H CONTROL	当 場 務 の 社 × × × × × × × × × × × × ×	選出を Manual XXX AXX	郷 株の 郷行 ××× ××× ×××		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	社會	木の西 資本額 共国章 への西共国教授・ 土垣町 美術館 資本額 余金合 確金 金 余金合 余金合 学業額金十 ××歳 機器型 計・	資本金 資本額余金 利益敷余金 利益敷余金 自己株式 株主資 その他 ************************************	
産 合 計 負債・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		土地再評価差額金		評価・換算差額等	[同左]	資産		産の部) (負	科目金額	月	貸 借 対		(様式C)		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	挟汁資本以外の項目 の 乳腺や紫癜 (が顔)	H H CONTROL	当 場 務 の 社 × × × × × ×	選出を Manual XXX AXX	郷 株の 郷行 ××× ××× ×××		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	社會	木の西 資本額 共国章 への西共国教授・ 土垣町 美術館 資本額 余金合 確金 金 余金合 余金合 学業額金十 ××歳 機器型 計・	資本金 資本剩余金 科益剩余金 自己扶式 扶主資	株主資本
産 合 計	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		軒 秤価差	! !	評価・換算差額等	[同左]	資産の		産の部) (負債	科目金額	月	貸 借 対 照		(様式C)	田間末機画	- National Annual Ann		H H CONTROL	当 場 務 の 社 × × × × × ×	選出を Manual XXX AXX	郷 株の 郷行 ××× ××× ×××		××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ××	社會	たの地 保本額 内屋部 その地内屋を吹	資本金 資本額余金 利益敷余金 利益敷余金 自己株式 株主資 その他 ************************************	
産 合 計	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		土地再評価差額金	! !	評価・換算差額等	[同左]	資産		産の部) (負債の	科目金額	月	貸 借 対 照		(様式C)	当間未提稿 ×××× ×××× ×××× ×××× ×××× ×××× ×××× ×		京 東 大 大 大 大 大 大 の の の の の の の の の の の の の	H H CONTROL	当 場 務 の 社 × × × × × ×	選出を Manual XXX AXX	郷 株の 郷行 ××× ××× ×××		××× ××× ××× ××× ×××× ×××××××××××××××××	社會	たの地 保本額 内原原 たい周内保敷会 外産合 資本額 余仓合 信全 全 全 余仓合 資本額 余仓合 信全 全 全 全 全 会 全 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	資本金 資本額余金 利益額余金 利益額余金 自己株式 株主資 その他 接続へ 土地町 本合計 有価部 ッシ海 評価差 お出来 お上来 お出来 おまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	株主資本
産 合 計 負債・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		土地再評価差額金	! !	評価・換算差額等	[同左]	資産の		産の部) (負債の	科目金額科	月	貸 借 対 照) (日本産業規格A4)	(様式C)	田間末機画	- National Annual Ann		H H CONTROL	当 場 務 の 社 × × × × × ×	選出を Manual XXX AXX	郷 株の 郷行 ××× ××× ×××		××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ××	社會	たり地 (東本朝・河南市 木の南河南東京 水道県 新野衛 技 都会 資本額 余合合 宿合 ・	資本金 資本額余金 利益製余金 利益製余金 自己訴式 株主資 その他 接落へ 上地川 評価・ 本合計 有価値 ソン損 評価・ </td <td>株主資本</td>	株主資本

(様式D) [器]

器

当期首残高 当期変動額 当期変動額合計 当期末残高 新株の発行 剰余金の配当 自己株式の処分 資金本 資準金本備 ×× × × × × ×× 資剩金計本余合 ×× 利準金基備 ×× ×× × × × > × × × × × > × × × × × × × × × × × × $\overset{\triangle}{\times}\overset{\times}{\times}$ 株 本 合 門 × × × ×××× × × × × × × その他 有価間 券評価 推薦金 × × 評価・換算差額等 機延へ 土地再 ッジ損 評価差 益 額金 × × × × × × × × × × × × ×

× ×

×××

× ×

××× × ×

×××

× ×

× ×

× ×

評価 数算施 計 部等合

株式引

新株子 新株子

×

× ×

× ×

× ×

 $\overset{\triangle}{\times} \times \times$

××

(様式D) [同左]

[同左]

						株主資本	и					評価・換算差額	算差額等		新株予	純資産
	資本金		資本剰余金	酚		利益	利益剰余金		法举记目	株主資	その他				き	10)
		資本準	その他	資本剰 余金合	利益準備金	その他利益剰余 金	引益剩余	利益劑 余金合		本合計	有質問 券評価 差額金	群ツツ田田	新金	新等合		
			余金	THE		×× 数	本政制	<u>=</u>								
						立金	益剰余金									
当期首残高	× × ×	×××	×××	× ×	× ×	×	×	×××	$\times \times \times \triangle$	×××	××	× ×	× × ×	× × ×	× ×	Т
当期変動額																Т
新株の発行	× × ×	× ×		× ×						× ×						
剰余金の配当					× ×		$\times \times \times \nabla$	$\overset{\times}{\times}\overset{\times}{\wedge}$		$\times \times \times \triangle$						$\times \times \times \nabla$
当期緘利益							×××	××		××						7
自己株式の処分									×××	××						7
																7
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)											×××	× ×	× ×	× ×	× ×	
		×××	_	×	××	_	×××	×××	×××	×××	×××	××	××	××	××	1 7
当期変動額合計	×				Ī				^ ~ ~ ~	· · ·	×××	X X X	×××	×××	×××	

別紙様式第十三号(第百七十三条第一号、第百八十八条第一号、第百九十五条関係) (注意事項) 商号又は名称 [1・2 黙] (注意事項) ω 0 乙 0 (1) 当期末現在の親法人等及び子法人等を記載すること。 関係会社の状況 いて変更があった場合には、その旨を注記すること 親法人等及び子法人等の状況 関係会社の状況 ° 上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する会社をいう。<u>以下同じ。</u> 図 当期末現在の関係会社(第177条第6項に規定する関係会社その他業務 图 器 なお、当期中において変更があった場合には、 に記載した親法人等及び子法人等以外の関係会社を記載するこ 肥 所在地 商号又は名称 代表者の役職氏名 登録番号 在 関係会社に関する報告書 刦 侢 財務 田 ま く 田から $\widehat{\mathbb{A}}$ 周灵 主な事業の内容 その旨を注記するこ (金商) (日本産業規格A4) なな、 艦 田 当期中にお 日提出 此 別紙様式第十三号(第百七十三条第一号、第百八十八条第一号、第百九十五条関係) 商号又は名称 [1・2 同左] (注意事項) (注意事項) [同左] 2 (1) 当期末現在の親法人等及び子法人等を記載すること。 関係会社の状況 親法人等及び子法人等の状況 関係会社の状況 いて変更があった場合には、その旨を記載すること。 場合には、その旨を注記すること。 務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する会社をいう。(3)及び(4) において同じ。 [同左] 当期末現在の関係会社(第 177 条第6項に規定する関係会社その他業 [同左] [同左] 严 __を記載すること。なお、当期中において変更があった 所在地 代表者の役職氏名 商号又は名称 登録番号 在 関係会社に関する報告書 伻 茗 田 主な事業の内容 財務 E まで 日から 同录 (金商) (日本産業規格A4) 黓 ななが、 徭 田 庥 当期中にお 忆 日提出 绤 此

順る。

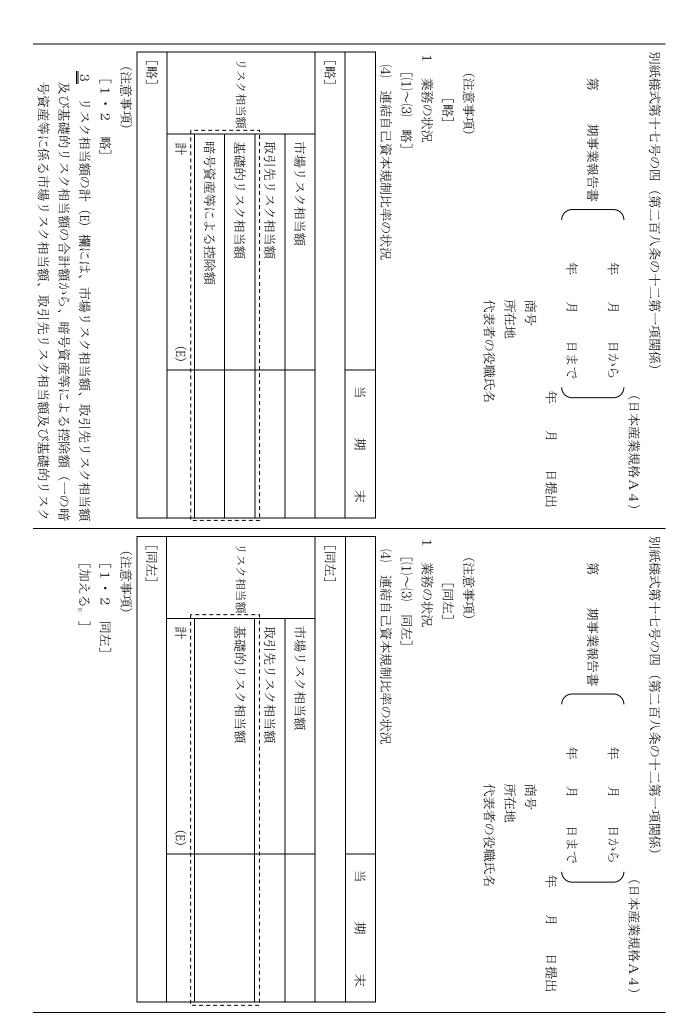
据表 由等を記載した書面を提出し、添付を省略することができる。 する注記を含む。)及び連結包括利益計算書(関連する注記を含む。)若 な事情により、添付することが困難であると認められる場合には、 行により作成が求められるこれらの書類に相当するものをいう。)を作成 修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣 株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。)又は指定国際会計基準、 度の貸借対照表(関連する注記を含む。)、損益計算書(関連する注記を 人的関係上の関係会社で業務上及び財務上の関係を全く有しない等の特別 している場合にあっては、当該連結財務諸表)を添付すること。ただし、 しくは連結損益及び包括利益計算書(関連する注記を含む。) 並びに連結 関係会社(1に記載した親法人等及び子法人等を含む。) (連結貸借対照表)及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。) (関連する注記を含む。)、連結損益計算書(関連 __の最近事業年 (連結財務 その事

関係内容」欄には、親会社、子会社又は関連会社等(関係会社のうち、親会社又は子会社のいずれにも該当しないものをいう。)の別を記しているのをいる。)の別を記している。

載すること。

| 関係会社の最近事業年度の貸借対照表(関連する注記を含む。)、損益計算書(関連する注記を含む。)及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。)及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。)、連結損益計算書(関連する注記を含む。)及び連結包括利益計算書(関連する注記を含む。)及び連結包括利益計算書(関連する注記を含む。)及び連結包括利益計算書(関連する注記を含む。)及び連結包括利益計算書(関連する注記を含む。)立びに連結株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。)又は指定国際会計基準、修正国際基準若しくは外国における公正妥当な企業会計の基準若しくは慣行により作成が求められるこれらの書類に相当するものをいう。)を作成している場合にあっては、当該連結財務諸表)を添付すること。ただし、人的関係上の関係会社で業務上及び財務上の関係を全く有しない等の特別な事情により、添付することが困難であると認められる場合には、その事由等を記載した書面を提出し、添付を省略することができる。

及び基礎的 資産等に係 額の合計額 ら控除して らなにと。	3 リスク相	[1・2 略]	(注意事項)	[略]			リスク相当額			[略]		自己資本	別紙樣式第十五
及び基礎的リスク相当額の合計額から、暗号資産等による控除額(一の暗号資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号資産等の時価額を超え、その超える額を当該合計額から控除している場合における当該控除額をいう。)を控除した金額を記載すること。	リスク相当額の計 (E) 欄には、市場リスク相当額、取引先リスク相当額				計 (E)	暗号資産等による控除額	基礎的リスク相当額	取引先リスク相当額	市場リスク相当額			自己資本規制比率に関する届出書(別紙様式第十五号(第百七十九条第三項関係)
資産等による控除額(一の ク相当額及び基礎的リスク 、その超える額を当該合計 う。)を控除した金額を記	相当額、取引先リスク相き										当日対前日増減	(日本産業規格A4) 年 月 日現在) 商 号	
路 稈 額 載の 当 か か う か す し し か す し し し し し し し し し し し し し し	当額				 			 			強	<u>4</u> . <u>(</u> 4) <u>(</u> 7) <u>(</u> 7) <u>(</u> 7) () () () () () () () () () (
	[加える。	$[1 \cdot 2$	(注意事項)	[同左]			リスク相当額			[同左]		⊞	脈様式第
	· 				,		<u> </u>					口 資 本	十五
		同左]			<u> </u>		烘	取引先リスク相当額	市場リスク相当額			自己資本規制比率に関する届出書(別紙様式第十五号(第百七十九条第三項関係)
					計 (E)		烘	取引先リスク相当額	市場リスク相当額		崇	车商	§十五号(第百七十九条第三項関係)
							烘	引先リスク相当額 	市場リスク相当額		当	弁	



備考 表中の [] の記載は注記である。	[(1)・(2) 略] [(1)・(2) 同左]	2 経理の状況 2 経理の状況 2 経理の状況	を記載すること。	計額から控除している場合における当該控除額をいう。)を控除した金額	相当額の合計額が当該暗号資産等の時価額を超え、その超える額を当該合

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和三年三月三十一日から施行する。

銀 行 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正 に 伴う 経 過 措 置

第二条 第 条 \mathcal{O} 規 定に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 銀 行 法 施 行 規 則 (以下この 条 に お 1 7 新 銀 行 法 施 行 規 則 とい

別 紙 様 式 第 号第 2 記 載上 \mathcal{O} 注 意 1 $(\overline{4})$ 別 紙 様 式 第 号の二 一第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (4)別 紙 様 式 第二号第

2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (4)及 び 別 紙 様 式第二号の二 第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (4) \mathcal{O} 規定 は、 令 和 \equiv 年 匹 月 日 以 後 に 開

始す る 中 間 事 業 年 度 銀 行 法 第 十 九 条 第 項 に 規 定 す る中 間 事 業 年 度 を 1 う。 以 下 <u>.</u> \mathcal{O} 条 に お 1 7 同 r.

に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 (同 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 中 間 業 務 報 告 書 を 1 う。 以下こ 0 項 カン 5 第 項 ま で に お 11 7

同 に 0 7 て適 用 Ļ 同 日 前 12 開 始 す る中 間 事 業年 度 に 保る中 間 三業 務 報 告 書 に 0 7 7 は な お 従 前 \mathcal{O}

例 による。 ただし、 令 和 二年 几 月 日 以 後 12 開 始 す る中 間 事 業年度に 係 る中 間 業 務 報 告 書に 0 **V** > て は、 新

銀 行 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す ることが できる。

2

新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 号第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(11) 及び 同 様 式 第 3 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 4 別 紙 様式 第

号 の 二 第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(11)及 び 同 様 式 第 3 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 4 別 紙 様 式 第二 号 第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)

(10)及 び 同 様 式 第 3 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 5 並 び 12 别 紙 様 式 第二号の二第2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(10) 及 び 同 様 式 第 3 記 載

上 \mathcal{O} 注 意 5 \mathcal{O} 規 定 は、 令 和三 年 兀 月 日 以 後 に 開 始 す る 中 間 事 業 年 度 に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 7 適 用

Ļ 同 日 前 に 開 始 す る 中 間 事 業 年 度 に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 に 0 11 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ る。 た だ 令

和 年 兀 月 日 以 後 に 終 了す る 中 間 事 業 年 度 に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は 新 銀 行 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定

を適用することができる。

3 新 銀 行 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 号 第 2 0 表 及 び 同 様 式 第 4 0 表 並 び に 别 紙 様 式 第 号 の 二 第 2 \mathcal{O} 表 及 75

同 様 式 第 4 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 規 定 は \mathcal{O} 府 令 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 以 下 施 行 日 لح V う。 以 後 に 終 了 す る 中 間 事 業 年 度

に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 7 適 用 Ĺ 同 日 前 に 終 了 す る 中 間 事 業 年 度に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 12 0 1 7 は

、なお従前の例による。

4 新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 三号 第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5) 别 紙 様 式 第 三号 \mathcal{O} 一第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5)

别 紙 様 式 第 兀 号 第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5)及 び 别 紙 様 式 第 兀 号 \mathcal{O} 第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 三 年

兀 月 日 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度 銀 行 法 第 十 七 条 12 規定 す る 事 業 年 度 を 1 う。 以 下 \mathcal{O} 条 に お 1 7 同 U

で \mathcal{O} に 例 に に お ょ 係 1 る。 て同 る業 ľ 務 ただし、 報 告 に 書 令 0 (銀 和二年三月三十 1 7 行 適 法 第十 用 九 条第 同 日 日 前 項 以 に \mathcal{O} 開 後 に 始 規 する 定に 終 了 よ す 事 る業務 る 業 事 年 業 度 報告書 年 に 度 係る業務 に 係 を いう。 る業 報 務 告 報 以 書 下 告 12 この 書 0 に 1 項 て 0 か 1 は 5 て 第 な は 七 お 新 項 従 ま 銀 前

行

法

施

行

規

則

 \mathcal{O}

規

定

を

適

用す

ることが

できる。

5 後 上 10 前 に 及 12 \mathcal{O} 新 終 開 の <u>ニ</u> 注 び 銀 了 始 意 同 行 す 第 様 す 9 法 る 2 施 る 式 \mathcal{O} 事 第 記 事 規 行 業 業 定 3 載 規 年 は、 年 記 上 則 度に 度に 別 載 \mathcal{O} 令 紙 上 注 係 係 \mathcal{O} 意 様 和 る業 る 三 注 式 1 業 年 意 (2)第 務 務 三号 兀 9 (11)報 報 及 月 並 告 告 てバ 第 75 書 書 に 2 同 日 記 12 別 様 以 に 紙 載 0 0 後 式 様 第 上 1 1 に 3 \mathcal{O} 7 7 開 式 は は 第 記 注 始 匹 載 意 す 号 新 な る 上 1 事 (2)銀 お の二第 \mathcal{O} 業 行 従 注 (11) 年 及 法 前 意 び 施 度 8 \mathcal{O} 2 例 記 同 行 に 係 載 別 様 に 規 ょ 式 上 則 る 紙 第 る。 業 様 \mathcal{O} \mathcal{O} 3 規 務 注 式 ただ 第 記 定 報 意 を適 告 兀 載 1 号 (2)上 書 第 用 0) 12 (10) することが 令 2 注 及 0 記 和 意 び 1 8 7 載 同 年 様 滴 上 別 兀 用 式 0 できる。 第 注 紙 月 3 様 意 日 記 同 式 1 以 (2)第 日 載

後 别 に 紙 終 様 了 式 す 第 る 兀 事 号 第 業 年 2 度に 記 載 係 上 る \mathcal{O} 業 注 務 意 報 1 告 (3)書 及 び 12 別 0 紙 1 7 様 適 式 用 第 厄 Ļ 号 同 \mathcal{O} 日 第 前 に 2 終了 記 載 す 上 る \mathcal{O} 事 注 業 意 年 1 度に (3) \mathcal{O} 係 規 る 定 業 は 務 報 施 告 行 書 日 12 以

6

新

銀

行

法

施

行

規

則

别

紙

様

式

第

三号

第

2

記

載

上

 \mathcal{O}

注

意

1

(3)

别

紙

様

式

第

三号

の <u>-</u>

一第

2

記

載

上

 \mathcal{O}

注

意

1(3)

つ ١ ر 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ Ļ 令 和二 年三月三十 日 以 後 に終 了 す る事 業 年度 に 保る業 務報 告

書 に 0 1 て は、 新 銀 行 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 することが できる。

7 新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 三号 第 2 \mathcal{O} 表 及 75 同 様 式 第 4 \mathcal{O} 表 並 び 12 别 紙 様 式 第三 号 **の** 二 第 2 \mathcal{O} 表 及 てバ

同 様 式 第 4 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 適 用 し 同 日 前 12 終

了 す る 事 業 年 度に 係 る業 務 報 告 書 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

8 新 銀 行 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 五 号 第 2 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (4) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 三 年 兀 月 日 以 後 12 開 始 す る

中 間 事 業 年 度 に 係 る中 間 業 務 報 告 書 銀 行 法 第 + 九 条 第 項 に 規 定 す る中 間 業 務 報 告 書 を 1 う。 以 下 \mathcal{O}

項 か 5 第 +項 ま で に お 1 7 同 じ に 0 1 7 適 用 Ļ 同 日 前 に 開 始 す る 中 間 事 業 年 度 12 係 る 中 間 業 務 報 告

書 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よる。 ただ Ļ 令 和 年 兀 月 日 以 後 に 開 始 す る 中 間 事 業 年 度 12 係 る 中 間

業務 報 告 書 に 0 1 7 は 新 銀 行 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す ることが できる。

9 新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 五. 号 第 2 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(11) 同 様 式 第 2 3 (1)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 及 び 同 様

式 第 2 3 \mathcal{O} 中 間 連 結 損 益 及 び 包 括 利 益 計 算 書 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 \mathcal{O} 規 定 は 令 和 年 兀 月 日 以 後 に 開 始 す る

中 間 事 業 年 度 に 係 る中 間 業 務 報 告 書 に 9 1 7 適 用 Ļ 同 日 前 12 開 始 す る 中 間 事 業 年 度に 係 る 中 間 業 務 報 告

書に 0 V て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よる。 ただ Ļ 令 和 二年 兀 月 日 以 後 区に終了: す る中 間 事 業 年 ・度に 係 る中 間

業 務 報 告 書 に 0 1 て は 新 銀 行 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す ることが できる。

10 新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 五. 号 第 2 2 \mathcal{O} 表 及 てバ 同 様 式 第 2 4 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 12 終 了 す Ś 中

間 事 業 年 度 に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 て 滴 用 し 同 日 前 に 終 了 す る 中 間 事 業 年 度 に 係 る 中 間 業 務 報 告

については、なお従前の例による。

11 新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 五. 号 \mathcal{O} 二第 2 2 記 載 上 0 注 意 1 (5) \mathcal{O} 規 定 は、 令 和 \equiv 年 兀 月 __ 日 以 後 に 開 始

する事 業 年 度 に 係 る業 務 報告 書 (銀 行 法 第 + 九 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 業 務 報 告 書 を 1 う。 以 下 \mathcal{O} 項 か 5

第十 兀 項 ま で に お 1 7 同 r. に 0 1 7 適 用 し、 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は

な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ Ļ 令 和 二年三 月三十 ___ 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る業 務 報 告 書 に 0

ては、新銀行法施行規則の規定を適用することができる。

12 新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 五. 号 \mathcal{O} 一第 2 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)11) 同 様 式 第 2 3 (1)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 及 てバ

同 様 式 第 2 3 \mathcal{O} 連 結 損 益 及 び 包 括 利 益 計 算 書 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 \mathcal{O} 規 定 は 令 和 年 兀 月 日 以 後 に 開 始 す る

事 業 年 度に 係 る業 務 報 告 書 に 0 1 7 適 用 Ļ 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る業 務 報 告 書 に 0 1 て は、 な

お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ 令 和二 年 匹 月 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 - 度に係 る業務は 報 告書 に 0 V) 7 は、 新

銀行法施行規則の規定を適用することができる。

13 新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 五. 号 \mathcal{O} 一第 2 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (3) \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に 終 了す る 事 業 年

度に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 適 用 し、 同 日 前 に 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 11 7 は な お 従 前

 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ し、 令 和二 年 三月三十 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は 新 銀

行法施行規則の規定を適用することができる。

14

新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 五. 号 \mathcal{O} 第 2 2 \mathcal{O} 表 及 てバ 同 様 式 第 2 4 \mathcal{O} 表 0 規 定 は、 施 行 日 以 後 12 終 了

る事 業 年 度 12 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 て 適 用 し、 同 日 前 12 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る業 務 報 告 書 12 0 1 7 は

なお従前の例による。

15 新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第六号第 1 \mathcal{O} 中 間 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 $(\overline{4})$ 别 紙 様 式 第 六号 の 二 第 1 \mathcal{O}

中 間 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (4)別 紙 様 式 第 七 号 第 1 \mathcal{O} 中 間 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (4)及 び 别 紙 様 式

第七 号 \mathcal{O} 第 1 \mathcal{O} 中 間 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (4) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 年 兀 月 日 以 後 に 開 始 す る 中 間 事 業

年 度 に 係 る中 間 貸 借 対 照 表等 銀 行 法 第二十 条第 項 に 規 定す る中 間 貸 借 対 照 表等 を 1 う。 以 下 \mathcal{O} 項 か

等 5 第 に + 0 七 1 7 項 ま は、 で に な お お 従 1 て 前 同 \mathcal{O} 例 12 ょ る。 に 0 ただ 1 て Ļ 適 用 令 Ļ 和 同 年 H 兀 前 月 に 開 日 始 以 す る 後 中 12 開 間 事 始 業 す る中 年 度 間 に 係 事 業 る 年 中 度 間 に 貸 係 借 る中 対 照 間 表

16 新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 六 号 第 1 \mathcal{O} 中 間 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(11)及 び 同 様 式 第 1 \mathcal{O} 中 間 損 益

貸

借

妆

照

表

等

に

0

1

て

は

新

銀

行

法

施

行

規

則

 \mathcal{O}

規

定

を

適

用

す

ること

が

で

きる。

計 算 書 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 4 別 紙 様 式 第 六 号 \mathcal{O} 第 1 \mathcal{O} 中 間 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(11)及 び 同 様 式 第 1 \mathcal{O}

1 \mathcal{O} 中 間 損 益 計 算 書 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 5 並 U に 別 紙 様 式 第 七 号 \mathcal{O} 第 1 \mathcal{O} 中 間 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2) $\widehat{10}$

中

間

損

益

計

算

書

記

載

上

 \mathcal{O}

注

意

4

別

紙

様

式

第

七

号

第

1

 \mathcal{O}

中

間

貸

借

対

照

表

記

載

上

 \mathcal{O}

注

意

1

(2)

(10)

及

び

同

様

式

第

度 及 に び 係 同 る 様 中 式 間 第 貸 1 借 \mathcal{O} 中 炆 照 間 表 損 等 益 12 計 算 0 1 書 7 記 適 載 用 上 L \mathcal{O} 注 同 意 H 5 前 \mathcal{O} 規 に 開 定 始 は す る 令 中 和 間 \equiv 年 事 業 兀 年 月 度 に 日 係 以 る 後 中 に 間 開 貸 始 借 す 対 る 照 中 間 表 等 事 業 に 年 0

1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ る。 ただ 令 和 年 兀 月 日 以 後 に 終 了 す る 中 間 事 業 年 度 12 係 る中 間 貸 借 妆

照 表 等 に 0 11 て は 新 銀 行 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 滴 用 す ることが で きる。

17 式 第 新 六 銀 号 行 \mathcal{O} 法 施 第 行 規 1 \mathcal{O} 則 中 别 間 紙 貸 様 借 式 第 対 照 六 号 表 及 第 び 1 同 \mathcal{O} 中 様 間 式 第 貸 2 借 \mathcal{O} 対 中 照 間 表 貸 及 借 び 対 同 照 様 表 式 \mathcal{O} 第 規 2 定 \mathcal{O} は 中 間 施 貸 借 行 妆 日 照 以 後 表 12 並 終 び 了 に す 别 る 紙 中 様

間 事 業 年 度 12 係 る 中 間 貸 借 対 照 表等 に 0 7 7 適 用 Ļ 同 日 前 12 終 了 す る中 間 事 業 年 度 に 係 る 中 間 貸 借 対 照

表 等 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

18 新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 六号 の三 第 1 \mathcal{O} 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5)别 紙 様 式 第 六 号 \mathcal{O} 匹 第 1 \mathcal{O}

貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5)別 紙 様 式 第 七 号 \mathcal{O} 第 1 \mathcal{O} 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5)及 CK 别 紙 様 式 第

号 \mathcal{O} 兀 第 1 \mathcal{O} 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 三 年 几 月 日 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度 12 係 る貸

借 対 照 表 等 銀 行 法 第二 + 条 第 項 に 規 定 す る貸 借 対 照 表 等 を 1 う。 以 下 0 項 カン 5 第二十 項 ま で 12 お

1

て

同

ľ

に

0

1

7

適

用

Ļ

同

日

前

に

開

始

す

る

事

業

年

度

に

係

る貸

借

対

照

表

等

12

0

1

7

は、

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に ょ る。 た だだ 令 和 年三月 三十 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る **貸** 借 対 照 表 等 12 0 1 7 は 新 銀 行

法施行規則の規定を適用することができる。

19 新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 六号 \mathcal{O} 第 1 \mathcal{O} 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(11)及 び 同 様 式 第 1 0 損 益 計 算

書 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 8 别 紙 様 式 第 六号 \mathcal{O} 兀 第 1 \mathcal{O} 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(11)及 び 同 様 式 第 1 \mathcal{O} 損 益 計 算

書 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 8 别 紙 様 式 第 七 号 \mathcal{O} 第 1 \mathcal{O} 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(10)及 75 同 様 式 第 1 \mathcal{O} 損 益 計 算

書 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 9 並 び 12 別 紙 様 式 第 七 号 \mathcal{O} 兀 第 1 \mathcal{O} 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2) $\widehat{10}$ 及 び 同 様 式 第 1 \mathcal{O} 損 益

計 算 書 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 9 \mathcal{O} 規 定 は 令 和 年 兀 月 日 以 後 12 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 貸 借 対 照 表 等 12 0 1 7

適 用 同 日 前 に 開 始 す る事 業 年 度 に 係 る 貸 借 対 照 表 等 12 <u>つ</u> 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ 令 和

年 兀 月 日 以 後 に 終 了 す る 事 業年 度 に 係 る 貸 借 対 照 表 等 に 0 1 て は、 新 銀 行 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す

ることができる。

20 新 銀 行 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 六号 0 第 1 \mathcal{O} 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (3)别 紙 様 式 第 六 뭉 \mathcal{O} 兀 第 1 \mathcal{O}

貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (3)別 紙 様 式 第 七 号 0 \equiv 第 1 0 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (3)及 び 别 紙 様 式 第 七

号 0 几 第 1 \mathcal{O} 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (3) \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る 貸 借 対 照 表 等

に 0 1 て 適 用 L 同 日 前 に 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る 貸 借 対 照 表 等 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ る た だ

Ļ 令 和 年三 月 三十 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る 貸 借 対 照 表 等 に 0 1 7 は 新 銀 行 法 施 行 規 則 \mathcal{O}

規定を適用することができる。

21 新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 六号 \mathcal{O} 第 1 \mathcal{O} 貸 借 対 照 表 及 び 同 様 式 第 2 \mathcal{O} 貸 借 対 照 表 並 び 12 别 紙 様 式 第

六 号 \mathcal{O} 兀 第 1 \mathcal{O} 貸 借 対 照 表 及 75 同 様 式 第 2 \mathcal{O} 貸 借 対 照 表 \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る

貸借 妆 照 表 等 に 0 1 7 適 用 同 日 前 に 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る貸 借 対 照 表 等 12 0 1 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例

新 銀 行 法 施 行 規則 別 紙 様式 第八号第 1 _ (T) 中 間 連 結貸借対照 、表記載・ Ě 0 注 | | 意 | 2 | (4) 0 規定は、 令 和三 年 匹 月

日 以 後 に 開 始 す る中 間 事業 年 度に 係 る中 間 連 結 貸 借 対 照 表 等 銀 行 法 1第二十 -条第二 項 E 規 定す る 中 間 連

結 賃 借 対 照 表 等 を 11 う。 以 下 ک \mathcal{O} 項 か 5 第 + 兀 項 ま で に お 1 7 同 r. に <u>つ</u> 1 7 適 用 同 日 前 12 開 始

す Ź 中 間 事 業 年 度 に 係 る 中 間 連 結貸 借 対照 表 等 12 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 た だ Ļ 令 和 年 兀 月

日 以 後に 開 始 す る中 間 事業 年 - 度に係 る中間 連 結貸借対照 表等に 0 **,** \ 7 は、 新 銀 行 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を適

用することができる。

23

新 銀 行 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 八 号 第 1 \mathcal{O} 中 間 連 結 貸 借 対 照 表 記 載 上 0) 注 意 2 (2)同 様 式 第 1 \mathcal{O} 中 間 連

結 損 益 計 算 書 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 及 び 同 様 式 第 1 \mathcal{O} 中 間 連 結 損 益 及 び 包 括 利 益 計 算 書 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 \mathcal{O} 規 定 は

令 和 年 几 月 日 以 後 に開 始 す Ź 中 間 事 業 年 度に 係 る中 間 連 結 貸借 対照: 表 等 に 0 7 7 適 用 Ļ 同 日 前 に

開 始 す る中 間 事 業 年 度に 係 る 中 間 連 結 貸 借 対 照 表 等 に 0 ** \ 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 によ る。 ただ Ļ 令 和 二年

兀 月 日 以 後 に 終 了 す る 中 間 事 業 年 度 に 係 る 中 間 連 結 貸 借 対 照 表 等 に 0 7 て は 新 銀 行 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定

を適用することができる。

定

は

施

行

日

以

後

に

終

了

す

る

中

間

事

業

年

度

に

係

る

中

間

連

結

貸

借

対

照

表

等

に

0

1

7

適

用

Ļ

同

日

前

に

終

了

す

る中 間 事 業 年 度 に 係 る 中 間 連 結 貸 借 対 照 表 等 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ

25 新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 八 号 \mathcal{O} 第 1 \mathcal{O} 連 結 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 (5) \mathcal{O} 規 定 は、 令 和 年 兀 月

日 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 連 結貸 借 対 照 表 等 銀 行 法 第 <u>一</u> 十 条 第 項 に 規 定 す る 連 結 貸 借 忟 照 表

等 を 1 う。 以 下 ک \mathcal{O} 項 か 5 第 $\overline{+}$ 八 項 まで に お 1 て 同 ľ 12 0 1 7 適 用 し、 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度

に 係 る 連 結 貸 借 対 照 表 等 に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ し、 令 和二 年三月三十一 日 以 後 12 終 了 す

る 事 業 年 度 に 係 る 連 結 貸 借 対 照 表 等 12 0 1 7 は 新 銀 行 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す ることが で き

26 新 銀 行 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 八 号 \mathcal{O} 第 1 \mathcal{O} 連 結 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 (2)(11) 同 様 式 第 1 \mathcal{O} 連 結 損

益 計 算 書 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 及 び 同 様 式 第 1 \mathcal{O} 連 結 損 益 及 び 包 括 利 益 計 算 書 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 \mathcal{O} 規 定 は、 令 和

年 应 月 日 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 連 結 貸 借 対 照 表 等 12 0 1 7 適 用 Ļ 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度

に 係 る 連 結 貸 借 妆 照 表 等 に 9 い 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ . ل 令 和 年 兀 月 日 以 後 12 終 了 す る 事

業 年 度 に 係 る 連 結 貸 借 対 照 表 等 に 0 1 7 は 新 銀 行 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す ることが できる。

後

12

終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る 連 結 貸 借 対 照 表 等 に 0 1 て 適 用 Ļ 同 日 前 に 終 了 す る 事 業 年 度 12 係 る連 結 貸 借 妆

照 表 等 に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ Ļ 令 和 年三 月 三十 日 以 後 12 終 了 す る 事 業 年 度 に 係

る

連 結 貸 借 対 照 表 等 に 0 11 7 は 新 銀 行 法 施 行 規 削 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す ることが で きる。

28 新 銀 行 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 八 号 \mathcal{O} 第 1 \mathcal{O} 連 結 貸 借 対 照 表 及 び 同 樣 式 第 2 \mathcal{O} 連 結 貸 借 対 照 表 \mathcal{O} 規 定 は

施 行 日 以 後 12 終 了 す る 事 業 年 度に 係 る連 結 貸 借 対 照 表 等 に 0 1 て 適 用 Ļ 同 日 前 に 終 了 す る事 業 年 度

係 る 連 結 貸 借 対 照 表 等 に 0 1 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 十 号 第 2 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (4) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 \equiv 年 兀 月 日 以 後 12 開 始 す

29

る 中 間 事 業 年 度 に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 **(**銀 行 法 第 五. 十 二 条 \mathcal{O} + 七 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 中 間 業 務 報 告 書 を

1 以 下 \mathcal{O} 項 カン 5 第 三十 項 ま で 12 お 1 7 同 に 0 1 て 適 用 L 同 日 前 に 開 始 す る 中 間 事 業 年 度

に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ Ļ 令 和 年 几 月 日 以 後 に 開 始 す る 中 間

事 業 年 度 12 係 る 中 間 業 務 報 告 書 に 0 71 7 は 新 銀 行 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 滴 用 す る こと が で きる

新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 十 号 第 2 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(11) 同 様 式 第 2 3 (1)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 及 び 同

30

る中 様 式 第 間 2 事 業 3 年 \mathcal{O} 度 中 に 間 係 連 る中 結 損 間 益 業 及 務 び 包 報 括 告 書 利 益 に 計 0 算 1 書 7 適 記 用 載 Ļ 上 \mathcal{O} 注 同 意 日 前 1 に \mathcal{O} 開 規 定 始 す は、 る 中 令 間 和 事 年 業 年 兀 度 月 12 日 係 る中 以 後 間 12 業 開 務 始 す

告 書 に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ Ļ 令 和 年 兀 月 日 以 後 に 終 了 す る 中 間 事 業 年 度 に 係 る 中

間 業 務 報 告 書 に 0 1 て は 新 銀 行 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 滴 用 す ること が で き る。

31

新

銀

行

法

施

行

規

則

別

紙

様

式

第

+

号

第

2

2

 \mathcal{O}

表

及

び

同

様

式

第

2

4

 \mathcal{O}

表

 \mathcal{O}

規

定

は

施

行

日

以

後

に

終

了

す

る

中 間 事 業 年 度 に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 7 適 用 同 日 前 に 終 了 す る中 間 事 業 年 度 12 係 る 中 間 業 務 報 牛

書については、なお従前の例による。

32 新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 十 二 号 第 2 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 年 兀 月 日 以 後 12 開 始 す

る 事 業 年 度 12 係 る 業 務 報 告 書 銀 行 法 第 五. + -条 の 二 十 七 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 業 務 報 告 書 を 1 う。 以 下

 \mathcal{O} 項 カン 5 第 三十 五 項 ま で に お 1 て 同 に 0 1 て 適 用 同 日 前 12 開 始 す る事 業 年 度 12 係 る業 務 報 告 書

に 0 1 7 は な な 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ る。 ただ Ļ 令 和二 年三月三十 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る 業 務

告 書 12 0 11 て は 新 銀 行 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す ることが で きる

新 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 号 第 2 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(11) 同 様 式 第 2 3 (1)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 及 び 同

33

業 従 様 年 式 前 第 度 \mathcal{O} に 2 例 12 3 係 ょ る業 \mathcal{O} る。 連 務 結 ただ 報告 損 益 Ļ 書 及 び包 に 令 0 和 括 1 二年 利 7 適 益 几 用 計 月 算 Ļ 書 日 同 記 載 以 日 後 上 前 に に \mathcal{O} 開 終 注 了 始 意 す す 1 \mathcal{O} る る 事 事 規 業 業 定 年 年 は 度 度 に に 令 係 係 和 る業 る業 三 年 務 務 兀 報 報 月 告 告 書 書 日 に 12 以 後 0 0 V 12 1 て 開 7 は 始 は す Ź 新 な 銀 お 事

行 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す ることが できる。

34 新 銀 行 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 十 二 号 第 2 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (3) \mathcal{O} 規 定 は、 施 行 日 以 後 12 終 了 す る 事 業 年 度

例 に に 係 る業務 ょ る。 ただ 報 告 Ļ 書 に 令 0 和 1 て適 二年三月三十 用 同 日 日 前 以 に 後 終了 に 終 す 了 る す 事 る 業 事 年 度 業年度に に 係 る業務に 係 る業 報 告 務 報 書 告 に 書 0 に 1 0 て 7 は 7 は、 な お 新 従 銀 前 行 \mathcal{O}

法施行規則の規定を適用することができる。

35

新 銀 行 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 + 号 第 2 2 \mathcal{O} 表 及 び 同 様 式 第 2 4 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 12 終 了 す る

事 業 年 度 に 係 る業務 報 告 書に 0 1 7 適 用 同 日 前 12 終 了 す る 事 業 年 度に係 る業務 報 告 書 に 0 1 て は な

お従前の例による。

36

月 新 日 銀 以 行 後 法 12 施 開 行 始 規 す 則 别 る 紙 中 間 様 事 式 業 第 年 十三号第 度 に 係 る 1 中 \mathcal{O} 中 間 間 連 結 連 結 貸 貸 借 借 対 照 対 照 表 等 表 記 金銀 載 行 上 法 \mathcal{O} 第 注 意 五 + 2 (4)条 \mathcal{O} の 二 十 規 定 は 八 第 令 和 項 年 12 規 兀

定 す Ź 中 間 連 結 貸 借 対 照 派表等 を いう。 以 下 <u>:</u> ک 0) 項 か 5 第三十 八 項 ま で に お 7 7 同 ľ に 0 1 て 適 用

同 日 前 に 開 始 す Ź 中 間 事 業 年 度 に係 る 中 間 連 結 貸 借 対 照 表 等 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 た にだし、

令 和 年 匹 月 日 以 後 に 開 始 す る中 間 事 業 年 度に 係 る中 間 連 結 貸 借 対 照 表 等 に 0 1 て は 新 銀 行 法 施 行 規

則の規定を適用することができる。

37 新 銀 行 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 十三号 第 1 \mathcal{O} 中 間 連 結 貸 借 対 照 表 記 載 Ë \mathcal{O} 注 意 2 $\overline{(2)}$ (11) 同 様 式 第 1 0 中 間

連 結 損 益 計 算 書 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 及 び 同 様 式 第 1 \mathcal{O} 中 間 連 結 損 益 及 び 包 括 利 益 計 算 書 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 \mathcal{O} 規 定

は、 令 和 年 兀 月 ___ 日 以 後 12 開 始す る 中 間 事 業年 度 に 係 る 中 間 連 結 貸 借 対 照 表 等 に 0 1 7 適 用 Ļ 同 日 前

に 開 始 す る 中 間 事 業 年 度 12 係 る 中 間 連 結 貸 借 対 照 表 等 12 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 た だ 令 和

年 匝 月 日 以 後 に 終 了 す る中 間 事 業 年 度に 係 る中 間 連 結 貸 借 対 照 表 等 に 0 1 7 は 新 銀 行 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規

定を適用することができる。

38

新 銀 行 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 十三号第 1 \mathcal{O} 中 間 連 結 貸 借 対 照 表 \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に 終 了 す る 中 間 事

業 年 度 に 係 る 中 間 連 結 貸 借 対 照 表 等 に <u>つ</u> 1 て 適 用 Ĺ 同 日 前 に 終 了 す る 中 間 事 業 年 度 に 係 る 中 間 連 結 貸 借

対 照 表 等 に 0 1 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

以

後

に

終

了

す

る

事

業

年

度

に係

る

連

結

貸

借

対

照

表

等

に

0

1

て

は

新

銀

行

法

施

行

規

則

 \mathcal{O}

規

定を

適

用することが

できる。

結貸 す 月 る 新 借 日 銀 事 業 対 以 行 年 照 後 法 表 に 度 施 等 開 行 に を 係 始 規 す 則 る 1 う。 る事 別 連 結 紙 業 様式 以 貸 借 下 年 度に係 ک 第十三号の二 対 \mathcal{O} 照 項 表 る連 等 か 5 に ?結貸: 第 0 第 兀 1 借 7 十 二 1 対 \mathcal{O} は 連結貸 項 照 くまで 表等 な お 借 に 従 (銀 対 お 前 照 行法第五十二条 \mathcal{O} 1 表 7 例 記 に 同 よる。 ľ 載 Ë \mathcal{O} ただ に 注 水の二十 意 つ Ļ 2 (5) ١ ر て 八 令 適 \mathcal{O} 第一 規定 用 和 年三 項 は、 E 同 規 令 月 三 日 定 前 和 しする 12 年 開 始 連 日 兀

40 損 益 新 銀 計 行 算 書 法 施 記 載 行 上 規 則 \mathcal{O} 别 注 紙 意 様 1 式 及 第 び 同 十三号 様 式 **の** 二 第 1 第 \mathcal{O} 連 1 結 \mathcal{O} 連 損 結 益 貸 及 借 び 包 対 括 照 表 利 記 益 載 計 Ë 算 書 \mathcal{O} 記 注 載 意 F. 2 (2) \mathcal{O} 注 意 同 1 様 \mathcal{O} 式 規 第 定 は 1 \mathcal{O} 令 連 結 和

度に 三 事 年 業 · 係 年 兀 度に る連 月 結貸借 係 日 る 以 連 後 結貸 対 に 照 開 借 表 始 等 対 す 照 12 る 表 事 0 等に 業年 1 て 0 は 度 V) に 係 7 な は お る 従 連 前 結 新 銀 貸 \mathcal{O} 例 行 借 に 法 対 による。 照 施 行 表 等 規 ただ 則 12 \mathcal{O} 0 7 規 7 定 を適 令 適 和 用 用 Ļ 年 することが 兀 同 月 日 前 日 12 できる。 以 開 後に 始 す 終 る 了 事 す 業 年

41 に 終 新 了 銀 す 行 る 法 事 施 業 行 年 規 度 則 に 别 係 紙 る連 様 式 結 第 貸 十三号 借 対 0 照 表等 第 に 1 0 \mathcal{O} 1 連 て 結 貸 適 借 用 し、 対 照 同 表 日 記 載 前 に 上 終 \mathcal{O} 了 注 す 意 る 2 (3)事 業 \mathcal{O} 年 規 度 定 に は 係 施 る 連 行 結貸 日 以 借 後

対 照 派表等に つい て は、 な おお 従 前 0) 例 による。 ただし、 令和二年三月三十一日 以 後に終了す うる事業に 年 - 度に係

る連 結貸借 対照表 祭等に こついて は、 新 銀 行法 施 行規 則 0 規定を適用することができる。

42 新 銀 行 法 施 行 規 則 別 紙 様式第十三号の二 第 1 \mathcal{O} 連 結貸 借 対 照表 \mathcal{O} 規定 は 施行 日 以 後に終了す る事 業 年

度に 係 る 連 結 貸 借 対 照 表 等 に 0 1 て適 用 し、 同 日 前 に 終了 す る事 業 年 度 に 係 る連 結 貸 借 対 照 表等 に 0 1 7

は、なお従前の例による。

(無尽業法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二 条 0 規定による改 正 後 \mathcal{O} 無 尽業 法 施 行 細 則 (以下この条に お \ \ 7 新 無 尽 業法

う。 業務 報 告 書 雛 型 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 $(\overline{5})$ \mathcal{O} 規 定 は、 令 和 三年 匹 月 日 以 後 に 開 始 す る事 業 年 度 無尽 業

法 (昭 和 六 年 法 律 第四十二号) 第十 五. 条に 規 定す Ź 事 業年 ・度をい う。 以下こ 0 条 12 お ** \ て 同 ľ に 係 る

業務 報 告書 (無尽 業法第十六条 の規定による業務報告書を いう。 以下この条に お ****\ て同じ。 こに 0 1 て適

用 į 同 日 前 に 開 始す る 事業 年 ・度に 係 る業務は 報告書につい 7 は、 なお 従 前 \mathcal{O} 例 による。 ただし、 令和二年

三月三十 日 以 後 に 終了 す Ź 事 業年 度に 係 る業務 報告 書に 0 7 7 は 新無尽 業 法 施 行 細 則 \mathcal{O} 規 定 を適 用 す

ることができる。

施

行

細

則

とい

2 新 無 尽 業 法 施 行 細 則 業 務 報 告 書 雛 形 二記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)7 及 び 同 雛 形 =記 載 上 \mathcal{O} 注 意 7 \mathcal{O} 規 定 は 令

和

年 兀 月 日 以 後 に 開 始 す る 事 業年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 12 0 1 て 適 用 し 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係

る業 務 報 告 書 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ Ļ 令 和 年 几 月 日 以 後 12 終 了 す る 事 業 年 度 に 係

る業 務 報 告 書 に 0 1 7 は 新 無 尽 業 法 施 行 細 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す Ź ことが で きる

3 新 無 尽 業 法 施 行 細 則 業 務 報 告 書 雛 形 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (3) \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 12 終 了 す る 事 業 年 度 に 係

る業 務 報 告 書 に 0 1 7 適 用 Ļ 同 日 前 に 終 了 す る 事 業年 使 に 係 る 業務 報 告 書 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に

ょ る。 ただ 令 和 年三月三十 日 以 後 に 終 了 す る事 業 年 度 に 係 る業 務 報 告 書 に 0 1 7 は 新 無 尽 業 法

施行細則の規定を適用することができる。

船 主 相 互 保 険 組 合 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正 に 伴 う 経 過 措 置

第 匹 条 第三 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 船 主 相 互. 保 険 組 合 法 施 行 規 則 以 下この 条 12 お 1 7 新 船 主 相 万. 保 険

組 合 法 施 行 規 則 とい う。 别 紙 様 式 第 号 第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5) \mathcal{O} 規 定 は、 令 和 三 年 几 月 日 以 後 に 開

始 す る 事 業 年 度 に 係 る業 務 報 告 書 船 主 相 石 保 険 組 合 法 昭 和 + 五. 年 法 律 第 百 七 + 七 号) 第 兀 + 条 第

項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 業 務 報 告書 を 1 う。 以下 \mathcal{O} 条 に お 1 7 同 ľ に 0 1 7 適 用 し、 同 日 前 12 開 始 す る 事

業年 -度に係る る業務報告 書 に 0 1 7 は なお 従 前 \mathcal{O} 例 に による。 ただ Ļ 令 和二 年 匹 月 日 以 後 12 開 始 する事

業 年 度 に 係 る業 務 報告 書 に 0 1 て は 新 船 主 相 万. 保 険 組 合 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 することが で

2 新 船 主 相 互 保 険 組 合 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 号 第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2) $\widehat{10}$ 及 び 同 様 式 第 4 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1

(6) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 三 年 兀 月 日 以 後 12 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 適 用 同 日 前 に 開 始

す Ź 事 業年 度 に 係 る業務 報告 書 12 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に 、よる。 ただ し、 令 和 年 匝 月 日 以 後 12 終 T

す うる事 業年 ·度 に係 る業務報告 書 に 0 1 ては、 新 船 主 相 互. 保 険 組 合 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を適 用 することが でき

る。

3 新 船 主 相 互 保 険 組 合 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 号第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (3) \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 12 終 了 す

事 業 年 度に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 適 用 Ļ 同 H 前 に 終 了 す る 事 業 年 度に 係 る業務 報 告 書 に 0 1 7 は な

お 従 前 \mathcal{O} 例 に よる。 ただ 令 和二 年三月三十 日 以 後に 終 了す る事 業 年 度に 係 る業務に 報 告 書 に 0 1 7 は

新 船 主 相 互. 保 険 組 合 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定を 適 用す ることが できる。

4 後 E 新 開 船 始 主 す 相 る 万. 事 保 業 険 年 組 度に 合 法 係 施 る貸 行 規 借 則 対 别 照 紙 表 様 式 船 第 主 三号第 相 互. 保 2 記 険 組 載 合法 上 \mathcal{O} 第 注 匹 意 + 1 匹 (2)条 (6) \mathcal{O} \mathcal{O} 規 兀 第 定 は、 項 \mathcal{O} 令 規 和 定 に 年 ょ 兀 る貸借 月 日 対 以

照 12 表 0 を 1 て 7 う。 は 以 下 な お <u>:</u> ک 従 0) 前 項 \mathcal{O} 例 12 に お ょ 1 る。 7 同 ľ ただし、 に 令 0 1 和 7 年 適 兀 用 月 Ļ 日 同 以 日 後 前 12 12 終 開 了 始 す す る事 る事 · 業 業 年 年 度に 度に 係 係 る貸 る貸 借 借 対 対 照 照 表 表

新 船 主 相 万. 保 険 組 合 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 号 第 3 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (3) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 年 兀 月 日 以

5

に

0

1

て

は

新

船

主

相

互

保

険

組

合

法

施

行

規

則

 \mathcal{O}

規

定

を

適

用

す

ることが

できる。

に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 損 益 計 算 書 (船 主 相 互 保 険 組 合 法 第 兀 十 几 条 \mathcal{O} 几 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 損 益 計 算 後

書 を 1 う。 以 下 خ 0) 項 12 お 1 7 同 ľ に 0 1 7 適 用 Ļ 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 損 益 計 算 書 に

つい て は 新 船 主 相 互 保 険 組 合 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す ることが できる。

つい

7

は、

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に

ょ

る。

ただし、

令

和

年

兀

月

日

以

後

に

終了

する事

業年

度に

係

る

損

益

計

算

書

に

(証 券 金 融 会 社 12 関 す る 内 閣 府 令 \mathcal{O} __ 部改 正 に 伴 う 経 過 措 置

第 五 条 第四 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 証 券 金 融 会社 に 関 す る 内 閣 府 令 别 紙 様 式 1 及 び 別 紙 様 式 2 0) 規 定

施 行 日 以 後 に 終 了 す る 事 業年 度 に 係 る 書 類 12 0 1 7 適 用 Ļ 同 日 前 に 終 了 す る事 業年 度に 係 る書 類 に つい

ては な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ る。

信 用 金 庫 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正 に 伴う経 過 措 置

第六条 第 五. 条 \mathcal{O} 規 定 に よる改 正 後 \mathcal{O} 信 用 金 庫 法 施 行 規 則 以 下こ 0 条 に お 1 7 新 信 用 金 庫 法 施 行 規 則

とい う。 别 紙 様 式 第二 一号記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5) 別 紙 様 式 第六号記 載 Ě \mathcal{O} 注 意 1. (5)及 び 別 紙 様 式 (第十号

記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 \equiv 年 应 月 ___ 日 以 後 12 開 始 す る事 業 年 度 信 用 金 庫 法 昭 和 <u>一</u> 十 六 年 法

律 第 百三 十 八 号) 第 五. 十 五. 条 に 規 定 す る 事 業 年 度 を 1 う。 以 下 \mathcal{O} 条 12 お 11 7 同 じ に 係 る 貸 借 対 照

表 信信 用 金 庫 法 第 三十 人 条 第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る貸 借 対 照 表 を ر را . う。 以 下 $\sum_{}$ 0 項 か 5 第三 項 ま で に お 1 7 同

r. に 0 1 7 適 用 同 日 前 に 開 始 す る 事 業年 度 に 係る貸借 対 照 表 に 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 た

だし、 令 和 二年三月三十 __ 日 以 後に 終 了す Ź 事 業 年 度に 係 る貸 借 対 照 表 12 0 1 7 は、 新 信 用 金 庫 法 施 行 規

則の規定を適用することができる。

2 新 信 用 金 庫 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 号 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(11) 別 紙 様 式 第六 号 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1. (2)(11)及

び 別 紙 様 式 第 + 号 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1. (2)(11) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 \equiv 年 几 月 日 以 後 12 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る貸 借

対 照 表 に 0 1 7 適 用 同 日 前 に 開 始 す る 事 業年 度 に 係 る貸借 対 照 表 12 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よる。

ただ 令 和 年 兀 月 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る貸 借 対 照 表 に 0 1 7 は 新 信 用 金 庫 法 施 行 規 則

の規定を適用することができる。

3 新 信 用 金 庫 法 施 行 規 則 別 紙 様 式第二号記 載 上 \mathcal{O} 注 意 $\overline{1}$ (3)別 紙 様 式 第六号 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (3)及 び

別

紙 様 式 第十 岩 記 載 上 0) 注 意 1 (3) \mathcal{O} 規定は、 施 行 日 以 後に 終了す る事 業年 度に係る貸借 対 照 表 に 0 1 て 谪

用 į 同 日 前 に 終 了す る事業年 一度に 係 る貸 借 対 照 表 に 0 **V** > 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 による。 ただ Ļ 令 -和二年

三月三十 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 に · 係 る 貸 借 対 照 表 に 0 1 て は 新 信 用 金 庫 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 滴

用

することができる。

4 新信 用金庫 法 施 行 規 則 別紙 様 式第三号記 載上の 注 ·意 7· 别 紙 様 式 第七号記載上 0 注意 $\overline{7}$ 及 び 别 紙 様

式 第十一 号記 載 上 0 注 意 7. \mathcal{O} 規定 は、 令 和 三年 匹 月一 日 以 後 に 開 始す る事 業 年度に係る 損 益 計 算 書 (信

用 金 庫 法 第 三十 八 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る損 益 計 算 書 を 1 う。 以 下 こ の 項 に お 1 て同 Ü に 0 1 7 滴 用 L

同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 損 益 計 算 書 に 0 1 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただし、 令 和 年 兀 月

日 以後に 終 了 す る事 業 年 度に係る損 益計 算 書 に 0 **\ ては、 新信 用 金庫 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規定 を適 用すること

ができる。

5 新 信 用 金 庫 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 十三号第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1. (5) 別 紙 様 式 第 + 匹 号第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意

及 び 別 紙 様 式 第 + 五. 号 第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5) \mathcal{O} 規 定 は、 令 和 三 年 兀 月 日 以 後 に 開 始 す る 事 業 年

1

(5)

度に 事 業 年 業 度 務 12 係 報 年 告 る業 度 係 に る 書 業 務 係 を 務 報 る 1 う。 告書 業 報 告 務 報 書 以 信 告 下 に $\sum_{}$ 用 書 0 金 に 1 \mathcal{O} 7 庫 項 0 は、 法 1 か 第 5 7 な 第 八 は + お 七 九 新 項 従 条 ま 信 前 第 で 用 \mathcal{O} 金 例 12 項 に 庫 お に ょ 法 11 る。 施 7 お 行 同 1 ただし、 じ 7 規 準 則 \mathcal{O} 用 規 す に Ź 定 令 0 銀 和 を 1 二年三 適 行 て 適 法 用 第 す 用 月三十 Ļ + ること 九 条 同 が 第 日 で 日 前 きる。 項 以 に 後 \mathcal{O} 開 12 規 始 終 す 定 了 に る す ょ 事 業 る

6 業 従 2 別 年 記 前 紙 新 度 載 \mathcal{O} 様 信 例 に 上 式 用 第 に 係 \mathcal{O} 金 ょ 注 + る 庫 る。 業 意 匹 法 1号第 務 施 1 ただ 報 行 告 (2)2 規 記 則 Ļ 書 (11) 載 别 12 及 令 CK 上 紙 0 和 様 1 同 \mathcal{O} 二年 7 注 様 式 第 適 式 意 十三号: 第 兀 用 1 月 し、 3 (2)記 H 載 第 同 (11)以 上 及 2 日 後 記 前 \mathcal{O} てバ に 注 同 載 12 終 開 意 様 上 了 7. 式 \mathcal{O} 始 す 第 す 注 る \mathcal{O} 3 意 る 事 事 記 規 1 業 業 載 定 年 (2)年 上 は 度 度 (11) \mathcal{O} に に 令 注 及 係 係 意 和 び る \equiv $\overline{7}$. る 同 業 業 年 様 務 務 几 並 式 報 報 第 月 び 告 告 3 12 書 記 別 書 日 載 に に 以 紙 上 後 様 0 0 1 12 1 式 \mathcal{O} 開 第 て 7 注 始 + 意 は は す 7. 五. 新 な 号第 る 信 お 事

7 1 新 (3)信 及 用 び 金 別 庫 紙 法 様 施 式 行 第 規 + 則 别 五. 号 紙 第 様 2 式 第 記 十三 載 上 号 \mathcal{O} 第 注 2 意 記 1 載 (3)上 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 注 意 定 は 1. (3)施 行 别 日 紙 以 後 様 に 式 第 終 + 了 兀 す 号第 る 事 業 2 記 年 度 載 上 に 係 \mathcal{O} る 注 業 意

務

報

告

書

に

0

1

7

適

用

Ļ

同

日

前

12

終

了

す

る

事

業

年

度

12

係

る業

務

報

告

書

12

0

1

7

は、

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

12

ょ

る

用

金

庫

法

施

行

規

則

 \mathcal{O}

規

定

を適

用

することが

で

、 きる。

0 ただし、 令 和 年三月三十 日 以 後 に終了 す Ź 事 業 年 度 に 係る業務 報告 書 に 0 7 て は 新 信 用 金 庫 法 施

行規則の規定を適用することができる。

8 新 信 用 金 庫 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 十三号 0 二第 2 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1. (5)及 び 别 紙 様 式 第 + 匹 号 \mathcal{O} 第 2

2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 年 兀 月 日 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 信 用 金 庫

法 第 八 + 九 条 第 項 に お 1 7 準 用 す る 銀 行 法 第 + 九 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 にこ ょ る業 務 報 告 書 を 7 う。 以 下 \mathcal{O} 項

か 5 第 + 項 ま で に お 1 7 同 r. に 0 1 て 適 用 Ļ 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 に係 る業務 報 告 書 に 0 11 7

は な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ る。 ただ し、 令 和 年三月三十 日 以 後 に 終 了 す る事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 に

1 7 は 新 信 用 金 庫 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す ることが で きる。

9 新 信 用 金 庫 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 十三号 \mathcal{O} 第 2 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(11)及 てバ 同 様 式 第 2 3 記 載 上 \mathcal{O} 注

意 1 並 び に 別 紙 様 式 第 十四四 号 *(*) 第 2 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(11)同 様 式 第 2 3 (1)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 及 てバ

同 様 式 第 2 3 (3)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 \mathcal{O} 規 定 は 令 和 年 兀 月 日 以 後 12 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る業 務 報 告 書

に 0 1 て 滴 用 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 た だだ

令 和 年 兀 月 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 12 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は 新 信 用 金 庫 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定

を適用することができる。

10

新 信 用 金 庫 法 施 行 規 則 別 紙 様式第十三号の二第22記 載 上 0) 注 意 1. (3)及 Ţ 別 紙 様 式 第 + -四号 第 2

2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (3) \mathcal{O} 規定 は 施 行 日 以 後 に終了、 す Ź 事 業年 度 に 保る業が 務 報 告 書 に 0 1 7 適 用 同 日

前 に 終 了 す る 事 業 年 度に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ 令 和 年三月三十

日 以 後に 終 了 す る 事 業 年 度に 係 る業 務 報告 書 に 0 1 て は、 新 信 用 金 庫 法 施 行 規則 \mathcal{O} 規定を 適 用することが

できる。

協 同 組 合 12 ょ る 金 融 事 業 に 関 する 法 律 施 行 規 則 \mathcal{O} __ 部 改 正 に伴う経過 措 置

第 七 条 第六 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 協 同 組 合 に ょ る 金 融 事 業 に 関 す Ź 法 律 施 行 規 則 以 下この 条 12 お 11 7

新 協 同 組 合 に ょ る 金 融 事 業 に 関 ず る 法 律 施 行 規 則 とい う。 別 紙 樣 式 第二 号 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1. (5)及 てバ

別 紙 様 式 第 六号記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5) \mathcal{O} 規定 は、 令和 三年 应 月 日 以 後 に 開 始 す る事 業 年 度 (協 同 組 合 に ょ

る金 融 事 業 に 関 す る 法 律 昭昭 和 <u>一</u> 十 匹 年 法 律 第 百 八 十三号) 第 五. 条 に 規 定す る事 業 年 度 を 1 う。 以下この

条 に お 1 7 同 ľ, に 係 る貸 借 対 照 表 (協 同 組 合 に ょ る 金 融 事 業 に 関 す る 法 律 第 五. 条 \mathcal{O} 七 第 項 \mathcal{O} 規 定 に

ょ る 貸借 対 照 表 を 7 、 う。 以 下 ک \mathcal{O} 項 か 5 第 項 まで に お 1 7 同 $\overset{\text{\tiny Γ}}{\smile}$ に 0 1 て 適 用 同 日 前 に 開 始 す る

る事 事 業 年 業 -度に係る 年 一度に係る る貸借 る貸 借 対 照 対 ※表に 照 表 に 7) つい て は て は、 なお 新 従 協 前 同 \mathcal{O} 例 組 に 合による金融 よる。 ただし、 事 業 令 に関する法律 和二年三月三十一 施 行 規 日 則 以 \mathcal{O} 規 後 定 に を適 L終了¹ 用 す

することができる。

2 新 協 同 組 合 に ょ る 金 融 事 業 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 別 紙 様 式 (第二号) 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1. (2)(11)及 び 別 紙 様 式 第

六号 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1. (2)(11) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 \equiv 年 匝 月 --- 日 以 後 12 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る貸 借 対 照 表 に 0 1

て適 用 同 日 前 に 開 始 する 事 業年 度に係る貸借 対 照 表 に 0 V て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 による。 ただし、 令 和

法律施行規則の規定を適用することができる。

二年

匹

月

日

以

後

に終了

する

事

業年度に係る貸借

対

照

表

12

0

V

て

は

新

協

同

組

合に

による金i

融

事

業

12

関

す

る

3 新 協 同 組 合 に ょ る 金 融 事 業 に 関す る 法 律 施 行 規 則 別 紙 様 式 第二 号 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1. (3)及 び 別 紙 様 式 第

号記 載 Ŀ \mathcal{O} 注 意 1. (3) \mathcal{O} 規定 は、 施 行 日 以 後 に 終了 す る事 業 年 度に 保る貸買 借 対 照 表 に 0 1 7 適 用 同 H

前 に 終 了 す る事 業年 度に 係る貸借対 照 表 に 0 7) 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ し、 令和二年三月三十

日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度に 係 る貸 借 対 照 表 に 0 V) て は、 新 協 同 組 合に よる・ 金 融 事 業 に 関 す る法 律 施 行 規

則の規定を適用することができる。

4 新 協 同 組 合 に ょ る 金 融 事 業 に 関する 法 律 施 行 規 則 別 紙 様 式 第三号 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 $\overline{7}$. 及 CK 别 紙 様 式 第七 号

記 載 上 0) 注 意 7 \mathcal{O} 規 定 は、 令 和三 年 几 月 日 以 後 に 開 始 す る事 業 年 度 に係 る損 益 計 算 書 協 同 組 合によ

る 金 融 事 業 に 関 す Ź 法 律 第 五 条 \mathcal{O} 七 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 損 益 計 算 書 を 1 う。 以 下 0) 項 に お 1 7 同 ľ

に 0 1 て 適 用 L 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 損 益 計 算 書 に 0 1 7 は な な 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ

令 和 年 几 月 H 以 後 に終 了 す る 事 業年 度 に 係 る 損 益 計 算 書 に 0 1 7 は 新 協 同 組 合に ょ る 金 融 事 業 に

関する法律施行規則の規定を適用することができる。

5 新 協 同 組 合 12 ょ る 金 融 事 業 に 関す る 法 律 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 九 号第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1. (5)及 び 別 紙 様 式

第十 号 第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1. (5) \mathcal{O} 規 定 は、 令 和 年 兀 月 日 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書

協 同 組 合 に ょ る 金 融 事 業 に 関 す る 法 律 第 六 条 第 項 に お 1 7 潍 用 す る 銀 行 法 第 + 九 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る

業務 報 告 書 を ١ ر う。 以 下 この 項 か 5 第 七 項 Ĵ で に お 1 7 同 r. に 0 1 て適 用 Ļ 同 日 前 12 開 始 す る 事 業

年 度 に 係 る業 務 報 告 書 に つい 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただし、 令 和 二年三月三十 日 以 後 E 終 了 す る

事 業 年 度 12 係 る業 務 報 告 書 に つ V) て は 新 協 同 組 合 に ょ る 金 融 事 業 に 関 す Ź 法 律 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す

ることができる。

6 新 協 同 組 合 に ょ 6る金 融 事 業 に 関する 法 律 施 行 規 則 別 紙 様 式 第九号第2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1. (2)(11)及 び 同

様

式

第 3 記 載 Ë 0 注 意 7. 並 び に 別 紙 様 式 第十 号第2 記 載 Ě \mathcal{O} 注 意 1. (2) (11) 及 Ű 同 様 式 第3 記 載 Ë \mathcal{O} 注 意 7.

 \mathcal{O} 規 定 は 令 和 Ξ 年 匹 月 日 以 後 に 開 始す る 事 業 年 度に 係 る業務 報 告 書 に 0 1 7 適 用 Ļ 同 日 前 12 開 始 す

る 事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 た だ 令 和 年 兀 月 日 以 後 に 終 了 す

る 事 業 年 度 12 係 る 業 務 報 告書 12 0 1 7 は、 新 協 同 組 合に ょ る 金 融 事 業 12 関 す る 法 律 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用

することができる。

7 新 協 同 組 合に よる 金 融 事 業 に 関す る 法 律 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 九 号第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1. (3)及 び 別 紙 様 式

第十 号 第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1. (3) \mathcal{O} 規 定 は、 施 行 日 以 後 12 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る業 務 報 告 書 12 0 1 7 適 用

Ļ 同 日 前 12 終 了 す る 事 業年 度 に 係 る 業務 報 告 書 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ 令 和 年三

月三十 日 以 後に終了 す る事 業 年 度 に 保る業 務 報 告 書 12 0 7) 7 は、 新 協 同 組 合による金融 事 業 に関 はする法

律施行規則の規定を適用することができる。

8 新 協 同 組 合 に ょ る 金 融 事 業 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 九 号 \mathcal{O} 第 2 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1. (5)及 てバ

别 紙 様 式 第 + 号 \mathcal{O} 第 2 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1. (5) \mathcal{O} 規 定 は、 令 和 三 年 匹 月 日 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度に

係 日 前 る業 項 以 12 開 後 \mathcal{O} 務 に 始 規 す 定 報 終 告 る に 了 す 事 ょ 書 る 業 る 協 業 年 事 度に 業 務 同 報 年 組 告 合に 度 係 書 る 12 係 業 を ょ る金金 務 る業 1 う。 報 務 告 融 書 事 以 報 告 業 下 に 書 に 0 関 1 \mathcal{O} に す 7 項 0 Ś 11 は か 法 7 5 第 律 な は 第 お + 六条第 新 従 項 ま 協 前 で \mathcal{O} 同 例 組 に 項 に お 合 E に ょ 1 ょ る。 て お る 同 1 ただ ľ, 7 金 準 融 し、 用 事 業 に す る銀 令 12 0 関 和 1 て 行 す 一年三月 る 適 法 法 第 用 律 + 三十 九 施 条 行 同 第 規 H

則

 \mathcal{O}

規

定

を

適

用

す

ることができる。

9 始 2 は び す 3 同 新 な る 様 協 事 お 式 (1)同 第 業 従 記 組 年 2 合 前 載 3 に 度 上 \mathcal{O} に ょ 例 \mathcal{O} る金 記 係 12 注 る業 ょ 意 載 る。 融 上 1 務 事 \mathcal{O} ただ 報 業 及 注 告 意 に び 関 書 1. 同 す に 様 令 並 る 0 式 和 法 ** \ 第 U 律 7 2 に 年 適 3 別 施 用 紙 行 几 Ļ 様 規 月 (3)記 式 則 第十 別 日 同 載 以 日 上 紙 後 \mathcal{O} 号 様 前 12 注 \mathcal{O} 式 に 終了 第 開 意 第 九 始 1 号 す 2 す 2 る る の二第 \mathcal{O} 事 事 規 業 業 定 記 年 年 2 は 載 $\frac{1}{2}$ 度 度 上 人に係 12 令 \mathcal{O} 係 注 記 和 る業務 載 る 意 三 業務 1. Ë 年 0 兀 報 報 (2)注 月 告 告 (11) 意 書 1. 書 日 に 12 以 同 (2)後 様 0 0 1 1 12 式 (11)7 7 開 第 及

10 别 紙 新 協 様 式 同 第 組 + 合 号 に \mathcal{O} ょ る 第 金 2 融 2 事 業 記 に 載 関 す 上 る \mathcal{O} 注 法 意 律 1. 施 行 (3)規 \mathcal{O} 則 規 别 定 紙 は、 様 式 施 第 行 九 号 日 以 \mathcal{O} 後 に 第 終 2 $\overline{2}$ 了 す る 記 事 載 業 上 年 \mathcal{O} 度 注 に 意 係 1. る 業 (3)務 及 報 てバ

は、

新

協

同

組

合

に

ょ

る

金

融

事

業

に

関

す

る

法

律

施

行

規

則

 \mathcal{O}

規

定

を

適

用

す

ることができる。

だし、 告書 に 令和二年三月三十 つ ١ ر 7 適 用 同 一日 日 前 以 に 公後に終 終了する事 了す 業年 Ź 事 業年 度に係る業務報告書 度に 係 る業務報告 に 書 · V に 7 0 は、 7 ては、 な お 新協 従 前 同 \mathcal{O} 組 例 に 合による金 よる。 た

融 事 業 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 \mathcal{O} 規定 を 適 用 することが できる。

保 険 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正 に 伴 5 経 過 措 置

第 八条 第七 条 0 規定に、 ょ る改 正 後 \mathcal{O} 保 険 業 法 施 行 規 則 (以下この 条に お 1 7 新 保 険 業法 施 行 規 則 とい

う。 別 紙 様 式第二号第 1 の 生 命保 険 株式 会社 (T) 表 及び 同 様 式 第 1 \mathcal{O} 損 害保 険 株 式 会社 \mathcal{O} 表 並 び に 別 紙 様

式 第二号の 二第 0) 生 命 保険 株 式会 社 \mathcal{O} 表 及 び 同 様 式 第 \mathcal{O} 損 害 保 険 株 式 会社 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 規定 は 施 行 以 後

1

(保 成 法

項及

び

第三

項

カ

5

第二十

五項

までに

お

1

7

同

ľ

に

係

る貸借

対

照

表

(会社

法

平

成

+

七

年

法

律

第

八

+

六

に

終

了

す

る

事

業

年

度

険

業

法

平

七

年

律

第

百

五.

号)

第

百

九

条

に

規定

す

る事

業

年

度

を

1

う。

以

下

 \mathcal{O}

1

号) 第四 百 兀 + 条第二項 \mathcal{O} 規 定による貸借 対 照表をい う。 以 下この 項 及び 次 頃に お 1 て同 \mathcal{O} 要旨

つい て 適 用 Ļ 同 日 前 に 終了 す る事 業 年 一度に 係 ふ貸借 対 照 表 \mathcal{O} 要旨 に 0 V) て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

2 新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第二号 \mathcal{O} 第 1 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 保 険 業 法

第二百 七十二条 \mathcal{O} + 五. に 規定す る事 業 年 きを 1 う。 以下こ 0 項 及 び 第二十 <u>-</u>六項 か 5 第 匹 + 六 項 ま で に お 1

日

て同 に 係 る貸 借 対 照 表 \mathcal{O} 要旨 12 つ **,** \ て 適 用 Ļ 同 日 前 12 終 了 す る事 業 年 一度に 係 ぶる貸借 対 照 表 \mathcal{O}

については、なお従前の例による。

3 新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 (第六号) **第** 2 \mathcal{O} 生 命 保 険 株 式 会社 \mathcal{O} 表 及 び 損 害 保 険 株 式 会社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注

意 1 (4)同 様 式 第 2 \mathcal{O} 生 命 保 険 相 互 会 社 \mathcal{O} 表 及 てバ 損 害 保 険 相 互. 会 社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (4)別 紙 様 式 第

号 の二第 2 \mathcal{O} 生 命 保 険 株 式 会 社 \mathcal{O} 表 及 び 損 害 保 険 株 式 会 社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (4)同 様 式 第 2 \mathcal{O} 生 命 保 険

相 互. 会社 (T) 表 及 び 損 害 保 険 相 互 会社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (4)别 紙 様 式 第 十 一 号第 2 記 載 上 0 注 意 1 (4)並 てバ

る中 間 業 務 報 告 書 (保 険 業法 第 百 + 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 中 間 業 務 報 告 書 を 1 う。 以 下こ \mathcal{O} 項 か 5 第 五 項

に

. 別

紙

様

式

第

+

号

の 二

第

2

記

載

上

 \mathcal{O}

注

意

1

(4)

 \mathcal{O}

規

定

は、

令

和三

年

兀

月

日

以

後

12

開

始

す

る

事

業

年

一度に

係

ま で に お 1 7 同 ľ に 0 7 7 適 用 Ļ 同 日 前 に 開 始 す る 事 業年 度 に 係 る中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は な

お 従 前 \mathcal{O} 例 に よる。 ただ 令 和二 年 几 月 日 以 後 に 開 始 す る事 業 年 度に係 る中 間 業務 報 告 書 に 0 1 7 は

新 保 険 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適用 す ることができる。

4 新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 六 号 第 2 \mathcal{O} 生 命 保 険 株 式 会 社 \mathcal{O} 表 及 び 損 害 保 険 株 式 会社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注

意 1 (2)12 同 様 式 第 2 \mathcal{O} 生 命 保 険 相 互. 会 社 \mathcal{O} 表 及 U 損 害 保 険 相 互 会 社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(12) 同 様 式 第

3 務 様 式 以 \mathcal{O} 第 報 後 注 式 記 告 3 意 12 第 載 開 記 書 + 1 上 (2)に 始 載 \mathcal{O} 号 12 す 注 0 上 意 1 る \mathcal{O} \mathcal{O} 7 事 注 同 1 は、 業 意 (4)第 様 年 式 2 1 度 别 な 第 記 (5)お に 載 2 紙 係 従 别 \mathcal{O} 上 様 前 る 紙 生 式 \mathcal{O} 第六 命 中 注 \mathcal{O} 様 保 例 間 式 意 12 業 第 号 険 1 0 ょ (2)務 + 相 る。 報 (11)互. 告 号 会 第 並 た 書 第 社 2 び だ 2 12 に \mathcal{O} \mathcal{O} 記 表 生 0 同 命 様 載 1 及 令 7 上 び 保 式 和 第 \mathcal{O} 損 険 適 注 害 株 用 3 年 式 し 記 意 保 会 兀 載 険 1 (2)社 月 上 相 同 日 \mathcal{O} (11)互 \mathcal{O} 会 表 日 前 注 社 以 12 意 同 及 CK 後 開 5 様 \mathcal{O} 12 表 損 式 始 \mathcal{O} 終 害 す 規 第 記 3 保 る 了 定 載 事 す 記 上 険 は る事 業 株 載 \mathcal{O} 令 年 式 上 注 業 度 会 \mathcal{O} 意 和 年 に 注 社 1 年 意 度 係 (2) \mathcal{O} に (12) 表 兀 る 5 係 記 中 月 間 别 同 載 る 上 中 業 日 紙 様

5 用 表 社 \mathcal{O} 新 表 同 保 並 様 険 業 び 式 第 12 法 同 施 5 様 行 \mathcal{O} 表 式 規 第 則 別 别 5 \mathcal{O} 紙 紙 表 樣 様 年 \mathcal{O} 式 式 度に 第 第 規 定 六 六 は 号 号 第 \mathcal{O} 施 2 第 行 \mathcal{O} 生 日 2 以 \mathcal{O} 命 後 生 保 に 命 険 終 株 保 了 険 式 株 会 す る 社 式 会 事 \mathcal{O} 業 社 表 は 及 年 \mathcal{O} 度 表 び 12 及 同 係 てバ 様 る 前 同 式 中 様 第 間 式 2 業 第 \mathcal{O} 損 務 2 報 \mathcal{O} 害 告 保 損 書 害 険 12 保 株 0 険 式 会 株 1 社 7 式 会 滴 \mathcal{O}

間

業

務

報

告

書

に

0

1

て

は

新

保

険

業

法

施

行

規

則

 \mathcal{O}

規

定

を

適

用

す

る

こと

が

できる。

6 (4) \mathcal{O} 新 保 規 定 険 業 は 法 令 施 和 行 \equiv 規 年 則 兀 別 月 紙 様 式 日 第 以 後 六 に 号 開 \mathcal{O} 始 す 第 る 2 事 2 業 (2)年 記 度 載 12 上 係 \mathcal{O} る 注 中 意 間 2 (4)業 務 及 報 CK 告 同 書 様 式 保保 第 険 2 業 2 法 (4)第 記 百 載 + 上 \mathcal{O} 第 注 意 項 2

L

同

日

前

に

終

了

す

る

事

業

係

る

中

間

業

務

報

告

書

12

0

1

7

な

お

従

 \mathcal{O}

例

に

ょ

る。

日 前 \mathcal{O} に 規 以 後 定 開 12 に 始 す ょ 開 る中 る 始 す 事 る 業 間 事 業 年 度に 業 務 年 報 係る中 告書 度に 係 を . 間 *(*) る中 . う。 業 間 務 殺告· 業 以下 務 報 書 ک 0) 告 12 項 書 0 か に 1 5 7 0 第 ** \ は、 て 九 項 は な くまで お 新 従 保 に 前 お 険 \mathcal{O} 業 例 1 法 12 7 ょ 施 同 る。 r. 行 規 ただ 則 に \mathcal{O} Ļ 規 0 定 1 令 7 を 和二 滴 適 用 用 年 すること 兀 同 月 日

7 新 保 険 業 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第六 . 号 の 三 第 2 $\frac{1}{2}$ (2) 記 載 上 0 注 意 2 (2)12 及 び 同 様 式 第 2 2 (4)記 載 上 \mathcal{O} 注 意

が

で

'きる。

お 2 に 上 係 $(\frac{1}{2})$ 従 \mathcal{O} 注 前 る (12)中 意 \mathcal{O} 並 例 間 2 び (2)に 12 業 ょ 務 及 同 る。 様 報 CK 告 同 式 ただ 様 第 2 3 (2) 書 式 12 第 Ļ 0 7 2 令 7 3 記 和 載 適 (10)上 用 記 年 載 Ļ \mathcal{O} 兀 注 上 \mathcal{O} 月 同 意 注 2 日 (2)日 意 前 以 に 2 後 開 (2)同 に 様 始 \mathcal{O} 終 す 規 式 了 る 定 第 す 事 は 2 る 3 業 事 令 (5)年 業 度 和 記 三 年 に 載 度に 年 上 係 る 兀 \mathcal{O} 係 中 月 注 間 る 意 中 業 日 2 (2) 間 以 務 業 後 報 務 告 に 同 報 書 開 様 告 に 始 式 書 す 第 0 に る 2 1 事 3 7 0 業 7 は (7)て 年 記 度 は な 載

新 保 険 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す ることが できる。

8

 \mathcal{O} 規 新 定 保 は 険 業 施 法 行 施 行 日 以 規 後 則 12 别 終 紙 様 了 式 す る事 第六 号 業 の 三 年 度 第 に 係 2 2 る 中 (1)間 \mathcal{O} 業 表 務 及 報 び 告 同 書 様 に 式 第 0 V) 2 て適 2 (2)用 \mathcal{O} Ļ 表 並 同 び 12 日 同 前 に 様 終 式 了 第 す 2 る 5 事 \mathcal{O} 業 表

年 度 に 係 る 中 間 業 務 報 告 書に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ

る。

新 保 険 業 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第六 号 \mathcal{O} =第 1 2 (2)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に 終 了 す る 事

業

年 度 に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 12 0 1 7 適 用 L 同 日 前 に 終 了 す る事 業 年 度 12 係 る中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 て は

、なお従前の例による。

10 新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 七 号 第 4 \mathcal{O} 生 命 保 険 株 式 会 社 \mathcal{O} 表 及 び 損 害 保 険 株 式 会 社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注

意 1 (5)同 様 式 第 4 \mathcal{O} 生 命 保 険 相 互 会 社 \mathcal{O} 表 及 75 損 害 保 険 相 互. 会 社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5)別 紙 様 式 第 七

号 \mathcal{O} 第 4 \mathcal{O} 生 命 保 険 株 式 会 社 \mathcal{O} 表 及 び 損 害 保 険 株 式 会社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5)同 様 式 第 4 \mathcal{O} 生 命 保 険

相 互. 会 社 \mathcal{O} 表 及 CK 損 害 保 険 相 互. 会社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5)别 紙 様 式 第 十二号第 3 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5)並 75

に 別 紙 様 式 第 十 二 号 \mathcal{O} 第 3 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 年 兀 月 日 以 後 12 開 始 す る 事 業 年 度 12 係

る 業 務 報 告 書 保 険 業 法 第 百 + 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 業 務 報 告 書 を 1 う。 以 下 \mathcal{O} 項 カ 5 第 + 三 項 ま で に

お 1 て 同 に 0 1 て 適 用 Ļ 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る業 務 報 告 書 12 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例

に ょ る。 ただ 令 和 年三月三十 日 以 後 に 終 了 す る事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 12 0 1 て は 新 保 険 業

法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す る ことが で 、きる。

11

新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第七 号 第 4 \mathcal{O} 生 命 保 険 株 式 会 社 \mathcal{O} 表 及 び 損 害 保 険 株 式 会社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注

意 5 記 1 (2)載 \mathcal{O} (12)注 同 意 様 1 (7)式 第 别 4 紙 \mathcal{O} 生 様 命 式 第 保 七 険 号 相 Ħ. \mathcal{O} 会社 第 4 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 生 及 75 命 損 保 険 害 株 保 式 険 会 相 社 互 숲 \mathcal{O} 社 表 及 \mathcal{O} び 表 記 損 害 載 保 F. \mathcal{O} 険 株 注 式 意 会 1 (2)社 \mathcal{O} (12) 表 記 同 載 様 上 式 第 \mathcal{O}

注 意 1 (2)(12)同 様 式 第 4 \mathcal{O} 生 命 保 険 相 互. 会 社 \mathcal{O} 表 及 び 損 害 保 険 相 互 会 社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(12)同 様 式

第 5 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (7)別 紙 様 式 第 + ·二号 第 3 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(11)同 様 式 第 4 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 5 別 紙 様

式 第 十 二 号 の 二 第 3 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(11)並 び 12 同 様 式 第 4 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 5 \mathcal{O} 規 定 は 令 和 \equiv 年 兀 月 日 以

後 12 開 始 す る 事 業 年 度 12 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 滴 用 L 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 12 係 る 業 務 報 告 書 に

0 1 7 は 新 保 険 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す るこ لح が で き

新 保 険 業 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 七 号 第 4 \mathcal{O} 生 命 保 険 株 式 会 社 \mathcal{O} 表 及 び 損 害 保 険 株 式 会 社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注

12

0

1

7

は

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に

ょ

る。

ただ

Ļ

令

和

年

兀

月

日

以

後

12

終

了

す

る

事

業

年

度

に

係

る

業

務

報

告

意 1 (3)同 様 式 第 4 \mathcal{O} 生 命 保 険 相 互 会 社 \mathcal{O} 表 及 び 損 害 保 険 相 互. 会 社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (3)別 紙 様 式 第 七

号 \mathcal{O} 第 4 \mathcal{O} 生 命 保 険 株 式 会 社 \mathcal{O} 表 及 び 損 害 保 険 株 式 会 社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (3)同 様 式 第 4 \mathcal{O} 生 命 保 険

相 互 会 社 \mathcal{O} 表 及 CK 損 害 保 険 相 互. 会 社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (3)别 紙 様 式 第 十 二 号 第 3 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (3)並 75

12 别 紙 様 式 第 + 号 \mathcal{O} 第 3 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (3) \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告

書に Ļ 令 0 和 V 7 年三 適 用 月三十 し、 同 日 日 前 以 12 後 終 に終 了する 了 す 事 うる事 業 年 業年 度に 度 係 に係 る業務に る業 報告書 務 報 告 に 書 0 に 7 て 0 は、 1 て は な お 新 従 保 前 険 \mathcal{O} 例 業 法 12 ょ 施 る。 行 規 ただ 則 \mathcal{O}

規定 を 適 用 す ることが できる。

13 社 表 \mathcal{O} 新 表 保 同 並 様 険 業 び 式 第 法 に 施 同 9 様 行 \mathcal{O} 表 式 規 第 則 9 別 别 紙 \mathcal{O} 紙 表 様 様 式 \mathcal{O} 式 規 第七 第 定 七 は 号 号 第 \mathcal{O} 施 4 行 第 \mathcal{O} 生 日 4 以 命 \mathcal{O} 後 生 保 に 命 険 終了 保 株 険 式 す 株 会 る 社 式 事 会 \mathcal{O} 業 社 表 年 及 \mathcal{O} 度 表 び に 及 同 係 てバ 様 る業 同 式 様 第 務 式 4 報 第 \mathcal{O} 告 損 4 書 害 \mathcal{O} に 損 保 害 険 0 保 1 株 て 険 式 適 会 株 社 用 式 会 \mathcal{O}

14 (5) \mathcal{O} 新 保 規 定 険 業 は 法 令 施 和 行 \equiv 規 年 則 兀 别 月 紙 様 H 式 第 以 後 七 号 12 開 \mathcal{O} \equiv 始 す 第 る 2 事 2 業 (2)年 記 度 載 12 上 係 \mathcal{O} る 注 業 意 務 2 報 (5)告 及 書 び 同 保 様 険 式 業 第 法 2 第 2 (4)百 + 記 条 載 第 上 \mathcal{O} 注 項 意 \mathcal{O} 規 2

同

日

前

に

終

了

す

る

事

業

年度

に

係

る

業

務

報

告

書

に

0

1

7

は、

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に

ょ

る。

定に 始す る ょ る業 事 業 務 年 度に 報 告 係 書 る業 を 1 う。 務 報 告 以 書 下こ に 0 \mathcal{O} 項 1 7 か は 5 第 な + 人 お 項 従 ま 前 で \mathcal{O} 12 例 12 お ょ 1 て同 る。 ただ ľ Ļ に 令 0 和 1 て適 年三月三十 用 同 日 日 前 以 に 後 開

に 終 新 保 了 す 険 業 る 事 法 業 施 行 年 度 規 則 に 係 别 る業 紙 様 式 務 第七 報 告 号 書 \mathcal{O} に \equiv 0 第 1 7 2 2 は (2)新 記 保 載 上 険 業 \mathcal{O} 注 法 意 施 行 (2)規 (12) 則 及 \mathcal{O} 規 び 定 同 様 を 適 式 第 用 することが 2 2 (4)記 載 で 上 \mathcal{O} 注 意

2

15

2 (2)(12) 並 び に 同 様 式 第 2 3 (2)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 (2)同 様 式 第 2 3 (5)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 (2)同 様 式 第 2 3 (7)記 載

上 \mathcal{O} 注 意 2 (2)及 び 同 様 式 第 2 3 (10)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 (2) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 年 兀 月 日 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度

に係 でる業績 務 報 告 書 12 9 11 て適 用 Ļ 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 12 0 11 て は な お 従 前 \mathcal{O}

例 に ょ る。 ただ Ļ 令 和 二年 兀 月 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 7 て は 新 保 険 業

法

施行規則の規定を適用することができる。

16 新 保 険 業 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第七 号 の 三 第 2 (2) 記 載上 0 注 意 2 (3)及 び 同 様 式 第 2 $\frac{1}{2}$ (4) 記 載 上 0 注 意 2

(3) \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に 終 了 す Ź 事 業年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 適 用 Ļ 同 日 前 に 終 了 す る 事 業 年

度に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は な な 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ 令 和 年三月三十 日 以 後 12 終 了 す る

業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は 新 保 険 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 することが で 、きる。

新 保 険 業 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第七 号 の 三 第 2 2 (1) \mathcal{O} 表 及 び 同 様 式 第 2 2 (2) \mathcal{O} 表 並 び 12 同 様 式 第 2 5 \mathcal{O} 表

17

 \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 12 終 了 す る事 業 年 度 に 係 る業 務 報 告 書 12 0 1 7 適 用 同 日 前 に 終 了 す る 事 業 年 度

係 る 業 務 報 告 書 に 9 71 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

18

新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第七 号 \mathcal{O} \equiv 第 1 2 (2)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 \mathcal{O} 規 定 は、 施 行 日 以 後 に 終 了 す る 事

新保険業法が前の例による。

19 新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 + 兀 |号第 2 2 (2)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 (4) \mathcal{O} 規 定 は、 令 和 \equiv 年 兀 月 日 以 後 に 開

始 す る 事 業 年 度 に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 保保 険 業 法 第 百 七 + 条 \mathcal{O} + 兀 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 中 間 業 務

告 書 を 1 う。 以 下 \mathcal{O} 項 か 5 第 <u>二</u> 十 項 Ĵ で 12 お 1 て 同 r. に 0 1 7 適 用 し、 同 日 前 12 開 始 す る 事 業 年

度に 係 る中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よる。 ただ Ļ 令 和 年 兀 月 日 以 後 12 開 始 す

業 年 度 に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は、 新 保 険 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す ること が で **'きる**。

20 新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 + 几 号 第 2 2 (2)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 (2)(12) 同 様 式 第 2 3 (2)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 (2)

及 U 同 様 式 第 2 3 (5)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 (2) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 \equiv 年 兀 月 日 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 中 間 業

務 報 告 書 に 0 1 て 適 用 し、 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 12 係 る中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に

施行規則の規定を適用することができる。

ょ

る。

ただ

Ļ

令

和

年

兀

月

日

以

後

に

終

了

す

る

事

業

年

度

に

係

る

中

間

業

務

報

告

書

に

0

1

て

は

新

保

険

業

法

21

新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第十 兀 | 号第 2 2 (1) \mathcal{O} 表 及 び 同 様 式 第 2 $\frac{1}{2}$ (2)0) 表 並 び に 同 様 式 第 2 5 \mathcal{O} 表 \mathcal{O}

る

度に 係 る中 間 業 務 報告 書 に 0 1 て は なお 従 前 \mathcal{O} 例 に よ る。

22 新 保 険 業 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第十 五 号第 2 2 (2)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 (5) \mathcal{O} 規 定 は、 令 和 \equiv 年 匹 月 日 以 後 に

開

始 す る 事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 保 険 業 法 第二 百百 七 + 条 \mathcal{O} + 兀 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 業 務 報 告 書 を

う。 以 下 0) 項 か 5 第二 十 五. 項 くまで に お 1 て 同 ľ, に 0 7 7 適 用 Ļ 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る

業務 報告 書 に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 による。 ただし、 令 和 二年三月三十 日 以 後に終了す る事 業 年 度に

係 る業 務 報 告 書 E つい 7 は、 新 保険 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用することが できる。

23 新 保 険 業 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 十 五. 号 第 2 2 (2)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 (2)12 同 様 式 第 2 3 (2)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 (2)

及 U 同 様 式 第 2 3 (5)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 (2) \mathcal{O} 規 定 は、 令 和 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 年 兀 月 日 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 業 務 報

告書 に 0 1 て 適 用 同 日 前 12 開 始 す る事 業 年 度に 係 ぶる業務! 報 告 書 に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よる。 た

だし、 令 和 二年 匝 月 日 以 後 に 終了 す る事 業 年 一度に 係 る業 務 報 告 書 に 0 V) て は、 新 保 険 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規

定を適用することができる。

24

新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 , 第十 五. 号第22 (2)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 (3) \mathcal{O} 規 定 は、 施 行 日 以 後 に 終 了 す Ź 事 業

年 度 に 係 る業 務 報 告 書 に 0 V 7 適 用 Ļ 同 日 前 12 終 了す Ś 事 業年度に 係 る業務 報告 書 に つ 1 て は、 な お 従

前 \mathcal{O} 例 に による。 ただし、 令 和 年三月三十 日 以 後 に 終 了 する事 業 年 - 度に係 る業務は 報 告書 に 0 **,** \ 7 は 新

保険業法施行規則の規定を適用することができる。

25 新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 + 五 号第 2 2 (1) \mathcal{O} 表 及 CK 同 様 式 第 2 2 (2) \mathcal{O} 表 並 び に 同 様 式 第 2 5 \mathcal{O} 表 \mathcal{O}

規 定 は、 施 行 日 以 後 に 終 了す る 事 業 年 度に 係 る業 務 報 告 書 12 0 1 て 適 用 Ļ 同 日 前 に 終 了 す る事 業 年 度に

係 る業 務 報 告 書 12 0 7 て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

26

新 保 険 業 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第十 六 号の + 七 第 4 \mathcal{O} 少 額 短 期 保 険 株 式 会社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5)及 び 同

様 式 第 4 \mathcal{O} 小 額 短 期 保 険 相 互. 会 社 \mathcal{O} 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (5) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 \equiv 年 兀 月 日 以 後 に 開 始 す る 事 業

年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 保 険 業 法 第二百 七 十二条 \mathcal{O} + 六 第 項 \mathcal{O} 規 定 に よる業 務 報 告 書 を 1 う。 以 下 \mathcal{O}

項 か 5 第二十 九 項 ŧ で 12 お 1 て 同 ľ に 0 1 7 適 用 同 日 前 に 開 始 す る 事 業年 度 に 係 る業 務 報 告 書

く て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただし、 令 和二 年三月三十 日 以 後 12 終 了 す る事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告

書に 0 1 て は、 新 保 険 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す ることが で つきる。

新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第十 六 号 \mathcal{O} + 七 第 4 \mathcal{O} 小 額 短 期 保 険 株 式 会社 \mathcal{O} 表 記 載 上の 注 意 1 (2)6 及び

27

同 様 式 第 4 \mathcal{O} 少 額 短 期 保 険 相 互 会社 \mathcal{O} 表記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)6 並 び 12 同 様 式 第 5 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 $\frac{2}{\mathcal{O}}$ 規 定 は

令 和三 年 几 月 日 以 後 12 開 始 す る事 業 年 度 に 係る業 務 報 告 書 に 0 1 7 適 用 Ļ 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度

に係 る業 務 報 告 書 に 9 11 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ し、 令 和 年 兀 月 日 以 後 12 終 了 す る 事 業年 度

に .係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は 新 保 険 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す ることが で 'きる。

保 施 行 別 紙 第十 + 株 式 会社 意 (3)

28

新

険

業

法

規

則

様

式

六

号

 \mathcal{O}

七

第

4

 \mathcal{O}

小

額

短

期

保

険

 \mathcal{O}

表

記

載

上

 \mathcal{O}

注

1

及

び

同

様

式

第

4

 \mathcal{O}

少

額

短

期

保

険

相

互会社

0

表

記

載

上

0)

注

意

1

(3)

 \mathcal{O}

規

定は、

施

行

日

以

後

12

終

了

す

る

事

業

年

度

に

係

業務 報告 書 に 0 V) て 適 用 Ļ 同 日 前 に 終了 す る事 業 年 度に 係 る業 務 報 告 書 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よ

る。 た だ し、 令 和 年三 月三十 日 以 後 12 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は 新 保 険 業 法 施

行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 することが できる。

29 新 保 険 業 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第十 - 六号の + Ł 第 4 \mathcal{O} 少 額 短 期 保 険 株式会社 の表及び 同 様 式 第 9 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 規

定 は 施 行 日 以 後 に 終 了 す る 事 業年 度 に 係 る 業務 報 告 書 12 0 1 7 適 用 し、 同 日 前 に 終 了 す る 事 業 年 - 度に 係

る業 務 報 告 書 に 0 11 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ る

30

新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 + 六 号 \mathcal{O} + 八 第 2 \mathcal{O} 少 額 短 期 保 険 株 式 会社 \mathcal{O} 表 記 載 上 0 注 意 1 (4)及 び 同

報告 この 様 に 式 係 第 項 る 書 中 か 2 に \mathcal{O} 0 5 間 業 少 第三十二 1 額 7 務 報 は 短 告 期 項 な 相 書 ま お 互 保保 会社 で 従 12 険 前 お 業 \mathcal{O} \mathcal{O} 表 法 例 1 第二 記 7 12 ょ 載 同 百七 る。 r. 上 \mathcal{O} 十二条 た 注 だ に 意 0 1 1 (4) \mathcal{O} 令 7 + \mathcal{O} 六 適 規 和 定 用 第 年 L は 項 兀 令 月 同 \mathcal{O} 規 和 日 \equiv 定 日 前 年 に 以 に ょ 後 開 兀 る 始 月 12 す 中 開 始 る 間 日 事 業 以 す 業 後 務 る 報 事 年 12 告 開 業 度 書 年 に 始 を す 度 係 る に る 1 う。 中 係 事 間 業 る 業 年 中 以 度 間 務 下

年 令 同 度 和 様 新 12 \equiv 式 保 第 係 年 険 業 る 兀 2 中 月 法 \mathcal{O} 間 施 少 --- 業 行 日 額 務 以 短 規 期 報 則 後 告 別 12 保 書 紙 開 険 相 12 始 様 式 す 互. 0 会社 る事 第 1 7 + 業 六 は \mathcal{O} 表 号 年 \mathcal{O} な 度 記 + お 12 載 八 従 係 上 第 前 る \mathcal{O} 中 注 2 \mathcal{O} 例 間 意 0 12 業 少 1 ょ 務 (2)額 る。 報 (6) 短 告 並 期 た 書 保 U だ に に 険 株 Ļ 0 同 1 様 式 会社 令 7 式 第 和 滴 用 3 0 表 年 Ļ 記 記 載 兀 載 月 上 同 上 日 \mathcal{O} 日 注 0 前 注 以 に 意 後 意 開 2 12 \mathcal{O} 始 1 終 規 (2)す 定 了 6 る 事 及 す は てバ る 業

31

業

務

報

告

書

に

0

1

7

は

新

保

険

業法

施

行

規

則

 \mathcal{O}

規

定

を

適

用

す

ること

が

で

きる。

32 定 は 新 保 施 険 業 行 法 日 以 施 後 行 に 規 終 則 别 了 す 紙 る 様 事 式 第 業 年 + 度 六 号 に 係 \mathcal{O} る + 中 八 第 間 業 2 務 \mathcal{O} 報 少 告 額 書 短 12 期 0 保 1 険 7 株 適 式 用 会 社 \mathcal{O} 同 表 日 及 び 前 に 同 終 様 了 式 第 す る 5 事 \mathcal{O} 業 表 年 \mathcal{O} 度 規

に

係

る

中

間

業

務

報

告

書

に

0

1

7

は、

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に

ょ

る。

事

業

年

度

に

係

る

中

間

業

務

報

告

書

に

0

1

7

は

新

保

険

業

法

施

行

規

則

 \mathcal{O}

規

定

を

適

用

す

ることが

で

、きる。

新 保 険 業 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第十 六 号 \mathcal{O} + 九 第 2 2 (1)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (4)及 び 同 様 式 第 2 2 (2)記 載 上 \mathcal{O} 注

意 1 (4) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 三 年 兀 月 日 以 後 12 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 保 険 業 法 第 百 七 +

二条 \mathcal{O} + 六 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 中 間 業 務 報 告 書 を 1 う。 以 下 \mathcal{O} 項 か 5 第三十 五 項 ま で に お 11 7 同 ľ

に 0 1 7 適 用 し 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 た

だ 令 和 年 兀 月 日 以 後 12 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 12 0 1 7 は 新 保 険 業 法 施 行 規 則

の規定を適用することができる。

34

新 保 険 業 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第 + 六 号 \mathcal{O} + 九 第 2 2 (1)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(5) 及 び 同 様 式 第 2 2 (2)記 載 上 \mathcal{O}

注 意 1 (2)(5) 並 てバ に 同 様 式 第 2 3 (1)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 同 様 式 第 2 3 (3)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1, 同 様 式 第 2 3 (4)記 載

上 \mathcal{O} 注 意 1 及 てバ 同 樣 式 第 2 3 (6)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 \mathcal{O} 規 定 は 令 和 \equiv 年 兀 月 日 以 後 12 開 始 す る 事 業 年 度 12 係

る中 間 業 務 報 告 書 12 0 1 て 適 用 Ļ 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 12 係 る中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は、 な お 従

前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 た だだ 令 和 年 兀 月 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 て は 新

保 険 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す Ź こと が で 'きる。

35

新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第十 六 号 \mathcal{O} + 九 第 2 2 (1) \mathcal{O} 表 及 び 同 様 式 第 2 5 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後

に 終 了 す Ź 事 業 年 度 に 係 る中 間 業務 報告書 に 0 1 7 適 用 Ļ 同 日 前 に 終了 す うる事業 · 業 年 度に 係 る中 間 業務 報

告書については、なお従前の例による。

36 新 保 険 業 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第十 六 号の二十 ·第 2 2 (1)記 載 Ŀ \mathcal{O} 注 意 1 (5)及 び 同 様 式 第 2 2 (2)記 載 上 \mathcal{O} 注

意 1 (5) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 年 兀 月 日 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 (保 険 業 法 第二百 七 +

 \mathcal{O} + 六 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る業 務 報 告 書 を 1 う。 以 下 \mathcal{O} 項 か 5 第 三十 九 項 ま で 12 お 1 7 同 ľ に 0 1 7

適 用 同 日 前 12 開 始 す る事 業 年 · 度 に 係る業務 報 告 書 12 0 1 て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よる。 ただし、 令 和二

年三月三十 日 以 後 に 終 了す る 事 業 年 度に 係 る業務 報 告 書 に 0 7 7 は、 新 保 険 業 法 施 行 規 則 0 規 定 を 適 用

することができる。

37 新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第十 六 号の二十 · 第 2 2 (1)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 (2)(6) 及 び 同 様 式 第 2 2 (2)記 載 上 \mathcal{O}

注 意 1 (2)6 並 び に 同 様 式 第 2 3 (1)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 同 様 式 第 2 3 (3)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 同 様 式 第 2 3 (4)記 載

上 \mathcal{O} 注 意 1 及 び 同 様 式 第 2 3 (6)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 \mathcal{O} 規 定 は、 令 和三 年 几 月 日 以 後 12 開 始 す る 事 業 年 度 に 係

る業 務 報 告 書 12 0 1 て 滴 用 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に

ょ る。 ただ 令 和 年 兀 月 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 12 係 る 業 務 報 告 書 に 0 7 7 は 新 保 険 業 法 施 行

規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す ることが できる。

38 新 保 険 業 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第十 六 号の二十 第 $\frac{1}{2}$ (1) 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 (3)及 び 同 様 式 第 (2)記 載 上 0

2

1

2

2

注

意 1 (3) \mathcal{O} 規定 は 施 行 日 以 後 12 終了 す る事 業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 1 7 適 用 し、 同 日 前 12 終 了 す る 事

業 年 度 に 係 る 業 務 報 告 書 に 0 11 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ し、 令 和 年三月三 $\overline{+}$ 日 以 後 に 終 了

る 事 業 年 度 12 係 る 業 務 報 告 書 12 0 7 7 は 新 保 険 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す ることが できる。

る事 業 年 度 係 る業 務 報 書 に 0 1 前 終 る事 業 年 度 係 業 報 書 に 39

新

保

険

業

法

施

行

規

則

別

紙

様

式

第十

六

号の二十

· 第

2

2

(1)

 \mathcal{O}

表

及

び

同

様

式

第

2

5

 \mathcal{O}

表

 \mathcal{O}

規

定

は

施

行

日

以

後

に

終

了

す

に

告

て

適

用

し、

同

日

に

了

す

に

る

務

告

1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ る。

40 新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第十 六 号の二十 匝 第 2 2 (2)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 (4) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 三年 兀 月 日

以 後 12 開 始 す る 事 業 年 度 に係 る 中 間 業 務 報 告 書 保保 険 業 法 百 七 十 二 条 \mathcal{O} 兀 + 第 項 12 お 1 7 準 用 す る 第

二百 七十一 条 *O*) $\overline{+}$ 匹 第 項 \mathcal{O} 規定 に ょ る 中 間 業 務 報 告 書 を V) う。 以 下 <u>こ</u>の 項 か 5 第 匹 十 二 項 ま で に お 1

て同 ľ, に 0 7 7 適 用 Ļ 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例

に ょ る。 ただし、 令 和 年 兀 月 日 以 後 12 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 て は 新 保 険 業

法施行規則の規定を適用することができる。

41 新 保 険 業 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第十 六 号の二十 兀 第 2 2 (2)記 載 Ë \mathcal{O} 注 意 2 (2)(13)並 び に 同 様 式 第 2 3 (2)記 載

上 \mathcal{O} 注 意 1 及 U 同 様 式 第 2 3 (5)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 \mathcal{O} 規 定 は 令 和 \equiv 年 兀 月 日 以 後 12 開 始 す る 事 業 年 度 に 係

る中 間 業 務 報 告 書 に 0 11 7 適 用 Ļ 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 12 係 る 中 間 業 務 報 告 書 12 0 1 7 は な お 従

前 \mathcal{O} 例 に ょ る。 ただ 令 和 年 兀 月 日 以 後 E 終 了 す る 事 業 年 度 に 係 る 中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 7 は 新

保 険 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 規 定 を適 用 することが で 'きる。

42 新 保 険 業 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第十 六 号の二十 厄 第 2 2 (1) \mathcal{O} 表 及 び 同 様 式 第 2 2 (2) \mathcal{O} 表 並 び 12 同 様 式 第 2

5 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 12 係 る 中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 7 適 用 Ļ 同 日 前 に 終 了 す

る 事 業 年 度 12 係 る 中 間 業 務 報 告 書 に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ る。

43 新 保 険 業 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第十 六 号の二十 五 第 2 2 (2)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 (5) \mathcal{O} 規 定 は 令 和 三年 几 月 日

以 後 12 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る 業務 報 告 書 保 険 業 法二 百 七 十 二 条 \mathcal{O} 几 + 第 項 に お 1 7 準 用 す る 第二百

七 + 条 \mathcal{O} + 兀 第 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ る業 務 報 告 書 を 1 う。 以 下 \mathcal{O} 項 か 5 第 兀 + 六 項 ま で に お 1 て 同

12 0 1 7 適 用 し、 同 日 前 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係 る業 務 報 告 書 に 0 1 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ る。 ただ

令 和二年三月三十 日 以後に終了する事業年度に係る業務報告 書に つ V て は、 新保険 業 法施 行 .規則 \mathcal{O}

規定を適用することができる。

44 新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第十 六 号の二十五 第 2 2 (2)記 載 Ŀ \mathcal{O} 注 意 2 (2)13 並 び 12 同 様 式 第 2 3 (2)記 載

上 \mathcal{O} 注 意 1 及 び 同 様 式 第 2 3 (5)記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 \mathcal{O} 規 定 は、 令 和 年 几 月 日 以 後 に 開 始 す る 事 業 年 度 に 係

る業 務 報 告 書に 0 1 7 適 用 Ļ 同 日 前 に 開 始 す る 事 業年度 に 係 る業務 報告書 に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 12

よる。 ただし、 令 和 年 匹 月 日 以 後 に終了 する事 業年度に係る業務報告書に 0 1 ては、 新 保 険 業 法 施 行

規則の規定を適用することができる。

45 新 保 険 業 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第十 六 号の二十 五. 第 2 2 (2) 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 (3) \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に 終 7

す Ź 事 業年 度 に 係 る業務 報告 書 に 0 7 て適 用 し、 同 日 前 に 終 Ţ す る事 業 年 度 に 係 る業務 報 告 書 に 0 1 7 は

な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よる。 ただ Ļ 令 和 二年三月三十 一日以後に終 了 す る事 業 年 - 度に係 ふる業務 報 告 書 に <u>つ</u>

ては、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

46 新 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第 + 六号の二十 五 第 2 2 (1) \mathcal{O} 表 及 び 同 様 式 第 2 2 (2) \mathcal{O} 表 並 び に 同 様 式 第 2

5 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に 終了 す る事 業年 ・度に 係 る業 務 報 告 書 に 0 1 7 適 用 同 日 前 に 終 了 す る事

業年度に係 る業 務報告 書 に 0 **\ て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

信 託 業 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正 元に伴う 経 過 措 置

第 九条 第八 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 信 託 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第十号 2 (1) \mathcal{O} 表 及 び 同 様 式 2 (3) \mathcal{O} 表 並 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 12

別 紙 様 式 第 十号 \mathcal{O} 2 (1) \mathcal{O} 表 及 び 同 様 式 2 (3) \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 規 定 は 施 行 日 以 後 に 終 了 す る 事 業 年 度 信 託 業 法

平

成

十六

年

法

律

第

百

五

+

-四号)

第三十二条

に

規定す

る事

業

年

度

を

い

う。

以 下

<u>-</u> ک

 \mathcal{O}

項

に

お

1

て

同

r.

に

係

る事 業 報告 書 (信託業法第三十三条 0 規定による事 業報 告 書 を 1 う。 以下この 項 に お 1 て 同 ľ に つい

て適 用 Ĺ 同 日 前 に 終了 する 事 業年 - 度に係 る 事 業報 告 書 に 0 **,** \ て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よる。

金 融 商 品 取 引 業 等 に 関 す る 内 閣 府 令 \mathcal{O} 部 改 正 に 伴 う 経 過 措 置

第十条 第 九 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 金 融 商 品 取 引業: 等 12 関 す る 内 閣 府 令 別 紙 様 式第十二号、 第十三号、 第

十 五 号及び 第 + t 号 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 規 定 は、 施 行 日 以 後に終 了 す る 事 業年度に係 る書 類 に つ V) て適用 施 行 日 前

に終 了する事 業 年 度 に 係 る書 類 に 0 1 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に 、よる。

銀 行 法 施 行 規 則 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 内 閣 府 令 \mathcal{O} 部 改 正

第 +条 銀 行 法 施 行 規 則 等 \mathcal{O} 部 を改 正 す る 内 閣 府 令 **令** 和 年 内 閣 府令第三号) \mathcal{O} 部を次のように改

に

め、

第

__

条

 \mathcal{O}

表

改

正

前

欄

及

び

改

正

後

欄

 \mathcal{O}

同

令

别

紙

様

式

第三

号

の 二

第

2

記

載

上

 \mathcal{O}

注

意

1

中

「(10)」

を

第 改 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 銀 行 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第三号第 2 記 載 Ě 0 注 意 1 中 を

(11) に 改 め 第 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 75 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 别 紙 様 式 第 兀 号 第 2 記 載 F. \mathcal{O} 注 意 1 中 (8) を 9

に 改 め 第 __ 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 別 紙 様 式 第 兀 号 0 第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 中 8 を

(9)に . 改 め、 第 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 別 紙 様 式 第 五. 号の二第2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 中 $\lceil (7) \rfloor$ を

[(8)] 12 改 め、 第 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 别 紙 様 式 第六 号 の 三 第 1 \mathcal{O} 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注

意 1 中 「(10) を 「(11)」 に 改 め、 第 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 てバ 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 别 紙 様 式 第 六 号 \mathcal{O} 几 第 1 \mathcal{O} 貸 借 妆

照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 中 「(10)」 を 「(11)」 に 改 め、 第 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 別 紙 様 式 第 七 号 \mathcal{O}

第 1 \mathcal{O} 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 中 [(8)] を (9)に 改 め、 第 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 別

紙 様 式 第 七 号 \mathcal{O} 几 第 1 \mathcal{O} 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 中 [(8)] を $\lceil (9) \rceil$ に 改 め、 第 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改

正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 别 紙 様 式 第 八 号 \mathcal{O} 第 1 \mathcal{O} 連 結 貸 借 対 照 表 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2 中 $\lceil (7) \rfloor$ を [(8)] に 改 め、 第 条

表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 别 紙 様 式 第 十二号第22 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 中 $\lceil (7) \rfloor$ を [(8)] に 改 め、 第

 \mathcal{O}

条 0 表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 別 紙様式第十三号の二第 1 \mathcal{O} 連 結貸借対 照表記述 載 上の 注 意2中

を「(8)」に改める。

第三条 O表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 信 用 金 庫 法 施 行 規 則 別 紙 様 式 第二号記 載 上 0 注 意 $\overline{1}$. 中 「(9)」を「

(10)に 改 \Diamond 第三 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 75 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 别 紙 様 式 第 六 号 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 中 [9]

に . 改 め、 第三 条 O表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 別 紙 様 式 第十 - 号記 載 Ê \mathcal{O} 注 意 1. 中 (9)」を「(10)」 に改

め、 第三条 の表改 正 前 欄 及び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 別 紙 様 式 第十三号第2記 載上 0 注 意 $\overline{1}$. 中 $\lceil (9) \rceil$ 12

改 め、 第三 条 \bigcirc 表 改 正 前 欄 及 び 改正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 別 紙 様 式 第十三号の二第 2 2 記 載 上 0 注 意 1 中 $\lceil (7) \rfloor$ を

 $\begin{bmatrix} 8 \\ 8 \end{bmatrix}$ に改 め、 第 三 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 别 紙 様 式 第 +匝 号第 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1. 中 [9]

を 「(10)」 に 改 め、 第三 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 Ű 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 別 紙 様 式 第十 兀 号 の 二 一第 2 $\overline{2}$ 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1.

中 を [(8)] に改め、 第三条 \mathcal{O} 表 改 Ē 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 別 紙 様 式 第十五号第2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1

中「(9)」を「(10)」に改める。

上 \mathcal{O} 第 注 兀 意 条 1. \mathcal{O} 表 改 中 正 [9]前 欄 を 及 び 「(10)」 改 正 に改 後 欄 め、 \mathcal{O} 協 第 同 匝 組 条 合 12 \mathcal{O} 表 ょ 改 る 正 金 前 融 欄 事 及び 業 に 関 改 正 す 後 る 法 欄 律 \mathcal{O} 同 施 令 行 别 規 則 紙 様 别 式 紙 第六 様 式 、 号 記 第 一号記 載 上 \mathcal{O} 載

注 意 1. 中 $\lceil (9) \rceil$ を 「(10)」 に 改 め、 第 兀 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改 Ē 後 欄 \mathcal{O} 同 令 別 紙 様 式 第 九 号 第 2 記 載 上 \mathcal{O}

注 意 1. 中 $\lceil (9) \rfloor$ を 「(10)」 に 改 め 第 兀 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 別 紙 様 式 第 九 号 0 第 2 2

記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 中 $\lceil (7) \rfloor$ を [(8)] に 改 め、 第 厄 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 别 紙 様 式 第 + -号第

記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 中 [9]を 「(10)」 に 改 め 第 兀 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 别 紙 様 式 第 +

第 2 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1. 中 $\lceil (7) \rfloor$ を $\lceil (8) \rceil$ に 改 8 る

第 Ŧi. 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 保 険 業 法 施 行 規 則 别 紙 様 式 第七 号第 4 記 載 上 0 注 意 1 中 を

(9)12 改 \Diamond 第 五 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 别 别 紙 様 式 第 七 号 **の** 二 第 4 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 中 $\begin{bmatrix} (8) \end{bmatrix}$ を

[9]

に

改

め、

第

五

条

 \mathcal{O}

表

改

正

前

欄

及

び

改

正

後

欄

 \mathcal{O}

同

令

紙

様

式

第

七

号

 \mathcal{O}

 \equiv

第

2

2

記

載

上

 \mathcal{O}

注

意

2

中

6

を $\lceil (7) \rfloor$ に 改 \Diamond 第 五. 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 别 紙 様 式 第 十二号第 3 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 中 $\widehat{\infty}$

を $\lceil (9) \rfloor$ に 改 \Diamond 第五 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 别 紙 様 式 第 十二号の二 第 3 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 1 中

[(8)] を [9]に 改 め、 第 五. 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 别 紙 様 式 第 + 五. 号第 2 2 記 載 上 \mathcal{O} 注 意 2

中 $\lceil (6) \rceil$ を $\lceil (7) \rfloor$ に 改 8 第 五 条 \mathcal{O} 表 改 正 前 欄 及 び 改 正 後 欄 \mathcal{O} 同 令 别 紙 様 式 第十六号 の 二 十 五 第 2 2 記 載

上 \mathcal{O} 注 意 2 中 $\lceil (6) \rceil$ を 「(7)」 に 改 8) る。